

(別紙) 平成 13 年 7 月 5 日付課法 3-57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																																																												
<p>(5 異動届出書)</p> <div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>異 動 届 出 書</p> <p>(<input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税)</p> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%; text-align: center;">令和 年 月 日</td> <td style="width:10%; text-align: center;">〒</td> <td style="width:10%; text-align: center;">電話 () -</td> <td style="width:10%; text-align: center;">〒</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%; text-align: center;">〒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税務署長殿</td> <td colspan="2" style="font-size: 8px;"> <input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 納税地 <input type="checkbox"/> 法人等の名称 <input type="checkbox"/> 法人番号 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 代表者住所 </td> <td colspan="2" style="font-size: 8px;"> <input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 納税地 <input type="checkbox"/> 法人等の名称 <input type="checkbox"/> 法人番号 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 代表者住所 </td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: 8px;"> <input type="checkbox"/> 通身子法人となる法人が提出する場合 <input type="checkbox"/> 通身子法人が提出する場合 <input type="checkbox"/> 連合親法人となる法人が提出する場合 <input type="checkbox"/> 連合親法人が提出する場合 </p> <p style="font-size: 8px;">次の事項について異動したので届け出ます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">異動事項等</th> <th style="width:30%;">異動前</th> <th style="width:30%;">異動後</th> <th style="width:10%;">異動年月日 (登記年月日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">所轄税務署</td> <td style="width:30%;">税務署</td> <td style="width:30%;">税務署</td> <td style="width:10%;">税務署</td> </tr> </table> <p style="font-size: 8px;"> 納税地等を変更した場合 給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無) ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。 </p> <p style="font-size: 8px;"> 事業年度を変更した場合 変更後最初の事業年度：(自)令和 年 月 日 ~ (至)令和 年 月 日 </p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">合併、分割の場合</td> <td style="width:10%;">合併</td> <td style="width:10%;"> <input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併 </td> <td style="width:10%;">分割</td> <td style="width:10%;"> <input type="checkbox"/> 分割型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 </td> </tr> </table> <p style="font-size: 8px;">(その他参考となるべき事項)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">税理士署名</td> <td> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">※税務署 処理欄</td> <td style="width:10%;">部門</td> <td style="width:10%;">決算期</td> <td style="width:10%;">業種 番号</td> <td style="width:10%;">番号</td> <td style="width:10%;">入力</td> <td style="width:10%;">名簿</td> </tr> </table>	令和 年 月 日	〒	電話 () -	〒		〒	税務署長殿	<input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 納税地 <input type="checkbox"/> 法人等の名称 <input type="checkbox"/> 法人番号 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 代表者住所		<input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 納税地 <input type="checkbox"/> 法人等の名称 <input type="checkbox"/> 法人番号 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 代表者住所			異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)					所轄税務署	税務署	税務署	税務署	合併、分割の場合	合併	<input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併	分割	<input type="checkbox"/> 分割型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他	税理士署名		※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	入力	名簿	<p>(5 異動届出書)</p> <div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>異 動 届 出 書</p> <p>(<input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税)</p> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%; text-align: center;">令和 年 月 日</td> <td style="width:10%; text-align: center;">〒</td> <td style="width:10%; text-align: center;">電話 () -</td> <td style="width:10%; text-align: center;">〒</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%; text-align: center;">〒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税務署長殿</td> <td colspan="2" style="font-size: 8px;"> <input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 納税地 <input type="checkbox"/> 法人等の名称 <input type="checkbox"/> 法人番号 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 代表者住所 </td> <td colspan="2" style="font-size: 8px;"> <input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 納税地 <input type="checkbox"/> 法人等の名称 <input type="checkbox"/> 法人番号 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 代表者住所 </td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: 8px;"> <input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連合親法人 <input type="checkbox"/> 連合子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 </p> <p style="font-size: 8px;">次の事項について異動したので届け出ます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">異動事項等</th> <th style="width:30%;">異動前</th> <th style="width:30%;">異動後</th> <th style="width:10%;">異動年月日 (登記年月日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">所轄税務署</td> <td style="width:30%;">税務署</td> <td style="width:30%;">税務署</td> <td style="width:10%;">税務署</td> </tr> </table> <p style="font-size: 8px;"> 納税地等を変更した場合 給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無) ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。 </p> <p style="font-size: 8px;"> 事業年度を変更した場合 変更後最初の事業年度：(自)令和 年 月 日 ~ (至)令和 年 月 日 </p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">合併、分割の場合</td> <td style="width:10%;">合併</td> <td style="width:10%;"> <input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併 </td> <td style="width:10%;">分割</td> <td style="width:10%;"> <input type="checkbox"/> 分割型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 </td> </tr> </table> <p style="font-size: 8px;">(その他参考となるべき事項)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">税理士署名</td> <td> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">※税務署 処理欄</td> <td style="width:10%;">部門</td> <td style="width:10%;">決算期</td> <td style="width:10%;">業種 番号</td> <td style="width:10%;">番号</td> <td style="width:10%;">入力</td> <td style="width:10%;">名簿</td> </tr> </table>	令和 年 月 日	〒	電話 () -	〒		〒	税務署長殿	<input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 納税地 <input type="checkbox"/> 法人等の名称 <input type="checkbox"/> 法人番号 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 代表者住所		<input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 納税地 <input type="checkbox"/> 法人等の名称 <input type="checkbox"/> 法人番号 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 代表者住所			異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)					所轄税務署	税務署	税務署	税務署	合併、分割の場合	合併	<input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併	分割	<input type="checkbox"/> 分割型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他	税理士署名		※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	入力	名簿
令和 年 月 日	〒	電話 () -	〒		〒																																																																								
税務署長殿	<input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 納税地 <input type="checkbox"/> 法人等の名称 <input type="checkbox"/> 法人番号 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 代表者住所		<input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 納税地 <input type="checkbox"/> 法人等の名称 <input type="checkbox"/> 法人番号 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 代表者住所																																																																										
異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)																																																																										
所轄税務署	税務署	税務署	税務署																																																																										
合併、分割の場合	合併	<input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併	分割	<input type="checkbox"/> 分割型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他																																																																									
税理士署名																																																																													
※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	入力	名簿																																																																							
令和 年 月 日	〒	電話 () -	〒		〒																																																																								
税務署長殿	<input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 納税地 <input type="checkbox"/> 法人等の名称 <input type="checkbox"/> 法人番号 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 代表者住所		<input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 納税地 <input type="checkbox"/> 法人等の名称 <input type="checkbox"/> 法人番号 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 代表者住所																																																																										
異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)																																																																										
所轄税務署	税務署	税務署	税務署																																																																										
合併、分割の場合	合併	<input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併	分割	<input type="checkbox"/> 分割型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他																																																																									
税理士署名																																																																													
※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	入力	名簿																																																																							

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後

(5 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者である個人を含みます。以下同じです。）が事業年度等の変更、納税地（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地。以下「納税地等」といいます。）の異動、資本金の額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了を含みます。）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、表題の「(□法人税 □消費税)」には、届け出る税目の□にレ印を付してください。

※ 「消費税異動届出書（第11号様式）」に定める異動事項について、この届出書の「消費税」の□にレ印を付して提出した場合は、重ねて「消費税異動届出書（第11号様式）」を提出する必要はありません。

2 この届出書は、異動のあった法人の納税地等の所轄税務署長（納税地等の異動があった場合には、異動前の納税地等の所轄税務署長）に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出区分」欄は、通算親法人、通算親法人となる法人、通算子法人又は通算子法人となる法人がこの届出書を提出する場合にレ印を付してください。

提出法人が連結法人（連結法人となる法人を含みます。）である場合は、「提出区分」欄の「通算親法人」を「連結親法人」と、「通算子法人」を「連結子法人」と読み替えてレ印を付してください。

(2) 提出法人が外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異動年月日 (登記年月日)
本店又は主たる事務所の所在地	○○○ △△△ □□	△△△ □□□ ○○	0.4・〇・〇
	↑ 異動内容を記載 ↑		
		(転出)法務局の本店 移転登記の日を記載	↑

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異動年月日 (登記年月日)
吸 取 合 併	→ 被合併法人(株) ●●● (▲▲市□□町)	→ 合併法人(株) ○○○ (△△市××町)	(合併期日) 0.4・〇・〇
	被合併法人の名称及び 本店所在地(合併前)を記載	合併法人の名称及び 本店所在地を記載	合併契約書において合併の 効力発生日と定めた日を記載

(注) 1 通算子法人が合併等で通算親法人との間に通算完全支配関係を有しなくなった場合は、通算親法人は、別途「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

2 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、連結親法人は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

(削 除)

3 消費税の課税事業者である法人が合併により消滅した場合、その合併法人は「合併による法人の消滅届出書（第8号様式）」を被合併法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。

(4) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合又は公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合等、法人の区分に変更があった場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(その他参考となるべき事項)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。

(注) 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のものを「普通法人」としてください。

(5) 「所轄税務署」欄には、納税地等を異動した場合のみ記載してください。

(6) 「納税地等を変更した場合」欄には、給与支払事務所等の移転の有無について、該当する□にレ印を付してください。

なお、給与支払事務所等の移転がなく、名称等に変更があった場合には、「無（名称等変更有）」にレ印を付してください。

(注) 「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。

(7) 「合併、分割の場合」欄には、該当する□にレ印を付してください。

なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も□にレ印を付してください。

また、信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの□にレ印を付してください。

(注) 信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。

(8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(9) 「※」欄は、記載しないでください。

4 異動事項の内容確認のため、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(5 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含みます。）が事業年度等の変更、納税地等（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地。以下同じ。）の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、表題の「(□法人税 □消費税)」には、届け出る税目の□にレ印を付してください。

※ 「消費税異動届出書（第11号様式）」に定める異動事項について、この届出書の「消費税」の□にレ印を付して提出した場合は、重ねて「消費税異動届出書（第11号様式）」を提出する必要はありません。

2 この届出書は、異動のあった法人の納税地等の所轄税務署長（納税地等の異動があった場合には、異動前の納税地等の所轄税務署長）に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

3 各欄は、次により記載してください。

(追 加)

(1) 提出法人が外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異動年月日 (登記年月日)
本店又は主たる事務所の所在地	○○○ △△△ □□	△△△ □□□ ○○	0.2・〇・〇
	↑ 異動内容を記載 ↑		
		(転出)法務局の本店 移転登記の日を記載	↑

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異動年月日 (登記年月日)
吸 取 合 併	→ 被合併法人(株) ●●● (▲▲市□□町)	→ 合併法人(株) ○○○ (△△市××町)	(合併期日) 0.2・〇・〇
	被合併法人の名称及び 本店所在地(合併前)を記載	合併法人の名称及び 本店所在地を記載	合併契約書において合併の 効力発生日と定めた日を記載

(注) (追 加)

1 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、連結親法人は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

2 信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの□にレ印を付してください。

3 消費税の課税事業者である法人が合併により消滅した場合、その合併法人は「合併による法人の消滅届出書（第8号様式）」を被合併法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。

(3) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁からの認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(その他参考となるべき事項)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。

(注) 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のものを「普通法人」としてください。

(4) 「所轄税務署」欄には、納税地等を異動した場合のみ記載してください。

(5) 「納税地等を変更した場合」欄には、給与支払事務所等の移転の有無について、該当する□にレ印を付してください。

なお、給与支払事務所等の移転がなく、名称等に変更があった場合には、「無（名称等変更有）」にレ印を付してください。

(注) 「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。

(6) 「合併、分割の場合」欄には、該当する□にレ印を付してください。

なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も□にレ印を付してください。

(注) 信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。

(7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(8) 「※」欄は、記載しないでください。

4 異動事項の内容確認のため、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 後

(22 更正の請求に対してその更正をするべき理由がない旨の通知書)

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

1 使用目的

「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」は、更正の請求に対して調査した結果、その更正をすべき理由がないと認めた場合、更正の請求が請求期限経過後に提出されたもの又は請求事項が不適法なものである場合に、請求法人に対してその旨を通知するときに使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象(連結)事業年度、請求対象課税事業年度又は請求対象課税期間を記入する。 当該請求書が、法人税のみの場合は「課税事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消し、請求対象事業年度が連結事業年度に該当しない場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 地方法人税のみ又は復興特別法人税の場合は、「(連結)事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消する。 法人税及び地方法人税の場合は、「課税期間」の文字を抹消し、請求事業年度が連結事業年度に該当しない場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 消費税及び地方消費税の場合は「(連結)事業年度」及び「課税事業年度」の文字を抹消する。
理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 前

(22 更正の請求に対してその更正をするべき理由がない旨の通知書)

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

1 使用目的

「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」は、更正の請求に対して調査した結果、その更正をすべき理由がないと認めた場合、更正の請求が請求期限経過後に提出されたもの又は請求事項が不適法なものである場合に、請求法人に対してその旨を通知するときに使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象(連結)事業年度、請求対象課税事業年度又は請求対象課税期間を記入する。 当該請求書が、法人税のみの場合は「課税事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消し、 <u>単体法人</u> の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 地方法人税のみ又は復興特別法人税の場合は、「(連結)事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消する。 法人税及び地方法人税の場合は、「課税期間」の文字を抹消し、 <u>単体法人</u> の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 消費税及び地方消費税の場合は「(連結)事業年度」及び「課税事業年度」の文字を抹消する。
理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 後

(52 申告期限の延長申請書)

申告期限の延長申請書

※整理番号	
※通算グループ整理番号	

税務署受付印

令和 年 月 日	提出区分	納 税 地	〒
	□ 通算親法人が提出する場合	(フリガナ)	電話() -
		法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	
		代 表 者 住 所	〒
	事 業 種 目		業

税務署長殿

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
事業年度の所得に対する法人税の確定申告書の提出期限を下記の期日まで延長したいので申請します。

事業年度の所得に対する法人税の確定申告書の提出期限を下記の期日まで延長したいので

記

1 申告期限延長の指定を受けようとする期日 令和 年 月 日

2 確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由

3 その他参考となるべき事項

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿 等	通 信 日 付 印	確 認
	回付先	□ 親署 → 子署		□ 親署 → 調査課			年 月 日	

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(52 申告期限の延長申請書)

申告期限の延長申請書

※整理番号	
※通算グループ整理番号	

税務署受付印

令和 年 月 日	提出法人	納 税 地	〒
	□ □ 単 連 体 結 法 親 人 法 人	(フリガナ)	電話() -
		法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	
		代 表 者 住 所	〒
	事 業 種 目		業

税務署長殿

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
延長したいので申請します。

事業年度の法人税の確定申告書
 連結事業年度の法人税の連結確定申告書

の提出期限を下記の期日まで

記

1 申告期限延長の指定を受けようとする期日 令和 年 月 日

2 確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由

3 その他参考事項

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿 等	通 信 日 付 印	確 認
	回付先	□ 親署 → 子署		□ 子署 → 調査課			年 月 日	

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(52 申告期限の延長申請書)

申告期限の延長申請書の記載要領等

1 この申請書は、災害その他やむを得ない理由によって決算が確定しない等のため、法人税の確定申告書又は連結確定申告書その提出期限までに提出できないときに、法人税法第75条、同法第144条の7又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の23の規定によりその提出期限の延長を申請する場合（国税通則法第11条の規定によって既にその提出期限延長が認められている場合を除きます。）に使用してください。

なお、定款の定めにより提出期限までに定時総会が招集されない常況にあること等法人税法第75条の2第1項又は令和2年旧法人税法第81条の24の理由による場合には、「申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。

2 この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれに掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

- ① 確定申告書の延長……申請しようとする事業年度終了の日の翌日から45日以内
② 連結確定申告書の延長……申請しようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内

(注) 1 通算法人が申告期限の延長の規定の適用を受けようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人がこの申請書を当該通算親法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。
なお、通算親法人がこの申請書により確定申告書の提出期限の延長が認められると、この提出期限が当該通算親法人に係る通算子法人の確定申告書の提出期限となります。
2 連結法人がこの申請書を提出する場合は、当該連結法人に係る連結親法人が提出してください。
なお、連結親法人がこの申請書により連結確定申告書の提出期限の延長が認められると、この提出期限が当該連結親法人に係る連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

3 各欄は、次により記載します。

(1) 「提出区分」欄は、通算親法人がこの申請書を提出する場合にレ印を付してください。
また、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「通算親法人が提出する場合」を「連結親法人が提出する場合」と読み替えてレ印を付してください。

(2) 申請本文の「自 令和 年 月 日 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書」について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、
「自 令和 年 月 日 連結事業年度の連結所得に対する法人税の連結確定申告書」と読み替えて記載してください。

(3) 「申告期限延長の指定を受けようとする期日」欄には、法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出することができる日と認められる日を記載してください。

(4) 「確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由」欄には、決算が確定しない等の理由となっている災害等の事実又は法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びにその指定を受けようとする期日まで申告書を提出することができない事情をできるだけ詳細に記載してください。

なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「連結確定申告書の提出期限までに連結法人の決算が確定しない理由又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由」欄と読み替えて、決算が確定しない等の理由となっている災害等の事実と指定を受けようとする期日まで申告書を提出することができない事情をできるだけ詳細に記載してください。

(5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

改 正 前

(52 申告期限の延長申請書)

申告期限の延長申請書の記載要領等

1 この申請書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、災害その他やむを得ない理由によって決算が確定しない等のため、法人税の確定申告書又は連結確定申告書その提出期限までに提出できないときに、法人税法第75条又は第81条の23の規定によりその提出期限の延長を申請する場合（国税通則法第11条の規定によって既にその提出期限延長が認められている場合を除きます。）に使用してください。

なお、会計監査人の監査を受けなければならないこと等法人税法第75条の2第1項又は第81条の24に掲げる理由による場合には、「申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。

2 この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれに掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

- ① 確定申告書の延長……申請しようとする事業年度終了の日の翌日から45日以内
② 連結確定申告書の延長……申請しようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内

(注) この申請書により連結確定申告書の提出期限の延長が認められると、この提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

(追 加)

3 各欄は、次により記載します。

(追 加)

(1) 申請本文の「事業年度の法人税の確定申告書」又は「連結事業年度の法人税の連結確定申告書」には、いずれか該当する□にレ印を付してください。

(2) 「申告期限延長の指定を受けようとする期日」欄には、法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出することができる日と認められる日を記載してください。

(3) 「確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由」欄には、決算が確定しない等の理由となっている災害等の事実と指定を受けようとする期日まで申告書を提出することができない事情をできるだけ詳細に記載してください。

(追 加)

(4) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

改 正 後

(52 申告期限の延長申請書)

⑥ 「※」欄は、記載しないでください。

4 この申告期限の延長が認められた場合には、延長された期間（指定を受けた期日前に法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出した場合には、その提出した日までの期間）について利子税を納付する必要があります。

（注） この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(52 申告期限の延長申請書)

⑤ 「※」欄は、記載しないでください。

4 この申告期限の延長が認められた場合には、延長された期間（指定を受けた期日前に確定申告書又は連結確定申告書を提出した場合には、その提出した日までの期間）について利子税を納付する必要があります。

（注） この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(54 申告期限の延長の特例の申請書)

申告期限の延長の特例の申請書

※整理番号
※通算グループ整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	提出区分	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> 通算親法人が提出する場合	(フリガナ) 法 人 名 等	電話() -
		法 人 番 号	
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
		代 表 者 住 所	〒
		事 業 種 目	業

自令和 年 月 日 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長をし、延長月数の指定若し
至令和 年 月 日
くは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。
記

- 申告期限延長期間
- (1) 申告期限が延長されていない法人
 - 申告期限を1月(通算法人にあっては、2月)延長したい場合
 - 申告期限の延長及び2月(通算法人にあっては、3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数()
 - (2) 申告期限が1月(通算法人にあっては、2月)延長されている法人
 - 2月(通算法人にあっては、3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数()
 - (3) 2月(通算法人にあっては、3月)以上の延長月数の指定を受けている法人
 - 延長月数の指定の取消しを受け、1月(通算法人にあっては、2月)延長としたい場合 取消し前の月数()
 - 2月(通算法人にあっては、3月)以上の範囲内で延長月数の指定を受けている月数を 変更前の月数()
変更したい場合 変更後の月数()

各事業年度終了の日の翌日から2月以内(延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から3月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から4月以内)に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第1号(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第2号(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第2項(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。) その他参考となるべき事項
根拠条文	書添類付等
	1 定款等の写し 2 その他 []

税 理 士 署 名

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力	名簿等	通信日付印	確認
	回付先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 ・ <input type="checkbox"/> 親署 → 調査課						年月日	

04.03改正

(規格A4)

改 正 前

(54 申告期限の延長の特例の申請書)

申告期限の延長の特例の申請書

※整理番号
※連結グループ整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人	(フリガナ) 法 人 名 等	電話() -
		法 人 番 号	
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
		代 表 者 住 所	〒
		事 業 種 目	業

自令和 年 月 日 事業年度から法人税の確定申告書
至令和 年 月 日 連結事業年度から法人税の連結確定申告書
の提出期限の延長をし、延長月数の指定若しくは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。
記

- 申告期限延長期間
- (1) 申告期限が延長されていない法人
 - 申告期限を1月(連結事業年度は2月)延長したい場合
 - 申告期限の延長及び2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数()
 - (2) 申告期限が1月(連結事業年度は2月)延長されている法人
 - 2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数()
 - (3) 2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けている法人
 - 延長月数の指定の取消しを受け、1月(連結事業年度は2月)延長としたい場合 取消し前の月数()
 - 2月(連結事業年度は3月)以上の範囲内で延長月数の指定を受けている月数を 変更前の月数()
変更したい場合 変更後の月数()

各事業年度若しくは各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内(延長月数の指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に各事業年度若しくは各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第1号(同法第144条の8において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第2号(同法第144条の8において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第2項(同法第144条の8において準用する場合を含む。) その他参考となるべき事項
根拠条文	書添類付等
	1 定款等の写し 2 その他 []

税 理 士 署 名

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力	名簿等	通信日付印	確認
	回付先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 ・ <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課						年月日	

03.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前										
<p>(54 申告期限の延長の特例の申請書)</p> <p style="text-align: center;">申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人が法人税法第75条の2の規定により、外国法人が同法第144条の8の規定により、又は連結親法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の24の規定により、<u>それぞれ次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に使用してください。</u></p> <p>① 定款等の定めにより、又は特別の事情があることにより、今後、各事業年度又は各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合</p> <p>② <u>通算法人が多数に上ること、その他これに類する理由により法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合</u></p> <p>③ <u>連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合</u></p> <p>④ 会計監査人を置いており、かつ、定款等の定めにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月（通算法人にあっては、4月）又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合</p> <p>⑤ 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月（通算法人にあっては、4月）又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合</p> <p>⑥ <u>特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から4月以内に法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長月数の指定を受けようとする場合</u></p> <p>⑦ 特別の事情があることにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合</p> <p>⑧ ④～⑦に掲げる理由に変更が生じたことにより、延長されている月数の指定の取消しを受けようとする場合又は指定を受けた月数の変更をしようとする場合</p> <p>なお、これらの規定は、平成22年9月30日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度には適用がありません。</p> <p>2 この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>(1) 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで（<u>通算法人にあっては、最初に適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から45日以内</u>）</p> <p>(2) 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内</p> <p>3 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出区分」欄は、<u>通算親法人がこの申請書を提出する場合にレ印を付してください。</u> また、<u>連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「通算親法人が提出する場合」を「連結親法人が提出する場合」と読み替えてレ印を付してください。</u></p> <p>(2) 申請本文の <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 2px;">自令和 年 月 日</td><td style="padding: 2px;">事業年度の所得に対する法人税の確定申告書</td></tr><tr><td style="padding: 2px;">至令和 年 月 日</td><td></td></tr></table> については、<u>連結親法人がこの申請書を提出する場合は、</u> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 2px;">自令和 年 月 日</td><td style="padding: 2px;">連結事業年度の連結所得に対する法人税の連結確定申告書</td></tr><tr><td style="padding: 2px;">至令和 年 月 日</td><td></td></tr></table> と読み替えて記載してください。</p> <p>(3) 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。 なお、<u>連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「通算法人にあっては、3月以上」の延長月数の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数(注)を「その月数()」の()内に、申告期限の延長月数の指定の取消しを受け1月（連結確定申告書にあっては2月）延長しようとする場合には、その指定の取消しを受ける前の月数を「取消し前の月数()」の()内に記載し、申告期限の延長月数の変更をしようとする場合には、変更する前の月数を「変更前の月数()」の()内に記載してください。</u> (注) 申請の事由が上記1の④に該当する場合は、()内には「2」から「4」までの数字を記載してください。</p> <p>(4) 「各事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から3月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、上記1の①から⑧までに掲げる事由が生ずることとなった理由を簡明に記載してください。 なお、<u>連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「連結事業年度事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には連結事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄と読み替えて上記1の①、③から⑤まで又は⑦に掲げる理由が生ずることとなった理由を簡明に記載してください。</u></p> <p>(5) 「根拠条文」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。 なお、<u>連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「法人税法第75条の2第1項柱書（同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。）とあるのは「令和2年旧法人税法第81条の24第1項柱書」と、「法人税法第75条の2第1項第1号（同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。）とあるのは「令和2年旧法人税法第81条の24第1項第1号」と、「法人税法第75条の2第1項第2号（同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。）とあるのは「令和2年旧法人税法第81条の24第1項第2号」と、「法人税法第75条の2第2項（同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。）とあるのは「令和2年旧法人税法第81条の24第2項」と、それぞれ読み替えて</u></p>	自令和 年 月 日	事業年度の所得に対する法人税の確定申告書	至令和 年 月 日		自令和 年 月 日	連結事業年度の連結所得に対する法人税の連結確定申告書	至令和 年 月 日		<p>(54 申告期限の延長の特例の申請書)</p> <p style="text-align: center;">申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人が法人税法第75条の2の規定により、連結親法人が法人税法第81条の24の規定により、<u>又は外国法人が法人税法第144条の8の規定により、</u></p> <p>① 定款等の定めにより、又は<u>これらの法人に特別の事情があることにより、今後、各事業年度又は各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合</u> (追 加)</p> <p>② <u>連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合</u></p> <p>③ 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合</p> <p>④ 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合 (追 加)</p> <p>⑤ 特別の事情があることにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合</p> <p>⑥ ③～⑤に掲げる理由に変更が生じたことにより、延長されている月数の指定の取消しを受けようとする場合又は指定を受けた月数の変更をしようとする場合 <u>に変更をしようとする場合に使用してください。</u> なお、これらの規定は、平成22年9月30日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度には適用がありません。</p> <p>2 この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>① 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで</p> <p>② 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内</p> <p>3 各欄は、次により記載します。 (追 加)</p> <p>(1) 申請本文の <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書</td></tr><tr><td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書</td></tr></table> には、<u>いずれか該当する□にレ印を付してください。</u></p> <p>(2) 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。 なお、2月以上（連結確定申告書にあっては3月以上）の延長月数の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数(注)を「その月数()」の()内に、申告期限の延長月数の指定の取消しを受け1月（連結確定申告書にあっては2月）延長しようとする場合には、その指定の取消しを受ける前の月数を「取消し前の月数()」の()内に記載し、申告期限の延長月数の変更をしようとする場合には、変更する前の月数を「変更前の月数()」の()内に記載してください。 (注) 申請の事由が上記1の③に該当する場合は、()内には「2」から「4」までの数字を記載してください。</p> <p>(3) 「各事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各事業年度又は連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、上記1の①から⑥までに掲げる事由が生じることとなった理由を簡明に記載してください。</p> <p>(4) 「根拠条文」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。</p>	<input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書	<input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書
自令和 年 月 日	事業年度の所得に対する法人税の確定申告書										
至令和 年 月 日											
自令和 年 月 日	連結事業年度の連結所得に対する法人税の連結確定申告書										
至令和 年 月 日											
<input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書											
<input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書											

改 正 後

(54 申告期限の延長の特例の申請書)

- ください。
- (6) 「添付書類等」欄は、この申請書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

4 この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

- (注) 1 この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。
- 2 通算法人が申告期限の延長の特例の規定の適用を受けようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人がこの申請書を当該通算親法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。
なお、通算親法人がこの申請書により確定申告書の提出期限の延長が認められると、当該通算親法人に係る通算子法人の確定申告書の提出期限についても延長されたものとみなされます。
- 3 申告期限の延長の特例を受けている通算グループから離脱した際に、離脱した法人が法人税法第75条の2に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例をその後も受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出することにご注意ください。
- 4 通算法人以外の法人が、この申請により法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例が認められていた場合でも、その後、通算法人となった後に法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めてこの申請書を提出することにご注意ください。
- 5 令和2年旧法人税法第81条の24の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められていた連結親法人がグループ通算制度へ移行した場合は、改めて「申告期限の延長の特例の申請書」を提出しなくても、法人税法第75条の2の規定による確定申告書の提出期限の延長の特例の効力は、移行されて通算親法人となった法人及び当該通算親法人による通算完全支配関係がある全ての通算子法人に認められます。
- 6 連結親法人がこの申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、当該連結親法人に係る連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限についても延長されたものとみなされます。
- 7 令和2年旧法人税法第81条の24の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、令和2年旧法人税法第75条の2の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「申告期限の延長の特例の申請書」を提出することにご注意ください。
- 8 申告期限の延長の特例を受けている連結グループから離脱した際に、離脱した法人が令和2年旧法人税法第75条の2に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を離脱日の前日の属する事業年度後の事業年度において受けようとする場合は、法律の定める日までに改めてこの申請書を提出することにご注意ください。
- 9 連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、令和2年旧法人税法第75条の2の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(54 申告期限の延長の特例の申請書)

- (5) 「添付書類等」欄は、この申請書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- (6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

4 この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

- (注) 1 法人税法第81条の24の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、同法第75条の2の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「申告期限の延長の特例の申請書」を提出することにご注意ください。
- 2 この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。
- 3 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした法人税法第75条の2の規定による確定申告書の申告期限の延長の特例の申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。
このため、連結グループから離脱した際に、法人税法第75条の2に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出することにご注意ください。
- 4 連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、法人税法第75条の2の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。
- 5 この申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、その提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(56 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

納 税 地		法第		号
法 人 名 等		令和	年	月
代 表 者 名	殿	日		

税 務 署 長
財務事務官

⑩

取 消 通 知 書
申 告 期 限 の 延 長 の 特 例 の 変 更

貴法人の申告期限の延長の特例については、下記の理由により

	自令和	年	月	日
	至令和	年	月	日

延 長 を 取 り 消 し た
(連結)事業年度以後その 延長月数の指定を取り消した から通知します。
指定月数を下記月数に変更した

記

(変更後の指定月数) 月

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

04.03 改正

(規格 A 4)

改正前

(56 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

納 税 地		法第		号
法 人 名 等		令和	年	月
代 表 者 名	殿	日		

税 務 署 長
財務事務官

⑩

取 消 通 知 書
申 告 期 限 の 延 長 の 特 例 の 変 更

貴法人の申告期限の延長の特例については、下記の理由により

	自平成・令和	年	月	日
	至平成・令和	年	月	日

延 長 を 取 り 消 し た
(連結)事業年度以後その 延長月数の指定を取り消した から通知します。
指定月数を下記月数に変更した

記

(変更後の指定月数) 月

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(56 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

申告期限の延長の特例の
取消
変更 通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の取消通知書」は、申告期限の延長の取消し、延長月数の指定の取消し又は延長期間の指定月数の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「延長を取り消した 「取消 及び 延長月数の指定を取り消した の箇所については、通知の内容に応じて不要字句を抹消す 変更」 指定月数を下記月数に変更した」 る。 「令和 年 月 日 また、 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分をしようとする 至令和 年 月 日 る日の属する事業年度を記入し、対象となる事業年度が連結事業年度に該当しない場合は「(連結)事業年度」 の「(連結)」の字句を抹消する。
下 記 部 分	承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合には、この処分により指定しようとする延長期間の月 数を「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄に変更の理由を記入する。 延長の取消し又は指定の取消しの通知をする場合は、「(変更後の指定月数) 月」を抹消し、「(処分の理由)」 欄に延長の取消し又は指定の取消しの理由を記入する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属 等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入す る。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する 税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管 轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する 税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管 轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

(以下省略)

改 正 前

(56 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

申告期限の延長の特例の
取消
変更 通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の取消通知書」は、申告期限の延長の取消し、延長月数の指定の取消し又は延長期間の指定月数の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「延長を取り消した 「取消 及び 延長月数の指定を取り消した の箇所については、通知の内容に応じて不要字句を抹消す 変更」 指定月数を下記月数に変更した」 る。 「令和 年 月 日 また、 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分をしようとする 至令和 年 月 日 る日の属する事業年度を記入し、 <u>単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」</u> の字句を抹消する。
下 記 部 分	承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合には、この処分により指定しようとする延長期間の月 数を「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄に変更の理由を記入する。 延長の取消し又は指定の取消しの通知をする場合は、「(変更後の指定月数) 月」を抹消し、「(処分の理由)」 欄に延長の取消し又は指定の取消しの理由を記入する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属 等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入す る。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する 税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管 轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する 税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管 轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

(同左)

改 正 後

(57 申告期限の延長の特例の取りやめの届出書)

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書

※整理番号	
※通算グループ整理番号	

令和 年 月 日	提出区分	納 税 地	〒
	□ 通算親法人が提出する場合	(フリガナ) 法 人 名 等	電話() -
		法 人 番 号	
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
		代 表 者 住 所	〒
		事 業 種 目	業

自令和 年 月 日 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長の特例の適用をやめます
 至令和 年 月 日
 ので届け出ます。

記

1 確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日
 年 月 日

2 確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由

3 その他参考となるべき事項

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿 等	通 信 日 付 印	確 認
回付先 □ 親署→子署 ・ □ 親署→調査課							年 月 日	

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(57 申告期限の延長の特例の取りやめの届出書)

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

令和 年 月 日	提出法人	納 税 地	〒
	□ 単 体 法 人 □ 連 結 親 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	電話() -
		法 人 番 号	
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
		代 表 者 住 所	〒
		事 業 種 目	業

自令和 年 月 日 □ 事業年度から、法人税の確定申告書
 至令和 年 月 日 □ 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書
 の適用をやめますので届け出ます。

の提出期限の延長の特例

記

1 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日
 年 月 日

2 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由

3 その他参考事項

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿 等	通 信 日 付 印	確 認
回付先 □ 親署→子署 ・ □ 子署→調査課							年 月 日	

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(57 申告期限の延長の特例の取りやめの届出書)

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人税法第 75 条の 2 第 1 項の規定、同法第 144 条の 8 の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けている法人が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用してください。

2 この届出書は、適用を受けることをやめようとする事業年度又は連結事業年度終了の日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。

通算法人がこの申告期限の延長の特例の適用をやめようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人が当該通算親法人の納税地の所轄税務署長にこの届出書を提出してください。

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出区分」欄は、通算親法人がこの届出書を提出する場合にレ印を付してください。

また、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「通算親法人が提出する場合」を「連結親法人が提出する場合」と読み替えてレ印を付してください。

(2) 届出本文の

自令和 年 月 日
至令和 年 月 日

事業年度の所得に対する法人税の確定申告書 について、連結親法人がこの届出書を提出

する場合は、

自令和 年 月 日
至令和 年 月 日

連結事業年度の連結所得に対する法人税の連結確定申告書 と読み替えて記載してください。

(3) 「確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「申告期限の延長の特例の申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。

なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「確定申告書」を「連結確定申告書」と読み替えてください。

イ 所轄税務署長から承認の通知又は延長月数についての指定の通知があった場合には、当該通知に係る書面（通知書）に記載された年月日を記載してください。

ロ 最初に適用を受けようとした事業年度終了の日の翌日から 15 日（通算法人にあつては、2 月）又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に所轄税務署長から処分の通知がなかった場合には、当該事業年度終了の日の翌日から 15 日（通算法人にあつては、2 月）又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過した日を記載してください。

(4) 「確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由」欄には、延長の特例の適用をやめようとする理由を簡明に記載してください。

なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「確定申告書」を「連結確定申告書」と読み替えてください。

(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(57 申告期限の延長の特例の取りやめの届出書)

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人で、法人税法第 75 条の 2 第 1 項の規定（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例）、第 81 条の 24 第 1 項の規定（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）又は第 144 条の 8（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例）の適用を受けている法人が、その規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用してください。

2 この届出書は、適用を受けることをやめようとする事業年度又は連結事業年度終了の日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。

3 各欄は、次により記載してください。

（追 加）

(1) 届出本文の

<input type="checkbox"/> 事業年度から、法人税の確定申告書
<input type="checkbox"/> 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書

には、いずれか該当する□にレ印を付してください。

(2) 「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「申告期限の延長の特例の申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。

イ 所轄税務署長から承認の通知又は延長月数についての指定の通知があった場合には、当該通知に係る書面（通知書）に記載された年月日を記載してください。

ロ 最初に適用を受けようとした事業年度終了の日の翌日から 15 日又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に所轄税務署長から処分の通知がなかった場合には、当該事業年度終了の日の翌日から 15 日又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過した日を記載してください。

(3) 「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由」欄には、延長の特例の適用をやめようとする理由を簡明に記載してください。

(4) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名してください。

(5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(58 青色申告の承認申請書)

税務署受付印 **青色申告の承認申請書** ※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電話() -
	法 人 名 等	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	
	代 表 者 住 所	〒
事 業 種 目	業	
資 本 金 又 は 出 資 金 額	円	

自令和 年 月 日 事業年度から法人税の申告書を青色申告書によって提出したいので申請します。
至令和 年 月 日

記

1 次に該当するときには、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日等を記載してください。

青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 平成・令和 年 月 日

この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人若しくは協同組合等にあつてはその設立の日、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等にあつては当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日 平成・令和 年 月 日

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）（以下「令和2年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し）の規定により連結納税の承認を取り消された後に青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取り消された日 平成・令和 年 月 日

令和2年旧法人税法第4条の5第2項各号の規定により連結納税の承認を取り消された場合には、同項各号のうち、取消しの基因となった事実当該する号及びその事実が生じた日 令和2年旧法人税法第4条の5第2項第 号 平成・令和 年 月 日

連結納税の取りやめの承認を受けた日を含む連結親法人事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出しようとする場合には、その承認を受けた日 令和 年 月 日

令和2年改正法附則第29条第2項の規定による届出書を提出した日を含む最終の連結事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出しようとする場合には、その届出書を提出した日 令和 年 月 日

2 参考事項
(1) 帳簿組織の状況

伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期

(2) 特別な記帳方法の採用の有無
イ 伝票会計採用
ロ 電子計算機利用

(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	備 考	通信 日付印	年 月 日	確 認
----------	-----	------	-------	-----	-----	-----	--------	-------	-----

04.03改正

(規格A4)

改正前

(58 青色申告の承認申請書)

税務署受付印 **青色申告の承認申請書** ※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電話() -
	法 人 名 等	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	
	代 表 者 住 所	〒
事 業 種 目	業	
資 本 金 又 は 出 資 金 額	円	

自令和 年 月 日 事業年度から法人税の申告書を青色申告によって提出したいので申請します。
至令和 年 月 日

記

1 次に該当するときには、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日等を記載してください。

青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 平成・令和 年 月 日

この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人若しくは協同組合等にあつてはその設立の日、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等にあつては当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日 平成・令和 年 月 日

法人税法第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し）の規定により連結納税の承認を取り消された後に青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取り消された日 平成・令和 年 月 日

法人税法第4条の5第2項各号の規定により連結納税の承認を取り消された場合には、第4条の5第2項各号のうち、取消しの起因となった事実当該する号及びその事実が生じた日 第4条の5第2項 号 平成・令和 年 月 日

連結納税の取りやめの承認を受けた日を含む連結親法人事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出しようとする場合には、その承認を受けた日 平成・令和 年 月 日

2 参考事項
(1) 帳簿組織の状況

伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期

(2) 特別な記帳方法の採用の有無
イ 伝票会計採用
ロ 電子計算機利用

(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	備 考	通信 日付印	年 月 日	確 認
----------	-----	------	-------	-----	-----	-----	--------	-------	-----

03.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(58 青色申告の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">青色申告の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）（以下「令和2年改正法」といいます。）</u>による改正前の法人税法（以下「<u>令和2年旧法人税法</u>」<u>と</u>いいます。）第2条第16号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書及び中間申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。</p> <p>(1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(3) 公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(4) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「<u>設立等の日</u>」<u>と</u>いいます。）から上記(1)から(3)までに掲げる事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度…当該設立等の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(注) 外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。</p> <p>(5) <u>令和2年旧法人税法第4条の5第2項（第4号又は第5号に係る部分に限る。）</u>の承認の取消しをされた日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））の前日</p> <p>(6) <u>令和2年旧法人税法第4条の5第2項</u>の承認の取消しをされた日（以下「<u>取消日</u>」<u>と</u>いいます。）の属する事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(7) <u>(6)の場合で当該取消日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度（当該取消日以後3月を経過する日までに開始するものに限ります。）</u>…当該取消日以後3月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(8) <u>令和2年旧法人税法第4条の5第3項</u>の承認を受けて令和2年旧法人税法第4条の2の適用を受けることをやめることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(9) <u>令和2年改正法附則第29条第2項の規定の適用を受けた内国法人の最終の連結事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</u></p> <p>3 「参考事項」欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーブリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。</p> <p>(2) 「特別な記帳方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。</p> <p>(3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を、例えば「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) <u>青色申告の承認を受けていない内国法人がグループ通算制度の承認を受けた場合には、グループ通算制度の承認の効力が生じた日において青色申告の承認があったものとみなされますので、この申請書を提出する必要はありません。</u></p> <p>(2) 連結納税の承認申請中の青色申告の承認申請 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。 このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。</p> <p>(3) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(削 除)</p>	<p>(58 青色申告の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">青色申告の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書及び中間申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。</p> <p>(1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(3) 公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(4) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「<u>設立等の日</u>」<u>と</u>いいます。）から上記(1)から(3)に掲げる事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度…当該設立等の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(注) 外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。</p> <p>(5) <u>内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号（連結納税の承認の取消し）の規定により第4条の2（連結納税義務者）の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））の前日</u></p> <p>(6) <u>内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日（以下「取消日」といいます。）の属する事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日</u></p> <p>(7) <u>内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取消日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日</u></p> <p>(8) 法人税法第4条の5第3項の承認を受けて第4条の2の適用を受けることをやめることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(追 加)</p> <p>3 「参考事項」欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーブリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。</p> <p>(2) 「特別な記帳方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。</p> <p>(3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(追 加)</p> <p>(1) 連結納税の承認申請中の青色申告の承認申請 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。 このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。</p> <p>(2) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(3) 「<u>法人番号</u>」欄の記載 「<u>法人番号</u>」欄には、<u>法人番号（13桁）を記載してください。</u> なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</p>

(61 青色申告の承認の取消通知書(通算法人用))

(新 規)

(新 規)

納 税 地 法 人 名 等 清 算 人 氏 名 代 表 者 又 は		法 第 号
		令 和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

印

青色申告の承認の取消通知書

貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第 127 条第 3 項により読み替えられた法人税法第 127 条第 1 項第 号に掲げる事実に該当するので、この通知を受けた日の前日（前日が貴法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、この通知を受けた日）の属する事業年度以後これを取り消すので通知します。

(取消処分の基因となった事実)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

- (注) 1 法人税法第 64 条の 10 第 5 項の規定により、通算承認の効力は、この通知を受けた日から失います。
 2 貴法人によりその発行済株式等の全部又は一部を直接又は間接に保有される通算子法人がある場合は、法人税法第 64 条の 10 第 6 項の規定により、当該通算子法人についても同様に、通算承認の効力は、貴法人がこの通知を受けた日から失います。

(規格 A 4)

(61 青色申告の承認の取消通知書(通算法人用))

(新 規)

(新 規)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法
にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を
経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書
の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審
査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(61 青色申告の承認の取消通知書(通算法人用))

(新 規)

(新 規)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(61 青色申告の承認の取消通知書(通算法人用))

(新 規)

青色申告の承認の取消通知書 (通算法人用)

(新 規)

1 使用目的

「青色申告の承認の取消通知書 (通算法人用)」は、通算法人へ青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「法人税法第 127 条第 1 項第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実該当する号数を記載する。また、該当する号数が 2 以上ある場合は、主な取消理由の号数のみを記載する。
取消処分の基因 となった事実	青色申告の承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する (それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項 (定義) に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(62 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

納税地 法人名等 清算人氏名 代表者又は	<div style="float: right; text-align: right;"> 法第 号 令和 年 月 日 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 税 務 署 長 財務事務官 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">⑩</div>
-------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

青色申告の承認の取消通知書

貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第 127 条第 項第 号 (法人税法第 127 条第 4 項により読み替えて適用する場合を含みます。) に該当するので、
 自平成・令和 年 月 日 事業年度以後これを取り消したから通知します。
 至平成・令和 年 月 日

(取消処分の基因となった事実)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

04.03 改正

(規格 A 4)

改正前

(61 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

納税地 法人名等 清算人氏名 代表者又は	<div style="float: right; text-align: right;"> 法第 号 令和 年 月 日 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 税 務 署 長 財務事務官 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">⑩</div>
-------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

青色申告の承認の取消通知書

貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第 127 条第 項第 号に該当するので、
 自平成・令和 年 月 日 事業年度以後これを取り消したから通知します。
 至平成・令和 年 月 日

(取消処分の基因となった事実)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

01.06 改正

(規格 A 4)

改正後

(62 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

青色申告の承認の取消通知書

1 使用目的

「青色申告の承認の取消通知書」は、青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	「第 項第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実又は所得税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 8 号)第 3 条の規定による改正前の法人税法(以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。)第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実若しくは第 2 項に規定する取消しの基因となった事実が 2 以上ある場合は、主な取消理由が該当する項数及び号数のみを記載する。 なお、令和 2 年旧法人税法第 127 条第 2 項に該当する場合は、「第 号」の文字を二重線で抹消する。 また、通算法人であった内国法人については、法人税法第 127 条第 4 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項各号に定める事業年度を記載する(その事業年度が同法第 64 条の 9 第 1 項の規定による承認の効力を失った日の前日(当該前日がその内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日)の属する事業年度(以下「失効事業年度」といいます。)前の事業年度である場合には、当該失効事業年度となることに留意する。)
取消処分の基因となった事実	青色申告を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。
教示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

(以下省略)

改正前

(61 青色申告の承認の取消通知書(汎用))

青色申告の承認の取消通知書

1 使用目的

「青色申告の承認の取消通知書」は、青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	「第 項第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号又は第 2 項に掲げる取消しの基因となった事実が 2 以上ある場合は、主な取消理由が該当する項数及び号数のみを記載する。 なお、第 2 項に該当する場合は、「第 号」の文字を二重線で抹消する。
取消処分の基因となった事実	青色申告を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。
教示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

(同左)

改正後

(63 帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書)

帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書

※整理番号

税務署受付印

納税地、電話、令和年月日、法人名等、法人番号、代表者氏名、代表者住所、事業種目

税務署長殿

連結子法人 (フリガナ) 法人名等、本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名、代表者住所、事業種目、※税務署処理欄、整理番号、部門、決算期、業種番号、整理簿、回付先

帳簿書類の記載事項等について、法人税法施行規則第58条、法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年財務省令第56号)による改正前の法人税法施行規則第8条の3の9の規定によりその一部の省略・変更をしたいと思います。

(帳簿書類の記載事項等の一部を省略又は変更しようとする内容)

税理士署名

Table with 10 columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考

04.03 改正

(規格A4)

改正前

(62 帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書)

帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書

※整理番号, ※連結/グループ整理番号

税務署受付印

提出法人 (フリガナ) 納税地、電話、令和年月日、法人名等、法人番号、代表者氏名、代表者住所、事業種目

税務署長殿

連結子法人 (フリガナ) 法人名等、本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名、代表者住所、事業種目、※税務署処理欄、整理番号、部門、決算期、業種番号、整理簿、回付先

帳簿書類の記載事項等の省略について、法人税法施行規則第8条の3の9の規定によりその記載事項の一部を省略・変更をしたいと思います。

(帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容)

税理士署名

Table with 10 columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考

03.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(63 帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、青色申告法人又は連結申告法人が、帳簿書類の記載事項等についてその業種、業態及び規模等により法人税法施行規則第 54 条から第 56 条までの規定又は<u>法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年財務省令第 56 号）による改正前の法人税法施行規則（以下「令和 2 年旧法人税法施行規則」といいます。）</u>第 8 条の 3 の 5 から第 8 条の 3 の 7 までの規定により難いため<u>法人税法施行規則第 58 条又は令和 2 年旧法人税法施行規則第 8 条の 3 の 9 の規定によりその記載事項等の一部の省略又は変更をしたい場合、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、帳簿書類の記載事項等についてその記載事項等の一部の省略又は変更をしようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。</p> <p>(1) 普通法人、連結親法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度又は連結事業年度…設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(3) 普通法人、連結親法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度又は翌連結事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日又は当該翌連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>3 各欄は、次により記載します。 <u>（削 除）</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに「省略」、「変更」の別は該当する項目を○で囲んでください。</p> <p>(3) 「帳簿書類の記載事項等の一部の省略又は変更をしようとする内容」欄には、その省略又は変更をしようとする内容を記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 <u>（削 除）</u></p>	<p>(62 帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、青色申告法人又は連結親法人が、帳簿書類の記載事項等についてその業種、業態及び規模等により法人税法施行規則第 54 条から第 56 条（青色申告法人の帳簿書類）までの規定又は法人税法施行規則第 8 条の 3 の 5 から第 8 条の 3 の 7 まで（<u>連結法人の帳簿書類</u>）の規定により難く<u>その記載事項の一部を省略又は変更したい場合に使用</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。</p> <p>(1) 普通法人、連結親法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度又は連結事業年度…設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(3) 普通法人、連結親法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度又は翌連結事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日又は当該翌連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 <u>（注）外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。</u></p> <p>3 各欄は、次により記載します。 (1) <u>「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに「省略」、「変更」の別は該当する項目を○で囲んでください。</p> <p>(4) 「帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容」欄には、その省略又は変更しようとする内容を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 (1) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 (2) 「法人番号」欄の記載 <u>「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。</u> <u>なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</u></p>

改正後

(64 売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書)

税務署受付印 売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒 電話() -	
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
代表者住所	〒		
事業種目		業	

連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合限り記載)</small>	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			整理簿	
	代表者住所	〒		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目		業			

小売その他これに類するものを行う法人の現金売上で法人税法施行規則別表 21 の(11)の記載事項欄のただし書の規定にもより難く帳簿書類の作成が困難であるため、その記載事項を省略したいので申請します。

(帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容)

税 理 士 署 名

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考
---------	----	-----	------	----	-----	----

04.03 改正

(規格 A 4)

改正前

(63 売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書)

税務署受付印 売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書		※整理番号	
		※連/親	
令和 年 月 日 税務署長殿	単体法人 <input type="checkbox"/> 連続親法人 <input type="checkbox"/>	納税地	〒 電話() -
		(フリガナ)	
		法人名等	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合限り記載)</small>	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			整理簿	
	代表者住所	〒		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目		業			

小売その他これに類するものを行う法人の現金売上で法人税法施行規則別表 20 の(11)の記載事項欄のただし書の規定にもより難く帳簿書類の作成が困難であるため、その記載事項を省略したいので申請します。

(帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容)

税 理 士 署 名

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考
---------	----	-----	------	----	-----	----

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(64 売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人又は連結申告法人が、帳簿書類の記載事項等について法人税法施行規則別表 21 の (11) <u>又は法人税法施行規則等の一部を改正する省令 (令和 2 年財務省令第 56 号) による改正前の法人税法施行規則別表 20 の (11) (以下において「旧法人税法施行規則別表 20 の (11)」といいます。)</u> の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の現金売上の総額のみを記載しようとする場合に、<u>その法人 (連結子法人) にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人) が必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地 (連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地) の所轄税務署長に 1 通 (調査課所管法人にあっては 2 通) 提出してください。 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。</p> <p>(1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(3) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>3 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「<u>連結子法人</u>」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「<u>法人名等</u>」、「<u>本店又は主たる事務所の所在地</u>」、「<u>代表者氏名</u>」、「<u>代表者住所</u>」及び「<u>事業種目</u>」を記載してください。</p> <p>(2) <u>申請本文について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「法人税法施行規則別表 21 の (11)」を「旧法人税法施行規則別表 20 の (11)」と読み替えてください。</u></p> <p>(3) 「<u>帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容</u>」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する旨を記載してください。</p> <p>(4) 「<u>税理士署名</u>」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(5) 「<u>※</u>」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「<u>法人名等</u>」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p>	<p>(63 売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人又は連結法人が、帳簿書類の記載事項等について法人税法施行規則別表 20 の (11) の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の現金売上の総額のみを記載しようとする場合に<u>使用</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地 (連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地) の所轄税務署長に 1 通 (調査課所管法人にあっては 2 通) 提出してください。 なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。</p> <p>(1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(3) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p><u>(注) 外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。</u></p> <p>3 各欄は、次により記載します。 <u>(追 加)</u></p> <p>(1) 「<u>帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容</u>」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する旨を記載してください。</p> <p>(2) 「<u>税理士署名</u>」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(3) 「<u>※</u>」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「<u>法人名等</u>」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(2) 「<u>法人番号</u>」欄の記載 <u>「法人番号」欄には、法人番号 (13 桁) を記載してください。</u> <u>なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(65 青色申告の取りやめの届出書)</p> <p style="text-align: center;">青色申告の取りやめの届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人税法第 121 条第 1 項の承認を受けている法人（<u>通算法人を除きます。</u>）が、同項各号に掲げる申告書を青色申告書により提出することをやめようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、青色申告書により提出することをやめようとする事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「青色申告の承認申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。</p> <p>イ 所轄税務署長から承認の通知があった場合は、当該通知書に記載された年月日を記載してください。</p> <p>ロ 最初に青色申告書によって提出することの承認を受けようとした事業年度終了の日（当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、当該事業年度開始の日以後 6 月を経過した日の前日。以下同じ。）までに所轄税務署長から承認又は却下の通知がなかった場合は、当該事業年度終了の日を記載してください。</p> <p>(2) 「青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由」欄には、青色申告書による法人税の申告書の提出をやめようとする理由を簡明に記載してください。</p> <p>(3) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(4) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(64 青色申告の取りやめの届出書)</p> <p style="text-align: center;">青色申告の取りやめの届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人税法第 121 条第 1 項（<u>青色申告</u>）の承認を受けている法人が、同項各号に掲げる申告書を青色申告書により提出することをやめようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、青色申告書により提出することをやめようとする事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「青色申告の承認申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。</p> <p>イ 所轄税務署長から承認の通知があった場合は、当該通知書に記載された年月日を記載してください。</p> <p>ロ 最初に青色申告書によって提出することの承認を受けようとした事業年度終了の日（当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、当該事業年度開始の日以後 6 月を経過した日の前日。以下同じ。）までに所轄税務署長から承認又は却下の通知がなかった場合は、当該事業年度終了の日を記載してください。</p> <p>(2) 「青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由」欄には、青色申告書による法人税の申告書の提出をやめようとする理由を簡明に記載してください。</p> <p>(3) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(4) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(66 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)



特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 ()	—
	納 税 地	〒		
	(フリガナ)			
	法人の名称			
	法人番号			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			
	(フリガナ)			
責任者の氏名				
設立年月日	年	月	日	
資本金の額又は出資金の額				円

法人税法第2条第29号ハ(1)に規定する、特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けたいので、法人税法施行令第14条の4第3項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

① 法人が現に行っている事業の概要			
② 法人税法施行令第14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実にする旨	(イ) その引受けを行う信託に係る信託法第37条第1項に規定する書類又は電磁的記録及び同条第2項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実にする旨	<input type="checkbox"/>	
	(ロ) (限定責任信託の場合)その引受けを行う信託に係る信託法第222条2項に規定する会計帳簿及び同条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実にする旨	<input type="checkbox"/>	
③ 法人税法施行令第14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実にする旨	(イ) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示する。	<input type="checkbox"/>	
	(ロ) 会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させる。	<input type="checkbox"/>	

④ その他参考となるべき事項	添 付 書 類
	法人税法施行令第14条の4第1項第1号のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類 []

税 理 士 署 名

※ 税 務 署 処 理 欄 部門 業種番号 番号 入力 整理簿 備考

04.03 改正

(規格A4)

改 正 前

(65 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)



特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連結 法人 親子 法人 人	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 ()	—
		納 税 地	〒		
		(フリガナ)			
		法人の名称			
		法人番号			
		(フリガナ)			
		代表者の氏名			
		(フリガナ)			
責任者の氏名					
設立年月日	年	月	日		
資本金の額又は出資金の額				円	

法人税法第2条第29号ハ(1)に規定する、特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けたいので、法人税法施行令第14条の4第3項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

① 法人が現に行っている事業の概要			
② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実にする旨	(イ) その引受けを行う信託に係る信託法第37条第1項に規定する書類又は電磁的記録及び同条第2項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実にする旨	<input type="checkbox"/>	
	(ロ) (限定責任信託の場合)その引受けを行う信託に係る信託法第222条2項に規定する会計帳簿及び同条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実にする旨	<input type="checkbox"/>	
③ 法令14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実にする旨	(イ) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示する。	<input type="checkbox"/>	
	(ロ) 会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させる。	<input type="checkbox"/>	

④ その他参考となるべき事項	添 付 書 類
	法令14条の4第1項第1号のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類 []

税 理 士 署 名

※ 税 務 署 処 理 欄 部門 業種番号 番号 入力 整理簿 備考

03.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(66 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等</p> <p>特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書とその納税地（連結子法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地。<u>以下同じです。</u>）の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類等 この申請書は、<u>法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 14 条の 4 第 1 項第 1 号イからハマで</u>に掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）を納税地の所轄税務署に提出してください。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「責任者の氏名」欄には、外国法人が当該申請書を提出する場合に、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。</p> <p>(3) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。</p> <p>(4) 「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。</p> <p>(5) 「② <u>法令第 14 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する作成及び保存を確実に行う旨</u>」欄及び「③ <u>法令第 14 条の 4 第 1 項第 4 号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨</u>」欄については、各項の該当する□にレ印を付し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。</p> <p>(6) 「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記 3 (1)のイからハマで掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。</p> <p>(7) 法人の名称、納税地<u>又は</u>代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は記載しないでください。</p> <p>3 留意事項 この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。</p> <p>(1) 次のイからハマで掲げるいずれかの法人に該当すること。 イ 信託会社（信託業法第 2 条第 4 項に規定する管理型信託会社を除きます。） ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関</p> <p>ハ 資本金の額又は出資金の額が 5,000 万円以上である法人（その設立日以後 1 年を経過していないものを除きます。）</p> <p>(2) その引受けを行う信託に係る信託法第 37 条第 1 項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第 222 条第 2 項に規定する会計帳簿及び同法第 37 条第 2 項又は同法第 222 条第 4 項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。</p> <p>(3) その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。</p> <p>(4) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。</p> <p>(5) 清算中でないこと。</p> <p>(注) (1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。 一 内国法人 設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日） イ 合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日） ロ 分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日） ハ 被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日） 二 外国法人 恒久的施設を有することとなった日又は平成 26 年改正前の法人税法第 141 条第 1 号に掲げる外国法人に該当することとなった日</p>	<p>(65 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等</p> <p>特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書とその納税地（連結子法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類等 この申請書は、法令 14 条の 4 第 1 項第 1 号イからハマで掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）を納税地の所轄税務署に提出してください。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「責任者の氏名」欄には、外国法人が当該申請書を提出する場合に、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。</p> <p>(3) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。</p> <p>(4) 「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。</p> <p>(5) 「② <u>法令 14 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する作成及び保存を確実に行う旨</u>」欄及び「③ <u>法令 14 条の 4 第 1 項第 4 号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨</u>」欄については、各項の該当する□にレ印を付し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。</p> <p>(6) 「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記 3 (1)のイからハマで掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。</p> <p>(7) 法人の名称、納税地<u>及び</u>代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は記載しないでください。</p> <p>3 留意事項 この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。</p> <p>(1) 次のイからハに掲げるいずれかの法人に該当すること。 イ 信託会社（信託業法 <u>（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 4 項に規定する管理型信託会社を除きます。</u>） ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 <u>（昭和 18 年法律第 43 号）の規定により同法第 1 条第 1 項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関</u></p> <p>ハ 資本金の額又は出資金の額が 5,000 万円以上である法人（その設立日以後 1 年を経過していないものを除きます。）</p> <p>(2) その引受けを行う信託に係る信託法 <u>（平成 18 年法律第 108 号）第 37 条第 1 項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第 222 条第 2 項に規定する会計帳簿及び同法第 37 条第 2 項又は同法第 222 条第 4 項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。</u></p> <p>(3) その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。</p> <p>(4) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。</p> <p>(5) 清算中でないこと。</p> <p>(注) (1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。 一 内国法人 設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日） イ 合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日） ロ 分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日） ハ 被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日） 二 外国法人 恒久的施設を有することとなった日又は平成 26 年改正前の法人税法第 141 条第 1 号 <u>（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）</u>に掲げる外国法人に該当することとなった日</p>

改 正 後

(71 事前確定届出給与に関する届出書)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 税務署受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">事前確定届出給与に関する届出書</p>		※整理番号			
令和 年 月 日	〒	納 税 地	電話() -		
		(フリガナ)			
		法 人 名 等			
		法 人 番 号			
		(フリガナ)			
		代 表 者 氏 名			
税務署長殿		代 表 者 住 所	〒		
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)	電話 () -		業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。					
記					
① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等		(決議をした日) 令和 年 月 日 (決議をした機関等)			
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日		令和 年 月 日			
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日		(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 令和 年 月 日			
④ 事前確定届出給与等の状況		付表__ (No. ~No.) のとおり。			
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由					
⑥ その他参考となるべき事項					
届 出 期 限	イ 次のうちいずれか早い日 令和 年 月 日				
	(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日 (令和 年 月 日)				
	(ロ) 会計期間4月経過日等 (令和 年 月 日)				
	ロ 設立の日以後2月を経過する日 令和 年 月 日				
	ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 令和 年 月 日				
届出期限となる日 <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
				備 考	通 信 日 付 印
				年 月 日	確 認

04.03 改正

(規格A4)

改 正 前

(70 事前確定届出給与に関する届出書)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 税務署受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">事前確定届出給与に関する届出書</p>		※整理番号			
令和 年 月 日	〒	納 税 地	電話() -		
		(フリガナ)			
		法 人 名 等			
		法 人 番 号			
		(フリガナ)			
		代 表 者 氏 名			
税務署長殿		代 表 者 住 所	〒		
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)	電話 () -		業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。					
記					
① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等		(決議をした日) 令和 年 月 日 (決議をした機関等)			
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日		令和 年 月 日			
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日		(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 令和 年 月 日			
④ 事前確定届出給与等の状況		付表__ (No. ~No.) のとおり。			
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由					
⑥ その他参考となるべき事項					
届 出 期 限	イ 次のうちいずれか早い日 令和 年 月 日				
	(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日 (令和 年 月 日)				
	(ロ) 会計期間4月経過日等 (令和 年 月 日)				
	ロ 設立の日以後2月を経過する日 令和 年 月 日				
	ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 令和 年 月 日				
届出期限となる日 <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
				備 考	通 信 日 付 印
				年 月 日	確 認

03.06 改正

(規格A4)

改 正 後

(71 事前確定届出給与に関する届出書)

事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人が、役員¹の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第 54 条第 1 項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第 54 条の 2 第 1 項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定め」（以下付表 2 までにおいて「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」といいます。）に基づいて支給する同法第 34 条第 1 項第 2 号に掲げる給与（以下付表 2 までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）に関する届出を、その法人（連結子法人²にあつては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して納税地の所轄税務署長へ提出する場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。

区 分	届 出 期 限
① 株主総会等の決議により役員 ¹ の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（下記②又は③に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあつては、当該開始する日）から 1 月を経過する日。ただし、その日が職務執行期間開始の日の属する会計期間開始の日から 4 月（法人税法第 75 条の 2 第 1 項各号の指定を受けている内国法人 ³ にあつては、その指定に係る月数に 3 を加えた月数）を経過する日（以下「会計期間 4 月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間 4 月経過日等
② 新設法人 ⁴ がその役員 ¹ のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合	その設立の日以後 2 月を経過する日
③ 臨時改定事由（法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号ロに規定する役員 ¹ の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員 ¹ の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（当該役員 ¹ の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） （注）当該役員 ¹ の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ 上記①に掲げる日（上記②に該当する場合は、②に掲げる日） ロ 当該臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日

(注) （削除）

定期給与を受けていない者に対して継続して毎年「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に

改 正 前

(70 事前確定届出給与に関する届出書)

事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人¹が、役員²の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第 54 条第 1 項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第 54 条の 2 第 1 項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権を交付する旨の定め」（以下付表 2 までにおいて「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」といいます。）に基づいて支給する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表 2 までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、その「定め」の内容に関して届出をする場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。

区 分	届 出 期 限
① 株主総会等の決議により役員 ¹ の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（下記②又は③に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあつては、当該開始する日）から 1 月を経過する日。ただし、その日が職務執行期間開始の日の属する会計期間開始の日から 4 月（法人税法第 75 条の 2 第 1 項各号（確定申告書の提出期限の延長の特例）の指定を受けている内国法人 ² にあつては、その指定に係る月数に 3 を加えた月数）を経過する日（以下「会計期間 4 月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間 4 月経過日等
② 新設法人 ³ がその役員 ¹ のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合	その設立の日以後 2 月を経過する日
③ 臨時改定事由（法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員 ¹ の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員 ¹ の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（当該役員 ¹ の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） （注）当該役員 ¹ の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ 上記①に掲げる日（上記②に該当する場合は、②に掲げる日） ロ 当該臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日

(注) 1 連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第 155 条の 6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

2 定期給与を受けていない者に対して継続して毎年「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」

改 正 後	改 正 前
<p>(71 事前確定届出給与に関する届出書)</p> <p>基づいて支給する給与、例えば、非常勤役員に対して四半期ごとに支給する給与についても、この届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与で金銭によるものについては、この届出は必要ありません。</p> <p>2 この届出書は、事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者（以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該職務執行期間に係る届出書を提出した後において、新たな役員が就任するなどの臨時改定事由が生じ、当該役員について事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「法人番号」欄について、提出日時点において指定を受けていない場合は、記載不要です。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(3) 「① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等」欄には、「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合におけるその決議をした日及びその決議をした機関等の名称を記載してください。</p> <p>(4) 「② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日（定時株主総会の開催日など）を記載してください。</p> <p>なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務の執行を開始する日が異なる者がいる場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(5) 「③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄には、臨時改定事由により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（その役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。）において、当該臨時改定事由を具体的に記載するとともに、当該臨時改定事由が生じた日を記載してください。</p> <p>(6) 「④ 事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載してください。</p> <p>(7) 「⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由」欄には、これらの理由を具体的に記載してください。</p> <p>なお、「定期同額給与」とは、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等、法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与をいいます。</p> <p>(8) 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、新たに設立した法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をして届出を行う場合に、「設立年月日 令和〇年〇月〇日」等と記載するほか、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。</p>	<p>(70 事前確定届出給与に関する届出書)</p> <p>に基づいて支給する給与、例えば、非常勤役員に対して四半期ごとに支給する給与についても、この届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与で金銭によるものについては、この届出は必要ありません。</p> <p>2 この届出書は、事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者（以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該職務執行期間に係る届出書を提出した後において、新たな役員が就任するなどの臨時改定事由が生じ、当該役員について事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) <u>「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</u></p> <p>なお、「法人番号」欄について、提出日時点において指定を受けていない場合は、記載不要です。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(3) 「① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等」欄には、「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合におけるその決議をした日及びその決議をした機関等の名称を記載してください。</p> <p>(4) 「② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日（定時株主総会の開催日など）を記載してください。</p> <p>なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務の執行を開始する日が異なる者がいる場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(5) 「③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄には、臨時改定事由により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合（その役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。）において、当該臨時改定事由を具体的に記載するとともに、当該臨時改定事由が生じた日を記載してください。</p> <p>(6) 「④ 事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載してください。</p> <p>(7) 「⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由」欄には、これらの理由を具体的に記載してください。</p> <p>なお、「定期同額給与」とは、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等、法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与をいいます。</p> <p>(8) 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、新たに設立した法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をして届出を行う場合に、「設立年月日 令和〇年〇月〇日」等と記載するほか、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(71 事前確定届出給与に関する届出書)</p> <p>また、法人税法施行令第 69 条第 8 項に規定する「確定した額に相当する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号ロに規定する適格株式又は同号ハに規定する適格新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与（確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与を除きます。）」に該当する場合には、その旨を記載してください。</p> <p>(9) 「届出期限」欄は、上記 1 の表の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分①（株主総会等の決議）…「(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から 1 月を経過する日」に「①」欄に記載した「決議をした日」又は「②」欄に記載した「職務の執行を開始する日」のうちいずれか早い日から 1 月を経過する日を、「(ロ) 会計期間 4 月経過日等」に職務執行期間開始の日の属する会計期間開始の日から 4 月（※ 1～※ 3 掲げる法人にあってはそれぞれ※ 1～※ 3 に定める月数）を経過する日を、それぞれ記載するとともに、「イ 次のうちいずれか早い日」に該当する日付を記載してください。 <p>また、「届出期限となる日」欄の「□イ」にレ印を付してください。</p> <p>※ 1 <u>法人税法第 75 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けている通算法人（※ 3 に掲げる法人を除きます。）のうち一定の場合に該当するもの… 5 月</u></p> <p>※ 2 <u>連結親法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けている場合における連結申告法人（※ 3 に掲げる法人を除きます。）のうち一定の場合に該当するもの… 5 月</u></p> <p>※ 3 <u>法人税法第 75 条の 2 第 1 項各号の指定を受けている内国法人及び連結親法人が令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 第 1 項各号の指定を受けている場合における連結申告法人…これらの指定に係る月数に 3 を加えた月数</u></p> <p>(注) 1 「決議をした日から 1 月を経過する日」は、「決議をした日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に相当する日の前日（翌月にその相当する日がないときは、その月の末日）となります。</p> <p>(例：決議をした日が 5 月 25 日の場合、5 月 26 日が起算日となり、翌月における起算日に相当する日（6 月 26 日）の前日である 6 月 25 日が「決議をした日から 1 月を経過する日」となります。)</p> <p>2 <u>※ 1 及び※ 2 の一定の場合とは、以下の場合をいいます。（この場合には、定款等の定め又は特別の事情若しくはやむを得ない事情の内容を「⑥ その他参考となるべき事項」欄に記載してください。）</u></p> <p>イ <u>通算法人又は連結法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、法人税法第 75 条の 2 第 1 項又は令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 第 1 項に規定する定款等の定めにより各事業年度又は各連結事業年度終了の日の翌日から 3 月以内にその通算法人又は連結法人の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合</u></p> <p>ロ <u>通算法人又は連結法人に特別の事情があることにより、各事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 3 月以内にその通算法人又は連結法人の決算について定時株主総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分②（新設法人）…「ロ 設立の日以後 2 月を経過する日」に、該当する日付を記載してください。 <p>また、「届出期限となる日」欄の「□ロ」にレ印を付してください。</p> <p>(以 下 省 略)</p>	<p>(70 事前確定届出給与に関する届出書)</p> <p>また、法人税法施行令第 69 条第 8 項に規定する「確定した額に相当する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号ロに規定する適格株式又は同号ハに規定する適格新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与（確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与を除きます。）」に該当する場合には、その旨を記載してください。</p> <p>(9) 「届出期限」欄は、上記 1 の表の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分①（株主総会等の決議）…「(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から 1 月を経過する日」に「①」欄に記載した「決議をした日」又は「②」欄に記載した「職務の執行を開始する日」のうちいずれか早い日から 1 月を経過する日を、「(ロ) 会計期間 4 月経過日等」に職務執行期間開始の日の属する会計期間開始の日から 4 月（<u>法人税法第 75 条の 2 第 1 項各号の指定を受けている内国法人にあっては、その指定に係る月数に 3 を加えた月数</u>）を経過する日を、それぞれ記載するとともに、「イ 次のうちいずれか早い日」に該当する日付を記載してください。 <p>また、「届出期限となる日」欄の「□イ」にレ印を付してください。</p> <p><u>(追 加)</u></p> <p>(注) 1 「決議をした日から 1 月を経過する日」は、「決議をした日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に相当する日の前日（翌月にその相当する日がないときは、その月の末日）となります。</p> <p>(例：決議をした日が 5 月 25 日の場合、5 月 26 日が起算日となり、翌月における起算日に相当する日（6 月 26 日）の前日である 6 月 25 日が「決議をした日から 1 月を経過する日」となります。)</p> <p>2 <u>連結申告法人については、「(ロ) 会計期間 4 月経過日等」に職務執行期間開始の日から 4 月（連結親法人が法人税法第 81 条の 24 第 1 項各号（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）の指定を受けている場合には、その指定に係る月数に 3 を加えた月数とし、連結親法人が同項の規定の適用を受けている場合（同項各号の指定を受けている場合を除きます。）で連結法人が一定の場合に該当する場合には 5 月とします。）を経過する日を記載してください。</u></p> <p><u>上記の一定の場合とは、連結法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、法人税法第 81 条の 24 第 1 項に規定する定款等の定めにより各連結事業年度終了の日の翌日から 3 月以内にその連結法人の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるなどの場合をいいます（この場合には、定款等の定め又は特別の事情若しくはやむを得ない事情の内容を「⑥ その他参考となるべき事項」欄に記載してください。）。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分②（新設法人）…「ロ 設立の日以後 2 月を経過する日」に、該当する日付を記載してください。 <p>また、「届出期限となる日」欄の「□ロ」にレ印を付してください。</p> <p>(同 左)</p>

改正後

(72 付表1(事前確定届出給与等の状況(金銭交付用)))

付表 1 (事前確定届出給与等の状況(金銭交付用))										No.			
事前確定届出給与対象者の氏名(役職名)					()								
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日(職務執行期間)					(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)								
当該事業年度					令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日								
職務執行期間開始の日の属する会計期間					令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日								
事前確定届出給与に関する事項	区分	支給時期(年月日)	支給額(円)		事前確定届出給与以外の給与	区分	支給時期(年月日)	支給額(円)		事前確定届出給与以外の給与	No.		
			金額	円				金額	円				
事前確定届出給与に関する事項	職務執行期間開始の日の属する会計期間	届出額	.	.	事前確定届出給与以外の給与	職務執行期間開始の日の属する会計期間	.	.	事前確定届出給与以外の給与	No.			
		支給額					
	今回の届出額	届出額	.	.		業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要	届出額	.			.	業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要	
		届出額	.	.			届出額	.			.		
		届出額	.	.			届出額	.			.		
		届出額	.	.			届出額	.			.		
	翌会計期間	届出額	.	.			届出額	.			.		
		届出額	.	.			届出額	.			.		
		届出額	.	.			届出額	.			.		
		届出額	.	.			届出額	.			.		

04.03改正

改正前

(71 付表1(事前確定届出給与等の状況(金銭交付用)))

付表 1 (事前確定届出給与等の状況(金銭交付用))										No.			
事前確定届出給与対象者の氏名(役職名)					()								
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日(職務執行期間)					(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)								
当該(連結)事業年度					令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日								
職務執行期間開始の日の属する会計期間					令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日								
事前確定届出給与に関する事項	区分	支給時期(年月日)	支給額(円)		事前確定届出給与以外の給与	区分	支給時期(年月日)	支給額(円)		事前確定届出給与以外の給与	No.		
			金額	円				金額	円				
事前確定届出給与に関する事項	職務執行期間開始の日の属する会計期間	届出額	.	.	事前確定届出給与以外の給与	職務執行期間開始の日の属する会計期間	.	.	事前確定届出給与以外の給与	No.			
		支給額					
	今回の届出額	届出額	.	.		業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要	届出額	.			.	業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要	
		届出額	.	.			届出額	.			.		
		届出額	.	.			届出額	.			.		
		届出額	.	.			届出額	.			.		
	翌会計期間	届出額	.	.			届出額	.			.		
		届出額	.	.			届出額	.			.		
		届出額	.	.			届出額	.			.		
		届出額	.	.			届出額	.			.		

02.06改正

改 正 後

(72 付表 1 (事前確定届出給与等の状況 (金銭交付用)))

付表 1 (事前確定届出給与等の状況 (金銭交付用)) の記載要領等

1 この付表は、所定の時期に確定した額の金銭を交付する旨の定めに基づき支給する給与 (確定した額に相当する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号ロに規定する適格株式又は同号ハに規定する適格新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与 (確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与を除きます。)) を含みます。) について届け出る場合に、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。

2 この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表を作成してください。この場合には、右上端の「No. 」欄に一連番号を付してください。

3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行の開始の日 (定時株主総会の開催日など) 及び職務執行期間 (定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など) を記載してください。
- (2) 「当該事業年度」欄には、この届出をする事業年度を記載してください。連結親法人がこの付表を届出書に添付する場合は、この届出をする連結事業年度を記載してください。
- (3) 「事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期 (年月日)」欄及び「支給額 (円)」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに次の支給時期及び支給額を記載してください。

事前確定届出給与の区分	支給時期及び支給額
(支給済分) 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」において、前回以前の届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与 (注) 法人税法施行令第 69 条第 5 項の規定に基づき、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出している場合には、その変更後の「定め」に基づき支給する事前確定届出給与について記載してください。	① 「届出額」欄：前回以前の届出において届け出た事前確定届出給与の支給時期及び支給額 ② 「支給額」欄：①の事前確定届出給与の実際の支給時期及び支給額
(支給予定分) 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている事前確定届出給与	「今回の届出額」欄：この届出において届け出る事前確定届出給与について、届出の時ににおいて予定されている支給時期及び支給額

(注) 記載欄が不足する場合は、適宜の様式に記載の上、別紙として添付してください。

- (4) 「事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期 (年月日)」欄及び「支給額 (円)」欄には、事前確定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与について、届出の時ににおいて予定されている支給時期及び支給額を記載してください。

また、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給がある場合には、支給時期及び概要を「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に記載してください。

なお、記載事項が多い場合は、「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に「別紙のとおり」と記載の上、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要を別紙 (適宜の様式) に記載してください。

(注) この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。

- ① 退職給与で業績連動給与に該当しないもの
- ② 使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与
- ③ 法人税法施行令第 69 条第 3 項各号に掲げる給与

改 正 前

(71 付表 1 (事前確定届出給与等の状況 (金銭交付用)))

付表 1 (事前確定届出給与等の状況 (金銭交付用)) の記載要領等

1 この付表は、所定の時期に確定した額の金銭を交付する旨の定めに基づき支給する給与 (確定した額に相当する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号ロ (役員給与の損金不算入) に規定する適格株式又は同号ハに規定する適格新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与 (確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与を除きます。)) を含みます。) について届け出る場合に、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。

2 この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表を作成してください。この場合には、右上端の「No. 」欄に一連番号を付してください。

3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行の開始の日 (定時株主総会の開催日など) 及び職務執行期間 (定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など) を記載してください。
- (2) 「当該 (連結) 事業年度」欄には、この届出をする事業年度又は連結事業年度を記載してください。
- (3) 「事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期 (年月日)」欄及び「支給額 (円)」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに次の支給時期及び支給額を記載してください。

事前確定届出給与の区分	支給時期及び支給額
(支給済分) 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」において、前回以前の届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与 (注) 法人税法施行令第 69 条第 5 項 (定期同額給与の範囲等) の規定に基づき、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出している場合には、その変更後の「定め」に基づき支給する事前確定届出給与について記載してください。	① 「届出額」欄：前回以前の届出において届け出た事前確定届出給与の支給時期及び支給額 ② 「支給額」欄：①の事前確定届出給与の実際の支給時期及び支給額
(支給予定分) 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている事前確定届出給与	「今回の届出額」欄：この届出において届け出る事前確定届出給与について、届出の時ににおいて予定されている支給時期及び支給額

(注) 記載欄が不足する場合は、適宜の様式に記載の上、別紙として添付してください。

- (4) 「事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期 (年月日)」欄及び「支給額 (円)」欄には、事前確定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与について、届出の時ににおいて予定されている支給時期及び支給額を記載してください。

また、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給がある場合には、支給時期及び概要を「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に記載してください。

なお、記載事項が多い場合は、「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に「別紙のとおり」と記載の上、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要を別紙 (適宜の様式) に記載してください。

(注) この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。

- ① 退職給与で業績連動給与に該当しないもの
- ② 使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与
- ③ 法人税法施行令第 69 条第 3 項各号に掲げる給与

改 正 後

(73 付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式等交付用)))

付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式等交付用))

No.

事前確定届出給与対象者の氏名 (役職名)	()
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)	(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)
当該事業年度	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
職務執行期間開始の日の属する会計期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

1 事前確定届出給与に関する事項

職の 務属 執行 する 期間 開 計 始 期 の 日 間	区分	支給時期 (年月日)	交付する株式又は 新株予約権の銘柄	交 付 数	交付決議時価額 (円)
				金銭債権の額 (円)	
開 計 始 期 の 日 間	届出内容	・ ・			
	支給内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
翌 会 計 期 間 以 後	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
条件その他の内容					

2 事前確定届出給与以外の給与に関する事項

金銭による給与 (業績連動給与を除く。)				
職の 務属 執行 する 期間 開 計 始 期 の 日 間	支給時期 (年月日)	支給額 (円)	支給時期 (年月日)	支給額 (円)
開 計 始 期 の 日 間	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
翌 会 計 期 間 以 後	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要				

04.03改正

改 正 前

(72 付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式等交付用)))

付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式等交付用))

No.

事前確定届出給与対象者の氏名 (役職名)	()
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)	(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)
当該(連結)事業年度	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
職務執行期間開始の日の属する会計期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

1 事前確定届出給与に関する事項

職の 務属 執行 する 期間 開 計 始 期 の 日 間	区分	支給時期 (年月日)	交付する株式又は 新株予約権の銘柄	交 付 数	交付決議時価額 (円)
				金銭債権の額 (円)	
開 計 始 期 の 日 間	届出内容	・ ・			
	支給内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
翌 会 計 期 間 以 後	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
条件その他の内容					

2 事前確定届出給与以外の給与に関する事項

金銭による給与 (業績連動給与を除く。)				
職の 務属 執行 する 期間 開 計 始 期 の 日 間	支給時期 (年月日)	支給額 (円)	支給時期 (年月日)	支給額 (円)
開 計 始 期 の 日 間	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
翌 会 計 期 間 以 後	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要				

02.06改正

改 正 後

(73 付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式等交付用)))

付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式等交付用)) の記載要領等

- この付表は、所定の時期に確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第 54 条第 1 項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第 54 条の 2 第 1 項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づき支給する給与について届け出る場合に、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。
- この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表を作成してください。この場合には、右上端の「No. 」欄に一連番号を付してください。
- 各欄は、次により記載してください。
 - 「事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行の開始の日 (定時株主総会の開催日など) 及び職務執行期間 (定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など) を記載してください。
 - 「当該事業年度」欄には、この届出をする事業年度を記載してください。連結親法人がこの付表を届出書に添付する場合は、この届出をする連結事業年度を記載してください。
 - 「1 事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期 (年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額 (円)」欄、「金銭債権の額 (円)」欄及び「条件その他の内容」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額を記載してください。

事前確定届出給与の区分	支給時期及び支給額
(支給済分) 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」において、前回以前の届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与 (注) 法人税法施行令第 69 条第 5 項の規定に基づき、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出している場合には、その変更後の「定め」に基づき支給する事前確定届出給与について記載してください。	① 「届出内容」欄：前回以前の届出において届け出た事前確定届出給与の支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額 ② 「支給内容」欄：①の事前確定届出給与の実際の支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額
(支給予定分) 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている事前確定届出給与	「今回の届出内容」欄：この届出において届け出る事前確定届出給与について、届出の時において予定されている支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額
「条件その他の内容」欄：支給時期を記載するなど、いずれの届出内容に対するものかを特定できるように記載してください。また、記載事項が多い場合は、「条件その他の内容」欄に「別紙のとおり」と記載の上、条件その他の内容を別紙 (適宜の様式) に記載してください。	

改 正 前

(72 付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式等交付用)))

付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式等交付用)) の記載要領等

- この付表は、所定の時期に確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第 54 条第 1 項 (譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例) に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第 54 条の 2 第 1 項 (新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等) に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づき支給する給与について届け出る場合に、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。
- この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表を作成してください。この場合には、右上端の「No. 」欄に一連番号を付してください。
- 各欄は、次により記載してください。
 - 「事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行の開始の日 (定時株主総会の開催日など) 及び職務執行期間 (定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など) を記載してください。
 - 「当該 (連結) 事業年度」欄には、この届出をする事業年度又は連結事業年度を記載してください。
 - 「1 事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期 (年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額 (円)」欄及び「金銭債権の額 (円)」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額を記載してください。

事前確定届出給与の区分	支給時期及び支給額
(支給済分) 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」において、前回以前の届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与 (注) 法人税法施行令第 69 条第 5 項の規定に基づき、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出している場合には、その変更後の「定め」に基づき支給する事前確定届出給与について記載してください。	① 「届出内容」欄：前回以前の届出において届け出た事前確定届出給与の支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額 ② 「支給額」欄：①の事前確定届出給与の実際の支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額
(支給予定分) 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている事前確定届出給与	「今回の届出内容」欄：この届出において届け出る事前確定届出給与について、届出の時において予定されている支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額

(追加)

改 正 後	改 正 前
<p>(73 付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式等交付用)))</p> <p>(注) 1 法人税法施行令第 71 条の 3 第 1 項に規定する確定数給与に該当する場合は、「支給時期 (年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額 (円)」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。</p> <p>2 内国法人の役員の職務につき、所定の時期に、確定した額の金銭債権に係る法人税法第 54 条第 1 項に規定する特定譲渡制限付株式又は法人税法第 54 条の 2 第 1 項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当する場合は、「支給時期 (年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「金銭債権の額 (円)」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(4) 「2 事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期 (年月日)」欄及び「支給額 (円)」欄には、事前確定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与について、届出の時ににおいて予定されている支給時期及び支給額を記載してください。</p> <p>また、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給がある場合には、支給時期及び概要を「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に記載してください。</p> <p>なお、記載事項が多い場合は、「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に「別紙のとおり」と記載の上、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要を別紙 (適宜の様式) に記載してください。</p> <p>(注) この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 退職給与で業績連動給与に該当しないもの ② 使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与 ③ 法人税法施行令第 69 条第 3 項各号に掲げる給与 	<p>(72 付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式等交付用)))</p> <p>(注) 1 法人税法施行令第 71 条の 3 第 1 項 <u>(確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等)</u> に規定する確定数給与に該当する場合は、「支給時期 (年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額 (円)」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。</p> <p>2 内国法人の役員の職務につき、所定の時期に、確定した額の金銭債権に係る法人税法第 54 条第 1 項に規定する特定譲渡制限付株式又は法人税法第 54 条の 2 第 1 項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当する場合は、「支給時期 (年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「金銭債権の額 (円)」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。</p> <p><u>3 「条件その他の内容」欄の記載に当たっては、支給時期を記載するなど、いずれの届出内容に対するものかを特定できるように記載してください。また、記載事項が多い場合は、「条件その他の内容」欄に「別紙のとおり」と記載の上、条件その他の内容を別紙 (適宜の様式) に記載してください。</u></p> <p>(4) 「2 事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期 (年月日)」欄及び「支給額 (円)」欄には、事前確定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与について、届出の時ににおいて予定されている支給時期及び支給額を記載してください。</p> <p>また、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給がある場合には、支給時期及び概要を「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に記載してください。</p> <p>なお、記載事項が多い場合は、「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に「別紙のとおり」と記載の上、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要を別紙 (適宜の様式) に記載してください。</p> <p>(注) この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 退職給与で業績連動給与に該当しないもの ② 使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与 ③ 法人税法施行令第 69 条第 3 項各号に掲げる給与

改 正 後

(74 事前確定届出給与に関する変更届出書)

税務署受付印 事前確定届出給与に関する変更届出書		※整理番号	
令和 年 月 日	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所	〒	電話() -
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	本店又は主たる 事務所の所在地		部 門
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期
	代 表 者 住 所		業 種 番 号
	〒		回 付 先
事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。 記			
①	臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日 業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	(臨時改定事由の概要)	(臨時改定事由が生じた日) 令和 年 月 日 (決議をした日) 令和 年 月 日 (直前届出に係る給与の支給の日) 令和 年 月 日
②	変更を行った機関等	(機関等)	
③	変更後の事前確定届出給与等の状況	付表 (No. ~No.) のとおり。	
④	変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由	(理由)	
⑤	直前届出に係る届出書の提出をした日	令和 年 月 日	
⑥	その他参考となるべき事項		
届出期限	<input type="checkbox"/> 臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 業績悪化改定事由：「決議をした日」から1月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日 令和 年 月 日		
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
番号	整理 簿	備 考	通 信 日 付 印
年 月 日	確 認		

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(73 事前確定届出給与に関する変更届出書)

税務署受付印 事前確定届出給与に関する変更届出書		※整理番号	
令和 年 月 日	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所	〒	電話() -
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	本店又は主たる 事務所の所在地		部 門
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期
	代 表 者 住 所		業 種 番 号
	〒		回 付 先
事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。 記			
①	臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日 業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	(臨時改定事由の概要)	(臨時改定事由が生じた日) 令和 年 月 日 (決議をした日) 令和 年 月 日 (直前届出に係る給与の支給の日) 令和 年 月 日
②	変更を行った機関等	(機関等)	
③	変更後の事前確定届出給与等の状況	付表 (No. ~No.) のとおり。	
④	変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由	(理由)	
⑤	直前届出に係る届出書の提出をした日	令和 年 月 日	
⑥	その他参考となるべき事項		
届出期限	<input type="checkbox"/> 臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 業績悪化改定事由：「決議をした日」から1月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日 令和 年 月 日		
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
番号	整理 簿	備 考	通 信 日 付 印
年 月 日	確 認		

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(74 事前確定届出給与に関する変更届出書)

事前確定届出給与に関する変更届出書の記載要領等

1 この届出書は、役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第 54 条第 1 項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第 54 条の 2 第 1 項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定め」（以下付表までにおいて「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」といいます。）に基づいて支給する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、既に法人税法施行令第 69 条第 4 項に規定する直前届出（以下付表までにおいて「直前届出」といいます。）をしている法人が、次の 2 の表の区分欄に掲げる事由に基因して当該直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合において、その変更後の「定め」の内容に関して届出をするときに、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

2 この届出書は、次に掲げる変更の事由の区分に応じてそれぞれの変更届出期限までに提出してください。

区 分	変 更 届 出 期 限
① 臨時改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号ロに規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）	その臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日
② 業績悪化改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号ハに規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。）	その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から 1 月を経過する日 ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに限り、）が当該 1 月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日

（削 除）

3 この届出書は、臨時改定事由又は業績悪化改定事由に基因してその内容の変更がされた「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づく給与の支給の対象となる者（直前届出の対象となった者に限り、）以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成し、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。

4 各欄は、次により記載してください。

（削 除）

① 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

② 「①」欄は、その変更の事由に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。

改 正 前

(73 事前確定届出給与に関する変更届出書)

事前確定届出給与に関する変更届出書の記載要領等

1 この届出書は、役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第 54 条第 1 項 （譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例） に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第 54 条の 2 第 1 項 （新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等） に規定する特定新株予約権を交付する旨の定め」（以下付表までにおいて「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」といいます。）に基づいて支給する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号 （役員給与の損金不算入） に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、既に法人税法施行令第 69 条第 4 項 （定期同額給与の範囲等） に規定する直前届出（以下付表までにおいて「直前届出」といいます。）をしている単体法人 （連結申告法人を除く法人をいいます。） 又は 連結親法人 が、次の 2 の表の区分欄に掲げる事由に基因して当該直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合において、その変更後の「定め」の内容に関して届出をするときに 使用するものです。

2 この届出書は、次に掲げる変更の事由の区分に応じてそれぞれの変更届出期限までに提出してください。

区 分	変 更 届 出 期 限
① 臨時改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号ロに規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）	その臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日
② 業績悪化改定事由 （法人税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号ハに規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。）	その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から 1 月を経過する日 ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに限り、）が当該 1 月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日

（注）連結子法人（連結申告法人に限り、）については、法人税法施行令第 155 条の 6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

3 この届出書は、臨時改定事由又は業績悪化改定事由に基因してその内容の変更がされた「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づく給与の支給の対象となる者（直前届出の対象となった者に限り、）以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成し、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。

4 各欄は、次により記載してください。

① 「提出法人」欄には、該当する にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

② 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

③ 「①」欄は、その変更の事由に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(74 事前確定届出給与に関する変更届出書)</p> <p>イ その変更が臨時改定事由に基因するものである場合……「臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄に、その臨時改定事由を具体的に記載するとともに、その臨時改定事由が生じた日を記載してください。</p> <p>ロ その変更が業績悪化改定事由に基因するものである場合……「業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄に、業績悪化改定事由により直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日を記載するとともに、その変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（その決議をした日後最初に到来するものに限ります。）を記載してください。なお、その給与の支給の日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p><u>③</u> 「② 変更を行った機関等」欄には、直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容に関する変更を行った「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関の名称を記載してください。</p> <p><u>④</u> 「③ 変更後の事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載してください。</p> <p><u>⑤</u> 「④ 変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由」欄には、変更前の事前確定届出給与の支給時期がその変更後のその事前確定届出給与の支給時期と異なる場合に、その変更後のその給与の支給時期を付表のとおりとした理由を具体的に記載してください。</p> <p><u>⑥</u> 「⑤ 直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、直前届出に係る届出書の提出をした日を記載してください。なお、その提出をした日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p><u>⑦</u> 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、この届出に係る変更後の事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうち直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容の変更に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その変更を行った株主総会等の議事録等の写しを添付するようにしてください。</p> <p><u>⑧</u> 「届出期限」欄は、上記 2 の表の変更の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時改定事由……「①」欄の「臨時改定事由が生じた日」に記載した日から 1 月を経過する日を記載するとともに、□にレ印を付してください。 <p>（注） 「臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日」は、「臨時改定事由が生じた日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に相当する日の前日（翌月にその相当する日がないときは、その月の末日）となります。</p> <p>（例：臨時改定事由が生じた日が 5 月 25 日の場合、5 月 26 日が起算日となり、翌月における起算日に相当する日（6 月 26 日）の前日である 6 月 25 日が「臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日」となります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績悪化改定事由……「①」欄の「決議をした日」に記載した日から 1 月を経過する日と「①」欄の「直前届出に係る給与の支給の日」の前日のうちいずれか早い日を記載するとともに、□にレ印を付してください。 <p><u>⑨</u> 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p><u>⑩</u> 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(73 事前確定届出給与に関する変更届出書)</p> <p>イ その変更が臨時改定事由に基因するものである場合……「臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄に、その臨時改定事由を具体的に記載するとともに、その臨時改定事由が生じた日を記載してください。</p> <p>ロ その変更が業績悪化改定事由に基因するものである場合……「業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄に、業績悪化改定事由により直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日を記載するとともに、その変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（その決議をした日後最初に到来するものに限ります。）を記載してください。なお、その給与の支給の日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p><u>④</u> 「② 変更を行った機関等」欄には、直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容に関する変更を行った「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関の名称を記載してください。</p> <p><u>⑤</u> 「③ 変更後の事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載してください。</p> <p><u>⑥</u> 「④ 変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由」欄には、変更前の事前確定届出給与の支給時期がその変更後のその事前確定届出給与の支給時期と異なる場合に、その変更後のその給与の支給時期を付表のとおりとした理由を具体的に記載してください。</p> <p><u>⑦</u> 「⑤ 直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、直前届出に係る届出書の提出をした日を記載してください。なお、その提出をした日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については令和〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p><u>⑧</u> 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、この届出に係る変更後の事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうち直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容の変更に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その変更を行った株主総会等の議事録等の写しを添付するようにしてください。</p> <p><u>⑨</u> 「届出期限」欄は、上記 2 の表の変更の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時改定事由……「①」欄の「臨時改定事由が生じた日」に記載した日から 1 月を経過する日を記載するとともに、□にレ印を付してください。 <p>（注） 「臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日」は、「臨時改定事由が生じた日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に相当する日の前日（翌月にその相当する日がないときは、その月の末日）となります。</p> <p>（例：臨時改定事由が生じた日が 5 月 25 日の場合、5 月 26 日が起算日となり、翌月における起算日に相当する日（6 月 26 日）の前日である 6 月 25 日が「臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日」となります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績悪化改定事由……「①」欄の「決議をした日」に記載した日から 1 月を経過する日と「①」欄の「直前届出に係る給与の支給の日」の前日のうちいずれか早い日を記載するとともに、□にレ印を付してください。 <p><u>⑩</u> 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p><u>⑪</u> 「※」欄は、記載しないでください。</p>
<p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(75 付表(変更後の事前確定届出給与等の状況))

付表 (変更後の事前確定届出給与等の状況)

		No.	
事前確定届出給与対象者の氏名(役職名)	()		
変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	令和	年	月 日
直前届出に係る届出書の提出をした日	令和	年	月 日
当初届出に係る事業年度	令和	年	月 日 ~ 令和 年 月 日
当初届出に係る事業年度開始の日の属する会計期間	令和	年	月 日 ~ 令和 年 月 日

1 金銭交付

変更後の事前確定届出給与に関する事項	職の属する期間	区分	支給時期(年月日)	支給額(円)	変更前の事前確定届出給与に関する事項	職の属する期間	区分	支給時期(年月日)	支給額(円)
今回の届出額	・	・	支給額	・	・				
今回の届出額	・	・	届出額	・	・				
今回の届出額	・	・	支給額	・	・				
今回の届出額	・	・	届出額	・	・				
今回の届出額	・	・	支給額	・	・				
今回の届出額	・	・	届出額	・	・				
今回の届出額	・	・	支給額	・	・				

2 株式等交付

変更後の事前確定届出給与に関する事項	職の属する期間	区分	支給時期(年月日)	交付する株式又は新株予約権の銘柄	交付数	交付決議時価額(円)
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
条件	その他の内容					

変更前の事前確定届出給与に関する事項	職の属する期間	区分	支給時期(年月日)	交付する株式又は新株予約権の銘柄	交付数	交付決議時価額(円)
支給内容	・	・				
届出内容	・	・				
支給内容	・	・				
届出内容	・	・				
届出内容	・	・				
届出内容	・	・				
届出内容	・	・				
条件	その他の内容					

04.03改正

改正前

(74 付表(変更後の事前確定届出給与等の状況))

付表 (変更後の事前確定届出給与等の状況)

		No.	
事前確定届出給与対象者の氏名(役職名)	()		
変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	令和	年	月 日
直前届出に係る届出書の提出をした日	令和	年	月 日
当初届出に係る(連結)事業年度	令和	年	月 日 ~ 令和 年 月 日
当初届出に係る(連結)事業年度開始の日の属する会計期間	令和	年	月 日 ~ 令和 年 月 日

1 金銭交付

変更後の事前確定届出給与に関する事項	職の属する期間	区分	支給時期(年月日)	支給額(円)	変更前の事前確定届出給与に関する事項	職の属する期間	区分	支給時期(年月日)	支給額(円)
今回の届出額	・	・	支給額	・	・				
今回の届出額	・	・	届出額	・	・				
今回の届出額	・	・	支給額	・	・				
今回の届出額	・	・	届出額	・	・				
今回の届出額	・	・	支給額	・	・				
今回の届出額	・	・	届出額	・	・				
今回の届出額	・	・	支給額	・	・				

2 株式等交付

変更後の事前確定届出給与に関する事項	職の属する期間	区分	支給時期(年月日)	交付する株式又は新株予約権の銘柄	交付数	交付決議時価額(円)
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
条件	その他の内容					

変更前の事前確定届出給与に関する事項	職の属する期間	区分	支給時期(年月日)	交付する株式又は新株予約権の銘柄	交付数	交付決議時価額(円)
支給内容	・	・				
届出内容	・	・				
支給内容	・	・				
届出内容	・	・				
届出内容	・	・				
届出内容	・	・				
届出内容	・	・				
条件	その他の内容					

02.06改正

改 正 後	改 正 前
<p>(75 付表(変更後の事前確定届出給与等の状況))</p> <p style="text-align: center;">付表（変更後の事前確定届出給与等の状況）の記載要領等</p> <p>1 この付表は、「事前確定届出給与に関する変更届出書」に添付してください。</p> <p>2 この届出に係る事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その支給対象者ごとにこの付表中の表を作成してください。この場合には、右上端の「No. 」欄に一連番号を付してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）」欄には、この届出に係る変更の事由に基因してその役職が変更された場合には、その変更後の役職名を記載してください。</p> <p>(2) 「変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄には、業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合に、当該業績悪化改定事由によりその「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日後最初に到来する当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日を記載してください。</p> <p>(3) 「直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、事前確定届出給与対象者に係る今回の変更の直前の「定め」の内容に関する届出書の提出をした日を記載してください。</p> <p>(4) 「当初届出に係る事業年度」欄には、今回、変更の届出を行う事前確定届出給与につき法人税法施行令第 69 条第 4 項の規定による届出をした事業年度又は連結事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「1 金銭交付」の各欄は次により記載してください。</p> <p>イ 「変更後の事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給額（円）」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている変更後の事前確定届出給与の支給時期及び支給額を記載してください。</p> <p>ロ 「変更前の事前確定届出給与に関する事項」の「届出額」欄の「支給時期（年月日）」欄及び「支給額（円）」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与について、その支給時期及び支給額を記載してください。</p> <p>また、「支給額」欄の「支給時期（年月日）」欄及び「支給額（円）」欄には、直前届出において届け出た事前確定届出給与のうち、実際に支給が行われたものについて、その支給時期及び支給額を記載してください。</p> <p>(6) 「2 株式等交付」の各欄は次により記載してください。</p> <p>イ 「変更後の事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄、「金銭債権の額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている変更後の事前確定届出給与の支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額、金銭債権の額及び条件その他の内容を記載してください。</p> <p>ロ 「変更前の事前確定届出給与に関する事項」の「届出内容額」欄の「支給時期（年月日）」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄、「金銭債権の額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与について、その支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額、金銭債権の額及び条件その他の内容を記載してください。</p>	<p>(74 付表(変更後の事前確定届出給与等の状況))</p> <p style="text-align: center;">付表（変更後の事前確定届出給与等の状況）の記載要領等</p> <p>1 この付表は、「事前確定届出給与に関する変更届出書」に添付してください。</p> <p>2 この届出に係る事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その支給対象者ごとにこの付表中の表を作成してください。この場合には、右上端の「No. 」欄に一連番号を付してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）」欄には、この届出に係る変更の事由に基因してその役職が変更された場合には、その変更後の役職名を記載してください。</p> <p>(2) 「変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄には、業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合に、当該業績悪化改定事由によりその「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日後最初に到来する当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日を記載してください。</p> <p>(3) 「直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、事前確定届出給与対象者に係る今回の変更の直前の「定め」の内容に関する届出書の提出をした日を記載してください。</p> <p>(4) 「当初届出に係る<u>（連結）</u>事業年度」欄には、今回、変更の届出を行う事前確定届出給与につき法人税法施行令第 69 条第 4 項の規定による届出をした事業年度又は連結事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「1 金銭交付」の各欄は次により記載してください。</p> <p>イ 「変更後の事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給額（円）」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている変更後の事前確定届出給与の支給時期及び支給額を記載してください。</p> <p>ロ 「変更前の事前確定届出給与に関する事項」の「届出額」欄の「支給時期（年月日）」欄及び「支給額（円）」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与について、その支給時期及び支給額を記載してください。</p> <p>また、「支給額」欄の「支給時期（年月日）」欄及び「支給額（円）」欄には、直前届出において届け出た事前確定届出給与のうち、実際に支給が行われたものについて、その支給時期及び支給額を記載してください。</p> <p>(6) 「2 株式等交付」の各欄は次により記載してください。</p> <p>イ 「変更後の事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄、「金銭債権の額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている変更後の事前確定届出給与の支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額、金銭債権の額及び条件その他の内容を記載してください。</p> <p>ロ 「変更前の事前確定届出給与に関する事項」の「届出内容額」欄の「支給時期（年月日）」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄、「金銭債権の額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与について、その支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額、金銭債権の額及び条件その他の内容を記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(75 付表(変更後の事前確定届出給与等の状況))</p> <p>また、「支給内容」欄の「支給時期(年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額(円)」欄及び「金銭債権の額(円)」欄には、直前届出において届け出た事前確定届出給与のうち、実際に支給が行われたものについて、その支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額を記載してください。</p> <p>(注) 1 法人税法施行令第71条の3第1項に規定する確定数給与に該当する場合は、「支給時期(年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額(円)」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。</p> <p>2 内国法人の役員の職務につき、所定の時期に、確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式又は同法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当する場合は、「支給時期(年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「金銭債権の額(円)」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。</p> <p>3 「条件その他の内容」欄の記載に当たっては、支給時期を記載するなど、いずれの届出内容に対するものかを特定できるように記載してください。また、記載事項が多い場合は、「条件その他の内容」欄に「別紙のとおり」と記載の上、条件その他の内容を別紙(適宜の様式)に記載してください。</p>	<p>(74 付表(変更後の事前確定届出給与等の状況))</p> <p>また、「支給内容」欄の「支給時期(年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額(円)」欄及び「金銭債権の額(円)」欄には、直前届出において届け出た事前確定届出給与のうち、実際に支給が行われたものについて、その支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額を記載してください。</p> <p>(注) 1 法人税法施行令第71条の3第1項(確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等)に規定する確定数給与に該当する場合は、「支給時期(年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額(円)」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。</p> <p>2 内国法人の役員の職務につき、所定の時期に、確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項(譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例)に規定する特定譲渡制限付株式又は法人税法第54条の2第1項(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当する場合は、「支給時期(年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「金銭債権の額(円)」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。</p> <p>3 「条件その他の内容」欄の記載に当たっては、支給時期を記載するなど、いずれの届出内容に対するものかを特定できるように記載してください。また、記載事項が多い場合は、「条件その他の内容」欄に「別紙のとおり」と記載の上、条件その他の内容を別紙(適宜の様式)に記載してください。</p>

改 正 後

(76 棚卸資産の評価方法の届出書)

税務署受付印 棚卸資産の評価方法の届出書 ※整理番号		納税地		〒	
		電話() -			
令和 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 法人名等			
		法人番号			
		(フリガナ) 代表者氏名			
		代表者住所		〒	
		事業種目		業	
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		※		整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)		部 門
	(フリガナ) 代表者氏名		電話() -		決 算 期
	代表者住所		〒		業種番号
	事業種目		業		整 理 簿
		回付先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
棚卸資産の評価方法を下記のとおり届け出ます。 記					
事業の種類(又は事業所別)		資産の区分		評価方法	
		商品又は製品			
		半製品			
		仕掛品(半成工事)			
		主要原材料			
		補助原材料			
		その他の棚卸資産			
参考事項		1 新設法人等の場合には、設立等年月日 令和 年 月 日 2 新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日 令和 年 月 日 3 その他			
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(75 棚卸資産の評価方法の届出書)

税務署受付印 棚卸資産の評価方法の届出書 ※整理番号 ※経路/処理欄		納税地		〒	
		電話() -			
令和 年 月 日 税務署長殿		提出法人			
		<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人		(フリガナ) 法人名等	
		法人番号			
		(フリガナ) 代表者氏名			
		代表者住所		〒	
		事業種目		業	
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		※		整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)		部 門
	(フリガナ) 代表者氏名		電話() -		決 算 期
	代表者住所		〒		業種番号
	事業種目		業		整 理 簿
		回付先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
棚卸資産の評価方法を下記のとおり届け出ます。 記					
事業の種類(又は事業所別)		資産の区分		評価方法	
		商品又は製品			
		半製品			
		仕掛品(半成工事)			
		主要原材料			
		補助原材料			
		その他の棚卸資産			
参考事項		1 新設法人等の場合には、設立等年月日 令和 年 月 日 2 新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日 令和 年 月 日 3 その他			
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(76 棚卸資産の評価方法の届出書)

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が棚卸資産の評価方法を選定して、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）がその評価方法を届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第 1 期の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条又は第 144 条の 4 の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法第 81 条の 20 の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条又は第 144 条の 4 の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、令和 2 年旧法人税法第 81 条の 20 の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。）

(注) 外国法人については、法人税法施行令第 184 条第 5 項の規定によって提出してください。

- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。
- 4 各欄は、次により記載します。

(削 除)

- (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。
- (3) 「資産の区分」の空白欄には、事業を 2 以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。

- イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
- ロ 半製品
- ハ 仕掛品（半成工事を含みます。）
- ニ 主要原材料
- ホ 補助原材料その他の棚卸資産

(注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。

- (4) 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が

改 正 前

(75 棚卸資産の評価方法の届出書)

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を選定して届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第 1 期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第 72 条又は第 144 条の 4 に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第 72 条又は第 144 条の 4 に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第 155 条の 6 の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第 184 条第 5 項又は平成 26 年改正前の法人税法施行令第 188 条第 8 項の規定によって提出してください。

- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。
- 4 各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。
- (4) 「資産の区分」の空白欄には、事業を 2 以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。

- イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
- ロ 半__製__品
- ハ 仕__掛__品（半成工事を含みます。）
- ニ 主要原材料
- ホ 補助原材料その他の棚卸資産

(注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。

- (5) 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が

改 正 後	改 正 前
<p>(76) 棚卸資産の評価方法の届出書)</p> <p>定められている棚卸資産については、選定できないことになっていきますから注意してください。</p> <p>イ 原価法</p> <p>(イ) 個別法による原価法</p> <p>(ロ) 先入先出法による原価法</p> <p>(ハ) 総平均法による原価法</p> <p>(ニ) 移動平均法による原価法</p> <p>(ホ) 最終仕入原価法による原価法</p> <p>(ヘ) 売価還元法による原価法</p> <p>ロ 低価法</p> <p>(イ) 個別法による原価法に基づく低価法</p> <p>(ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法</p> <p>(ハ) 総平均法による原価法に基づく低価法</p> <p>(ニ) 移動平均法による原価法に基づく低価法</p> <p>(ホ) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法</p> <p>(ヘ) 売価還元法による原価法に基づく低価法</p> <p>(注) (4)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(75) 棚卸資産の評価方法の届出書)</p> <p>定められている棚卸資産については、選定できないことになっていきますから注意してください。</p> <p>イ 原_価_法</p> <p>(イ) 個別法による原価法</p> <p>(ロ) 先入先出法による原価法</p> <p>(ハ) 総平均法による原価法</p> <p>(ニ) 移動平均法による原価法</p> <p>(ホ) 最終仕入原価法による原価法</p> <p>(ヘ) 売価還元法による原価法</p> <p>ロ 低_価_法</p> <p>(イ) 個別法による原価法に基づく低価法</p> <p>(ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法</p> <p>(ハ) 総平均法による原価法に基づく低価法</p> <p>(ニ) 移動平均法による原価法に基づく低価法</p> <p>(ホ) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法</p> <p>(ヘ) 売価還元法による原価法に基づく低価法</p> <p>(注) (5)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(2) 「法人番号」欄の記載</p> <p><u>「法人番号」欄には、法人番号(13桁)を記載してください。</u></p> <p><u>なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</u></p>

改 正 後

(77 棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書)

棚卸資産の特別な評価方法
の承認申請書

※整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日

納税地 (フリガナ) 電話() -
法人名等
法人番号 (フリガナ)
代表者氏名
代表者住所 〒
事業種目 業

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)
法人名等 (フリガナ)
本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話() -
代表者氏名 (フリガナ)
代表者住所 〒
事業種目 業
※ 税務署処理欄
整理番号
部 門
決 算 期
業 種 番 号
整 理 簿
回 付 先 親署 ⇒ 子署 子署 ⇒ 調査課

次の棚卸資産の評価について、特別な評価方法によりたいので申請します。

事業の種類	資産の区分	評価方法
業		

承認を受けようとする特別な評価方法の内容

特別な評価方法を採用しようとする理由

その他の参考事項

税 理 士 署 名

※税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(76 棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書)

棚卸資産の特別な評価方法
の承認申請書

※整理番号
※課/局/電話

税務署受付印

令和 年 月 日

提出法人 単体法人 連結親法人
納税地 (フリガナ) 電話() -
法人名等
法人番号 (フリガナ)
代表者氏名
代表者住所 〒
事業種目 業
税務署長殿

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)
法人名等 (フリガナ)
本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話() -
代表者氏名 (フリガナ)
代表者住所 〒
事業種目 業
※ 税務署処理欄
整理番号
部 門
決 算 期
業 種 番 号
整 理 簿
回 付 先 親署 ⇒ 子署 子署 ⇒ 調査課

次の棚卸資産の評価について、特別な評価方法によりたいので申請します。

事業の種類	資産の区分	評価方法
業		

承認を受けようとする特別な評価方法の内容

特別な評価方法を採用しようとする理由

その他の参考事項

税 理 士 署 名

※税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(77 棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が棚卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第 28 条の 2 第 1 項の規定による<u>特別な評価の方法により行おうとする場合に、その評価方法の承認を受けようとするときに、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 棚卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第 29 条第 1 項に定める資産の区分ごとに行うこととなっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。 この場合、事業所ごとに選定するとき又は資産の区分をさらに細分するときは、その旨及び理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。</p> <p>4 各欄の記載は次によります。 <u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産に係る事業の種類を具体的に記載してください。</p> <p>(3) 「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産を 3 の選定区分により記載してください。</p> <p>(4) 「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。</p> <p>(5) 「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(76 棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第 28 条の 2 第 1 項（棚卸資産の特別な評価の方法）に規定する特別な評価の方法により行おうとする場合に、その承認（法人税法施行令第 155 条の 6 の規定を含む）を受けようとするときに使用</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 棚卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第 29 条第 1 項に定める資産の区分ごとに行うこととなっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。 この場合、事業所ごとに選定するとき又は資産の区分をさらに細分するときは、その旨及び理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。</p> <p>4 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、<u>該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産に係る事業の種類を具体的に記載してください。</p> <p>(4) 「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産を 3 の選定区分により記載してください。</p> <p>(5) 「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。</p> <p>(6) 「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(78 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)

有価証券の一単位当たりの
帳簿価額の算出方法の届出書

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
代表者住所	〒		
事業種目			業

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒	(局 署)	※	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)	税	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			務	決 算 期	
	代表者住所	〒		署	業 種 番 号	
	事業種目			処	整 理 簿	
			理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。

区分	種 類	算 出 方 法	新 た に 取 得 し た 年 月 日
売 有 買 有 目 的 証 券		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
満 等 期 有 有 保 価 有 証 券		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
そ 有 の 有 証 券		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
参 考 事 項			

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

04.03 改正

(規格 A 4)

改正前

(77 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)

有価証券の一単位当たりの
帳簿価額の算出方法の届出書

※整理番号

※電話

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
代表者住所	〒		
事業種目			業

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒	(局 署)	※	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)	税	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			務	決 算 期	
	代表者住所	〒		署	業 種 番 号	
	事業種目			処	整 理 簿	
			理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。

区分	種 類	算 出 方 法	新 た に 取 得 し た 年 月 日
売 有 買 有 目 的 証 券		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
満 等 期 有 有 保 価 有 証 券		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
そ 有 の 有 証 券		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
参 考 事 項			

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(78 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)</p> <p style="text-align: center;">有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、有価証券を所有していなかった法人が新たに有価証券を取得した場合又は<u>法人が</u>従来所有していた有価証券と法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第119条の2第2項に掲げる区分及び種類の異なった有価証券を新たに取得した場合において、<u>これらの取得した有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに、これらの法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）</u>が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>（注） 1 法令第119条の2第2項に掲げる区分とは、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別をいいます。 2 法令第119条の2第3項第1号に掲げる保険業法第118条第1項に属する有価証券を有する法人については、その特別勘定に属する有価証券である旨を参考事項欄に記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。 3 種類とは、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>また、新株<u>予約</u>権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>2 この届出書は、有価証券を取得した日の属する事業年度又は<u>連結事業年度</u>の確定申告書又は<u>連結確定申告書</u>の提出期限（法人税法第72条第1項の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の20第1項の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。</u>）までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。</p> <p>4 各欄は、次により記載します。</p> <p><u>（削 除）</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>連結親法人が届出の対象を当該連結親法人に係る連結子法人としたこの届出書を提出する場合に、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 「種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類について1の(注)3に掲げる別に応じたその有価証券の種類を、例えば「外国法人発行の円貨建社債」等のように記載してください。</p> <p>(3) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。</p> <p>(4) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする有価証券の取得年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p><u>（削 除）</u></p>	<p>(77 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)</p> <p style="text-align: center;">有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、有価証券を所有していなかった<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）</u>又は<u>連結親法人が、</u>新たに有価証券を取得した場合又は従来所有していた有価証券と法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第119条の2第2項に掲げる区分及び種類の異なった有価証券を新たに取得した場合において、<u>その取得した有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出る場合に使用</u>してください。<u>（法令第119条の5・第155条の6）</u></p> <p>（注） 1 法令第119条の2第2項に掲げる区分とは、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別をいいます。 2 法令第119条の2第3項第1号に掲げる保険業法第118条第1項<u>《特別勘定》</u>に属する有価証券を有する法人については、その特別勘定に属する有価証券である旨を参考事項欄に記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。 3 種類とは、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>また、新株<u>引受</u>権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>2 この届出書は、有価証券を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条第1項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、<u>その中間申告書の提出期限。</u>以下同じ。）までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。</p> <p>4 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「<u>代表者住所</u>」及び「<u>事業種目</u>」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類について1の(注)3に掲げる別に応じたその有価証券の種類を、例えば「外国法人発行の円貨建社債」等のように記載してください。</p> <p>(4) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。</p> <p>(5) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする有価証券の取得年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(2) 「法人番号」欄の記載</p>

改正後

(78 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)

改正前

(77 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)

「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改正後

(79) 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書

※整理番号

令和 年 月 日

納税地 電話() -

(フリガナ)

法人名等

法人番号

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所 〒

事業種目 業

税務署長殿

連 結 子 法 人

（届出の対象が連結子法である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等

本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話() -

(フリガナ) 代表者氏名

代表者住所 〒

事業種目 業

※ 税務署処理欄

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先 親署 ⇒ 子署 子署 ⇒ 調査課

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。

種類又は銘柄	算出方法	新たに取得した年月日
	移動平均法・総平均法	年 月 日
	移動平均法・総平均法	年 月 日
	移動平均法・総平均法	年 月 日
	移動平均法・総平均法	年 月 日
	移動平均法・総平均法	年 月 日
	移動平均法・総平均法	年 月 日
	移動平均法・総平均法	年 月 日
	移動平均法・総平均法	年 月 日
	移動平均法・総平均法	年 月 日

参考事項

税 理 士 署 名

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考	通信日付印	年月日	確認
---------	----	-----	------	----	-----	----	-------	-----	----

04.03 改正

(規格 A 4)

改正前

(78) 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書

※整理番号

※職/ノ-7整理

令和 年 月 日

納税地 電話() -

(フリガナ)

法人名等

法人番号

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所 〒

事業種目 業

税務署長殿

提出法人 単体法人 連結親法人

連 結 子 法 人

（届出の対象が連結子法である場合に限り記載）

(フリガナ) 法人名等

本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話() -

(フリガナ) 代表者氏名

代表者住所 〒

事業種目 業

※ 税務署処理欄

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先 親署 ⇒ 子署 子署 ⇒ 調査課

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。

種類又は銘柄	算出方法	新たに取得した年月日
	移動平均法・総平均法	年 月 日
	移動平均法・総平均法	年 月 日
	移動平均法・総平均法	年 月 日
	移動平均法・総平均法	年 月 日
	移動平均法・総平均法	年 月 日
	移動平均法・総平均法	年 月 日
	移動平均法・総平均法	年 月 日
	移動平均法・総平均法	年 月 日
	移動平均法・総平均法	年 月 日

参考事項

税 理 士 署 名

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考	通信日付印	年月日	確認
---------	----	-----	------	----	-----	----	-------	-----	----

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(79) 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)</p> <p style="text-align: center;">短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、短期売買商品等を所有していなかった法人が新たに短期売買商品等を取得した場合又は<u>法人</u>が従来所有していた短期売買商品等と種類又は銘柄の異なった短期売買商品等を新たに取得した場合において、<u>これらの取得した短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに、これらの法人（連結子法人にあつては、当該連結子法人に係る連結親法人）</u>が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>(注) 短期売買商品等とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）及び資金決済に関する法律第2条第5項（定義）に規定する暗号資産をいいます。</p> <p>なお、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるものとは、法人税法施行令第118条の4で定める一定の資産をいいます。</p> <p>2 この届出書は、短期売買商品等を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限（法人税法第72条第1項の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の20第1項の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。</u>）までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、短期売買商品等の種類又は銘柄の異なるごとに行うことになっていきますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。</p> <p>なお、事業所別に異なる算出方法を選定することができます。</p> <p>4 各欄は、次により記載します。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 「種類又は銘柄」欄には、新たに取得した短期商品売買等の種類又は銘柄について、その短期売買商品等の種類又は銘柄を、例えば「金」、「銀」、「白金」、「暗号資産（〇〇コイン）」等のように記載してください。</p> <p>なお、事業所ごとに選定しようとするときは、その事業所名を併せて記載してください。</p> <p>(3) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。</p> <p>(4) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする短期売買商品等の取得年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p>	<p>(78) 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)</p> <p style="text-align: center;">短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、短期売買商品等を所有していなかった法人が、<u>新たに短期売買商品等</u>を取得した場合又は従来所有していた短期売買商品等と種類又は銘柄の異なった短期売買商品等を新たに取得した場合において、<u>その取得した短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）</u>又は<u>連結親法人</u>が必要事項を記載して提出してください。<u>（法人税法施行令第118条の6・第155条の6・第184条）</u></p> <p>(注) 短期売買商品等とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）及び資金決済に関する法律第2条第5項（定義）に規定する暗号資産をいいます。</p> <p>なお、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるものとは、法人税法施行令第118条の4で定める一定の資産をいいます。</p> <p>2 この届出書は、短期売買商品等を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条第1項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、<u>その中間申告書の提出期限。以下同じ。</u>）までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、短期売買商品等の種類又は銘柄の異なるごとに行うことになっていきますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。</p> <p>なお、事業所別に異なる算出方法を選定することができます。</p> <p>4 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「種類又は銘柄」欄には、新たに取得した短期商品売買等の種類又は銘柄について、その短期売買商品等の種類又は銘柄を、例えば「金」、「銀」、「白金」、「暗号資産（〇〇コイン）」等のように記載してください。</p> <p>なお、事業所ごとに選定しようとするときは、その事業所名を併せて記載してください。</p> <p>(4) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。</p> <p>(5) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする短期売買商品等の取得年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 「法人番号」欄の記載</p> <p><u>「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。</u></p> <p>なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</p>

改 正 後 改 正 前

(80 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)

(79 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)

令和 年 月 日 税務署長殿		棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位 当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位 当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書		※整理番号			
		納 税 地	〒 電話() -				
		(フリガナ)					
		法 人 名 等					
		法 人 番 号					
		(フリガナ)					
代 表 者 氏 名							
代 表 者 住 所	〒						
事 業 種 目			業				
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		
	法 人 名 等				部 門		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期		
	(フリガナ)				業 種 番 号		
	代 表 者 氏 名				整 理 簿		
	代 表 者 住 所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事 業 種 目			業				
自令和 年 月 日 事業年度から 至令和 年 月 日		棚卸資産の評価方法 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 を下記の 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法					
とおり変更したいので申請します。		とおり変更したいので申請します。					
事業の種類・ 有価証券の区分		棚卸資産の区分・短期 売買商品等の種類又は 銘柄・有価証券の種類	現によっている 評 価 方 法 等	左の評価方法等を 採用した年月日	採用しようとする 新たな評価方法等		
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
変更しよ うとする 理由							

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	--------

04.03 改正

(規格 A 4)

令和 年 月 日 税務署長殿		棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位 当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位 当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書		※整理番号			
		納 税 地	〒 電話() -				
		(フリガナ)					
		法 人 名 等					
		法 人 番 号					
		(フリガナ)					
代 表 者 氏 名							
代 表 者 住 所	〒						
事 業 種 目			業				
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		
	法 人 名 等				部 門		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期		
	(フリガナ)				業 種 番 号		
	代 表 者 氏 名				整 理 簿		
	代 表 者 住 所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事 業 種 目			業				
自令和 年 月 日 至令和 年 月 日		棚卸資産の評価方法 (連結) 事業年度から 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 を下記の 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法					
とおり変更したいので申請します。		とおり変更したいので申請します。					
事業の種類・ 有価証券の区分		棚卸資産の区分・短期 売買商品等の種類又は 銘柄・有価証券の種類	現によっている 評 価 方 法 等	左の評価方法等を 採用した年月日	採用しようとする 新たな評価方法等		
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
変更しよ うとする 理由							

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	--------

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(80 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">棚卸資産の評価方法</p> <p style="text-align: center;">短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更承認申請書の記載要領等</p> <p style="text-align: center;">有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>1 この申請書は、法人が既に選定している棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に、<u>その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）</u>が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>2 この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていきますので、不要文字を抹消して使用してください。</p> <p>また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。</p> <p>4 棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行う（<u>短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、種類又は銘柄ごとに行い、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行う</u>）ことになっており、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は短期売買商品等若しくは有価証券だけについて明確に記載してください。</p> <p>5 各欄は、次により記載します。 (削 除)</p>	<p>(79 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">棚卸資産の評価方法</p> <p style="text-align: center;">短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更承認申請書の記載要領等</p> <p style="text-align: center;">有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>1 この申請書は、法人が既に選定している棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に、<u>単体法人（連結申告法人を以外の法人をいいます。）</u>又は<u>連結親法人</u>が必要事項を記載して提出してください。<u>（法人税法施行令第30条・第118条の6・第119条の6・第155条の6・第184条）</u></p> <p>この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>2 この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていきますので、不要文字を抹消して使用してください。</p> <p>また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。</p> <p>4 棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行う（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行い、<u>短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、種類又は銘柄ごとに行う</u>）ことになっており、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産、<u>有価証券又は短期売買商品等</u>だけについて明確に記載してください。</p> <p>5 各欄は、次により記載します。</p>
<p>(1) 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該<u>連結子法人</u>の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載し、短期売買商品等については、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。</p> <p>(3) 「棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、暗号資産以外の短期売買商品等については、①金、②銀、③白金その他の資産の区分（上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別）を記載し、暗号資産については、その種類を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分を記載します。</p> <p>したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。</p> <p>(注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>(4) 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法（棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。</p> <p>(5) 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用した事業年度の開始の日を記載してください。</p> <p>(6) 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載し、短期売買商品等については、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。</p> <p>(4) 「棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、暗号資産以外の短期売買商品等については、①金、②銀、③白金その他の資産の区分（上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別）を記載し、暗号資産については、その種類を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分を記載します。</p> <p>したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。</p> <p>(注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>(5) 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法（棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。</p> <p>(6) 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用した事業年度の開始の日を記載してください。</p> <p>(7) 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>

改 正 後

(82 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書		※整理番号			
		納税地	〒	電話() -			
(フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目							
		(フリガナ)					
		本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)		電話() -	
		(フリガナ)					
		代表者住所		〒			
		事業種目		業			
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		
	法人名等				部 門		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)			決 算 期		
	(フリガナ)				業 種 番 号		
	代表者住所	〒			整 理 簿		
	事業種目	業			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の3の2第1項(<input type="checkbox"/> 第1号)に規定する方法により有効性判定を行いたいので、下記のとおり届け出ます。 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の9の2第1項に規定する変動差額比較法により有効性判定を行いたいので、下記のとおり届け出ます。 記							
法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等							
上記の方法により有効性判定を行おうとするオプション取引の種類		繰延ヘッジ					
		時価ヘッジ					
繰延ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲		資産又は負債					
		金 銭					
時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲							
適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日		開始の日	令和 年 月 日	終了の日	令和 年 月 日		
その他の参考事項							
税 理 士 署 名							
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考	

04.03 改正

(規格A4)

改 正 前

(81 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書		※整理番号			
		納税地	〒	電話() -			
(フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目							
		(フリガナ)					
		本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)		電話() -	
		(フリガナ)					
		代表者住所		〒			
		事業種目		業			
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		
	法人名等				部 門		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)			決 算 期		
	(フリガナ)				業 種 番 号		
	代表者住所	〒			整 理 簿		
	事業種目	業			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の3の2第1項(<input type="checkbox"/> 第1号)に規定する方法により有効性判定を行いたいので、下記のとおり届け出ます。 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の9の2第1項に規定する変動差額比較法により有効性判定を行いたいので、下記のとおり届け出ます。 記							
法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等							
上記の方法により有効性判定を行おうとするオプション取引の種類		繰延ヘッジ					
		時価ヘッジ					
繰延ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲		資産又は負債					
		金 銭					
時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲							
適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日		開始の日	令和 年 月 日	終了の日	令和 年 月 日		
その他の参考事項							
税 理 士 署 名							
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考	

03.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(82 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、次に掲げる場合に、その法人(連結子法人にあつては、当該連結子法人に係る連結親法人)が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>(1) <u>法人が繰延ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の3の2第1項の規定の適用を受けようとする場合</u></p> <p>(2) <u>法人が時価ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法令第121条の9の2第1項の規定の適用を受けようとする場合</u></p> <p>2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 標題は、適用を受けようとする有効性判定の方法について、該当する□にレ印でチェックしてください。</p> <p>(3) 「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p>イ 「上記の方法により有効性判定を行おうとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、例えば、通貨オプション取引、株券(個別株)オプション取引、株価指数オプション取引などと記載してください。</p> <p>ロ 「繰延ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の3の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる法人税法第61条の6第1項第1号に規定する資産若しくは負債又は同項第2号に規定する金銭の範囲について記載してください。</p> <p>ハ 「時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる売買目的外有価証券の範囲について記載してください。</p> <p>ニ 「適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日」の各欄には、この届出に係るオプション取引につき法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受ける最初の事業年度(連結親法人がこの届出書を提出する場合には、連結事業年度)開始の日及び終了の日を記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(2) 届出書の提出単位 この届出書は、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けようとするオプション取引について、一の取引ごとに提出することができますが、有効性判定の方法を同じくする複数又は全ての取引をまとめて一つの届出書として提出しても差し支えありません。 なお、複数又は全ての取引を一つの届出書として提出する場合、「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等」の各欄には、その対象とする取引の範囲(オプション取引の種類やヘッジ対象の資産等の範囲)を具体的に記載する必要がありますが、各欄への具体的な記載に代えて、提出法人がいわゆるヘッジ会計を適用するに当たって作成しているリスク管理方針文書などの該当箇所の写しをこの届出書に添付する方法でも差し支えありません。</p>	<p>(81 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)</u>又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) <u>繰延ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の3の2第1項《オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けようとする場合</u></p> <p>(2) <u>時価ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法令第121条の9の2第1項《オプション取引を行った場合の時価ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けようとする場合</u></p> <p>2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題は、適用を受けようとする有効性判定の方法について、該当する□にレ印でチェックしてください。</p> <p>(4) 「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p>イ 「上記の方法により有効性判定を行おうとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、例えば、通貨オプション取引、株券(個別株)オプション取引、株価指数オプション取引などと記載してください。</p> <p>ロ 「繰延ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の3の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる法人税法第61条の6第1項第1号に規定する資産若しくは負債又は同項第2号に規定する金銭の範囲について記載してください。</p> <p>ハ 「時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる売買目的外有価証券の範囲について記載してください。</p> <p>ニ 「適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日」の各欄には、この届出に係るオプション取引につき法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受ける最初の事業年度開始の日及び終了の日を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(2) 届出書の提出単位 この届出書は、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けようとするオプション取引について、一の取引ごとに提出することができますが、有効性判定の方法を同じくする複数又は全ての取引をまとめて一つの届出書として提出しても差し支えありません。 なお、複数又は全ての取引を一つの届出書として提出する場合、「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等」の各欄には、その対象とする取引の範囲(オプション取引の種類やヘッジ対象の資産等の範囲)を具体的に記載する必要がありますが、各欄への具体的な記載に代えて、提出法人がいわゆるヘッジ会計を適用するに当たって作成しているリスク管理方針文書などの該当箇所の写しをこの届出書に添付する方法でも差し支えありません。</p>

改 正 後 改 正 前

(83 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書)

(82 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書)

税務署受付印 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る 有効性判定の方法の取りやめに関する届出書		※整理番号	
令和 年 月 日	納 税 地	〒 電話() -	
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目	業	
連 結 子 法 人 <small>届出の参考事項を必要に応じて記載</small>	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	法 人 名 等		部 門
	本店又は主たる事務所の所在地		決 算 期
	(フリガナ)		業 種 番 号
	代 表 者 氏 名		整 理 簿
	代 表 者 住 所		回 付 先
事 業 種 目	業	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の3の2第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 に規定する方法により有効性判定を行うことをやめますので、下記のとおり届け出ます。 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の9の2第1項に規定する変動差額比較法により有効性判定を行うことをやめますので、下記のとおり届け出ます。 記			
法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等			
上記の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日		令和 年 月 日	
上記の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類	繰延ヘッジ		
	時価ヘッジ		
繰延ヘッジ処理におけるヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲	資産又は負債		
	金 銭		
時価ヘッジ処理におけるヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲			
その他の参考事項			
税 理 士 署 名			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			番号
		整理簿	備考

04.03改正

(規格A4)

税務署受付印 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る 有効性判定の方法の取りやめに関する届出書		※整理番号	
令和 年 月 日	納 税 地	〒 電話() -	
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目	業	
連 結 子 法 人 <small>届出の参考事項を必要に応じて記載</small>	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	法 人 名 等		部 門
	本店又は主たる事務所の所在地		決 算 期
	(フリガナ)		業 種 番 号
	代 表 者 氏 名		整 理 簿
	代 表 者 住 所		回 付 先
事 業 種 目	業	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の3の2第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 に規定する方法により有効性判定を行うことをやめますので、下記のとおり届け出ます。 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の9の2第1項に規定する変動差額比較法により有効性判定を行うことをやめますので、下記のとおり届け出ます。 記			
法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等			
上記の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日		令和 年 月 日	
上記の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類	繰延ヘッジ		
	時価ヘッジ		
繰延ヘッジ処理におけるヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲	資産又は負債		
	金 銭		
時価ヘッジ処理におけるヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲			
その他の参考事項			
税 理 士 署 名			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			番号
		整理簿	備考

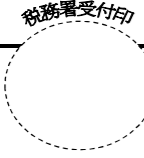
03.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(83 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、次に掲げる場合に、<u>その法人(連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人)</u>が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>(1) 法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の3の2第1項の規定の適用を受けている法人が、オプション取引の有効性判定について同項各号に定める方法によることをやめようとする場合</p> <p>(2) 法令第121条の9の2第1項の規定の適用を受けている法人が、オプション取引の有効性判定について同項に定める方法によることをやめようとする場合</p> <p>2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 <u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 標題は、適用をやめようとする有効性判定の方法について、該当する□にレ印でチェックしてください。</p> <p>(3) 「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。 イ 「上記の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日」欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日を記載してください。 ロ 「上記の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のうち、その適用をやめようとするオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、それぞれ記載してください。 ハ 「繰延ヘッジ処理におけるヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の3の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭を記載してください。 ニ 「時価ヘッジ処理におけるヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の9の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券を記載してください。</p> <p>(4) 「その他の参考事項」欄には、この届出書により法令第121条の3の2第1項各号又は第121条の9の2第1項に定める方法による有効性判定をやめようとするオプション取引に係る「ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書」(以下「適用開始届出書」といいます。)を提出した年月日と適用開始届出書に記載した「適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度開始の日及び終了の日」を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(2) 一括して適用開始届出書を提出した場合の有効性判定の方法の一部取りやめ 提出法人が、複数又は全てのオプション取引について、一括して適用開始届出書を提出した場合であっても、そのオプション取引の一部について、この届出書により法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめることができます。 この場合の届出書の提出に当たっては、既に提出している適用開始届出書に記載した複数又は全てのオプション取引のうち、この届出書により適用をやめる取引と、引き続き適用を受ける取引が明確に分かるような内訳資料を添付してください。</p>	<p>(82 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)</u>又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の3の2第1項<u>《オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等》</u>の規定の適用を受けている法人が、オプション取引の有効性判定について同項各号に定める方法によることをやめようとする場合</p> <p>(2) 法令第121条の9の2第1項<u>《オプション取引を行った場合の時価ヘッジ処理における有効性判定方法等》</u>の規定の適用を受けている法人が、オプション取引の有効性判定について同項に定める方法によることをやめようとする場合</p> <p>2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、<u>該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題は、適用をやめようとする有効性判定の方法について、該当する□にレ印でチェックしてください。</p> <p>(4) 「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。 イ 「上記の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日」欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日を記載してください。 ロ 「上記の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のうち、その適用をやめようとするオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、それぞれ記載してください。 ハ 「繰延ヘッジ処理におけるヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の3の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭を記載してください。 ニ 「時価ヘッジ処理におけるヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の9の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券を記載してください。</p> <p>(5) 「その他の参考事項」欄には、この届出書により法令第121条の3の2第1項各号又は第121条の9の2第1項に定める方法による有効性判定をやめようとするオプション取引に係る「ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書」(以下「適用開始届出書」といいます。)を提出した年月日と適用開始届出書に記載した「適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日」を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(2) 一括して適用開始届出書を提出した場合の有効性判定の方法の一部取りやめ 提出法人が、複数又は全てのオプション取引について、一括して適用開始届出書を提出した場合であっても、そのオプション取引の一部について、この届出書により法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめることができます。 この場合の届出書の提出に当たっては、既に提出している適用開始届出書に記載した複数又は全てのオプション取引のうち、この届出書により適用をやめる取引と、引き続き適用を受ける取引が明確に分かるような内訳資料を添付してください。</p>

改 正 後

(84 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)

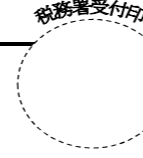
<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 </div>		※整理番号			
		納 税 地 〒 電話() -			
		(フリガナ)			
		法 人 名 等			
		法 人 番 号			
		(フリガナ)			
		代 表 者 氏 名			
		代 表 者 住 所		〒	
		事 業 種 目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。					
承認を受けようとする特別な有効性判定方法等					
適用を受けようとする最初の事業年度		(自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日			
上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由					
法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法					
法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合					
法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額					
特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲					
特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由					
その他の参考事項					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 確 認

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(83 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)

<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 税務署長殿 </div>		※整理番号			
		納 税 地 〒 電話() -			
		(フリガナ)			
		法 人 名 等			
		法 人 番 号			
		(フリガナ)			
		代 表 者 氏 名			
		代 表 者 住 所		〒	
		事 業 種 目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。					
承認を受けようとする特別な有効性判定方法等					
適用を受けようとする最初の事業年度		(自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日			
上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由					
法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法					
法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合					
法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額					
特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲					
特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由					
その他の参考事項					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(84 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、次に掲げる場合に、<u>その法人(連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人)</u>が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>(1) <u>法人が繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の4第1項の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合</u></p> <p>(2) <u>法人が時価ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法令第121条の10第1項の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合</u></p> <p>2 この申請書は、1(1)又は(2)の特別な有効性判定方法等を採用しようとする最初の事業年度又は連結事業年度に係る確定申告書又連結確定申告書の提出期限(法人税法第72条第1項の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法第81条の20第1項の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。)の3月前の日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 標題は、行おうとする申請の頭部の口をレ印でチェックしてください。</p> <p>(3) 承認を受けようとする特別な有効性判定方法等の各欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p>イ 「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第121条の4第1項又は第121条の10第1項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度を記載してください。</p> <p>ロ 「上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由」欄には、当該デリバティブ取引等を行った事業年度又は連結事業年度において承認を受けなかった理由を記載してください。</p> <p>ハ 「法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法」欄には、その採用しようとする有効性判定の方法を記載してください。</p> <p>ニ 「法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載してください。</p> <p>ホ 「法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲」欄には、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲を詳細に記載してください。</p> <p>(5) 「特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由」欄には、特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(83 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)</u>又は<u>連結親法人が</u>、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の4第1項《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合</p> <p>(2) 時価ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法令第121条の10第1項《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合</p> <p>2 この申請書は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度については、<u>1の方法</u>を採用しようとする最初の事業年度に係る確定申告書の提出期限(中間申告書を提出する場合は中間申告書の提出期限)の3月前の日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 <u>なお、平成30年3月31日前開始事業年度については、平成30年改正前の法人税法施行令(以下「旧法令」といいます。)第121条の4第1項又は第121条の10第1項のとおり、承認を受けた日の属する事業年度後の各事業年度に1の方法が適用されますのでご注意ください。</u></p> <p>3 各欄は、次により記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する口</u>にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題は、行おうとする申請の頭部の口をレ印でチェックしてください。</p> <p>(4) 承認を受けようとする特別な有効性判定方法等の各欄は、それぞれ次により記載してください。 <u>なお、旧法令に基づいてこの申請書を提出する場合は、イ及びロを記載する必要はありません。</u></p> <p>イ 「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第121条の4第1項又は第121条の10第1項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度を記載してください。</p> <p>ロ 「上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由」欄には、当該デリバティブ取引等を行った事業年度において承認を受けなかった理由を記載してください。</p> <p>ハ 「法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法」欄には、その採用しようとする有効性判定の方法を記載してください。</p> <p>ニ 「法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載してください。</p> <p>ホ 「法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額を記載してください。</p> <p>(5) 「特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲」欄には、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由」欄には、特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(86 減価償却資産の償却方法の届出書)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>減価償却資産の償却方法の届出書</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>※整理番号</p> </div> </div>									
令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地	〒 電話() -						
		(フリガナ)							
		法 人 名 等							
		法 人 番 号							
		(フリガナ)							
		代 表 者 氏 名							
代 表 者 住 所	〒								
事 業 種 目	業								
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号				
	法 人 名 等				部 門				
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期				
	(フリガナ)				業 種 番 号				
	代 表 者 氏 名				整 理 簿				
	代 表 者 住 所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
事 業 種 目	業								
減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。									
記									
資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法						
建 物 附 属 設 備									
構 築 物									
船 舶									
航 空 機									
車 両 及 び 運 搬 具									
工 具									
器 具 及 び 備 品									
機 械 及 び 装 置									
() 設備									
() 設備									
事項参考	1 新設法人等の場合には、設立等年月日 2 その他			令和 年 月 日					
税 理 士 署 名									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(85 減価償却資産の償却方法の届出書)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>減価償却資産の償却方法の届出書</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>※整理番号</p> </div> </div>										
令和 年 月 日 税務署長殿		提出法人 <input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人	納 税 地	〒 電話() -						
			(フリガナ)							
			法 人 名 等							
			法 人 番 号							
			(フリガナ)							
			代 表 者 氏 名							
代 表 者 住 所	〒									
事 業 種 目	業									
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号					
	法 人 名 等				部 門					
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期					
	(フリガナ)				業 種 番 号					
	代 表 者 氏 名				整 理 簿					
	代 表 者 住 所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課				
事 業 種 目	業									
減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。										
記										
資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法							
建 物 附 属 設 備										
構 築 物										
船 舶										
航 空 機										
車 両 及 び 運 搬 具										
工 具										
器 具 及 び 備 品										
機 械 及 び 装 置										
() 設備										
() 設備										
事項参考	1 新設法人等の場合には、設立等年月日 2 その他			令和 年 月 日						
税 理 士 署 名										
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認	

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(86 減価償却資産の償却方法の届出書)

減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人が減価償却資産の償却方法を選定しようとする場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の20の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。以下この表において同じです。）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限

(注) 外国法人については、法人税法施行令第184条第5項の規定によって提出してください。

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。
なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道については、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第1条第2項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。

3 減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができますこととなっていますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。

(注)1 平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに平成19年4月1日以後に取得した建物、法人税法施行令第13条第8号に掲げる無形固定資産及び同条第9号に掲げる生物の償却方法は、鉱業用減価償却資産、鉱業権及びリース資産に該当するものを除き、定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。

2 鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。

4 各欄は、次により記入してください。

(削 除)

- (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。
この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（ ）内に記載してください。
また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成28年4月1日以後に取得したものと同日前に取得したもので区別してください。
- イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に表示されている7つの種類）ごと。
- ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
- ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。
- ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。
- ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
- ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
- (3) 「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。
- (4) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併

(85 減価償却資産の償却方法の届出書)

減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、減価償却資産の償却方法を選定して届け出る場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第184条第5項又は平成26年改正前の法人税法施行令第188条第8項の規定によって提出してください。

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。
なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道については、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第1条第2項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。

3 減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができますこととなっていますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。

(注)1 平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに平成19年4月1日以後に取得した建物、法人税法施行令第13条第8号に掲げる無形固定資産及び同条第9号に掲げる生物の償却方法は、鉱業用減価償却資産、鉱業権及びリース資産に該当するものを除き、定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。

2 鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。

4 各欄は、次により記入してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。
この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（ ）内に記載してください。
また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成28年4月1日以後に取得したものと同日前に取得したもので区別してください。
- イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている7つの種類）ごと。
- ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
- ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。
- ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。
- ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
- ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
- (4) 「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。
- (5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併

改正後

(86 減価償却資産の償却方法の届出書)
て記載してください。
(削除)

改正前

(85 減価償却資産の償却方法の届出書)
せて記載してください。
(2) 「法人番号」欄の記載
「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改正後

(87 特別な償却方法の承認申請書)

税務署受付印 **特別な償却方法の承認申請書** ※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	電話() -		
	(フリガナ)				
	法人名等				
	法人番号				
	(フリガナ)				
	代表者氏名				
代表者住所		〒			
事業種目			業		

連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
		本店又は主たる事務所の所在地		部門	
	(フリガナ)	代表者氏名		決算期	
		代表者住所		業種番号	
		事業種目		整理簿	
			回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	

次の資産の減価償却については、特別な償却方法によりたいので申請します。

承認を受けようとする特別な償却方法等		
種 類	1	
構 造 又 は 用 途	2	
細 目	3	
耐 用 年 数	4	
取 得 価 額	5	
帳 簿 価 額	6	
所 在 す る 場 所	7	

承認を受けようとする特別な償却方法

特別な償却方法を採用しようとする理由

期中取得資産の償却方法	第 1 号	第 2 号
-------------	-------	-------

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	整理 簿	備考
-------------	----	-----	----------	----	---------	----

04.03 改正

(規格 A 4)

改正前

(86 特別な償却方法の承認申請書)

税務署受付印 **特別な償却方法の承認申請書** ※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	<input type="checkbox"/> 単 体 法 人 <input type="checkbox"/> 連 結 親 法 人	納税地	〒	電話() -		
		(フリガナ)				
		法人名等				
		法人番号				
		(フリガナ)				
		代表者氏名				
代表者住所			〒			
この申請に 応答する 係及び氏名				電話() -		
事業種目			業			

連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
		本店又は主たる事務所の所在地		部門	
	(フリガナ)	代表者氏名		決算期	
		代表者住所		業種番号	
		事業種目		整理簿	
			回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	

次の資産の減価償却については、特別な償却方法によりたいので申請します。

承認を受けようとする特別な償却方法等		
種 類	1	
構 造 又 は 用 途	2	
細 目	3	
耐 用 年 数	4	
取 得 価 額	5	
帳 簿 価 額	6	
所 在 す る 場 所	7	

承認を受けようとする特別な償却方法

特別な償却方法を採用しようとする理由

期中取得資産の償却方法	第 1 号	第 2 号
-------------	-------	-------

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	整理 簿	備考
-------------	----	-----	----------	----	---------	----

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(87 特別な償却方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">特別な償却方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が減価償却資産の減価償却を旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法により行おうとする場合に、<u>その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>（注）取替法又は特別な償却率により償却を行っている減価償却資産についてはこの申請の対象となりません。</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 「種類1」欄には、特別な償却方法により減価償却を行おうとする資産について、法人税法施行規則第14条に掲げる償却の方法の選定の単位ごとにその種類（設備の種類を含みます。）を記載してください。</p> <p>(3) 特別な償却方法は、前記の「種類」につき構造、用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造、用途又は細目の区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものについてはその異なるものごとに選定できることに取り扱われていますので、この取扱いによる場合は、「構造又は用途2」、「細目3」及び「耐用年数4」の各欄に減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める構造、用途、細目及び耐用年数を記載してください。</p> <p>(4) 「承認を受けようとする特別な償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却方法を算式等により明細に記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「特別な償却方法を採用しようとする理由」欄には、特別な償却方法を採用しようとする理由を詳細に記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「期中取得資産の償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却の方法が法人税法施行令第59条第1項第1号又は第2号（事業年度の中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例）に掲げる償却限度額の特例のいずれに類するかにより該当する文字を○で囲んでください。</p> <p>（注）承認を受けようとする特別な償却の方法が旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法に類する場合 第1号 承認を受けようとする特別な償却の方法が旧生産高比例法又は生産高比例法に類する場合..... 第2号</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(86 特別な償却方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">特別な償却方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が</u>、減価償却資産の減価償却を旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法により行おうとする場合に使用してください。<u>（法人税法施行令第48条の4・第155条の6）</u></p> <p>（注）取替法又は特別な償却率により償却を行っている減価償却資産についてはこの申請の対象となりません。</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「種類1」欄には、特別な償却方法により減価償却を行おうとする資産について、法人税法施行規則第14条に掲げる償却の方法の選定の単位ごとにその種類（設備の種類を含みます。）を記載してください。</p> <p>(4) 特別な償却方法は、前記の「種類」につき構造、用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造、用途又は細目の区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものについてはその異なるものごとに選定できることに取り扱われていますので、この取扱いによる場合は、「構造又は用途2」、「細目3」及び「耐用年数4」の各欄に減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める構造、用途、細目及び耐用年数を記載してください。</p> <p>(5) 「承認を受けようとする特別な償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却方法を算式等により明細に記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「特別な償却方法を採用しようとする理由」欄には、特別な償却方法を採用しようとする理由を詳細に記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「期中取得資産の償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却の方法が法人税法施行令第59条第1項第1号又は第2号（事業年度の中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例）に掲げる償却限度額の特例のいずれに類するかにより該当する文字を○で囲んでください。</p> <p>（注）承認を受けようとする特別な償却の方法が旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法に類する場合 第1号 承認を受けようとする特別な償却の方法が旧生産高比例法又は生産高比例法に類する場合..... 第2号</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(89 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名	殿	税 務 署 長 財務事務官	
④			
特別な償却方法の承認申請の却下通知書			
貴法人から令和 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、以下の理由によりその申請に係る特別な償却方法を適用することが不適当と認められますので、法人税法施行令第 48 条の 4 第 3 項及び法人税法施行令第 155 条の 6 の規定に基づき、これを却下します。			
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		
(処分の理由)			
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。			

(規格 A 4)

04.03 改正

改正前

(88 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名	殿	税 務 署 長 財務事務官	
④			
特別な償却方法の承認申請の却下通知書			
貴法人から令和 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、以下の理由によりその申請に係る特別な償却方法を適用することが不適当と認められますので、法人税法施行令第 48 条の 4 第 3 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、これを却下します。			
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		
(処分の理由)			
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。			

(規格 A 4)

02.06 改正

改 正 後

(89 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認申請の却下通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	却下する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(88 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認申請の却下通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	却下する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(90 特別な償却方法の承認の取消通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日
			殿

税務署長
財務事務官

印

特別な償却方法の承認の取消通知書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の特別な償却方法の承認については、法人税法施行令第48条の4第4項及び法人税法施行令第 号の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその承認を取り消します。

令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度については、下記の特別な償却方法は適用できません。

記

取消しの対象が連結子法人の場合		対象法人名等			
取消しの対象					
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額（千円）	特別な償却方法
(処分の理由)					

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

04.03 改正

改正前

(89 特別な償却方法の承認の取消通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日
			殿

税務署長
財務事務官

印

特別な償却方法の承認の取消通知書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の特別な償却方法の承認については、法人税法施行令第48条の4第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその承認を取り消します。

令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度については、下記の特別な償却方法は適用できません。

記

取消しの対象が連結子法人の場合		対象法人名等			
取消しの対象					
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額（千円）	特別な償却方法
(処分の理由)					

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

01.06 改正

改 正 後

(90 特別な償却方法の承認の取消通知書)

特別な償却方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び<u>法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6</u>」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p>
取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	取り消す理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(89 特別な償却方法の承認の取消通知書)

特別な償却方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び<u>同令第155条の6</u>」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p>
取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	取り消す理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(91 取替法採用承認申請書)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <h3>取替法採用承認申請書</h3> </div> <div style="text-align: right;"> <p>※整理番号</p> </div> </div>											
令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地	〒			電話() -					
		(フリガナ)									
		法 人 名 等									
		法 人 番 号									
		(フリガナ)									
		代 表 者 氏 名									
代 表 者 住 所	〒										
事 業 種 目				業							
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号						
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)			部 門						
	(フリガナ)	代表者氏名			決 算 期						
	代 表 者 住 所	〒			業 種 番 号						
	事 業 種 目	業			整 理 簿						
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課						
自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 事業年度から、次の資産の減価償却については、取替法によりたいので申請します。											
取替法を採用しようとする減価償却資産の明細											
取 替 資 産 の 名 称	1										
同上の法人税法施行規則第10条各号の区分	2										
所 在 す る 場 所	3										
数 量	4										
取 得 価 額	5	千円	千円	千円	千円						
帳 簿 価 額	6	千円	千円	千円	千円						
参考事項											
税 理 士 署 名											
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認		

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(90 取替法採用承認申請書)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <h3>取替法採用承認申請書</h3> </div> <div style="text-align: right;"> <p>※整理番号</p> <p>※監査/承認</p> </div> </div>												
令和 年 月 日 税務署長殿		親 連 単 体 法 人 親 法 人	納 税 地	〒			電話() -					
			(フリガナ)									
			法 人 名 等									
			法 人 番 号									
			(フリガナ)									
			代 表 者 氏 名									
代 表 者 住 所	〒											
事 業 種 目				業								
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号							
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)			部 門							
	(フリガナ)	代表者氏名			決 算 期							
	代 表 者 住 所	〒			業 種 番 号							
	事 業 種 目	業			整 理 簿							
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課							
自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (連結) 事業年度から、次の資産の減価償却については、取替法によりたいので申請します。												
取替法を採用しようとする減価償却資産の明細												
取 替 資 産 の 名 称	1											
同上の法人税法施行規則第10条各号の区分	2											
所 在 す る 場 所	3											
数 量	4											
取 得 価 額	5	千円	千円	千円	千円							
帳 簿 価 額	6	千円	千円	千円	千円							
参考事項												
税 理 士 署 名												
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認			

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(91 取替法採用承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">取替法採用承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第 10 条各号に掲げる資産の減価償却を取替法により行おうとする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この申請書は、取替法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 申請本文の $\left[\begin{array}{l} \text{自令和} \quad \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日} \\ \text{至令和} \quad \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日} \end{array} \right.$ 事業年度から について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、$\left[\begin{array}{l} \text{自令和} \quad \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日} \\ \text{至令和} \quad \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日} \end{array} \right.$ 連結事業年度から と読み替えて記載してください。</p> <p>(3) 「取替資産の名称 1」欄には、取替法を採用しようとする資産について法規第 10 条各号に掲げる資産の異なるものごと（当該取替資産で種類及び品質を異にするものがあるときは、その種類及び品質の異なるものごと）に、その名称を記載してください。</p> <p>(4) 「同上の法人税法施行規則第 10 条各号の区分 2」欄には、(3)の資産の法規第 10 条各号の区分を記載してください。</p> <p>(5) 「所在する場所 3」欄には、(3)の資産の所在する場所の名称、路線名等を記載してください。</p> <p>(6) 「数量 4」、「取得価額 5」及び「帳簿価額 6」の各欄には、(3)の資産の取替法を採用しようとする事業年度開始の時点における数量、取得価額（昭和 27 年 12 月 31 日以前に取得された取替資産については、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた資産再評価法別表第三の倍数を乗じて計算した金額）及び帳簿価額の合計額を記載してください。</p> <p>(7) 「参考事項」欄には、(3)の資産について 1 年間で使用に耐えなくなって取り替える見込みの数量等取替資産について参考となるべき事項を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(90 取替法採用承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">取替法採用承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、</u>法人税法施行規則（以下単に「法規」といいます。）第 10 条各号に掲げる資産の減価償却を取替法により行おうとする場合に使用してください。（法人税法施行令第 49 条・第 155 条の 6）</p> <p>2 この申請書は、取替法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「取替資産の名称 1」欄には、取替法を採用しようとする資産について法規第 10 条各号に掲げる資産の異なるものごと（当該取替資産で種類及び品質を異にするものがあるときは、その種類品質の異なるものごと）に、その名称を記載してください。</p> <p>(4) 「同上の法人税法施行規則第 10 条各号の区分 2」欄には、(3)の資産の法規第 10 条各号の区分を記載してください。</p> <p>(5) 「所在する場所 3」欄には、(3)の資産の所在する場所の名称、路線名等を記載してください。</p> <p>(6) 「数量 4」、「取得価額 5」及び「帳簿価額 6」の各欄には、(3)の資産の取替法を採用しようとする事業年度開始の時点における数量、取得価額（昭和 27 年 12 月 31 日以前に取得された取替資産については、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた資産再評価法別表第三の倍数を乗じて計算した金額）及び帳簿価額の合計額を記載してください。</p> <p>(7) 「参考事項」欄には、(3)の資産について 1 年間で使用に耐えなくなって取替える見込みの数量等取替資産について参考となるべき事項を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(92 リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書)

令和 年 月 日 税務署受付印 リース賃貸資産の償却方法に係る 旧リース期間定額法の届出書		※整理番号		
		納税地	〒	
		電話() -		
(フリガナ)				
法人名等				
法人番号				
(フリガナ)				
代表者氏名				
代表者住所		〒		
事業種目		業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等		部門	
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)	決算期
	(フリガナ)		電話() -	業種番号
	代表者氏名			整理簿
代表者住所	〒	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事業種目	業			
リース賃貸資産について旧リース期間定額法を採用することを下記のとおり届け出ます。 記				
資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	
建物				
建物附属設備				
構築物				
船舶				
航空機				
車両及び運搬具				
工具				
器具及び備品				
機械及び装置				
() 設備				
参考事項	1 採用する事業年度 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
	2 その他			
税 理 士 署 名				
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	
			番号	
			整理簿	
			備考	

04.03 改正

(規格 A 4)

改正前

(91 リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書)

令和 年 月 日 税務署受付印 リース賃貸資産の償却方法に係る 旧リース期間定額法の届出書		※整理番号		
		納税地	〒	
		電話() -		
(フリガナ)				
法人名等				
法人番号				
(フリガナ)				
代表者氏名				
代表者住所		〒		
事業種目		業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等		部門	
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)	決算期
	(フリガナ)		電話() -	業種番号
	代表者氏名			整理簿
代表者住所	〒	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事業種目	業			
リース賃貸資産について旧リース期間定額法を採用することを下記のとおり届け出ます。 記				
資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	
建物				
建物附属設備				
構築物				
船舶				
航空機				
車両及び運搬具				
工具				
器具及び備品				
機械及び装置				
() 設備				
参考事項	1 採用する事業年度 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
	2 その他			
税 理 士 署 名				
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	
			番号	
			整理簿	
			備考	

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(92) リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書)</p> <p style="text-align: center;">リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人が法人税法施行令第49条の2の規定に基づき、リース賃貸資産（法人税法施行令第48条第1項第6号に規定する改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。））の償却方法に旧リース期間定額法を選定しようとする場合に使用するもので、その旧リース期間定額法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限とし、<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の20の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときは、その連結中間申告書の提出期限とします。</u>）までに、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記入してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「資産、設備の種類」欄には、リース賃貸資産について、次の区分ごとにその資産の種類を記入してください。 この場合、機械及び装置については、<u>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二又は別表第五の番号を（ ）内に記載してください。</u>また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。</p> <p>イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に<u>表示</u>されている8つの種類）ごと。</p> <p>ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。</p> <p>ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。</p> <p>ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>(3) 「改定取得価額の合計額」欄には、区分された資産の種類ごとにリース賃貸資産の改定取得価額（法人税法施行令第49条の2第3項に規定する「改定取得価額」をいいます。）の合計額を記載します。</p> <p>(4) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(5) 「※税務署処理欄」には、何も記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(91) リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書)</p> <p style="text-align: center;">リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行令第49条の2《リース賃貸資産の償却の方法の特例》の規定に基づき、リース賃貸資産（法人税法施行令第48条第1項第6号《減価償却資産の償却の方法》に規定する改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。））の償却方法に旧リース期間定額法を選定して届け出る場合に使用するもので、その旧リース期間定額法を採用しようとする事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに提出してください。</u></p> <p><u>(注) 連結法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。</u></p> <p>2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記入してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、<u>該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「資産、設備の種類」欄には、リース賃貸資産について、次の区分ごとにその資産の種類を記入してください。 この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（ ）内に記載してください。 また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。</p> <p>イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に<u>印刷</u>されている8つの種類）ごと。</p> <p>ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。</p> <p>ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。</p> <p>ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>(4) 「改定取得価額の合計額」欄には、区分された資産の種類ごとにリース賃貸資産の改定取得価額（法人税法施行令第49条の2第3項に規定する「改定取得価額」をいいます。）の合計額を記載します。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※税務署処理欄」には、何も記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(93 特別な償却率の認定申請書)

税務署受付印 特別な償却率の認定申請書 令和 年 月 日 国税局長殿		納 税 地	〒		※整理番号	
		(フリガナ) 法 人 名 等	電話() -			
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)		法 人 番 号	〒		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名				部 門
		代 表 者 住 所	〒			決 算 期
		事 業 種 目	業			業 種 番 号
						整 理 簿
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
次の資産の減価償却については、特別な償却率によりたいので申請します。						
認定を受けようとする特別な償却率等の明細						
種 類	1					
構 造 又 は 用 途	2					
細 目	3					
名 称	4					
所 在 す る 場 所	5					
数 量	6					
取 得 価 額	7		千円			千円
帳 簿 価 額	8		千円			千円
認定を受けようとする償却率	9					
参考事項						
認定を受けようとする償却率の算定の基礎						
税 理 士 署 名						
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考

04.03 改正

(規格A4)

改 正 前

(92 特別な償却率の認定申請書)

税務署受付印 特別な償却率の認定申請書 令和 年 月 日 国税局長殿		※整理番号			
		※経路管理簿			
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)		提出法人 <input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人	納 税 地	〒	
		(フリガナ) 法 人 名 等	電話() -		
		法 人 番 号	〒		
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
		代 表 者 住 所	〒		
		この申請に回答する係及び氏名			電話() -
		事 業 種 目	業		
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
次の資産の減価償却については、特別な償却率によりたいので申請します。					
認定を受けようとする特別な償却率等の明細					
種 類	1				
構 造 又 は 用 途	2				
細 目	3				
名 称	4				
所 在 す る 場 所	5				
数 量	6				
取 得 価 額	7		千円	千円	
帳 簿 価 額	8		千円	千円	
認定を受けようとする償却率	9				
参考事項					
認定を受けようとする償却率の算定の基礎					
税 理 士 署 名					
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	
			整 理 簿	備 考	

03.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(93 特別な償却率の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">特別な償却率の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が漁網、活字に常用されている金属その他法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第12条各号に掲げる資産の減価償却を特別な償却率により行おうとする場合に、<u>その法人(連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人)が必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、法規第12条各号に掲げる資産の異なるごと、かつ、認定を受けようとする償却率の異なるごとに、次により記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この申請の対象連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 「種類1」、「構造又は用途2」及び「細目3」の各欄には、特別な償却率により減価償却を行おうとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一に掲げる種類、構造又は用途及び細目を記載してください。</p> <p>(3) 「名称4」欄には、法規第12条各号に掲げる資産の名称を記載してください。</p> <p>(4) 「所在する場所5」欄には、その所在する事業場名及びその所在地を記載してください。</p> <p>(5) 「数量6」、「取得価額7」及び「帳簿価額8」の各欄には、申請書を提出する日の属する事業年度<u>又は連結事業年度開始の日</u>における(4)の資産の数量、取得価額の合計額及び帳簿価額の合計額を記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする償却率9」欄には、(4)の資産について認定を受けようとする償却率を記載してください。</p> <p>(7) 「認定を受けようとする償却率の算定の基礎」欄には、認定を受けようとする償却率の算定の根拠、算出の過程等を詳細に、かつ、具体的に記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(92 特別な償却率の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">特別な償却率の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)</u>又は<u>連結親法人が、</u>漁網、活字に常用されている金属その他法人税法施行規則（以下単に「法規」といいます。）第12条各号に掲げる資産の減価償却を特別な償却率により行おうとする場合に<u>使用</u>してください。<u>(法人税法施行令第50条・第155条の6)</u></p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、法規第12条各号に掲げる資産の異なるごと、かつ、認定を受けようとする償却率の異なるごとに、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、当該提出法人の該当する□にレ印を付すとともに、「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「種類1」、「構造又は用途2」及び「細目3」の各欄には、特別な償却率により減価償却を行おうとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一に掲げる種類、構造又は用途及び細目を記載してください。</p> <p>(4) 「名称4」欄には、法規第12条各号に掲げる資産の名称を記載してください。</p> <p>(5) 「所在する場所5」欄には、その所在する事業場名及びその所在地を記載してください。</p> <p>(6) 「数量6」、「取得価額7」及び「帳簿価額8」の各欄には、申請書を提出する日の属する事業年度開始の日における(4)の資産の数量、取得価額の合計額及び帳簿価額の合計額を記載してください。</p> <p>(7) 「認定を受けようとする償却率9」欄には、(4)の資産について認定を受けようとする償却率を記載してください。</p> <p>(8) 「認定を受けようとする償却率の算定の基礎」欄には、認定を受けようとする償却率の算定の根拠、算出の過程等を詳細に、かつ、具体的に記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(95 特別な償却率の変更通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第 号
		令和 年 月 日
		殿

国税局長
財務事務官



特別な償却率の変更通知書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の特別な償却率の認定については、法人税法施行令第50条第4項及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6の規定に基づき、下記のとおりその償却率を変更します。

変更後の償却率による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		
変更の対象			
種類	細目	帳簿価額（千円）	
変更後の償却率			
(処分の理由)			

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

04.03 改正

改正前

(94 特別な償却率の変更通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第 号
		令和 年 月 日
		殿

国税局長
財務事務官



特別な償却率の変更通知書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の特別な償却率の認定については、法人税法施行令第50条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、下記のとおりその償却率を変更します。

変更後の償却率による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		
変更の対象			
種類	細目	帳簿価額（千円）	
変更後の償却率			
(処分の理由)			

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

01.06 改正

改 正 後

(95 特別な償却率の変更通知書)

特別な償却率の変更通知書

1 使用目的

「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	変更に係る減価償却資産を有する法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び <u>法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6</u> 」の字句を二重線で抹消する。 「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「（連結）事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(94 特別な償却率の変更通知書)

特別な償却率の変更通知書

1 使用目的

「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び <u>同令第155条の6</u> 」の字句を二重線で抹消する。 「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「（連結）事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(96 減価償却資産の償却方法の変更承認申請書)

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書

税務署受付印

※整理番号

納税地、電話、法人名等、法人番号、代表者氏名、代表者住所、事業種目

連結子法人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載) 法人名等、本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名、代表者住所、事業種目

自 令和 年 月 日 事業年度から減価償却資産の償却方法を下記のとおり変更したいので申請します。 至 令和 年 月 日

Table with 4 columns: 資産、設備の種類, 現によっている償却方法, 現によっている償却方法を採用した年月日, 採用しようとする新たな償却方法

変更しようとする理由

税理士署名

Table with 12 columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認

04.03 改正

(規格 A 4)

改正前

(95 減価償却資産の償却方法の変更承認申請書)

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書

税務署受付印

※整理番号

※職階/階級

納税地、電話、法人名等、法人番号、代表者氏名、代表者住所、事業種目

連結子法人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載) 法人名等、本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名、代表者住所、事業種目

自 令和 年 月 日 (連結) 事業年度から減価償却資産の償却方法を下記のとおり変更したいので申請します。 至 令和 年 月 日

Table with 4 columns: 資産、設備の種類, 現によっている償却方法, 現によっている償却方法を採用した年月日, 採用しようとする新たな償却方法

変更しようとする理由

税理士署名

Table with 12 columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前																
<p>(96) 減価償却資産の償却方法の変更承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の記載要領等</p>	<p>(95) 減価償却資産の償却方法の変更承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の記載要領等</p>																
<p>1 この申請書は、法人が既に選定している減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合に、<u>その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>なお、償却方法の変更承認申請は、法人が既に選定した減価償却資産の償却方法を、その取得の時期に応じて選定可能な他の償却方法に変更しようとする場合のほか、取替法若しくは特別な償却率による償却方法を定率法等に変更しようとする場合又は取替資産について既に選定した償却方法をいずれか他の償却方法に変更しようとする場合にも必要ですから注意してください。</p> <p>(注) 鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道について、生産高比例法から他の償却方法に変更しようとする場合には、この申請書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。</p> <p>2 この申請書は、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>この場合、事業所別に償却方法を選定しているものにつき、その償却方法の変更を届け出るときには、事業所別に申請書を別葉に作成して提出してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p>	<p>1 この申請書は、<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に選定している減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合に使用</u>してください。<u>（法人税法施行令第52条・第155条の6）</u></p> <p>なお、償却方法の変更承認申請は、法人が既に選定した減価償却資産の償却方法を、その取得の時期に応じて選定可能な他の償却方法に変更しようとする場合のほか、取替法若しくは特別な償却率による償却方法を定率法等に変更しようとする場合又は取替資産について既に選定した償却方法をいずれか他の償却方法に変更しようとする場合にも必要ですから注意してください。</p> <p>(注) 鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道について、生産高比例法から他の償却方法に変更しようとする場合には、この申請書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。</p> <p>2 この申請書は、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>この場合、事業所別に償却方法を選定しているものにつき、その償却方法の変更を届け出るときには、事業所別に申請書を別葉に作成して提出してください。</p> <p><u>(注) 平成28年4月1日以後最初に終了する事業年度において、建物、建物附属設備及び構築物につき法人が選定した償却方法等を変更しようとするときは、その事業年度に係る確定申告書等の提出期限までに、当該申請書の記載事項と同様の事項を記載した届出書（この申請様式に所定の事項を記載したもの等）を提出したときは、その届出書の提出をもって償却方法の変更の承認があったものとみなされます。</u></p>																
<p>3 減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。</p> <p>4 各欄は、次により記入してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p>	<p>3 減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。</p> <p>4 各欄は、次により記入してください。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p><u>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p><u>(追 加)</u></p>																
<p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載</u>してください。</p> <p>(2) 申請本文の <u>〔<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="text-align: center;">自令和</td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr><tr><td style="text-align: center;">至令和</td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr></table> 事業年度から〕</u> について、<u>連結親法人がこの申請書を提出する場合は、</u> <u>〔<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="text-align: center;">自令和</td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr><tr><td style="text-align: center;">至令和</td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr></table> 連結事業年度から〕</u>と読み替えて記載してください。</p>	自令和	年	月	日	至令和	年	月	日	自令和	年	月	日	至令和	年	月	日	<p>(3) 「資産、設備の種類」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。</p> <p>なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成28年4月1日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。</p> <p>この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（ ）内に記載してください。</p> <p>イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品）ごと。</p> <p>ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。</p> <p>ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。</p> <p>ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p>
自令和	年	月	日														
至令和	年	月	日														
自令和	年	月	日														
至令和	年	月	日														
<p>(4) 「現によっている償却方法」欄には、現在採用している償却方法（償却方法の届出を行わなかった等のため、法定償却方法によることとされている減価償却資産については、その償却方法。以下同じ。）を記入してください。</p> <p>(5) 「現によっている償却方法を採用した年月日」欄には、現在採用している償却方法を採用した事業年度又は連結事業年度の開始の日を記入してください。</p> <p>(6) 「採用しようとする新たな償却方法」欄には、これから採用しようとする償却方法を記入してください。</p>	<p>(3) 「資産、設備の種類」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。</p> <p>なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成28年4月1日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。</p> <p>この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（ ）内に記載してください。</p> <p>イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品）ごと。</p> <p>ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。</p> <p>ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。</p> <p>ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>(4) 「現によっている償却方法」欄には、現在採用している償却方法（償却方法の届出を行わなかった等のため、法定償却方法によることとされている減価償却資産については、その償却方法。以下同じ。）を記入してください。</p> <p>(5) 「現によっている償却方法を採用した年月日」欄には、現在採用している償却方法を採用した事業年度の開始の日を記入してください。</p> <p>(6) 「採用しようとする新たな償却方法」欄には、これから採用しようとする償却方法を記入してください。</p>																

改正後	改正前
<p>(96 減価償却資産の償却方法の変更承認申請書)</p> <p>(7)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8)「※」欄は記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(95 減価償却資産の償却方法の変更承認申請書)</p> <p>(7)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8)「※」欄は記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(98 耐用年数の短縮の承認申請書)

		耐用年数の短縮の承認申請書		※整理番号			
令和 年 月 日		納 税 地 〒 _____ (フリガナ) _____ 電話() - _____					
		法 人 名 等 _____ (フリガナ) _____ 法 人 番 号 _____					
国税局長殿		代 表 者 氏 名 _____ (フリガナ) _____ 〒 _____ 代 表 者 住 所 _____					
		事 業 種 目 _____ 業					
連 結 子 法 人	(フリガナ) _____ 法 人 名 等 _____		※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号 _____			
	〒 _____ (局 署) 本 店 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 _____ 電 話 () - _____			部 門 _____			
	(フリガナ) _____ 代 表 者 氏 名 _____			決 算 期 _____			
	〒 _____ 代 表 者 住 所 _____			業 種 番 号 _____			
	事 業 種 目 _____ 業			整 理 簿 _____			
				回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
次の減価償却資産については、耐用年数の短縮の承認を申請します。							
申 請 の 事 由		1					
資 産 の 種 類 及 び 名 称		2					
同 上 の 資 産 の	所 在 す る 場 所		3				
	承 認 を 受 け よ う と す る 使 用 可 能 期 間		4				
	承 認 を 受 け よ う と す る 未 経 過 使 用 可 能 期 間		5				
	法 定 耐 用 年 数		6				
使 用 可 能 期 間 が 法 定 耐 用 年 数 に 比 して 著 し く 短 い 事 由 及 び そ の 事 実 の 概 要		7					
参 考 と な る べ き 事 項		8					
税 理 士 署 名 _____							
※ 税務署処理欄		部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(97 耐用年数の短縮の承認申請書)

		耐用年数の短縮の承認申請書		※整理番号			
令和 年 月 日		納 税 地 〒 _____ (フリガナ) _____ 電話() - _____					
		法 人 名 等 _____ (フリガナ) _____ 法 人 番 号 _____					
国税局長殿		代 表 者 氏 名 _____ (フリガナ) _____ 〒 _____ 代 表 者 住 所 _____					
		事 業 種 目 _____ 業					
		この申請に 応答する 係及び氏名 _____ 電話 () - _____					
		事 業 種 目 _____ 業					
連 結 子 法 人	(フリガナ) _____ 法 人 名 等 _____		※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号 _____			
	〒 _____ (局 署) 本 店 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 _____ 電 話 () - _____			部 門 _____			
	(フリガナ) _____ 代 表 者 氏 名 _____			決 算 期 _____			
	〒 _____ 代 表 者 住 所 _____			業 種 番 号 _____			
	事 業 種 目 _____ 業			整 理 簿 _____			
				回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
次の減価償却資産については、耐用年数の短縮の承認を申請します。							
申 請 の 事 由		1					
資 産 の 種 類 及 び 名 称		2					
同 上 の 資 産 の	所 在 す る 場 所		3				
	承 認 を 受 け よ う と す る 使 用 可 能 期 間		4				
	承 認 を 受 け よ う と す る 未 経 過 使 用 可 能 期 間		5				
	法 定 耐 用 年 数		6				
使 用 可 能 期 間 が 法 定 耐 用 年 数 に 比 して 著 し く 短 い 事 由 及 び そ の 事 実 の 概 要		7					
参 考 と な る べ き 事 項		8					
税 理 士 署 名 _____							
※ 税務署処理欄		部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(98 耐用年数の短縮の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">耐用年数の短縮の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が耐用年数の短縮の承認を受けようとする場合に、<u>その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に2通提出してください。 なお、この申請に係る耐用年数の短縮の規定については、所轄国税局長から書面による承認の通知があった日の属する事業年度又は<u>連結事業年度</u>から適用できます。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。 <u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」</u>、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「申請の事由1」欄には、耐用年数の短縮の承認を受けようとする減価償却資産（以下「申請資産」といいます。）のその申請の事由が、法人税法施行令第57条第1項第1号から第6号まで及び法人税法施行規則第16条各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかの区分を記載してください。</p> <p>(3) 「資産の種類及び名称2」欄には、申請資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。</p> <p>(4) 「同上の資産の（3～6）」欄には、申請資産につき、その所在する事業所名及び所在地、承認を受けようとする使用可能期間の年数、未経過使用可能期間の年数及び法定耐用年数をそれぞれ記載してください。</p> <p>(5) 「使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要7」欄には、実際の耐用年数が法定耐用年数に比し著しく短いことについての具体的な事由及びその事実の概要を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 申請書の提出にあたっては、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」</p> <p>(2) 申請資産の取得価額が確認できる資料（例：請求書等）</p> <p>(3) 個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料 （例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等）</p> <p>(4) 申請資産の状況が明らかとなる資料（例：写真、カタログ、設計図等）</p> <p>(5) 申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類 （例：リース契約書の写し、納品書の写し等）</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(97 耐用年数の短縮の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">耐用年数の短縮の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、耐用年数の短縮の承認を受けようとする場合に使用</u>してください。<u>（法人税法施行令第57条・第155条の6）</u></p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に2通提出してください。 なお、この申請に係る耐用年数の短縮の規定については、所轄国税局長から書面による承認の通知があった日の属する事業年度から適用できます。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「申請の事由1」欄には、耐用年数の短縮の承認を受けようとする減価償却資産（以下「申請資産」といいます。）のその申請の事由が、法人税法施行令第57条第1項第1号から第6号まで及び法人税法施行規則第16条各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかの区分を記載してください。</p> <p>(4) 「資産の種類及び名称2」欄には、申請資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。</p> <p>(5) 「同上の資産の（3～6）」欄には、申請資産につき、その所在する事業所名及び所在地、承認を受けようとする使用可能期間の年数、未経過使用可能期間の年数及び法定耐用年数をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要7」欄には、実際の耐用年数が法定耐用年数に比し著しく短いことについての具体的な事由及びその事実の概要を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 申請書の提出にあたっては、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」</p> <p>(2) 申請資産の取得価額が確認できる資料（例：請求書等）</p> <p>(3) 個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料 （例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等）</p> <p>(4) 申請資産の状況が明らかとなる資料（例：写真、カタログ、設計図等）</p> <p>(5) 申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類 （例：リース契約書の写し、納品書の写し等）</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(101 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名	殿	国 税 局 長 財 務 事 務 官	
⑩			
<p>耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書</p> <p>貴法人から令和 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請について、当該申請に係る減価償却資産は、法人税法施行令第 57 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないと認められるので、法人税法施行令第 57 条第 3 項及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の法人税法施行令第 155 条の 6 の規定に基づき、これを却下します。</p>			
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等	
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。			

(規格 A 4)

04.03 改正

改正前

(100 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名	殿	国 税 局 長 財 務 事 務 官	
⑩			
<p>耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書</p> <p>貴法人から令和 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請について、当該申請に係る減価償却資産は、法人税法施行令第 57 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないと認められるので、法人税法施行令第 57 条第 3 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、これを却下します。</p>			
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等	
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。			

(規格 A 4)

02.06 改正

改 正 後

(101 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(100 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(102) 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

納税地 法人名等 代氏 表者名		法第	号
		令和	年 月 日
			殿

国税局長
財務事務官



耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の耐用年数の短縮の承認については、法人税法施行令第57条第4項及び法人税法施行令第 号の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の法人税法施行令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりこれを取り消(変更)します。

取消し(変更)後の耐用年数又は未経過使用可能期間による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

取消し(変更)の対象が連結子法人の場合		対象法人名等									
取消し(変更)の対象									取消し後の耐用年数(年)	変更後の使用可能期間(年)	変更後の未経過使用可能期間(年)
番号	種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)	承認した耐用年数(年)	承認した未経過使用可能期間(年)				
(処分の理由)											

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

04.03 改正

改正前

(101) 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

納税地 法人名等 代氏 表者名		法第	号
		令和	年 月 日
			殿

国税局長
財務事務官



耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の耐用年数の短縮の承認については、法人税法施行令第57条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりこれを取り消(変更)します。

取消し(変更)後の耐用年数又は未経過使用可能期間による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

取消し(変更)の対象が連結子法人の場合		対象法人名等									
取消し(変更)の対象									取消し後の耐用年数(年)	変更後の使用可能期間(年)	変更後の未経過使用可能期間(年)
番号	種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)	承認した耐用年数(年)	承認した未経過使用可能期間(年)				
(処分の理由)											

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

01.06 改正

改 正 後

(102 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	<p>「取消（変更）」、「取り消（変更）」及び「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p>
「取消し(変更)の対象が連結子法人の場合」～「処分の理由」	<p>「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>対象法人名等は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</p> <p>「処分の理由」欄には、承認を取り消す又は変更する理由を記入する。</p>
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</p>
教 示	<p>「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入してください。

改 正 前

(101 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	<p>「取消（変更）」、「取り消（変更）」及び「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p>
「取消し(変更)の対象が連結子法人の場合」～「処分の理由」	<p>「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>対象法人名等は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。</p> <p>「処分の理由」欄には、承認を取り消す又は変更する理由を記入する。</p>
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</p>
教 示	<p>「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入してください。

改正後 改正前

(103 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)

(102 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)

2通提出
(添付書類含む)

2通提出
(添付書類含む)

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書
※整理番号
納税地
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書
※整理番号
※連結グループ整理番号
提出法人
納税地
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

国税局長殿
(フリガナ)
法人名等
本店又は主たる事務所の所在地
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目
※税務署処理欄
整理番号
部門
決算期
業種番号
整理簿
備考
回付先

国税局長殿
(フリガナ)
法人名等
本店又は主たる事務所の所在地
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目
※税務署処理欄
整理番号
部門
決算期
業種番号
整理簿
備考
回付先

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第7項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第7項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

Table with 8 rows: 更新資産の取得をした日の属する事業年度, 届出の事由, みなし承認を受けようとする使用可能期間, 未経過使用可能期間, 短縮特例承認資産の種類及び名称, 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の文書番号及び発行年月日, 直前の事業年度に適用を受けた届出書の提出年月日, 参考となるべき事項

Table with 8 rows: 更新資産の取得をした日の属する(連結)事業年度, 届出の事由, みなし承認を受けようとする使用可能期間, 未経過使用可能期間, 短縮特例承認資産の種類及び名称, 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の文書番号及び発行年月日, 直前の事業年度(又は連結事業年度)に適用を受けた届出書の提出年月日, 参考となるべき事項

添付書類 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(付表)

添付書類 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(付表)

税理士署名

税理士署名

Table with 12 columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認

Table with 12 columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後

(103 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書の記載要領等

- この届出書は、法人が既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。
- この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に2通提出してください。
なお、この届出書は更新資産の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限（法人税法第72条の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の20の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。）までに提出する必要があります。
- 届出書の各欄は、次により記載してください。

(削 除)

- 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 「更新資産の取得をした日の属する事業年度1」欄には、法人税法施行令第57条第7項に規定する更新資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。
- 「届出の事由2」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、法人税法施行規則第18条第1項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。各号の該当事由は次のとおりとされています。

該当号	届 出 の 事 由
第1号	短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合
第2号	短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産（その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の10%相当額を超えるものを除きます。）と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の承認に係る使用可能期間の年数とに差異が生じない場合

【第1号該当の場合】

- 第1号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第18条第1項第1号に定める要件（更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであること）を満たしている必要がありますので御注意ください。

【第2号該当の場合】

- 第2号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第18条第1項第2号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要がありますので御注意ください。

改 正 前

(102 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書の記載要領等

- この届出書は、法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。(法人税法施行令第57条第7項・第155条の6)
- この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に2通提出してください。
なお、この届出書は更新資産の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。
- 届出書の各欄は、次により記載してください。

- 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 「更新資産の取得をした日の属する(連結)事業年度1」欄には、法人税法施行令第57条第7項に規定する更新資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。
- 「届出の事由2」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、法人税法施行規則第18条第1項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。各号の該当事由は次のとおりとされています。

該当号	届 出 の 事 由
第1号	短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合
第2号	短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産（その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の10%相当額を超えるものを除きます。）と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の承認に係る使用可能期間の年数とに差異が生じない場合

【第1号該当の場合】

- 第1号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第18条第1項第1号に定める要件（更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであること）を満たしている必要がありますので御注意ください。

【第2号該当の場合】

- 第2号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第18条第1項第2号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要がありますので御注意ください。

改 正 後	改 正 前
<p>(103) 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)</p> <p>イ 更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の 10%以下であること</p> <p>具体的には、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(以下(5)において「付表」といいます。)のgの計に内書きした金額が、短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」(以下(5)において「短縮特例承認資産の明細書」といいます。)(※)のgの計に記載した金額の 10%以下であるかどうかにより判定します。</p> <p>※ 短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度(又は連結事業年度)の直前の事業年度(又は連結事業年度)において、法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けている場合には、当該直前の事業年度(又は連結事業年度)の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のgの計に記載した金額により判定します。</p> <p>ロ みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと</p> <p>具体的には、付表のo欄の年数と短縮特例承認資産の明細書のo欄の年数が同じであるかどうかにより判定します。</p> <p>【共通記載項目】</p> <p>(6) 「みなし承認を受けようとする使用可能期間 3」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のo欄の年数を記載してください。</p> <p>(7) 「未経過使用可能期間 4」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のp欄の年数を記載してください。</p> <p>(8) 「短縮特例承認資産の種類及び名称 5」欄には、短縮特例承認資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表又は平成 20 年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。</p> <p>(9) 「短縮特例承認資産に係る『耐用年数の短縮の承認通知書』の文書番号及び発行年月日 6」の欄には、短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の右上に記載されている文書番号及び発行年月日を記載してください。ただし、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。</p> <p>(10) 「直前の事業年度に適用を受けた届出書の提出年月日 7」の欄には、短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度(又は連結事業年度)の直前の事業年度(又は連結事業年度)において、法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けている場合に、当該直前の事業年度(又は連結事業年度)の届出書の提出年月日を記載してください。ただし、その届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。</p> <p>(11) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(12) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 届出書の提出に当たっては、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(付表)を添付してください。</p> <p>5 留意事項 (省略)</p>	<p>(102) 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)</p> <p>イ 更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の 10%以下であること</p> <p>具体的には、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(以下(6)において「付表」といいます。)のgの計に内書きした金額が、短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」(以下(6)において「短縮特例承認資産の明細書」といいます。)(※)のgの計に記載した金額の 10%以下であるかどうかにより判定します。</p> <p>※ 短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度(又は連結事業年度)の直前の事業年度(又は連結事業年度)において、法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けている場合には、当該直前の事業年度(又は連結事業年度)の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のgの計に記載した金額により判定します。</p> <p>ロ みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと</p> <p>具体的には、付表のo欄の年数と短縮特例承認資産の明細書のo欄の年数が同じであるかどうかにより判定します。</p> <p>【共通記載項目】</p> <p>(7) 「みなし承認を受けようとする使用可能期間 3」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のo欄の年数を記載してください。</p> <p>(8) 「未経過使用可能期間 4」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のp欄の年数を記載してください。</p> <p>(9) 「短縮特例承認資産の種類及び名称 5」欄には、短縮特例承認資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表又は平成 20 年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。</p> <p>(10) 「短縮特例承認資産に係る『耐用年数の短縮の承認通知書』の文書番号及び発行年月日 6」の欄には、短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の右上に記載されている文書番号及び発行年月日を記載してください。ただし、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。</p> <p>(11) 「直前の事業年度(又は連結事業年度)に適用を受けた届出書の提出年月日 7」の欄には、短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度(又は連結事業年度)の直前の事業年度(又は連結事業年度)において、法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けている場合に、当該直前の事業年度(又は連結事業年度)の届出書の提出年月日を記載してください。ただし、その届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。</p> <p>(12) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(13) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 届出書の提出に当たっては、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(付表)を添付してください。</p> <p>5 留意事項 (同 左)</p>

改 正 後

(105 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)

税務署受付印

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書

※整理番号

2通指し出し
添付書類合計(C)

納税地、法人名等、代表者氏名、代表者住所、事業種目

連結子法人、整理番号、部門、決算期、業種番号、整理簿、備考、回付先

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。
届出資産の取得をした日の属する事業年度
届出の事由
届出資産の種類及び名称
所在する場所
みなし承認を受けようとする使用可能期間(付表のo)
未経過使用可能期間(付表のp)
既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の文書番号及び発行年月日
参考となるべき事項

添付書類 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(付表)

税理士署名

※税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(104 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)

税務署受付印

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書

※整理番号

※連絡先電話番号

2通指し出し
添付書類合計(C)

納税地、法人名等、代表者氏名、代表者住所、事業種目

連結子法人、整理番号、部門、決算期、業種番号、整理簿、備考、回付先

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。
届出資産の取得をした日の属する(連結)事業年度
届出の事由
届出資産の種類及び名称
所在する場所
みなし承認を受けようとする使用可能期間(付表のo)
未経過使用可能期間(付表のp)
既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の文書番号及び発行年月日
参考となるべき事項

添付書類 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(付表)

税理士署名

※税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(105 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産（以下「既承認資産」といいます。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、その新たに取得した減価償却資産について、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に2通提出してください。
 なお、この届出書はみなし承認を受けようとする届出資産の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限（法人税法第72条の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の20第1項の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。）までに提出する必要があります。

3 届出書の各欄は、次により記載してください。

（削 除）

- (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「届出資産の取得をした日の属する事業年度1」欄には、届出資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。
- (3) 「届出の事由2」欄には、既承認資産の承認事由が、法人税法施行令第57条第1項第1号、法人税法施行規則第16条第1号又は同条第3号（法人税法施行令第57条第1項第1号及び法人税法施行規則第16条第1号に係る部分に限ります。）に掲げる事由のいずれに該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。なお、届出に当たっては、届出資産が法人税法施行令第57条第8項又は法人税法施行規則第18条第3項各号に掲げる要件を満たしている必要がありますので御注意ください。

届出資産の要件は、既承認資産の承認事由に応じ、それぞれ次のとおりとされています。

既承認資産の承認事由		届出の対象となる減価償却資産
1	その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常材質又は製作方法と著しく異なること (法人税法施行令第57条第1項第1号)	左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産 (法人税法施行令第57条第8項)
2	その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常構成と著しく異なること (法人税法施行規則第16条第1号)	左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産 (法人税法施行規則第18条第3項第1号)
3	上記1又は2に準ずる事由 (法人税法施行規則第16条第3号)	左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産

改 正 前

(104 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産（以下「既承認資産」といいます。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、その新たに取得した減価償却資産について、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする場合に、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。（法人税法施行令第57条第8項・第155条の6）

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に2通提出してください。
 なお、この届出書はみなし承認を受けようとする届出資産の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。

3 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「届出資産の取得をした日の属する（連結）事業年度1」欄には、届出資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。
- (4) 「届出の事由2」欄には、既承認資産の承認事由が、法人税法施行令第57条第1項第1号、法人税法施行規則第16条第1号又は同条第3号（法人税法施行令第57条第1項第1号及び法人税法施行規則第16条第1号に係る部分に限ります。）に掲げる事由のいずれに該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。なお、届出に当たっては、届出資産が法人税法施行令第57条第8項又は法人税法施行規則第18条第3項各号に掲げる要件を満たしている必要がありますので御注意ください。

届出資産の要件は、既承認資産の承認事由に応じ、それぞれ次のとおりとされています。

既承認資産の承認事由		届出の対象となる減価償却資産
1	その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常材質又は製作方法と著しく異なること (法人税法施行令第57条第1項第1号)	左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産 (法人税法施行令第57条第8項)
2	その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常構成と著しく異なること (法人税法施行規則第16条第1号)	左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産 (法人税法施行規則第18条第3項第1号)
3	上記1又は2に準ずる事由 (法人税法施行規則第16条第3号)	左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産

改 正 後

(105 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)

		(法人税法施行規則第 18 条第 3 項第 2 号)
--	--	----------------------------

- (4) 「届出資産の種類及び名称 3」欄には、届出資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成 20 年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。
- (5) 「同上の資産の（4～6）」欄には、届出資産につき、その所在する事業所名及び所在地、みなし承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の年数をそれぞれ記載してください。
- (6) 「既承認資産に係る『耐用年数の短縮の承認通知書』の文書番号及び発行年月日 7」欄には、既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の右上に記載されている文書番号及び発行年月日を記載してください。ただし、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。
- (7) 「参考となるべき事項 8」欄には、既承認資産の承認事由が法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記してください。（例：事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している等）
- (8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (9) 「※」欄は、記載しないでください。

4 届出書の提出に当たっては、「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」（付表）を添付してください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(104 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)

		(法人税法施行規則第 18 条第 3 項第 2 号)
--	--	----------------------------

- (5) 「届出資産の種類及び名称 3」欄には、届出資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成 20 年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。
- (6) 「同上の資産の（4～6）」欄には、届出資産につき、その所在する事業所名及び所在地、みなし承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の年数をそれぞれ記載してください。
- (7) 「既承認資産に係る『耐用年数の短縮の承認通知書』の文書番号及び発行年月日 7」欄には、既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の右上に記載されている文書番号及び発行年月日を記載してください。ただし、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。
- (8) 「参考となるべき事項 8」欄には、既承認資産の承認事由が法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記してください。（例：事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している等）
- (9) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (10) 「※」欄は、記載しないでください。

4 届出書の提出に当たっては、「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」（付表）を添付してください。

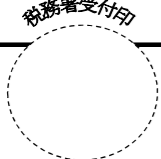
5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改正後

(107 増加償却の届出書)

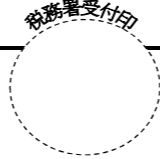
 令和 年 月 日 税務署長殿		納税地	〒	※整理番号			
		(フリガナ) 法人名等	電話() -				
(フリガナ) 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		法人番号					
		(フリガナ) 代表者氏名					
		代表者住所	〒				
		事業種目			業		
		連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法人名等		※	整理番号	
			本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	税	部 門	
(フリガナ) 代表者氏名			務	決 算 期			
代表者住所	〒		署	業 種 番 号			
事業種目	業		処	整 理 簿			
			欄	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
自 令和 年 月 日 事業年度における次の機械及び装置については、増加償却を行いますので届け出ます。 至 令和 年 月 日							
設 備 の 種 類	1						
細 目	2						
所 在 す る 場 所	3						
通常 1日当りの平均的な使用時間	4						
通常使用されるべき日数	5						
平均的な使用時間を超過して使用した時間の合計時間	6						
1日当りの超過使用時間	7						
同上の時間の計算方法	8	第一号該当	第二号該当				
増加償却割合 [35/1000×「7」]	9						
操業度上昇の理由 超過使用したことを証する書類として保存するものの名称							
税 理 士 署 名							
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認		

04.03 改正

(規格A4)

改正前

(106 増加償却の届出書)

 令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号			
		※連/親/子 ※単/結/法/人			
(フリガナ) 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	納税地	〒	電話() -		
	(フリガナ) 法人名等				
	法人番号				
	(フリガナ) 代表者氏名				
	代表者住所	〒			
	事業種目			業	
連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法人名等		※	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	税	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名		務	決 算 期	
	代表者住所	〒	署	業 種 番 号	
	事業種目	業	処	整 理 簿	
			欄	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
自 令和 年 月 日 事業年度における次の機械及び装置については、増加償却を行いますので届け出ます。 至 令和 年 月 日 (連結)					
設 備 の 種 類	1				
細 目	2				
所 在 す る 場 所	3				
通常 1日当りの平均的な使用時間	4				
通常使用されるべき日数	5				
平均的な使用時間を超過して使用した時間の合計時間	6				
1日当りの超過使用時間	7				
同上の時間の計算方法	8	第一号該当	第二号該当		
増加償却割合 [35/1000×「7」]	9				
操業度上昇の理由 超過使用したことを証する書類として保存するものの名称					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

03.06 改正

(規格A4)

改 正 後

(107 増加償却の届出書)

増加償却の届出書の記載要領等

- この届出書は、法人が通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の計算について、法人税法施行令第 60 条に規定する増加償却を適用しようとする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。
- 増加償却を適用する場合には、その適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 届出書の各欄は、次により記載してください。

(削 除)

(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 届出本文の $\left[\begin{array}{c} \text{自令和} \quad \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日} \\ \text{至令和} \quad \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日} \end{array} \right]$ 事業年度における $\left[\begin{array}{c} \text{自令和} \quad \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日} \\ \text{至令和} \quad \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日} \end{array} \right]$ 連結事業年度におけると読み替えて記載してください。

- 「設備の種類 1」欄には、適用を受ける機械及び装置の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二に掲げる設備の種類を記載してください。
- 「細目 2」欄には、増加償却を適用しようとする機械及び装置について、耐用年数省令別表第二の細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。
- 「所在する場所 3」欄には、機械及び装置の所在する事業場名及びその所在地を記載してください。
- 「通常の経済事情における 1 日当りの平均的な使用時間 4」欄には、法人の営む事業の通常の経済事情における 1 日当りの平均使用時間を記載してください。
- 「通常使用されるべき日数 5」欄には、増加償却を適用する事業年度の日数から、日曜、祭日、年末年始の休日等貴社の属する業種において通常休日とされている日数を控除した日数を記載してください。
- 「平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間 6」欄には、増加償却を適用しようとする事業年度において、その対象となる機械及び装置を、(6)に掲げる時間を超えて使用した時間の合計時間を記載してください。
- 「1 日当りの超過使用時間 7」欄には、次のイ又はロに掲げる方法のいずれか一の方法で計算した 1 日当りの超過使用時間を記載してください。

イ 機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとに次の算式により計算した時間の合計時間を 1 日当りの超過使用時間とする方法

$$\left[\begin{array}{c} \text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しよう} \\ \text{とする事業年度における平均超過使用時間} \end{array} \right] \times \frac{\text{個々の機械及び装置の取得価額}}{\text{機械及び装置の取得価額}}$$

ロ 次の算式により計算する方法

$$\text{1 日当りの超過使用時間} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする} \\ \text{事業年度における平均超過使用時間の合計時間} \end{array} \right]}{\text{個々の機械及び装置の総数}}$$

- 「同上の時間の計算方法 8」欄には、1 日当りの超過使用時間の計算を(9)のイの方法によったときは第一号該当を、(9)のロの方法によったときは第二号該当を○で囲んでください。
- 「増加償却割合 9」欄には、次の算式により計算した割合（その割合に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、切り上げます。）を記載してください。

$$35 \times \text{「1 日当りの超過使用時間 7」}$$

改 正 前

(106 増加償却の届出書)

増加償却の届出書の記載要領等

- この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の計算について、法人税法施行令第 60 条又は第 155 条の 6 に規定する増加償却を適用しようとする場合に使用してください。
- 増加償却を適用する場合には、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書又は連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 届出書の各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(追 加)

- 「設備の種類 1」欄には、適用を受ける機械及び装置の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二に掲げる設備の種類を記載してください。
- 「細目 2」欄には、増加償却を適用しようとする機械及び装置について、耐用年数省令別表第二の細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。
- 「所在する場所 3」欄には、機械及び装置の所在する事業場名及びその所在地を記載してください。
- 「通常の経済事情における 1 日当りの平均的な使用時間 4」欄には、法人の営む事業の通常の経済事情における 1 日当りの平均使用時間を記載してください。
- 「通常使用されるべき日数 5」欄には、増加償却を適用する事業年度の日数から、日曜、祭日、年末年始の休日等貴社の属する業種において通常休日とされている日数を控除した日数を記載してください。
- 「平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間 6」欄には、増加償却を適用しようとする事業年度において、その対象となる機械及び装置を、(6)に掲げる時間を超えて使用した時間の合計時間を記載してください。
- 「1 日当りの超過使用時間 7」欄には、次のイ又はロに掲げる方法のいずれか一の方法で計算した 1 日当りの超過使用時間を記載してください。

イ 機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとに次の算式により計算した時間の合計時間を 1 日当りの超過使用時間とする方法

$$\left[\begin{array}{c} \text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しよう} \\ \text{とする事業年度における平均超過使用時間} \end{array} \right] \times \frac{\text{個々の機械及び装置の取得価額}}{\text{機械及び装置の取得価額}}$$

ロ 次の算式により計算する方法

$$\text{1 日当りの超過使用時間} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする} \\ \text{事業年度における平均超過使用時間の合計時間} \end{array} \right]}{\text{個々の機械及び装置の総数}}$$

- 「同上の時間の計算方法 8」欄には、1 日当りの超過使用時間の計算を(9)のイの方法によったときは第一号該当を、(9)のロの方法によったときは第二号該当を○で囲んでください。
- 「増加償却割合 9」欄には、次の算式により計算した割合（その割合に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、切り上げる。）を記載してください。

$$35 \times \text{「1 日当りの超過使用時間 7」}$$

改正後	改正前
<p>(107 増加償却の届出書)</p> <p>1,000</p> <p>(12) 「操業度上昇の理由」欄には、適用を受ける機械及び装置の操業度上昇の理由及び超過操業の状況を記載します。</p> <p>(13) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(14) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(106 増加償却の届出書)</p> <p>1,000</p> <p>(12) 「操業度上昇の理由」欄には、適用を受ける機械及び装置の操業度上昇の理由及び超過操業の状況を記載します。</p> <p>(13) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(14) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(108 堅固な建物等の残存使用可能期間の認定申請書)

堅固な建物等の残存使用可能期間の認定申請書

※整理番号

税務署受付印

2通提出
(添付書類含む)

令和 年 月 日	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
代表者住所	〒		
事業種目			業

税務署長殿

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事業種目	業		整 理 簿	
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	

次の資産の減価償却について、取得価額の100分の95相当額に達した後の残存使用可能期間の月数の認定を申請します。

認定を受ける減価償却資産の明細

種類 (設備の種類を含む)	1	
構造又は用途	2	
細目 (資産の名称)	3	
所在する場所	4	
取得年月日	5	年 月 日
取得価額	6	円
取得価額の100分の95相当額に達した事業年度終了の日	7	令和 年 月 日
同上における帳簿価額	8	円
認定を受けようとする月数	9	
月数の算定根基		

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日付印	確 認
-------------	-----	-------	-----	-----	-------	-----	------------	-----

04.03 改正

(規格A4)

改正前

(107 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書

※整理番号

※連絡/メール整理番号

税務署受付印

2通提出
(添付書類含む)

令和 年 月 日	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
代表者住所	〒		
事業種目			業

税務署長殿

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事業種目	業		整 理 簿	
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	

次の資産の減価償却について、取得価額の100分の95相当額に達した後の残存使用可能期間の月数の認定を申請します。

認定を受ける減価償却資産の明細

種類 (設備の種類を含む)	1	
構造又は用途	2	
細目 (資産の名称)	3	
所在する場所	4	
取得年月日	5	年 月 日
取得価額	6	円
取得価額の100分の95相当額に達した事業年度終了の日	7	令和 年 月 日
同上における帳簿価額	8	円
認定を受けようとする月数	9	
月数の算定根基		

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日付印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	-----------	-----	-------	-----	------------	-------	-----

03.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(108 堅固な建物等の残存使用可能期間の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">堅固な建物等の残存使用可能期間の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が堅固な建物等（法人税法施行令第 61 の 2 条第 1 項に掲げる減価償却資産）のうち、償却額の累積額が当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達したものについて、さらにその帳簿価額が 1 円に達するまで償却しようとする場合の残存使用可能期間の月数の認定を受けようとするときに、<u>その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</u></p> <p>2 この申請書は、1 の認定を受けようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 2 通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「種類（設備の種類を含む。）1」、「構造又は用途 2」及び「細目（資産の名称）3」の各欄には、認定を受けようとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類、設備の種類、構造又は用途及び細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。</p> <p>(3) 「所在する場所 4」欄には、その所在する事業場名及び所在地を記載してください。</p> <p>(4) 「同上における帳簿価額 8」欄には、認定を受けようとする資産についてした償却の額の累積額が当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達することとなった日の属する事業年度又は連結事業年度終了の日における帳簿価額を記載してください。</p> <p>(5) 「月数の算定根基」欄には、認定を受けようとする資産の現況に基づき予測される残存使用可能期間等を基礎として、認定を受けようとする月数の算定の根基を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申請書には、残存使用可能期間について参考となるべき書類その他の参考書類（近い将来において当該資産を撤去することが確実に予測される場合には、その旨を記載した書類）を別紙として添付してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(107 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、堅牢な建物等（法人税法施行令第 61 の 2 条第 1 項に掲げる減価償却資産）のうち、償却額の累積額が当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達したものについて、さらにその帳簿価額が 1 円に達するまで償却しようとする場合の残存使用可能期間の月数の認定を受けようとするときに使用してください。（法人税法施行令第 155 条の 6 の規定を含む）</u></p> <p>2 この申請書は、1 の認定を受けようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に 2 通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「種類（設備の種類を含む。）1」、「構造又は用途 2」及び「細目（資産の名称）3」の各欄には、認定を受けようとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類、設備の種類、構造又は用途及び細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。</p> <p>(4) 「所在する場所 4」欄には、その所在する事業場名及び所在地を記載してください。</p> <p>(5) 「同上における帳簿価額 8」欄には、認定を受けようとする資産についてした償却の額の累積額が当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達することとなった日の属する事業年度又は連結事業年度終了の日における帳簿価額を記載してください。</p> <p>(6) 「月数の算定根基」欄には、認定を受けようとする資産の現況に基づき予測される残存使用可能期間等を基礎として、認定を受けようとする月数の算定の根基を詳細に記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申請書には、残存使用可能期間について参考となるべき書類その他の参考書類（近い将来において当該資産を撤去することが確実に予測される場合には、その旨を記載した書類）を別紙として添付してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(109 堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 氏 表 者 名	殿		

税 務 署 長
財務事務官

④

堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった堅固な建物等の残存使用可能期間については、下記のとおり認定したので通知します。

この認定期間により償却額の計算ができるのは 自令和 年 月 日 (連結) 事業年度
からです。 至令和 年 月 日

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
細目 (個々の資産) ・ 資産の種類		残 存 使 用 可 能 期 間
		月
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

04.03 改正

(規格 A 4)

改正前

(108 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 氏 表 者 名	殿		

税 務 署 長
財務事務官

④

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった堅牢な建物等の残存使用可能期間については、下記のとおり認定したので通知します。

この認定期間により償却額の計算ができるのは 自令和 年 月 日 (連結) 事業年度
からです。 至令和 年 月 日

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
細目 (個々の資産) ・ 資産の種類		残 存 使 用 可 能 期 間
		月
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(109 堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅固な建物等の残存使用可能期間の認定通知書」は、当該資産の取得価額の100分の95相当額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請（堅固な建物等の残存使用可能期間の認定申請）について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自令和 年 月 日 の空白箇所には、堅固な建物等の残存使用可能期間の認定決議 至令和 年 月 日」 書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の（連結）事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。 申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(108 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書」は、当該資産の取得価額の100分の95相当額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請（堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請）について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自令和 年 月 日 の空白箇所には、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定決議 至令和 年 月 日」 書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の（連結）事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。 申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(110 堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日

税務署長
財務事務官

印

堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の堅固な建物等の残存使用可能期間の認定については、法人税法施行令第61条の2第5項及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその残存使用可能期間を変更します。

変更後の残存使用可能期間による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
変更の対象		変更後の残存使用可能期間
細目（個々の資産）・資産の種類		
		月
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

04.03 改正

(規格A4)

改正前

(109 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日

税務署長
財務事務官

印

堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

平成・令和 年 月 日付 法第 号の堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定については、法人税法施行令第61条の2第5項及び同令第155条の6の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその残存使用可能期間を変更します。

変更後の残存使用可能期間による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
変更の対象		変更後の残存使用可能期間
細目（個々の資産）・資産の種類		
		月
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

01.06 改正

(規格A4)

改 正 後

(110 堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

1 使用目的

「堅固な建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅固な建物等の残存使用可能期間の認定について、その認定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結申告法人に該当しない場合には、「及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の法人税法施行令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(109 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定について、その認定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「令和 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(111 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書

税務署受付印

※整理番号

令和 年 月 日	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
代表者住所	〒		
事業種目			業

税務署長殿

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			整理簿	
	代表者住所	〒		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目		業			

次の減価償却資産について耐用年数の認定を申請します。

認定を受けようとする減価償却資産

番号	資産の区分	呼称	所在地	取得の年月日	取得価額	帳簿価額	認定を受けようとする年数
				..	千円	千円	年
				..			
				..			
				..			
				..			
				..			
				..			

税 理 士 署 名

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考
---------	----	-----	------	----	-----	----

04.03 改正

(規格 A 4)

改正前

(110 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書

税務署受付印

※整理番号

※課税番号

令和 年 月 日	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
代表者住所	〒		
事業種目			業

税務署長殿

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			整理簿	
	代表者住所	〒		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目		業			

次の減価償却資産について耐用年数の認定を申請します。

認定を受けようとする減価償却資産

番号	資産の区分	呼称	所在地	取得の年月日	取得価額	帳簿価額	認定を受けようとする年数
				..	千円	千円	年
				..			
				..			
				..			
				..			
				..			
				..			

税 理 士 署 名

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考
---------	----	-----	------	----	-----	----

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(111 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が採掘権、租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（以下「採掘権等」といいます。）並びに坑道の耐用年数の認定を申請しようとする場合に、<u>その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）</u>が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 「資産の区分」欄には、採掘権等又は坑道の別を記載してください。</p> <p>(3) 「所在地」欄には、その鉱区又は採石場の所在地及び当該鉱区等に係る事業所名を記載してください。</p> <p>(4) 「帳簿価額」欄には、この申請書を提出する日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日における(2)の資産の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(5) 「認定を受けようとする年数」欄には、別紙「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」のj欄の年数を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申請書には、「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」を添付してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(110 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が</u>、採掘権、租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（以下「採掘権等」といいます。）並びに坑道の耐用年数の認定を申請しようとする場合に<u>使用</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「資産の区分」欄には、採掘権等又は坑道の別を記載してください。</p> <p>(4) 「所在地」欄には、その鉱区又は採石場の所在地及び当該鉱区等に係る事業所名を記載してください。</p> <p>(5) 「帳簿価額」欄には、この申請書を提出する日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日における(3)の資産の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする年数」欄には、別紙「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」のj欄の年数を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申請書には、「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」を添付してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(113 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自 令 和 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道 至 令 和 年 月 日」 の耐用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の（連結）事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
「鉱区等の名称」 ～「認定した 年数（年）」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記入する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(112 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自 令 和 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道 至 令 和 年 月 日」 の耐用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の（連結）事業年度」を記入する。
「鉱区等の名称」 ～「認定した 年数（年）」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記入する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(115 外貨建資産等の期末換算方法等の届出書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		外貨建資産等の期末換算方法等の届出書		※整理番号																													
		納税地	〒	電話() -																													
(フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		〒		業																													
		電話() -																															
		〒		業																													
		電話() -																															
		〒		業																													
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※	整理番号																														
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	部 門																														
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期																														
	代表者住所	〒	業種番号																														
	事業種目	業	整 理 簿																														
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課																													
法人税法施行令 <input type="checkbox"/> 第122条の5の規定に基づき、外貨建資産等の期末換算の方法 <input type="checkbox"/> 第122条の10第2項の規定に基づき、法人税法第61条の10第3項に規定する為替予約差額の一括計上の方法																																	
を下記のとおり届け出ます。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th>外国通貨の種類・外貨建資産等の区分</th> <th>期末換算の方法</th> <th>為替予約差額の一括計上の方法</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td></td> <td>発生時換算法 期末時換算法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発生時換算法 期末時換算法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発生時換算法 期末時換算法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発生時換算法 期末時換算法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発生時換算法 期末時換算法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発生時換算法 期末時換算法</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						外国通貨の種類・外貨建資産等の区分	期末換算の方法	為替予約差額の一括計上の方法	備 考		発生時換算法 期末時換算法				発生時換算法 期末時換算法				発生時換算法 期末時換算法				発生時換算法 期末時換算法				発生時換算法 期末時換算法				発生時換算法 期末時換算法		
外国通貨の種類・外貨建資産等の区分	期末換算の方法	為替予約差額の一括計上の方法	備 考																														
	発生時換算法 期末時換算法																																
	発生時換算法 期末時換算法																																
	発生時換算法 期末時換算法																																
	発生時換算法 期末時換算法																																
	発生時換算法 期末時換算法																																
	発生時換算法 期末時換算法																																
記 (その他の参考事項)																																	
税 理 士 署 名																																	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿																												
					備 考																												
				通 信 日 付 印	年 月 日																												
					確 認																												

04.03 改正

(規格A4)

改正前

(114 外貨建資産等の期末換算方法等の届出書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		外貨建資産等の期末換算方法等の届出書		※整理番号																													
		納税地	〒	電話() -																													
(フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		〒		業																													
		電話() -																															
		〒		業																													
		電話() -																															
		〒		業																													
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※	整理番号																														
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	部 門																														
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期																														
	代表者住所	〒	業種番号																														
	事業種目	業	整 理 簿																														
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課																													
法人税法施行令 <input type="checkbox"/> 第122条の5及び第155条の6の規定に基づき、外貨建資産等の期末換算の方法 <input type="checkbox"/> 第122条の10第2項及び第155条の6の規定に基づき、法人税法第61条の10第3項に規定する為替予約差額の一括計上の方法																																	
を下記のとおり届け出ます。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th>外国通貨の種類・外貨建資産等の区分</th> <th>期末換算の方法</th> <th>為替予約差額の一括計上の方法</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td></td> <td>発生時換算法 期末時換算法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発生時換算法 期末時換算法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発生時換算法 期末時換算法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発生時換算法 期末時換算法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発生時換算法 期末時換算法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発生時換算法 期末時換算法</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						外国通貨の種類・外貨建資産等の区分	期末換算の方法	為替予約差額の一括計上の方法	備 考		発生時換算法 期末時換算法				発生時換算法 期末時換算法				発生時換算法 期末時換算法				発生時換算法 期末時換算法				発生時換算法 期末時換算法				発生時換算法 期末時換算法		
外国通貨の種類・外貨建資産等の区分	期末換算の方法	為替予約差額の一括計上の方法	備 考																														
	発生時換算法 期末時換算法																																
	発生時換算法 期末時換算法																																
	発生時換算法 期末時換算法																																
	発生時換算法 期末時換算法																																
	発生時換算法 期末時換算法																																
	発生時換算法 期末時換算法																																
記 (その他の参考事項)																																	
税 理 士 署 名																																	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿																												
					備 考																												
				通 信 日 付 印	年 月 日																												
					確 認																												


03.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(115 外貨建資産等の期末換算方法等の届出書)</p> <p style="text-align: center;">外貨建資産等の期末換算方法等の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、次に掲げる場合に、<u>その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</u></p> <p>(1) <u>法人が外貨建資産等につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 122 条の 5 及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の法令（以下「令和 2 年旧法令」といいます。）第 155 条の 6 の規定に基づいて、外貨建資産等の期末換算の方法を選定して届け出る場合</u></p> <p>(2) <u>法人が短期外貨建資産等（外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。）につき、法令第 122 条の 10 第 2 項及び令和 2 年旧法令第 155 条の 6 の規定に基づいて、法人税法第 61 条の 10 第 3 項に規定する為替予約差額の一括計上の方法（以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。）を選定する旨を届け出る場合</u></p> <p>2 外貨建資産等の期末換算の方法については、その外国通貨の種類を異にするごとに、かつ、外貨建資産等の区分ごとに選定してください。また、為替予約差額の一括計上の方法については、外国通貨の種類を異にするごとに選定してください。</p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を選定する場合には、「(その他)参考事項」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務） 長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務） 満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したのものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券） 償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記 3 の有価証券を除きます。）） 短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨預金） 長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金） <p>3 この届出書は、①外貨建資産等の取得又は発生の<u>基因</u>となった外貨建取引を行った場合（その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度前の事業年度においてその外貨建資産等と外国通貨の種類及び外貨建資産の区分を同じくする外貨建資産等につき法令第 122 条の 5 の規定による届出をすべき場合を除きます。）には、<u>その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法第 81 条の 20 の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。以下同じです。）、②為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする場合には、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</u></p> <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(削 除)</p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 標題中の〔 〕内は、この届出書の規定に応じて、いずれか該当する□にレ印を付してください。</p> <p>なお、<u>連結親法人がこの届出書を提出する場合は、本文中の「第 122 条の 5 の規定に基づき、外貨建資産等の期末換算の方法」を「第 122 条の 5 及び令和 2 年旧法令第 155 条の 6 の規定に基づき、外貨建資産等の期末換算の方法」と、「第 122 条の 10 第 2 項の規定に基づき、法人税法第 61 条の 10 第 3 項に規定する為替予約差額の一括計上の方法」を「第 122 条の 10 第 2 項及び令和 2 年旧法令第 155 条の 6 の規定に基づき、法人税法第 61 条の 10 第 3 項に規定する為替予約差額の一括計上の方法」と、それぞれ読み替えてください。</u></p> <p>(3) 「外国通貨の種類・外貨建資産等の区分」欄には、外貨建資産等の期末換算方法の届出については、その国の貨幣単位及び外貨建資産等の上記 2 (注)の区分を記載し、為替予約差額の一括計上の方法の届出については、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(4) 「換算方法」欄は、「発生時換算法」又は「期末時換算法」のうち選択する方法を○で囲んでください。</p> <p>(5) 「為替予約差額の一括計上の方法」欄は、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとするときに、「選定する」と記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 	<p>(114 外貨建資産等の期末換算方法等の届出書)</p> <p style="text-align: center;">外貨建資産等の期末換算方法等の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</u></p> <p>(1) 外貨建資産等につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 122 条の 5 《<u>外貨建資産等の期末換算方法の選定の手続</u>》及び法令第 155 条の 6 《<u>個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用</u>》の規定に基づいて、外貨建資産等の期末換算の方法を選定して届け出る場合</p> <p>(2) 短期外貨建資産等（外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。）につき、法令第 122 条の 10 第 2 項 《<u>為替予約差額の一括計上の方法の選定の手続</u>》及び法令第 155 条の 6 《<u>個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用</u>》の規定に基づいて、法人税法第 61 条の 10 第 3 項に規定する為替予約差額の一括計上の方法（以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。）を選定する旨を届け出る場合</p> <p>2 外貨建資産等の期末換算の方法については、その外国通貨の種類を異にするごとに、かつ、外貨建資産等の区分ごとに選定してください。また、為替予約差額の一括計上の方法については、外国通貨の種類を異にするごとに選定してください。</p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を選定する場合には、「(その他)参考事項」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務） 長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務） 満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したのものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券） 償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記 3 の有価証券を除きます。）） 短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨預金） 長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金） <p>3 この届出書は、①外貨建資産等の取得又は発生の<u>起因</u>となった外貨建取引を行った場合（その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度前の事業年度においてその外貨建資産等と外国通貨の種類及び外貨建資産の区分を同じくする外貨建資産等につき法令第 122 条の 5 の規定による届出をすべき場合を除きます。）又は②為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする場合には、<u>その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条第 1 項 《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項》の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</u></p> <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、<u>該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題中の〔 〕内は、この届出書の規定に応じて、いずれか該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「外国通貨の種類・外貨建資産等の区分」欄には、外貨建資産等の期末換算方法の届出については、その国の貨幣単位及び外貨建資産等の上記 2 (注)の区分を記載し、為替予約差額の一括計上の方法の届出については、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(5) 「換算方法」欄は、「発生時換算法」又は「期末時換算法」のうち選択する方法を○で囲んでください。</p> <p>(6) 「為替予約差額の一括計上の方法」欄は、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとするときに、「選定する」と記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(116 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書)

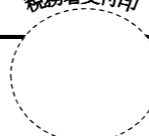
税務署受付印  令和 年 月 日 税務署長殿		外貨建資産等の期末換算方法等 の変更承認申請書		※整理番号	
		納税地	〒	電話() -	
(フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		(フリガナ)	〒	(局 署)	
		本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -	
		(フリガナ)	〒	代表者住所	
		代表者氏名	〒	代表者住所	
		代表者住所	〒	代表者住所	
		事業種目	業	事業種目	
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)	※	整理番号		
	法人名等	税	部 門		
	本店又は主たる事務所の所在地	務	決 算 期		
	(フリガナ)	署	業 種 番 号		
	代表者氏名	処	整 理 簿		
代表者住所	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
事業種目	欄	業			
自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 事業年度から外貨建資産等の期末換算方法等下記のとおり変更したいので申請します。					
記					
外貨建資産等の区分	外国通貨の種類	現にしている期末換算方法等	左の期末換算方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな期末換算方法等	変更しようとする理由
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		
(その他の参考事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日
					確 認

(規格A4)

04.03 改正

改正前

(115 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書)

税務署受付印  令和 年 月 日 税務署長殿		外貨建資産等の期末換算方法等 の変更承認申請書		※整理番号	
		納税地	〒	電話() -	
(フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		<input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	(フリガナ)	〒	(局 署)
		本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -	
		(フリガナ)	〒	代表者住所	
		代表者氏名	〒	代表者住所	
		代表者住所	〒	代表者住所	
		事業種目	業	事業種目	
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)	※	整理番号		
	法人名等	税	部 門		
	本店又は主たる事務所の所在地	務	決 算 期		
	(フリガナ)	署	業 種 番 号		
	代表者氏名	処	整 理 簿		
代表者住所	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
事業種目	欄	業			
自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (連結) 事業年度から外貨建資産等の期末換算方法等下記のとおり変更したいので申請します。					
記					
外貨建資産等の区分	外国通貨の種類	現にしている期末換算方法等	左の期末換算方法等を採用した年月日	採用しようとする新たな期末換算方法等	変更しようとする理由
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		
(その他の参考事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日
					確 認

(規格A4)

03.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(116 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、次に掲げる場合に、<u>その法人(連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人)が必要事項を記載して提出してください。</u></p> <p>(1) <u>法人が外貨建資産等の期末換算の方法につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第122条の6及び法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の法令(以下「令和2年旧法令」といいます。)第155条の6の規定に基づいて、現によっている期末換算の方法を変更しようとする場合</u></p> <p>(2) <u>法人が短期外貨建資産等(外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。)につき、法令第122条の11及び令和2年旧法令第155条の6の規定に基づいて、既に選定している法人税法第61条の10に規定する為替予約差額の一括計上の方法(以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。))を変更しようとする場合</u></p> <p>2 この申請書は、新たな期末換算の方法を採用しようとする事業年度又は為替予約差額の一括計上の方法を変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>この場合、その変更の対象とした事業年度又は連結事業年度終了の日(その事業年度又は連結事業年度について中間申告書又は連結中間申告書を提出すべき内国法人については、その事業年度又は連結事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日。<u>ただし、その内国法人が通算子法人である場合には、その事業年度開始の日の属するその通算子法人に係る通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日とする。))までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされます。</u></p> <p>3 外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。また、為替予約差額の一括計上の方法の変更は、外国通貨の種類を異にするごとに行うことができます。</p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他の参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの申請書を記載してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <p>1 短期外貨建債権債務(外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務)</p> <p>2 長期外貨建債権債務(短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務)</p> <p>3 満期保有目的有価証券(償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したのものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券)</p> <p>4 償還有価証券(売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券(上記3の有価証券を除きます。))</p> <p>5 短期外貨預金(外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金)</p> <p>6 長期外貨預金(短期外貨預金以外の外貨預金)</p> <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1)「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2)申請本文の「<u>自令和 年 月 日 事業年度から 至令和 年 月 日</u>」について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、</p>	<p>(115 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。))又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</u></p> <p>(1) 外貨建資産等の期末換算の方法につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第122条の6<u>《外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手続》</u>及び法令第155条の6<u>(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)</u>の規定に基づいて、現によっている期末換算の方法を変更しようとする場合</p> <p>(2) 短期外貨建資産等(外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。)につき、法令第122条の11<u>《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》</u>及び法令第155条の6<u>(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)</u>の規定に基づいて、既に選定している法人税法第61条の10に規定する為替予約差額の一括計上の方法(以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。))を変更しようとする場合</p> <p>2 この申請書は、新たな期末換算の方法を採用しようとする事業年度又は為替予約差額の一括計上の方法を変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>この場合、その変更の対象とした事業年度又は連結事業年度終了の日(その事業年度について中間申告書を提出すべき内国法人については、その事業年度又は連結事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日)までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされます。</p> <p>3 外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。また、為替予約差額の一括計上の方法の変更は、外国通貨の種類を異にするごとに行うことができます。</p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの申請書を記載してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <p>1 短期外貨建債権債務(外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務)</p> <p>2 長期外貨建債権債務(短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務)</p> <p>3 満期保有目的有価証券(償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したのものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券)</p> <p>4 償還有価証券(売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券(上記3の有価証券を除きます。))</p> <p>5 短期外貨預金(外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金)</p> <p>6 長期外貨預金(短期外貨預金以外の外貨預金)</p> <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p><u>(追 加)</u></p>

改 正 後

(116 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書)

〔自令和 年 月 日
至令和 年 月 日 連結事業年度から〕と読み替えて記載してください。

- (3) 「外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記3(注)の区分を記載してください。
なお、1の(2)の場合は、この欄の記載は省略して差し支えありません。
- (4) 「外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。
- (5) 「現によっている期末換算方法等」欄には、1の(1)の場合は、現在採用している期末換算の方法(期末換算方法の届出を行わなかったため法定の期末換算の方法によることとされている場合には、その期末換算の方法を含みます。以下同じ。)を記載し、1の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法」と記載してください。
- (6) 「左の期末換算方法等を採用した年月日」欄には、現在採用している期末換算方法等を最初に採用又は選定した事業年度又は連結事業年度の開始の日を記載してください。
- (7) 「採用しようとする新たな期末換算の方法等」欄には、これから採用しようとする期末換算の方法を記載してください。
なお、1の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法以外の方法」と記載してください。
- (8) 「変更しようとする理由」欄には、期末換算の方法等を変更する理由をできるだけ詳細に記載してください。
- (9) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (10) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(115 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書)

- (3) 「外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記3(注)の区分を記載してください。
なお、1の(2)の場合は、この欄の記載は省略して差し支えありません。
- (4) 「外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。
- (5) 「現によっている期末換算方法等」欄には、1の(1)の場合は、現在採用している期末換算の方法(期末換算方法の届出を行わなかったため法定の期末換算の方法によることとされている場合には、その期末換算の方法を含みます。以下同じ。)を記載し、1の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法」と記載してください。
- (6) 「左の期末換算方法等を採用した年月日」欄には、現在採用している期末換算方法等を最初に採用又は選定した事業年度又は連結事業年度の開始の日を記載してください。
- (7) 「採用しようとする新たな期末換算の方法等」欄には、これから採用しようとする期末換算の方法を記載してください。
なお、1の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法以外の方法」と記載してください。
- (8) 「変更しようとする理由」欄には、期末換算の方法等を変更する理由をできるだけ詳細に記載してください。
- (9) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (10) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(117 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書

1 使用目的

「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第 122 条の 6 及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の法人税法施行令（以下「令和 2 年旧法人税法施行令」といいます。）第 155 条の 6、又は法人税法施行令第 122 条の 11 及び令和 2 年旧法人税法施行令第 155 条の 6 の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記載する。
承 認 又 は 却 下 の 区 分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類異なるごとに承認又は却下の別を記入する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

(注) 為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。

3 送付に当たっての留意事項

(省 略)

4 留意事項

(省 略)

改 正 前

(116 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書

1 使用目的

「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第 122 条の 6 《外貨建資産等の期末換算の方法の変更手続》及び施行令第 155 条の 6 《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》、又は施行令第 122 条の 11 《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》及び施行令第 155 条の 6 《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記載する。
承 認 又 は 却 下 の 区 分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類異なるごとに承認又は却下の別を記入する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

(注) 為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。

3 送付に当たっての留意事項

(同 左)

4 留意事項

(同 左)

改 正 後

(119 保険差益特別勘定の設定期間延長申請書)

税務署受付印 		保険差益特別勘定の 設定期間延長申請書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿		〒 納 税 地 電話() -			
		(フリガナ) 法 人 名 等			
		法 人 番 号			
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
		〒 代 表 者 住 所			
		事 業 種 目	業		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	〒 (局 署) 電話 () -	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地			部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			決 算 期	
	〒 代 表 者 住 所			業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
保険差益等に係る特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記					
(代替資産を取得することが困難である理由)					
指定を受けようとする期日		保険金等の支払を受けた日			
保 険 金 等 の 支 払 を 受 け た 事 業 年 度 終 了 の 日 の 翌 日 か ら 2 年 を 経 過 し た 日 の 前 日					
保 険 金 等 の 支 払 を 受 け た 事 業 年 度 終 了 の 日 の 翌 日 か ら 2 年 を 経 過 し た 日 の 前 日	種 類				
	構 造				
	規 模				
申 請 の 日 に お け る 法 人 税 法 第 4 8 条 第 1 項 又 は 第 4 9 条 第 1 項 に 規 定 す る 特 別 勘 定 の 金 額				円	
取 得 す る 見 込 み で あ る 代 替 資 産 の 内 容	種 類				
	構 造				
	規 模				
	見 込 取 得 価 値 見 込 取 得 年 月 日	円	円	円	円
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
		備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(118 保険差益特別勘定の設定期間延長申請書)

税務署受付印 		保険差益特別勘定の 設定期間延長申請書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿		〒 納 税 地 電話() -			
		(フリガナ) 法 人 名 等			
		法 人 番 号			
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
		〒 代 表 者 住 所			
		事 業 種 目	業		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	〒 (局 署) 電話 () -	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地			部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			決 算 期	
	〒 代 表 者 住 所			業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
保険差益等に係る特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記					
(代替資産を取得することが困難である理由)					
指定を受けようとする期日		保険金等の支払を受けた日			
保 険 金 等 の 支 払 を 受 け た 事 業 年 度 終 了 の 日 の 翌 日 か ら 2 年 を 経 過 し た 日 の 前 日					
保 険 金 等 の 支 払 を 受 け た 事 業 年 度 終 了 の 日 の 翌 日 か ら 2 年 を 経 過 し た 日 の 前 日	種 類				
	構 造				
	規 模				
申 請 の 日 に お け る 法 人 税 法 第 4 8 条 第 1 項 又 は 第 4 9 条 第 1 項 に 規 定 す る 特 別 勘 定 の 金 額				円	
取 得 す る 見 込 み で あ る 代 替 資 産 の 内 容	種 類				
	構 造				
	規 模				
	見 込 取 得 価 値 見 込 取 得 年 月 日	円	円	円	円
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
		備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(119 保険差益特別勘定の設定期間延長申請書)

保険差益特別勘定の設定期間延長申請書の記載要領等

1 この申請書は、法人が災害その他やむを得ない特別な事情があるため、保険金等の支払を受けた事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日までの期間内に代替資産を取得することが困難であるときに、その期間の延長の設定を受けようとする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

2 この申請書は、保険金等の支払を受けた事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の2月前までに提出してください。

3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(削除)

(1) 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「代替資産を取得することが困難である理由」欄には、法人税法第48条第1項に規定する代替資産を取得することが困難である理由を記載してください。

(3) 「指定を受けようとする期日」欄には、法人税法第48条第1項に規定する指定を受けようとする期日を記載してください。

(4) 「保険金等の支払を受けた日」欄には、法人税法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けた日を記載してください。

(5) 「保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日」欄には、法人税法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けた事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日を記載してください。

(6) 「保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした所有固定資産の内容」欄の各欄
イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。

(7) 「申請の日における法人税法第48条第1項又は第49条第1項に規定する特別勘定の金額」欄には、申請の日における法人税法第48条第1項又は第49条第1項に規定する特別勘定の金額を記載してください。

(8) 「取得する見込みである代替資産の内容」欄の各欄
イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
ニ 「見込取得価額」欄には、取得予定資産の見込取得価額を記載してください。
ホ 「見込取得年月日」欄には、取得予定資産の見込取得年月日を記載してください。

(9) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(10) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(118 保険差益特別勘定の設定期間延長申請書)

保険差益特別勘定の設定期間延長申請書の記載要領等

1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、災害その他やむを得ない特別な事情があるため、保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日までの期間内に代替資産を取得することが困難であるときに、その期間の延長の設定を受けようとする場合に使用してください。

2 この申請書は、保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の2月前までに提出してください。

3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 「代替資産を取得することが困難である理由」欄には、法人税法第48条第1項に規定する代替資産を取得することが困難である理由を記載してください。

(4) 「指定を受けようとする期日」欄には、法人税法第48条第1項に規定する指定を受けようとする期日を記載してください。

(5) 「保険金等の支払を受けた日」欄には、法人税法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けた日を記載してください。

(6) 「保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日」欄には、法人税法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日を記載してください。

(7) 「保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした所有固定資産の内容」欄の各欄
イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。

(8) 「申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額」欄には、申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額を記載してください。

(9) 「取得する見込みである代替資産の内容」欄の各欄
イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
ニ 「見込取得価額」欄には、取得予定資産の見込取得価額を記載してください。
ホ 「見込取得年月日」欄には、取得予定資産の見込取得年月日を記載してください。

(10) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(11) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(122 特別修繕費の金額の認定申請書)

税務署受付印 特別修繕費の金額の認定申請書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話() -	
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目	業	
青色申告書提出の承認申請をした日		年	月 日
同上の承認を受けた日 又は受けたとみなされた日		年	月 日
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒		
事 業 種 目	業		
※ 整理番号			
※ 部 門			
※ 決 算 期			
※ 業 種 番 号			
※ 整 理 簿			
※ 回 付 先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
次の資産についての特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定を申請します。			
認定を受けようとする特別修繕費の金額			
資 産 の 種 類 等	1		名 称 等 別紙付表のとおり
特別修繕費の算定の基礎とした 類似資産等の名称及び所有者名	2		
2の資産について最近において 行われた特別修繕完了の日	3	年 月 日	
3の特別修繕のために 要した特別修繕費の金額	4		
認定を受けようとする 特別修繕費の金額	5		
税 理 士 署 名			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種 番号
番号	整理 簿	備考	

04.03 改正

(規格A4)

改 正 前

(121 特別修繕費の金額の認定申請書)

税務署受付印 特別修繕費の金額の認定申請書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話() -	
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目	業	
青色申告書提出の承認申請をした日		年	月 日
同上の承認を受けた日 又は受けたとみなされた日		年	月 日
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒		
事 業 種 目	業		
※ 整理番号			
※ 部 門			
※ 決 算 期			
※ 業 種 番 号			
※ 整 理 簿			
※ 回 付 先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
次の資産についての特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定を申請します。			
認定を受けようとする特別修繕費の金額			
資 産 の 種 類 等	1		名 称 等 別紙付表のとおり
特別修繕費の算定の基礎とした 類似資産等の名称及び所有者名	2		
2の資産について最近において 行われた特別修繕完了の日	3	年 月 日	
3の特別修繕のために 要した特別修繕費の金額	4		
認定を受けようとする 特別修繕費の金額	5		
税 理 士 署 名			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種 番号
番号	整理 簿	備考	

03.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(122 特別修繕費の金額の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">特別修繕費の金額の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定の申請をする場合に、<u>その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出</u>してください。（この申請は、青色申告法人又は連結親法人に限ります。）</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類を記載します。</p> <p>(3) 「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(2)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。</p> <p>ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産については、当該資産の名称を記載してください。</p> <p>(4) 「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(2)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日を記載してください。</p> <p>(5) 「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申請書には、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 特別修繕費の金額の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(3)の資産）につき、付表により記載した書類</p> <p>(2) 特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(121 特別修繕費の金額の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">特別修繕費の金額の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定の申請をする場合に使用</u>してください。（この申請は、青色申告法人に限ります。）</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類を記載します。</p> <p>(4) 「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。</p> <p>ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産については、当該資産の名称を記載してください。</p> <p>(5) 「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日を記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申請書には、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 特別修繕費の金額の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(4)の資産）につき、付表により記載した書類</p> <p>(2) 特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(125 特別修繕費の金額の変更通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名		法第 号 令和 年 月 日
殿	税 務 署 長 財務事務官 ㊟	
特 別 修 繕 費 の 金 額 の 変 更 通 知 書		
平成・令和 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる修繕費の金額の認定については、 <u>租税特別措置法施行令第33条の6第11項又は法人税法施行令第 部</u> を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の租税特別措置法施行令第39条の85第11項の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、修繕費の金額を下記のとおり変更します。		
変更後の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。		
記		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

04.03 改正

（規格 A 4）

改正前

(124 特別修繕費の金額の変更通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名		法第 号 令和 年 月 日
殿	税 務 署 長 財務事務官 ㊟	
特 別 修 繕 費 の 金 額 の 変 更 通 知 書		
平成・令和 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる修繕費の金額の認定については、 <u>租税特別措置法施行令第33条の6第11項又は同令第39条の85第11項</u> の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、修繕費の金額を下記のとおり変更します。		
変更後の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。		
記		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

01.06 改正

（規格 A 4）

改 正 後

(136 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		納税地	〒	電話() -
		(フリガナ)		
法人名等		〒 (局 署) 電話() -		
法人番号				
(フリガナ)				
代表者氏名				
代表者住所		〒		
連 結 子 法 人	(フリガナ)	整理番号		
	法人名等	部 門		
	本店又は主たる事務所の所在地	決 算 期		
	(フリガナ)	業 種 番 号		
	代表者氏名	整 理 簿		
代表者住所	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
法人税法第135条第4項の規定に基づき、下記のとおり 仮装経理法人税額 仮装経理地方法人税額 の還付を請求します。				
記				
仮装経理法人税額			仮装経理地方法人税額	
仮装経理に基づく過大申告の更正の対象事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日	仮装経理に基づく過大申告の更正の対象課税事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額		
還付を受けようとする税額の計算	区 分	請求金額	※金額	還付を受けようとする税額の計算
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額 1			仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額 5
	還付法人税額 2			還付地方法人税額 6
	繰越控除された法人税額 3			繰越控除された地方法人税額 7
	仮装経理法人税額(1-2-3) 4			仮装経理地方法人税額(5-6-7) 8
法人税法第135条第4項に規定する事実の生じた日	平成・令和 年 月 日	地方法人税法第29条第4項に規定する事実の生じた日	平成・令和 年 月 日	
(生じた事実の詳細)				
(その他参考となるべき事項)				
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 - 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等		
税 理 士 署 名				
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号
			整 理 簿	備 考
			通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

04.03改正

(規格A4)

改 正 前

(135 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		提出法人	納税地	〒	電話() -
		<input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 親 法 人 法 人	(フリガナ)		
法人名等		〒 (局 署) 電話() -			
法人番号					
(フリガナ)					
代表者氏名					
代表者住所		〒			
連 結 子 法 人	(フリガナ)	整理番号			
	法人名等	部 門			
	本店又は主たる事務所の所在地	決 算 期			
	(フリガナ)	業 種 番 号			
	代表者氏名	整 理 簿			
代表者住所	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
法人税法第135条第4項の規定に基づき、下記のとおり 仮装経理法人税額 仮装経理地方法人税額 の還付を請求します。					
記					
仮装経理法人税額			仮装経理地方法人税額		
仮装経理に基づく過大申告の更正の対象(連結)事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日	仮装経理に基づく過大申告の更正の対象課税事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額			
還付を受けようとする税額の計算	区 分	請求金額	※金額	還付を受けようとする税額の計算	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額 1			仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額 5	
	還付法人税額 2			還付地方法人税額 6	
	繰越控除された法人税額 3			繰越控除された地方法人税額 7	
	仮装経理法人税額(1-2-3) 4			仮装経理地方法人税額(5-6-7) 8	
法人税法第135条第4項に規定する事実の生じた日	平成・令和 年 月 日	地方法人税法第29条第4項に規定する事実の生じた日	平成・令和 年 月 日		
(生じた事実の詳細)					
(その他参考となるべき事項)					
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 - 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等			
税 理 士 署 名					
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
					通 信 日 付 印
					年 月 日 確 認

03.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(136 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書)</p> <p>仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法人税額 地方法人税額 の還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第135条第4項又は地方法人税法第29条第4項の規定によって仮装経理法人税額又は仮装経理地方法人税額の還付を請求する場合に使用してください。</p> <p>(1) 更生手続開始の決定があったこと。</p> <p>(2) 再生手続開始の決定があったこと。</p> <p>(3) 特別清算開始の決定があったこと。</p> <p>(4) 法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実</p> <p>(5) 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第60条の2第1項又は地方法人税法施行規則第8条第1項で定めるものがあつたこと（(4)に掲げるものを除きます。）。</p> <p>2 この請求書は、法第135条第4項又は地方法人税法第29条第4項に規定する事実が生じた日以後1年以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この請求の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(2) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（一印）する法人税額」欄の「差引減少（一印）する法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。</p> <p>(3) 「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理法人税額）」の各欄</p> <p>イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額1」欄には、(2)の金額を記載します。</p> <p>ロ 「還付法人税額2」欄には、法第135条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。</p> <p>ハ 「繰越控除された法人税額3」欄には、法第70条又は<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法第81条の16の規定により控除された金額を記載します。</u></p> <p>(4) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額」欄には、地方法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（一印）する地方法人税額」欄の「差引減少（一印）する地方法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。</p> <p>(5) 「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理地方法人税額）」の各欄</p> <p>イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額5」欄には、(4)の金額を記載します。</p> <p>ロ 「還付地方法人税額6」欄には、地方法人税法第29条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。</p> <p>ハ 「繰越控除された地方法人税額7」欄には、地方法人税法第13条の規定により控除された金額を記載します。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p>	<p>(135 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書)</p> <p>仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法人税額 地方法人税額 の還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、平成21年4月1日以後に次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第135条第4項又は地方法人税法第29条第4項の規定によって仮装経理法人税額又は仮装経理地方法人税額の還付を請求する場合に使用してください。</p> <p>(1) 更生手続開始の決定があったこと。</p> <p>(2) 再生手続開始の決定があったこと。</p> <p>(3) 特別清算開始の決定があったこと。</p> <p>(4) 法人税法施行令第24条の2第1項<u>《再生計画認可の決定に準ずる事実等》</u>に規定する事実</p> <p>(5) 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第60条の2第1項又は地方法人税法施行規則第9条第1項で定めるものがあつたこと（(4)に掲げるものを除きます。）。</p> <p>2 この請求書は、法第135条第4項又は地方法人税法第29条第4項に規定する事実が生じた日以後1年以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(3) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（一印）する法人税額20」欄の「差引減少（一印）する法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。</p> <p>(4) 「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理法人税額）」の各欄</p> <p>イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額1」欄には、(3)の金額を記載します。</p> <p>ロ 「還付法人税額2」欄には、法第135条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。</p> <p>ハ 「繰越控除された法人税額3」欄には、法第70条又は第81条の16の規定により控除された金額を記載します。</p> <p>(5) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額」欄には、地方法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（一印）する地方法人税額14」欄の「差引減少（一印）する地方法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理地方法人税額）」の各欄</p> <p>イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額5」欄には、(5)の金額を記載します。</p> <p>ロ 「還付地方法人税額6」欄には、地方法人税法第29条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。</p> <p>ハ 「繰越控除された地方法人税額7」欄には、地方法人税法第13条の規定により控除された金額を記載します。</p> <p>(7) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(136 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書)</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(135 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書)</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(138 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

税務署受付印

収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号

納税地、電話、法人名等、法人番号、代表者氏名、代表者住所、事業種目

連結子法人 (フリガナ) 法人名等、本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名、代表者住所、事業種目

租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第64条の2第1項の規定による収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようと する ・ し ない

(設定期間の延長を必要とする理由)

Table with 3 columns: 措置法第64条の2第1項に規定する収用等のあった年月日, 措置法第64条の2第1項に規定する補償金、対価又は清算金の額, 措置法第64条の2第4項第1号に規定する特別勘定の金額

Table with 4 columns: 取得する資産の予定内容, 種類, 構造, 規模

代替資産の取得予定年月日 (収用等に係る事業の施行の状況) (事業の完了見込年月日)

(生態影響調査の実施の状況) (調査の完了予定年月日)

税理士署名

Table with 12 columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認

04.03 改正

(規格A4)

改正前

(137 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

税務署受付印

収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号

※連結グループ整理番号

提出法人 (フリガナ) 法人名等, 本店又は主たる事務所の所在地, 代表者氏名, 代表者住所, 事業種目

連結子法人 (フリガナ) 法人名等, 本店又は主たる事務所の所在地, 代表者氏名, 代表者住所, 事業種目

租税特別措置法第64条の2第1項の規定による収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようと する ・ し ない

措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようと する ・ し ない

(設定期間の延長を必要とする理由)

Table with 3 columns: 措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する収用等のあった年月日, 措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する補償金、対価又は清算金の額, 措置法第64条の2第4項第1号又は措置法第68条の71第5項第1号に規定する特別勘定の金額

Table with 4 columns: 取得する資産の予定内容, 種類, 構造, 規模

代替資産の取得予定年月日 (収用等に係る事業の施行の状況) (事業の完了見込年月日)

(生態影響調査の実施の状況) (調査の完了予定年月日)

税理士署名

Table with 12 columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認

03.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(138 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">収用等に伴い特別勘定を設けた場合における 特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令（以下「措置法施行令」といいます。）<u>第 39 条第 19 項第 1 号イ若しくはロ若しくは第 2 号の規定又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の措置法施行令（以下「令和 2 年旧措置法施行令」といいます。）第 39 条の 99 第 5 項第 1 号イ若しくはロ若しくは第 2 号の規定により収用等に伴い特別勘定を設けた場合において、その収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより 4 年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、収用等があった日後 4 年を経過する日から 2 月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 <u>（削 除）</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) <u>連結親法人がこの申請書を提出する場合は、この申請書中の記載を以下のように読み替えてください。</u> なお、以下において「所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法」は「令和 2 年旧措置法」といいます。 イ <u>中段の本文欄の「租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の 2 第 1 項」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 1 項」</u> ロ <u>「措置法第 64 条第 1 項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第 64 条の 2 第 1 項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 70 第 1 項に規定する譲渡した資産について引き続き令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 1 項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄</u> ハ <u>「措置法第 64 条の 2 第 1 項に規定する収用等があった年月日」欄を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 1 項に規定する収用等があった年月日」欄</u> ニ <u>「措置法第 64 条の 2 第 1 項に規定する補償金、対価又は清算金の額」欄を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 1 項に規定する補償金、対価又は清算金の額」欄</u> ホ <u>「措置法第 64 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する特別勘定の金額」欄を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 5 項第 1 号に規定する特別勘定の金額」欄</u></p> <p>(3) 「措置法第 64 条第 1 項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第 64 条の 2 第 1 項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、「する」又は「しない」に○を付してください。</p> <p>(4) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、4 年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。</p> <p>(5) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>(6) 「収用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第 64 条の 2 第 1 項又は<u>令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 1 項に規定する収用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。</u></p>	<p>(137 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">収用等に伴い特別勘定を設けた場合における 特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、</u>租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条第 19 項第 1 号イ又はロ、<u>第 2 号の規定又は措置法施行令第 39 条の 99 第 5 項第 1 号イ又はロ、第 2 号の規定により収用等に伴い特別勘定を設けた場合において、その収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより 4 年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、収用等があった日後 4 年を経過する日から 2 月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、<u>当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u> (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) <u>中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。</u></p> <p>(4) 「措置法第 64 条第 1 項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第 64 条の 2 第 1 項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「<u>措置法第 68 条の 70 第 1 項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第 68 条の 71 第 1 項の特別勘定の金額を有しようとする・しない</u>」欄には、<u>該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに、「する」又は「しない」に○を付してください。</u></p> <p>(5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、4 年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>(7) 「収用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第 64 条の 2 第 1 項又は措置法第 68 条の 71 第 1 項に規定する収用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(138 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p>(7) 「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第 39 条第 19 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法施行令第 39 条の 99 第 5 項第 2 号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(137 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p>(8) 「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第 39 条第 19 項第 2 号又は措置法施行令第 39 条の 99 第 5 項第 2 号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(139 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書)

収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定 非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書 ※整理番号		納 税 地		〒		
		(フリガナ)		電話() -		
令和 年 月 日 税務署長殿		法 人 名 等		〒		
		(フリガナ)		業		
(フリガナ) 法 人 名 等 〒 (局 署) 電話 () -		法 人 番 号		〒		
		(フリガナ)		業		
代表者氏名 〒		代 表 者 住 所		〒		
		事 業 種 目		業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 整理番号		業	
	法 人 名 等		部 門		業	
	本店又は主たる事務所の所在地		決 算 期		業	
	(フリガナ)		業 種 番 号		業	
	代表者氏名		整 理 簿		業	
代表者住所		回 付 先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
事業種目						
租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第64条の2第1項の規定による収用等に伴い特別勘定を設けた場合 における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記						
申請時の措置法第64条の2第4項第1号に規定する特別勘定の金額					円	
取 代 替 資 産 の 予 定 の 内 容	種 類					
	構 造					
	規 模					
	価 額		円	円	円	円
	所 在 地					
代替資産の取得 予 定 年 月 日	
認 定 を 受 け よ う と する 年 月 日	
(設定期間の延長を必要とする理由)						
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
						通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(138 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書)

収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定 非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書 ※整理番号		納 税 地		〒		
		(フリガナ)		電話() -		
令和 年 月 日 税務署長殿		法 人 名 等		〒		
		(フリガナ)		業		
(フリガナ) 法 人 名 等 〒 (局 署) 電話 () -		法 人 番 号		〒		
		(フリガナ)		業		
代表者氏名 〒		代 表 者 住 所		〒		
		事 業 種 目		業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 整理番号		業	
	法 人 名 等		部 門		業	
	本店又は主たる事務所の所在地		決 算 期		業	
	(フリガナ)		業 種 番 号		業	
	代表者氏名		整 理 簿		業	
代表者住所		回 付 先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
事業種目						
租税特別措置法(第64条の2第1項、第68条の71第1項)の規定による収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の 設定期間を下記により延長したいので申請します。 記						
申請時の措置法第64条の2第4項第1号に規定する特別勘定の金額					円	
取 代 替 資 産 の 予 定 の 内 容	種 類					
	構 造					
	規 模					
	価 額		円	円	円	円
	所 在 地					
代替資産の取得 予 定 年 月 日	
認 定 を 受 け よ う と する 年 月 日	
(設定期間の延長を必要とする理由)						
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
						通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(139 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の 2 又は<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）</u>第 68 条の 71 の規定により収用等に伴い特別勘定を設けた場合において、措置法第 64 条の 2 第 17 項の特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因するやむを得ない事情により措置法第 64 条の 2 第 7 項又は<u>令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 8 項に規定する指定期間（以下「指定期間」といいます。）</u>内に代替資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に、<u>その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）</u>が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この申請書は、指定期間の末日までに提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 64 条第 1 項の各号に規定する資産ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 <u>（削 除）</u></p> <p>(1)「連結子法人」欄には、<u>連結親法人が申請の対象を当該連結親法人に係る連結子法人としたこの申請書を提出する場合に、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2)中段の本文欄について、<u>連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「租税特別措置法第 64 条の 2 第 1 項の規定」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 1 項の規定」と読み替えてください。</u></p> <p>(3)「申請時の措置法第 64 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する特別勘定の金額」欄について、<u>連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「申請時の令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 5 項第 1 号に規定する特別勘定の金額」欄と読み替えてください。</u></p> <p>(4)「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする特定非常災害に基因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7)「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(138 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、</u>租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の 2 又は第 68 条の 71 の規定により収用等に伴い特別勘定を設けた場合において、措置法第 64 条の 2 第 17 項の特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因するやむを得ない事情により措置法第 64 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 71 第 8 項に規定する指定期間（以下「指定期間」といいます。）内に代替資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に<u>使用</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、指定期間の末日までに提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 64 条第 1 項の各号に規定する資産ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 <u>（追 加）</u></p> <p>(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 <u>（追 加）</u></p> <p>(3)「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(4)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする特定非常災害に基因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(5)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6)「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(140 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

令和 年 月 日 税務署長殿		特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
		納税地	〒	電話() -	
		(フリガナ)			
		法人名等			
		法人番号			
		(フリガナ)			
		代表者氏名			
		代表者住所	〒		
		事業種目			業
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代表者氏名			整 理 簿	
	代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目		業			
租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第1項の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記					
申請時の措置法第65条の8第4項第1号に規定する特別勘定の金額				円	
取 得 し よ う と す る	種 類				
	構 造				
	規 模				
	価 額	円	円	円	円
	所 在 地				
買換資産の取得予定年月日	
認定を受けようとする年月日	
(設定期間の延長を必要とする理由)					
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

04.03 改正

改 正 前

(139 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

令和 年 月 日 税務署長殿		特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
		納税地	〒	電話() -	
		(フリガナ)			
		法人名等			
		法人番号			
		(フリガナ)			
		代表者氏名			
		代表者住所	〒		
		事業種目			業
連 結 子 法 人	提出法人 <input type="checkbox"/> 単 体 法 人 <input type="checkbox"/> 連 結 親 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
		法人名等			部 門
		本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期
		(フリガナ)			業 種 番 号
		代表者氏名			整 理 簿
		代表者住所	〒		回 付 先
事業種目		業			
租税特別措置法（第65条の8第1項 第68条の79第1項）の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記					
申請時の法第65条の8第4項第1号に規定する特別勘定の金額				円	
取 得 し よ う と す る	種 類				
	構 造				
	規 模				
	価 額	円	円	円	円
	所 在 地				
買換資産の取得予定年月日	
認定を受けようとする年月日	
(設定期間の延長を必要とする理由)					
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

03.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(140 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 又は<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 79 の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、その特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 1 年以内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</u></p> <p>2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に提出する必要があります。 なお、措置法第 65 条の 8 <u>第 1 項</u>の括弧書又は<u>令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 1 項</u>の括弧書の規定に基づく特別勘定の設定期間の延長申請をしないで特別勘定を設けている場合において、譲渡事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 2 月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため、1 年以内に買換資産を取得することが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から 2 月以内に限ってこの申請をすることができます。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 65 条の 7 第 1 項又は<u>令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</u></p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 <u>（削 除）</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) <u>中段の本文欄について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 第 1 項の規定」を「令和 2 年旧措置法（以下「措置法」といいます。）第 68 条の 79 第 1 項の規定」と読み替えてください。</u></p> <p>(3) 「申請時の措置法第 65 条の 8 第 4 項第 1 号に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにも<u>かかわらず</u>特別勘定の取崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。 <u>なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、当欄を「申請時の令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 5 項第 1 号に規定する特別勘定の金額」欄と読み替えて記載してください。</u></p> <p>(4) 「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 （省 略）</p>	<p>(139 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 又は、同法第 68 条の 79 の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、その特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 1 年以内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に提出する必要があります。 なお、措置法第 65 条の 8 の括弧書又は、<u>同法第 68 条の 79 の括弧書の規定に基づく特別勘定の設定期間の延長申請をしないで特別勘定を設けている場合において、譲渡事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 2 月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため、1 年以内に買換資産を取得することが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から 2 月以内に限ってこの申請をすることができます。</u></p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 65 条の 7 第 1 項又は<u>同法第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</u></p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 <u>（追 加）</u></p> <p>(3) 「申請時の <u>法第 65 条の 8 第 4 項第 1 号 法第 68 条の 79 第 5 項第 1 号</u> に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにも<u>関</u>わらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。</p> <p>(4) 「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 （同 左）</p>

改正後

(141 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	法第 号
	令和 年 月 日
	殿

税務署長
財務事務官

㊟

特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定〔租税特別措置法 第65条の7第1項の表の第 号該当
所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第16条の規定
による改正前の租税特別措置法 第68条の78第1項の表の第 号該当〕の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改正前

(140 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	法第 号
	令和 年 月 日
	殿

税務署長
財務事務官

㊟

特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定〔租税特別措置法 第65条の7第1項の表の第 号該当
第68条の78第1項の表の第 号該当〕の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 後

(142 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の 特定非常災害による設定期間延長承認申請書 ※整理番号		納 税 地	〒	電話() -
		(フリガナ)		
令和 年 月 日 税務署長殿	法 人 名 等	〒	(局 署)	電話() -
	法 人 番 号			
	(フリガナ)			
	代 表 者 氏 名			
	代 表 者 住 所	〒		
	事 業 種 目			業
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法 人 名 等	※	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒	業 種 番 号	
	事 業 種 目	業	整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の8第1項の規定による特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記				
申請時の措置法第65条の8第4項第1号に規定する特別勘定の金額			円	
買換対象資産の内容	種 類			
	構 造			
	規 模			
	価 額	円	円	円
	所 在 地			
買換対象資産の取得 予 定 年 月 日
認 定 を 受 け よ う と する 年 月 日
(設定期間の延長を必要とする理由)				
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名				
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号
			整 理 簿	備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

04.03 改正

(規格A4)

改 正 前

(141 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の 特定非常災害による設定期間延長承認申請書 ※整理番号		納 税 地	〒	電話() -
		(フリガナ)		
令和 年 月 日 税務署長殿	法 人 名 等	〒	(局 署)	電話() -
	法 人 番 号			
	(フリガナ)			
	代 表 者 氏 名			
	代 表 者 住 所	〒		
	事 業 種 目			業
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法 人 名 等	※	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒	業 種 番 号	
	事 業 種 目	業	整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
租税特別措置法(第65条の8第1項、第68条の79第1項)の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を 下記により延長したいので申請します。 記				
申請時の法第65条の8第4項第1号に規定する特別勘定の金額			円	
買換対象資産の内容	種 類			
	構 造			
	規 模			
	価 額	円	円	円
	所 在 地			
買換対象資産の取得 予 定 年 月 日
認 定 を 受 け よ う と する 年 月 日
(設定期間の延長を必要とする理由)				
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名				
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号
			整 理 簿	備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

03.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(142 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 又は<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 79 の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、措置法第 65 条の 8 第 19 項の特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因するやむを得ない事情により措置法第 65 条の 8 第 7 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 8 項に規定する取得指定期間（以下「取得指定期間」といいます。）内に買換資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</u></p> <p>2 この申請書は、取得指定期間の末日までに提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 65 条の 7 第 1 項又は<u>令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</u></p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p><u>（削 除）</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 中段の本文欄について、<u>連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 第 1 項の規定」を「令和 2 年旧措置法（以下「措置法」といいます。）第 68 条の 79 第 1 項の規定」と読み替えてください。</u></p> <p>(3) 「申請時の措置法第 65 条の 8 第 4 項第 1 号に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定がある場合には、<u>その金額を除きます。</u>）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取崩しを行っていない場合には、<u>その金額を控除した残額を記載することに注意してください。</u></p> <p><u>なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、当欄を「申請時の令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 5 項第 1 号に規定する特別勘定の金額」欄と読み替えて記載してください。</u></p> <p>(4) 「買換対象資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、買換対象資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、買換対象資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、買換対象資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする特定非常災害に基因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(141 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 又は第 68 条の 79 の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、措置法第 65 条の 8 第 19 項の特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因するやむを得ない事情により措置法第 65 条の 8 第 7 項又は第 68 条の 79 第 8 項に規定する取得指定期間（以下「取得指定期間」といいます。）内に買換資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</u></p> <p>2 この申請書は、取得指定期間の末日までに提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p><u>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p><u>（追 加）</u></p> <p>(3) 「申請時の <u>法第 65 条の 8 第 4 項第 1 号 法第 68 条の 79 第 5 項第 1 号</u> に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の<u>金額</u>がある場合には、<u>この金額を除きます。</u>）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、<u>当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。</u></p> <p>(4) 「買換対象資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、買換対象資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、買換対象資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、買換対象資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする特定非常災害に基因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(143 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名		法第	号
		令和	年 月 日
			殿

税 務 署 長
財務事務官



特定の資産の買換えの場合における特別勘定の
特定非常災害による設定期間延長承認通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別
勘定 $\left[\begin{array}{l} \text{租税特別措置法 第 65 条の 7 第 1 項の表の第 号該当} \\ \text{所得税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 8 号) 第 16 条の規定による} \\ \text{改正前の租税特別措置法 第 68 条の 78 第 1 項の表の第 号該当} \end{array} \right]$ の特定
非常災害による設定期間の延長については、下記のとおり承認したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
買 換 対 象 資 産 の 内 容	買換対象資産を取得することができる日として認定した日	
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

04.03 改正

改 正 前

(142 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名		法第	号
		令和	年 月 日
			殿

税 務 署 長
財務事務官



特定の資産の買換えの場合における特別勘定の
特定非常災害による設定期間延長承認通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における
特別勘定 $\left[\begin{array}{l} \text{第 65 条の 7 第 1 項の表の第 号該当} \\ \text{租税特別措置法} \\ \text{第 68 条の 78 第 1 項の表の第 号該当} \end{array} \right]$ の特定非常災害による設定期
間の延長については、下記のとおり承認したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
買 換 対 象 資 産 の 内 容	買換対象資産を取得することができる日として認定した日	
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

02.06 改正

改 正 後

(144 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書		※整理番号		
		納税地	〒	電話() -		
(フリガナ) 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		法人番号				
		(フリガナ)				
		代表者氏名				
		代表者住所	〒			
		事業種目		業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代表者氏名				整 理 簿	
	代表者住所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目		業				
自 令和 年 月 日 事業年度において取得をした下記の資産につき、 至 令和 年 月 日 租税特別措置法第65条の7第3項(先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用)の規定の適用を 受けたいので、下記のとおり届け出ます。						
記						
先 行 取 得 資 産	種 類					
	規 模					
	所 在 地					
	用 途					
	取 得 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
取 得 価 額	円	円	円	円		
譲渡予定資産の種類						
その他参考となるべき事項						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	
					備 考	
				通 信 日 付 印	年 月 日	
					確 認	

(規格A4)

04.03 改正

改 正 前

(143 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書		※整理番号		
		納税地	〒	電話() -		
(フリガナ) 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		法人番号				
		(フリガナ)				
		代表者氏名				
		代表者住所	〒			
		事業種目		業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代表者氏名				整 理 簿	
	代表者住所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目		業				
自 令和 年 月 日 事業年度において取得をした下記の資産につき、 至 令和 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の資産につき、 租税特別措置法〔第65条の7第3項 第68条の78第3項〕(先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用)の規定の適用を 受けたいので、下記のとおり届け出ます。						
記						
先 行 取 得 資 産	種 類					
	規 模					
	所 在 地					
	用 途					
	取 得 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
取 得 価 額	円	円	円	円		
譲渡予定資産の種類						
その他参考となるべき事項						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	
					備 考	
				通 信 日 付 印	年 月 日	
					確 認	

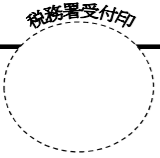
(規格A4)

03.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(144 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">先行取得資産に係る買換えの特例 の適用に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人が取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 7 第 3 項又は<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）</u>第 68 条の 78 第 3 項（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に、<u>その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）</u>が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第 65 条の 7 第 3 項又は<u>令和 2 年旧措置法</u>第 68 条の 78 第 3 項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。</p> <p>また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) <u>届出本文について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、</u> 自令和 年 月 日 事業年度 を 自令和 年 月 日 連結事業年度 と、 <u>「租税特別措置法第 65 条の 7 第 3 項」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 3 項の規定」と読み替えて記載してください。</u></p> <p>(3) 「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。</p> <p>(4) 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(143 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">先行取得資産に係る買換えの特例 の適用に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、</u>取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 7 第 3 項又は、<u>同法</u>第 68 条の 78 第 3 項（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に<u>使用</u>してください。</p> <p>2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第 65 条の 7 第 3 項又は<u>同法</u>第 68 条の 78 第 3 項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。</p> <p>また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p><u>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p><u>(追 加)</u></p> <p>(3) 「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。</p> <p>(4) 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(145 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)

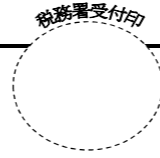
<div style="text-align: center;">  <p>税務署受付印</p> </div>		適格分割等による先行取得 土地等の移転に関する届出書		※整理番号		
		令和 年 月 日		納 税 地	〒	
税務署長殿		(フリガナ)		電話()	—	
		法人名等				
		法人番号				
		(フリガナ)				
		代表者氏名				
		代表者住所		〒		
事業種目				業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業種番号	
	代表者氏名				整 理 簿	
	代表者住所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等による先行取得土地等の移転について、租税特別措置法第66条の2第9項の規定により下記のとおり届け出ます。 記						
分割承継法人等		法人名等				
		納 税 地				
		代表者氏名				
適格分割等の年月日		令和 年 月 日				
他 の 土 地 等 を 譲 渡 し た	所 在 地					
	面 積	m ²	譲 渡 年 月 日	令和 年 月 日		
先 行 取 得 土 地 等	所 在 地					
	面 積	m ²	取 得 年 月 日	平成 年 月 日		
	取 得 価 額	円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)			
損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額		円				
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	
					備 考	
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認	

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(144 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>税務署受付印</p> </div>		適格分割等による先行取得 土地等の移転に関する届出書		※整理番号		
		令和 年 月 日		納 税 地	〒	
税務署長殿		(フリガナ)		電話()	—	
		法人名等				
		法人番号				
		(フリガナ)				
		代表者氏名				
		代表者住所		〒		
事業種目				業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業種番号	
	代表者氏名				整 理 簿	
	代表者住所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等による先行取得土地等の移転について 租税特別措置法 第66条の2第9項 第68条の85第9項 の規定により下記のとおり届け出ます。 記						
分割承継法人等		法人名等				
		納 税 地				
		代表者氏名				
適格分割等の年月日		令和 年 月 日				
他 の 土 地 等 を 譲 渡 し た	所 在 地					
	面 積	m ²	譲 渡 年 月 日	令和 年 月 日		
先 行 取 得 土 地 等	所 在 地					
	面 積	m ²	取 得 年 月 日	平成 年 月 日		
	取 得 価 額	円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)			
損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額		円				
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	
					備 考	
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認	

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(145 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条の 2 第 1 項又は<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）</u>第 68 条の 85 第 1 項に規定する先行取得土地等（以下「先行取得土地等」といいます。）に係る届出書を所轄税務署長に提出している場合に、その先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日後 10 年以内に、その法人が有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度に適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（その譲渡の日以後に行われるものに限ります。以下「適格分割等」といいます。）によってその先行取得土地等をその適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときにおいて、<u>措置法第 66 条の 2 第 7 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 85 第 7 項の規定の適用を受けようとする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</u></p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p><u>（削 除）</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) <u>中段の本文欄について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「租税特別措置法第 66 条の 2 第 9 項の規定」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 85 第 9 項の規定」と読み替えてください。</u></p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、相手先の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄には、適格分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「譲渡した他の土地等」の各欄には、措置法第 66 条の 2 第 7 項又は<u>令和 2 年旧措置法第 68 条の 85 第 7 項の規定の適用を受けようとする他の土地等の所在地及び面積並びにその譲渡年月日をそれぞれ記載してください。</u></p> <p>(6) 「先行取得土地等」の各欄には、既に所轄税務署長に提出している「平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」に記載された先行取得土地等の所在地、面積及びその取得価額並びにその取得年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(7) 「損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額」の各欄には、<u>措置法第 66 条の 2 第 7 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 85 第 7 項の規定により損金の額に算入される金額（帳簿価額を減額した金額）及びその金額の計算に関する明細をそれぞれ記載してください。</u></p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(144 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、</u>租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条の 2 第 1 項又は第 68 条の 85 第 1 項（平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）に規定する先行取得土地等（以下「先行取得土地等」といいます。）に係る届出書を所轄税務署長に提出している場合に、その先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日後 10 年以内に、その<u>単体法人、連結親法人又はその連結親法人による完全支配関係にある連結子法人の</u>有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度に適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（その譲渡の日以後に行われるものに限ります。以下「適格分割等」といいます。）によってその先行取得土地等をその適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときにおいて、<u>措置法第 66 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 85 第 7 項の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。</u></p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p><u>（追 加）</u></p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、相手先の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄には、適格分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「譲渡した他の土地等」の各欄には、<u>措置法第 66 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 85 第 7 項の規定の適用を受けようとする他の土地等の所在地及び面積並びにその譲渡年月日をそれぞれ記載してください。</u></p> <p>(6) 「先行取得土地等」の各欄には、既に所轄税務署長に提出している「平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」に記載された先行取得土地等の所在地、面積及びその取得価額並びにその取得年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(7) 「損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額」の各欄には、<u>措置法第 66 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 85 第 7 項の規定により損金の額に算入される金額（帳簿価額を減額した金額）及びその金額の計算に関する明細をそれぞれ記載してください。</u></p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(165 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 4 号）による改正前の法人税法第 53 条第 5 項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第 57 条の 5 第 13 項及び同法第 57 条の 6 第 9 項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また、法人税法（以下「法」といいます。）第 31 条第 3 項、第 32 条第 3 項及び第 52 条第 7 項並びに法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 133 条の 2 第 3 項及び第 139 条の 4 第 8 項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除きます。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法 3 1 ③	2 1 の 2	5 6 ⑦	2 1 の 5
3 2 ③	2 1 の 3	6 8 の 4 6 ⑦(注 3)	2 2 の 4 8 (注 4)
4 2 ⑦	2 4 の 3	5 7 の 4 ⑩	2 1 の 1 1 ②
4 4 ⑤	2 4 の 6	6 8 の 5 4 ⑨(注 3)	2 2 の 5 5 ②(注 4)
4 5 ⑦	2 4 の 7	5 7 の 5 ⑬	2 1 の 1 2 ②
4 7 ⑦	2 4 の 8	6 8 の 5 5 ⑭(注 3)	2 2 の 5 6 ②(注 4)
4 8 ⑦	2 4 の 1 0	5 7 の 6 ⑨	2 1 の 1 3
4 9 ⑤	2 4 の 1 2	6 8 の 5 6 ⑩(注 3)	2 2 の 5 7 (注 4)
5 0 ⑥	2 5	5 7 の 8 ⑩	2 1 の 1 4 ②

(注 1) 所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 4 号）による改正前の法

(注 2) 法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年財務省令第 13 号）による改正前の法人税法施行規則

(注 3) 所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法

(注 4) 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年財務省令第 56 号）による改正前の租税特別措置法施行規則

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。
 4 届出書の各欄は、次により記載してください。

(削 除)

- (1) 「連結子法人」欄は、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 (2) 本文の条項欄は、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
 (3) 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
 (4) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 (5) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

(省 略)

改 正 前

(164 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、平成 30 年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第 53 条第 5 項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第 57 条の 5 第 13 項及び同法第 57 条の 6 第 9 項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また、法人税法（以下「法」といいます。）第 31 条第 3 項、第 32 条第 3 項及び第 52 条第 7 項若しくは法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 133 条の 2 第 3 項及び第 139 条の 4 第 8 項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除きます。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。（法令第 155 条の 6 の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法 3 1 ③	2 1 の 2	5 6 ⑧	2 1 の 5
3 2 ③	2 1 の 3	6 8 の 4 6 ⑦	2 2 の 4 8
4 2 ⑦	2 4 の 3	5 7 の 4 ⑪	2 1 の 1 1 ②
4 4 ⑤	2 4 の 6	6 8 の 5 4 ⑨	2 2 の 5 5 ②
4 5 ⑦	2 4 の 7	5 7 の 5 ⑬	2 1 の 1 2 ②
4 7 ⑦	2 4 の 8	6 8 の 5 5 ⑭	2 2 の 5 6 ②
4 8 ⑦	2 4 の 1 0	5 7 の 6 ⑨	2 1 の 1 3
4 9 ⑤	2 4 の 1 2	6 8 の 5 6 ⑩	2 2 の 5 7
5 0 ⑥	2 5	5 7 の 8 ⑪	2 1 の 1 4 ②
※ 読み替え規定有り（法令 155 の 6 ①②）		6 8 の 5 8 ⑩	2 2 の 5 8 ②
(注 1) 平成 30 年改正前の法人税法		5 8 ⑩	2 1 の 1 5 ⑦
(注 2) 平成 30 年改正前の法人税法施行令		6 8 の 6 1 ⑨	2 2 の 5 9 ⑦

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。
 4 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 (3) 本文の条項欄は、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
 (4) 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
 (5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 (6) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

(同 左)

改 正 後

(166 適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地 〒 _____ 電話() - _____		※整理番号 _____	
		(フリガナ) 法 人 名 等 _____		法 人 番 号 _____	
(フリガナ) 代 表 者 氏 名 _____		(フリガナ) 代 表 者 住 所 〒 _____		事 業 種 目 _____ 業	
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法 人 名 等 _____		※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号 _____	
	〒 _____ (局 署) 本 店 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 電 話 () - _____			部 門 _____	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名 _____			決 算 期 _____	
	〒 _____ 代 表 者 住 所			業 種 番 号 _____	
	事 業 種 目 _____ 業			整 理 簿 _____	
		回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。 記					
適格分割等に係る 分割承継法人等		法 人 名 等 _____ 納 税 地 _____ 代 表 者 氏 名 _____			
適 格 分 割 等 の 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日					
繰 延 資 産		種 類 _____		支 出 し た 金 額 _____ 円 _____ 円 _____ 円	
		支 出 し た 年 月 _____ 年 _____ 月 _____ 年 _____ 月 _____ 年 _____ 月			
		帳 簿 価 額 _____ 円 _____ 円 _____ 円			
繰 延 資 産 が 関 連 を 有 す る 資 産 等		種 類 _____ 名 称 _____ 関 連 性 の 説 明 _____			
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 _____					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(165 適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地 〒 _____ 電話() - _____		※整理番号 _____	
		(フリガナ) 法 人 名 等 _____		法 人 番 号 _____	
(フリガナ) 代 表 者 氏 名 _____		(フリガナ) 代 表 者 住 所 〒 _____		事 業 種 目 _____ 業	
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法 人 名 等 _____		※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号 _____	
	〒 _____ (局 署) 本 店 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 電 話 () - _____			部 門 _____	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名 _____			決 算 期 _____	
	〒 _____ 代 表 者 住 所			業 種 番 号 _____	
	事 業 種 目 _____ 業			整 理 簿 _____	
		回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。 記					
適格分割等に係る 分割承継法人等		法 人 名 等 _____ 納 税 地 _____ 代 表 者 氏 名 _____			
適 格 分 割 等 の 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日					
繰 延 資 産		種 類 _____		支 出 し た 金 額 _____ 円 _____ 円 _____ 円	
		支 出 し た 年 月 _____ 年 _____ 月 _____ 年 _____ 月 _____ 年 _____ 月			
		帳 簿 価 額 _____ 円 _____ 円 _____ 円			
繰 延 資 産 が 関 連 を 有 す る 資 産 等		種 類 _____ 名 称 _____ 関 連 性 の 説 明 _____			
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 _____					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(166 適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（残余財産の全部の分配を除きます。）をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する資産等と関連を有する繰延資産を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第 32 条第 5 項の規定により届け出る場合に、<u>その法人(連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人)</u>が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「繰延資産」及び「繰延資産が関連を有する資産等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延資産ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(3) 「繰延資産」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法第 32 条第 4 項第 2 号ハに規定する繰延資産について、<u>法人税法施行令第 14 条第 1 項各号の区分</u>に応じ、その支出の費目を記載してください。</p> <p>(4) 「繰延資産」の「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(5) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等が減価償却資産である場合にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類を記載してください。</p> <p>(6) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「関連性の説明」欄は、引き継ぐ繰延資産と移転する資産等との間に関連性があると認められることの説明を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(165 適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である<u>単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)</u>又は<u>連結親法人</u>が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（残余財産の全部の分配を除きます。）をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する資産等と関連を有する繰延資産を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第 32 条第 5 項<u>《適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出》</u>又は<u>法施行令第 155 条の 6 《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》</u>の規定により届け出る場合に<u>使用</u>してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、<u>当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「繰延資産」及び「繰延資産が関連を有する資産等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延資産ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(4) 「繰延資産」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法第 32 条第 4 項第 2 号ハに規定する繰延資産について、<u>法施行令第 14 条第 1 項各号の区分</u>に応じ、その支出の費目を記載してください。</p> <p>(5) 「繰延資産」の「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(6) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等が減価償却資産である場合にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類を記載してください。</p> <p>(7) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「関連性の説明」欄は、引き継ぐ繰延資産と移転する資産等との間に関連性があると認められることの説明を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(167 適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書)

<div style="text-align: center;"> <p>令和 年 月 日</p> </div>		適格分割等による国庫補助金等 に係る期中特別勘定の金額の 損金算入に関する届出書		※整理番号		
		納 税 地	〒		電話()	-
		(フリガナ)				
		法 人 名 等				
		法 人 番 号				
		(フリガナ)				
		代 表 者 氏 名				
		代 表 者 住 所	〒			
		事 業 種 目	業			
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等				部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名				整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	事 業 種 目	業				
適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、下記のとおり届け出ます。 記						
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法 人 名 等					
	納 税 地					
	代 表 者 氏 名					
適 格 分 割 等 の 日	年 月 日					
取 得 又 は 改 良 を す る こ と が 見 込 ま れ る 固 定 資 産	種 類、構 造 及 び 規 模					
	取 得 又 は 改 良 に 要 す る 金 額					円
	取 得 又 は 改 良 予 定 日	年 月 日				
期 中 特 別 勘 定 の 金 額						円
添 付 書 類	(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
						通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(166 適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書)

<div style="text-align: center;"> <p>令和 年 月 日</p> </div>		適格分割等による国庫補助金等 に係る期中特別勘定の金額の 損金算入に関する届出書		※整理番号		
		納 税 地	〒		電話()	-
		(フリガナ)				
		法 人 名 等				
		法 人 番 号				
		(フリガナ)				
		代 表 者 氏 名				
		代 表 者 住 所	〒			
		事 業 種 目	業			
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等				部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名				整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	事 業 種 目	業				
適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、下記のとおり届け出ます。 記						
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法 人 名 等					
	納 税 地					
	代 表 者 氏 名					
適 格 分 割 等 の 日	年 月 日					
取 得 又 は 改 良 を す る こ と が 見 込 ま れ る 固 定 資 産	種 類、構 造 及 び 規 模					
	取 得 又 は 改 良 に 要 す る 金 額					円
	取 得 又 は 改 良 予 定 日	年 月 日				
期 中 特 別 勘 定 の 金 額						円
添 付 書 類	(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
						通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(167 適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 国 庫 補 助 金 等 に 係 る 期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）に国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、法人税法（以下「法」といいます。）第 43 条第 7 項の規定により届け出る場合に、<u>その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 43 条第 6 項の適格分割に係る同項第 1 号の分割承継法人等又は<u>同項第 2 号の分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください。</u></p> <p>(3) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(4) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第 43 条第 6 項第 2 号の規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。</p> <p>(5) 「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>(6) 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p>(7) 「期中特別勘定の金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(8) 「添付書類」欄は、期中特別勘定の金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細（別表十三(一)）を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(166 適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 国 庫 補 助 金 等 に 係 る 期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（<u>連結申告法人以外の法人をいいます。</u>）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）に国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、法人税法（以下「法」といいます。）第 43 条第 7 項 <u>《国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出》又は法施行令第 155 条の 6 《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》</u>の規定により届け出る場合に<u>使用</u>してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、<u>当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 43 条第 6 項の適格分割に係る同項第 1 号の分割承継法人等又は第 2 号の分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第 43 条第 6 項第 2 号の規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。</p> <p>(6) 「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>(7) 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p>(8) 「期中特別勘定の金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(9) 「添付書類」欄は、期中特別勘定の金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細（別表十三(一)）を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。</p> <p>(11) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(12) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(168 適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

<div style="text-align: center;"> <p>令和 年 月 日</p> </div>		適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号					
		納税地	〒	電話() -					
(フリガナ)		法人名等							
法人番号									
(フリガナ)		代表者氏名							
代表者住所		〒							
事業種目					業				
連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法人である場合限り記載)</small>	(フリガナ)	法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号				
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		部 門				
	(フリガナ)	代表者氏名			決 算 期				
	代表者住所	〒			業 種 番 号				
	事業種目		業		整 理 簿				
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課				
適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。 記									
適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等								
	納税地								
	代表者氏名								
適格分割等の日					年 月 日				
国庫補助金等	名 称								
	交付をした者								
	交付を受けた日				年 月 日				
取得又は改良をすることが見込まれる固定資産	種類、構造及び規模								
	取得又は改良に要する金額				円				
	取得又は改良予定日				年 月 日				
引き継ぐ特別勘定の金額					円				
(その他参考となるべき事項)									
税 理 士 署 名									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

04.03 改正

(規格A4)

改正前

(167 適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

<div style="text-align: center;"> <p>令和 年 月 日</p> </div>		適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号					
		納税地	〒	電話() -					
(フリガナ)		法人名等							
法人番号									
(フリガナ)		代表者氏名							
代表者住所		〒							
事業種目					業				
連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法人である場合限り記載)</small>	(フリガナ)	法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号				
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		部 門				
	(フリガナ)	代表者氏名			決 算 期				
	代表者住所	〒			業 種 番 号				
	事業種目		業		整 理 簿				
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課				
適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。 記									
適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等								
	納税地								
	代表者氏名								
適格分割等の日					年 月 日				
国庫補助金等	名 称								
	交付をした者								
	交付を受けた日				年 月 日				
取得又は改良をすることが見込まれる固定資産	種類、構造及び規模								
	取得又は改良に要する金額				円				
	取得又は改良予定日				年 月 日				
引き継ぐ特別勘定の金額					円				
(その他参考となるべき事項)									
税 理 士 署 名									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

03.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(168 適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に国庫補助金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第 43 条第 9 項の規定により届け出る場合に、<u>その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</u></p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 43 条第 8 項第 2 号の適格分割等（以下「適格分割等」といいます。）に係る同号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人若しくは被現物出資法人について記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(4) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第 43 条第 8 項第 2 号ロの規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。</p> <p>(5) 「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>(6) 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p>(7) 「引き継ぐ特別勘定の金額」欄は、<u>法第 43 条第 8 項第 2 号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人若しくは被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</u></p> <p>(8) 「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(167 適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（<u>連結申告法人以外の法人をいいます。</u>）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に国庫補助金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第 43 条第 9 項《<u>国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出</u>》又は法施行令第 155 条の 6 《<u>個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用</u>》の規定により届け出る場合に<u>使用</u>してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、<u>該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 43 条第 8 項第 2 号の適格分割等（以下「適格分割等」といいます。）に係る同項第 2 号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人<u>又は被現物出資法人</u>について記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第 43 条第 8 項第 2 号ロの規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。</p> <p>(6) 「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>(7) 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p>(8) 「引き継ぐ特別勘定の金額」欄は、分割承継法人等又は分割承継法人若しくは被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(9) 「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(169 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地 〒 _____ 電話() - _____		※整理番号 _____		
		(フリガナ) 法 人 名 等 _____		法 人 番 号 _____		
(フリガナ) 代 表 者 氏 名 _____		(フリガナ) 代 表 者 住 所 〒 _____		事 業 種 目 _____ 業		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等 _____	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号 _____	部 門 _____		
	〒 _____ (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 (フリガナ)		決 算 期 _____	業 種 番 号 _____		
	代 表 者 氏 名 _____		整 理 簿 _____	回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
	〒 _____ 代 表 者 住 所		適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。 記		適格分割等に係る 分割承継法人等	
	事 業 種 目 _____ 業		適格分割等の日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		法 人 名 等 _____ 納 税 地 _____ 代 表 者 氏 名 _____	
特 別 勘 定 に 係 る も の	所有固定資産の種 類、構造及び規模	指 定 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		保 險 金 等 の 支 払 を 受 け た 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
	取得又は改良を することが見込ま れる代替資産等	種 類、構 造 及 び 規 模 取 得 又 は 改 良 に 要 す る 金 額 取 得 又 は 改 良 予 定 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日		金 額 _____ 円	
	金 額 _____ 円	期 中 特 別 勘 定 に 係 る も の		所有固定資産の種 類、構造及び規模		
期 中 特 別 勘 定 に 係 る も の	所有固定資産の種 類、構造及び規模	指 定 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		保 險 金 等 の 支 払 を 受 け た 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
	取得又は改良を することが見込ま れる代替資産等	種 類、構 造 及 び 規 模 取 得 又 は 改 良 に 要 す る 金 額 取 得 又 は 改 良 予 定 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日		金 額 _____ 円	
	金 額 _____ 円	(その他参考となるべき事項)		税 理 士 署 名 _____		
※税務署 処理欄		部 門 _____	決 算 期 _____	業 種 番 号 _____	番 号 _____	
04.03 改正		整 理 簿 _____	備 考 _____	通 信 日 付 印 _____	年 月 日 _____	

(規格 A 4)

改 正 前

(168 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地 〒 _____ 電話() - _____		※整理番号 _____		
		(フリガナ) 法 人 名 等 _____		※連結グループ整理番号 _____		
(フリガナ) 法 人 番 号 _____		(フリガナ) 代 表 者 氏 名 _____		代 表 者 住 所 〒 _____		
(フリガナ) 代 表 者 住 所 _____		事 業 種 目 _____ 業		提 出 法 人 <input type="checkbox"/> 単 体 法 人 <input type="checkbox"/> 連 結 親 法 人		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等 _____	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号 _____	部 門 _____		
	〒 _____ (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 (フリガナ)		決 算 期 _____	業 種 番 号 _____		
	代 表 者 氏 名 _____		整 理 簿 _____	回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
	〒 _____ 代 表 者 住 所		適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。 記		適格分割等に係る 分割承継法人等	
	事 業 種 目 _____ 業		適格分割等の日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		法 人 名 等 _____ 納 税 地 _____ 代 表 者 氏 名 _____	
特 別 勘 定 に 係 る も の	所有固定資産の種 類、構造及び規模	指 定 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		保 險 金 等 の 支 払 を 受 け た 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
	取得又は改良を することが見込ま れる代替資産等	種 類、構 造 及 び 規 模 取 得 又 は 改 良 に 要 す る 金 額 取 得 又 は 改 良 予 定 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日		金 額 _____ 円	
	金 額 _____ 円	期 中 特 別 勘 定 に 係 る も の		所有固定資産の種 類、構造及び規模		
期 中 特 別 勘 定 に 係 る も の	所有固定資産の種 類、構造及び規模	指 定 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		保 險 金 等 の 支 払 を 受 け た 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
	取得又は改良を することが見込ま れる代替資産等	種 類、構 造 及 び 規 模 取 得 又 は 改 良 に 要 す る 金 額 取 得 又 は 改 良 予 定 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日		金 額 _____ 円	
	金 額 _____ 円	(その他参考となるべき事項)		税 理 士 署 名 _____		
※税務署 処理欄		部 門 _____	決 算 期 _____	業 種 番 号 _____	番 号 _____	
03.06 改正		整 理 簿 _____	備 考 _____	通 信 日 付 印 _____	年 月 日 _____	

(規格 A 4)

改 正 後

(169 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適 格 分 割 等 に よ る 保 険 差 益 等 に 係 る
特 別 勘 定 の 金 額 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等

1 この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第 48 条第 9 項の規定により届け出る場合に、その法人(連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人)が必要事項を記載して提出してください。

2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。

3 届出書の各欄は、次により記載してください。

(削 除)

(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 48 条第 8 項第 2 号の適格分割等に係る同号の分割承継法人等について記載してください。

(3) 「適格分割等の日」欄は、適格分割の日を記載してください。

(4) 次のイからホまでの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。

イ 「取得固定資産の種類、構造及び規模」欄は、法第 48 条第 1 項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第 47 条第 1 項に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。

ロ 「指定日」欄は、法第 48 条第 1 項に規定する指定日（災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から 2 年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日）がある場合には、その指定日を記載してください。

ハ 「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」欄は、法第 48 条第 8 項第 2 号又は第 3 号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第 47 条第 1 項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産について記載してください。

ニ 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人等が保険金等で代替資産等を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。

ホ 「金額」欄は、分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。

(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

(省 略)

改 正 前

(168 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適 格 分 割 等 に よ る 保 険 差 益 等 に 係 る
特 別 勘 定 の 金 額 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等

1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第 48 条第 9 項《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出》又は法施行令第 155 条の 6 《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。

2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。

3 届出書の各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 48 条第 8 項第 2 号の適格分割等に係る同号の分割承継法人等について記載してください。

(4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割の日を記載してください。

(5) 次のイからホの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。

イ 「取得固定資産の種類、構造及び規模」欄は、法第 48 条第 1 項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第 47 条第 1 項《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。

ロ 「指定日」欄は、法第 48 条第 1 項に規定する指定日（災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から 2 年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日）がある場合には、その指定日を記載してください。

ハ 「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」欄は、法第 48 条第 8 項第 2 号又は第 3 号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第 47 条第 1 項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産について記載してください。

ニ 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人等が保険金等で代替資産等を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。

ホ 「金額」欄は、分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。

(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

(同 左)

改 正 後

(170 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書)

令和 年 月 日		適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書 ※整理番号		〒					
				電話() -					
税務署長殿 下記のとおり届け出ます。		届出者	納税地						
			(フリガナ)						
			法人番号						
			(フリガナ) 代表者氏名						
分割法人等の法人名									
分割法人等の納税地		〒							
適格分割等の日	令和 年 月 日	分割法人等の代表者氏名							
連結子法人 <small>(届出対象連帯子法人である場合は限り記載)</small>	(フリガナ) 法人名等			※ 税務署処理欄	整理番号				
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局)		部 門				
	(フリガナ) 代表者氏名	電話() -			決 算 期				
	事業種目	業			業 種 番 号				
	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			整 理 簿				
(個 別) 国 外 所 得 金 額									
事業年度	各事業年度の国外所得金額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額							
:	円	円							
:									
:									
控 除 限 度 額									
事業年度	区 分	各事業年度の控除限度額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額						
・	国 税	円	円						
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
(個 別) 控 除 対 象 外 国 法 人 税 の 額									
事業年度	各事業年度の控除対象外国法人税の額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額							
:	円	円							
:									
:									
添付書類(各欄の金額の明細書)									
税 理 士 署 名									
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

04.03 改正

(規格A4)

改 正 前

(169 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書)

令和 年 月 日		適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書 ※整理番号		〒					
				電話() -					
税務署長殿 下記のとおり届け出ます。		届出者	納税地						
			(フリガナ)						
			法人番号						
			(フリガナ) 代表者氏名						
分割法人等の法人名									
分割法人等の納税地		〒							
適格分割等の日	令和 年 月 日	分割法人等の代表者氏名							
連結子法人 <small>(届出対象連帯子法人である場合は限り記載)</small>	(フリガナ) 法人名等			※ 税務署処理欄	整理番号				
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局)		部 門				
	(フリガナ) 代表者氏名	電話() -			決 算 期				
	事業種目	業			業 種 番 号				
	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			整 理 簿				
(個 別) 国 外 所 得 金 額									
(連結) 事業年度	各(連結) 事業年度の国外所得金額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額							
:	円	円							
:									
:									
控 除 限 度 額 又 は 連 結 控 除 限 度 個 別 帰 属 額									
(連結) 事業年度	区 分	各(連結) 事業年度の控除限度額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額						
・	国 税	円	円						
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
(個 別) 控 除 対 象 外 国 法 人 税 の 額									
(連結) 事業年度	各事業年度の控除対象外国法人税の額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額							
:	円	円							
:									
:									
添付書類(各欄の金額の明細書)									
税 理 士 署 名									
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

03.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(170 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第 69 条第 9 項又は平成 26 年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第 69 条第 5 項の規定の適用を受けることについて、法第 69 条第 10 項又は旧法第 69 条第 6 項の規定により届け出る場合又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法第 81 条の 15 第 5 項の規定の適用を受けることについて同条第 6 項の規定により届け出る場合に、<u>その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</u></p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 3 月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 146 条第 11 項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の法令（以下「令和 2 年旧法令」といいます。）第 155 条の 34 第 11 項の規定の適用がある場合には 4 月以内）に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。 <u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄は、<u>この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「国外所得金額」の各欄 イ 「事業年度」欄は、分割等前 3 年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。 ロ 「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。 ハ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。</p> <p>(3) 「控除限度額」の各欄 イ 「<u>控除限度額</u>」欄は、<u>連結親法人がこの届出書を提出する場合、「連結控除限度個別帰属額」と読み替えて記載してください。</u> ロ 「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ハ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額のうち、法令第 146 条第 2 項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除限度額とされる金額又は令和 2 年旧法令第 155 条の 34 第 2 項の規定により連結法人が移転を受けた事業に係る<u>連結控除限度個別帰属額とされる金額</u>を記載してください。</p> <p>(4) 「控除対象外国法人税の額」の各欄 イ 「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は<u>個別控除対象外国法人税の額</u>を記載してください。 ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第 146 条第 4 項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額又は令和 2 年旧法令第 155 条の 34 第 4 項の規定により<u>連結法人が移転を受けた事業に係る個別控除対象外国法人税の額とされる金額</u>を記載してください。</p> <p>4 この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。</p> <p>5 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>6 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>7 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(169 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）</u>又は<u>連結親法人</u>が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第 69 条第 11 項又は平成 26 年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第 69 条第 5 項の規定の適用を受けることについて、法第 69 条第 12 項又は旧法第 69 条第 6 項の規定により届け出る場合若しくは同法第 81 条の 15 第 5 項の規定の適用を受けることについて同条第 6 項の規定により届け出る場合に<u>使用</u>してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 3 月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 146 条第 11 項又は法令第 155 条の 34 第 11 項の規定の適用がある場合には 4 月以内）に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。 <u>(1) 「提出法人」欄は、該当する口にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」を記載してください。</u> <u>(2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。</u> <u>(3) 「国外所得金額」の各欄</u> イ 「事業年度」欄は、分割等前 3 年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。 ロ 「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。 ハ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。 <u>(4) 「控除限度額又は連結控除限度個別帰属額」の各欄</u> <u>(追 加)</u> イ 「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額<u>の控除限度額のうち、法令第 146 条第 6 項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》</u>の規定により、<u>内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 6 項《適格合併等が行われた場合の個別繰越控除限度額等》</u>の規定により連結法人の<u>連結控除限度個別帰属額</u>を記載してください。 <u>(5) 「控除対象外国法人税の額」の各欄</u> イ 「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は<u>連結控除限度個別帰属額</u>を記載してください。 ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第 146 条第 6 項《<u>適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等</u>》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 6 項の規定により<u>内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額</u>を記載してください。</p> <p>4 この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。</p> <p>5 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>6 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>7 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後 改 正 前

(171 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)

(170 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地 〒 _____ (フリガナ) _____ 法 人 名 等 _____ 法 人 番 号 _____ (フリガナ) _____ 代 表 者 氏 名 _____ 代 表 者 住 所 〒 _____ 事 業 種 目 _____ 業	※整理番号 _____
-----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地 〒 _____ (フリガナ) _____ 法 人 名 等 _____ 法 人 番 号 _____ (フリガナ) _____ 代 表 者 氏 名 _____ 代 表 者 住 所 〒 _____ 事 業 種 目 _____ 業	※整理番号 _____
-----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地			決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代表者氏名			整 理 簿	
	代表者住所			回 付 先	

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地			決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代表者氏名			整 理 簿	
	代表者住所			回 付 先	

適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分等により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について

租税特別措置法
(以下「措置法」といいます。)

第64条第10項(措置法第64条の2第15項又は措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。)
第65条第6項
第64条の2第3項(措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。)

により下記のとおり届出を行います。

記

適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分等により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について

租税特別措置法
(以下「措置法」といいます。)

第64条第10項(措置法第64条の2第15項又は措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。)
第68条の70第9項(措置法第68条の71第16項又は措置法第68条の72第3項において準用する場合を含みます。)
第65条第6項・第68条の72第6項
第64条の2第3項(措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。)
第68条の71第4項(措置法第68条の72第3項において準用する場合を含みます。)

により下記のとおり届出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	納 税 地	代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日	年	月	日	
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日	年	月	日	
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類 補償金等、対価、清算金の金額又は 保 留 地 の 対 価 の 額				円
交 換 取 得 資 産 の 価 額				円
代 替 資 産 又 は 交 換 取 得 資 産	種 類			
	構 造 模 式			
取得(予定)日	年	月	日	
減額した金額又は期中特別勘定の金額				円
添 付 明 細 (別 表 等)				
(その他参考となるべき事項)				

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	納 税 地	代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日	年	月	日	
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日	年	月	日	
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類 補償金等、対価、清算金の金額又は 保 留 地 の 対 価 の 額				円
交 換 取 得 資 産 の 価 額				円
代 替 資 産 又 は 交 換 取 得 資 産	種 類			
	構 造 模 式			
取得(予定)日	年	月	日	
減額した金額又は期中特別勘定の金額				円
添 付 明 細 (別 表 等)				
(その他参考となるべき事項)				

税 理 士 署 名 _____

税 理 士 署 名 _____

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後

(171 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)

適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い
取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した
期中特別勘定に関する届出書の記載要領等

- 1 法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の 2 第 2 項及び所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 71 第 3 項の規定の適用を受ける場合には、適格現物分配を除きます。以下同じ。）を行う場合において、措置法等の下記の規定に基づき、収用等又は換地処分等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額したとき又は期中特別勘定を設定したときのその期中特別勘定の金額等の届出を行う場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文
(1) 収用等により取得等をした代替資産の帳簿価額を減額	措置法第 64 条第 8 項 (措置法第 64 の 2 第 8 項) 措置法第 68 条の 70 第 7 項 (※) (措置法第 68 の 71 第 9 項) (※)	措置法第 64 条第 10 項 (措置法第 64 条の 2 第 15 項) 措置法第 68 条の 70 第 9 項 (※) (措置法第 68 条の 71 第 16 項) (※)
(2) 換地処分等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第 65 条第 5 項 措置法第 68 条の 72 第 5 項 (※)	措置法第 65 条第 6 項 措置法第 68 条の 72 第 6 項 (※)
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第 64 条の 2 第 2 項 措置法第 68 条の 71 第 3 項 (※)	措置法第 64 条の 2 第 3 項 措置法第 68 条の 71 第 4 項 (※)

※ 令和 2 年旧措置法

(注) (1)及び(3)は、措置法第 65 条第 3 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 3 項において準用する場合を含みます。

2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。

3 届出書の各欄は、次により記載してください。

(削 除)

(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「措置法第 64 条第 10 項(措置法第 64 条の 2 第 15 項又は措置法第 65 条第 3 項において準用する場合を含みます。)」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 70 第 9 項(令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 16 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 3 項において準用する場合を含みます。)」と、「第 65 条第 6 項」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 6 項」と、「第 64 条の 2 第 3 項 (措置法第 65 条第 3 項において準用する場合を含みます。)」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 4 項 (令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 3 項において準用する場合を含みます。)」とそれぞれ読み替えてください。

(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記 1 の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(4) 「適格分割等の日」欄は、上記 1 の根拠条文に規定する適格分割等の日を記載してください。

(5) 「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第 64 条第 1 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 70 第 1 項若しくは措置法第 64 条の 2 第 2 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 3 項に規定する収用等のあった日又は措置法第 65 条第 1 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 1 項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。

(6) 「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第 64 条の 2 第 2 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 3

改 正 前

(170 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)

適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い
取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した
期中特別勘定に関する届出書の記載要領等

- 1 適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の 2 第 2 項及び第 68 条の 71 第 3 項の規定の適用を受ける場合には、適格現物分配を除きます。以下同じ。）を行う場合において、措置法等の下記の規定に基づき、収用等又は換地処分等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出を行う場合に、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。

	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文
(1) 収用等により取得等をした代替資産の帳簿価額を減額	措置法第 64 条第 8 項 (措置法第 64 の 2 第 8 項) 措置法第 68 条の 70 第 7 項 (措置法第 68 の 71 第 9 項)	措置法第 64 条第 10 項 (措置法第 64 条の 2 第 15 項) 措置法第 68 条の 70 第 9 項 (措置法第 68 条の 71 第 16 項)
(2) 換地処分等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第 65 条第 5 項 措置法第 68 条の 72 第 5 項	措置法第 65 条第 6 項 措置法第 68 条の 72 第 6 項
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第 64 条の 2 第 2 項 措置法第 68 条の 71 第 3 項	措置法第 64 条の 2 第 3 項 措置法第 68 条の 71 第 4 項

(注) (1)及び(3)は、措置法第 65 条第 3 項又は第 68 条の 72 第 3 項において準用する場合を含みます。

2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。

3 届出書の各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(追 加)

(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記 1 の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(4) 「適格分割等の日」欄は、上記 1 の根拠条文に規定する適格分割等の日を記載してください。

(5) 「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第 64 条第 1 項・同法第 68 条の 70 第 1 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する収用等のあった日又は第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。

(6) 「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する収用等によ

改 正 後	改 正 前
<p>(171 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)</p> <p>項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は措置法第 65 条第 1 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 1 項に規定する換地処分等により譲渡した資産の種類を記載してください。</p> <p>(7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第 64 条第 8 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 70 第 7 項、措置法第 64 条の 2 第 8 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 9 項若しくは措置法第 64 条の 2 第 2 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 3 項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は措置法第 65 条第 1 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 1 項に規定する補償金等若しくは保留地の対価の額を記載してください。</p> <p>(8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第 65 条第 1 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 1 項に規定する交換取得資産の価額を記載する。</p> <p>(9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第 64 条第 1 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 70 第 1 項に規定する代替資産又は措置法第 65 条第 5 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 5 項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の 2 第 9 項第 6 号若しくは法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年財務省令第 56 号）による改正前の措置法施行規則第 22 条の 64 第 8 項第 7 号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 64 条第 8 項（措置法第 64 条の 2 第 8 項において準用する場合を含みます。）若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 70 第 7 項（令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 9 項において準用する場合を含みます。）若しくは措置法第 65 条第 5 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 5 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第 64 条の 2 第 2 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 3 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(11) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(12) 「その他参考となるべき事項」欄</p> <p>イ 連結申告法人以外の法人</p> <p>措置法第 64 条の 2 第 2 項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等（措置法第 65 条第 3 項において準用する場合にあっては、同条第 1 項に規定する換地処分等）のあった日以後 2 年を経過した日から措置法第 64 条の 2 第 2 項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得をする見込みである場合は、「やむを得ない事情の詳細」及び「取得価額の見積額」を「その他参考となるべき事項」の欄に記載してください。</p> <p>ロ 連結申告法人</p> <p>令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 3 項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等（令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 3 項において準用する場合にあっては、同条第 1 項に規定する換地処分等）のあった日以後 2 年を経過した日から令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 3 項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得をする見込みである場合は、「やむを得ない事情の詳細」及び「取得価額の見積額」を「その他参考となるべき事項」の欄に記載してください。</p> <p>(13) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(14) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(170 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書)</p> <p>り譲渡した資産の種類又は第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する換地処分等により譲渡した資産の種類を記載してください。</p> <p>(7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第 64 条第 8 項・第 68 条の 70 第 7 項、第 64 条の 2 第 8 項・第 68 条の 71 第 9 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する補償金等若しくは保留地の対価の額を記載してください。</p> <p>(8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する交換取得資産の価額を記載する。</p> <p>(9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第 64 条第 1 項・第 68 条の 70 第 1 項に規定する代替資産若しくは第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の 2 第 9 項第 6 号・第 22 条の 64 第 8 項第 7 号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 64 条第 8 項（第 64 条の 2 第 8 項において準用する場合を含みます。）・第 68 条の 70 第 7 項（第 68 条の 71 第 9 項において準用する場合を含みます。）若しくは第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(11) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(12) 「その他参考となるべき事項」欄</p> <p>イ 単体法人</p> <p>措置法第 64 条の 2 第 2 項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等（措置法第 65 条第 3 項において準用する場合にあっては、同条第 1 項に規定する換地処分等）のあった日以後 2 年を経過した日から措置法第 64 条の 2 第 2 項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得をする見込みである場合は、「やむを得ない事情の詳細」及び「取得価額の見積額」を「その他参考となるべき事項」の欄に記載してください。</p> <p>ロ 連結法人</p> <p>措置法第 68 条の 71 第 3 項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等（措置法第 68 条の 72 第 3 項において準用する場合にあっては、同条第 1 項に規定する換地処分等）のあった日以後 2 年を経過した日から措置法第 68 条の 71 第 3 項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得をする見込みである場合は、「やむを得ない事情の詳細」及び「取得価額の見積額」を「その他参考となるべき事項」の欄に記載してください。</p> <p>(13) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(14) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(172 適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

<p style="text-align: center;">税務署受付印</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p>		適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号	
		納税地 (フリガナ)	〒	電話()	-
法人名等		法人番号 (フリガナ)			
代表者氏名		代表者住所		〒	
事業種目		業			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒 (局 署)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	電話()			部 門
	(フリガナ) 代表者氏名				決 算 期
	代表者住所	〒			業種番号
	事業種目	業			整 理 簿
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、租税特別措置法第64条の2第5項の規定により下記のとおり届け出ます。					
記					
適格分割等に係る 分割承継法人等	適格分割等 法人名等	適格分割・適格現物出資			
	納税地 代表者氏名				
適格分割等の年月日		年 月 日			
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円			
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円			
補償金、対価 又は清算金の額	特別勘定の金額に係るもの	円			
	期中特別勘定の金額に係るもの	円			
取得する見込み である代替資産	種類及び構造				
	規 模				
	取得予定日	年 月 日			
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

04.03 改正

(規格A4)

改正前

(171 適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

<p style="text-align: center;">税務署受付印</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p>		適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号	
		納税地 (フリガナ)	〒	電話()	-
法人名等		法人番号 (フリガナ)			
代表者氏名		代表者住所		〒	
事業種目		業			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒 (局 署)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	電話()			部 門
	(フリガナ) 代表者氏名				決 算 期
	代表者住所	〒			業種番号
	事業種目	業			整 理 簿
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 第64条の2第5項 第68条の71第6項 の規定により下記のとおり届け出ます。					
記					
適格分割等に係る 分割承継法人等	適格分割等 法人名等	適格分割・適格現物出資			
	納税地 代表者氏名				
適格分割等の年月日		年 月 日			
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円			
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円			
補償金、対価 又は清算金の額	特別勘定の金額に係るもの	円			
	期中特別勘定の金額に係るもの	円			
取得する見込み である代替資産	種類及び構造				
	規 模				
	取得予定日	年 月 日			
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

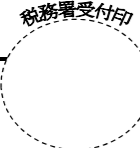
03.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(172 適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に収用等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、<u>租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の 2 第 5 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 71 第 6 項の規定により届け出る場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>（削 除）</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 中段の本文欄について、<u>連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「租税特別措置法第 64 条の 2 第 5 項の規定」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 6 項の規定」と読み替えてください。</u></p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、<u>措置法第 64 条の 2 第 4 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 5 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</u> 「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄は<u>措置法第 64 条の 2 第 4 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 5 項第 2 号に規定する適格分割の日を記載してください。</u></p> <p>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は<u>措置法第 64 条の 2 第 4 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ措置法第 64 条の 2 第 4 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 5 項第 2 号に規定する特別勘定の金額（以下「特別勘定の金額」といいます。）</u>を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は<u>措置法第 64 条の 2 第 4 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ措置法第 64 条の 2 第 4 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 5 項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額（以下「期中特別勘定の金額」といいます。）</u>を記載してください。</p> <p>(7) 「補償金、対価又は清算金の額」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る<u>措置法第 64 条の 2 第 4 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 5 項第 2 号に規定する補償金、対価又は清算金の額</u>を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである代替資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p><u>（省 略）</u></p>	<p>(171 適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である<u>単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）</u>又は<u>連結親法人</u>が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に収用等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、<u>租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の 2 第 5 項・第 68 条の 71 第 6 項の規定により届け出る場合に使用</u>してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p><u>（追 加）</u></p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、<u>措置法第 64 条の 2 第 4 項第 2 号・第 68 条の 71 第 5 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</u> 「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄は<u>措置法第 64 条の 2 第 4 項第 2 号・第 68 条の 71 第 5 項第 2 号に規定する適格分割等の日</u>を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は<u>措置法第 64 条の 2 第 4 項・第 68 条の 71 第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 2 号に規定する特別勘定の金額</u>を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は<u>措置法第 64 条の 2 第 4 項・第 68 条の 71 第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額</u>を記載してください。</p> <p>(7) 「補償金、対価又は清算金の額」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る<u>措置法第 64 条の 2 第 4 項第 2 号・第 68 条の 71 第 5 項第 2 号に規定する補償金、対価又は清算金の額</u>を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである代替資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p><u>（同 左）</u></p>

改正後

(173 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

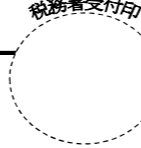
<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号	
		納税地	〒		電話()
(フリガナ) 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目		(フリガナ) 法人名等		※	整理番号
		〒 (局 署) 電話() -		税	部 門
		〒 代表者住所		務	決 算 期
		業		署	業 種 番 号
		業		処	整 理 簿
		業		理	回 付 先
業		欄	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、租税特別措置法第65条の8第5項の規定により下記のとおり届け出ます。					
記					
適格分割等に係る	適格分割等	適格分割・適格現物出資			
分割承継法人等	法人名等				
	納税地				
	代表者氏名				
適格分割等の年月日		年	月	日	
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額					円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額					円
特別勘定等の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産	種類				
	所在地				
	規模(土地の場合は面積)				
取得する見込みである資産	譲渡年月日	年	月	日	
	種類及び構造				
	所在地				
取得する見込みである資産	規模(土地の場合は面積)				
	取得予定日	年	月	日	
適用を受けることとしている表の各号の区分		号			
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

04.03改正

(規格A4)

改正前

(172 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号	
		納税地	〒		電話()
(フリガナ) 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目		(フリガナ) 法人名等		※	整理番号
		〒 (局 署) 電話() -		税	部 門
		〒 代表者住所		務	決 算 期
		業		署	業 種 番 号
		業		処	整 理 簿
		業		理	回 付 先
業		欄	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、租税特別措置法第65条の8第5項、第68条の79第6項の規定により下記のとおり届け出ます。					
記					
適格分割等に係る	適格分割等	適格分割・適格現物出資			
分割承継法人等	法人名等				
	納税地				
	代表者氏名				
適格分割等の年月日		年	月	日	
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額					円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額					円
特別勘定等の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産	種類				
	所在地				
	規模(土地の場合は面積)				
取得する見込みである資産	譲渡年月日	年	月	日	
	種類及び構造				
	所在地				
取得する見込みである資産	規模(土地の場合は面積)				
	取得予定日	年	月	日	
適用を受けることとしている表の各号の区分		号			
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

03.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(173 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、<u>租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 第 5 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 79 第 6 項の規定により届け出る場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</u></p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄は、<u>この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) <u>中段の本文欄について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「租税特別措置法第 65 条の 8 第 5 項の規定」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 6 項の規定」と読み替えてください。</u></p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する特別勘定の金額（以下「特別勘定の金額」といいます。）を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額（以下「期中特別勘定の金額」といいます。）を記載してください。</p> <p>(7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法第 65 条の 7 第 1 項の表又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号から第 5 号までの下欄に掲げる資産については、種類及び構造、所在地、規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。</p> <p>(9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第 65 条の 7 第 1 項の表又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の区分を記載してください。</p>	<p>(172 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（<u>連結申告法人以外の法人をいいます。</u>）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、<u>租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 第 5 項・第 68 条の 79 第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。</u></p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p><u>(追 加)</u></p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法第 65 条の 7 第 1 項の表・第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号から第 5 号までの下欄に掲げる資産については、種類及び構造、所在地、規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。</p> <p>(9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第 65 条の 7 第 1 項の表・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の区分を記載してください。</p>

改正後	改正前
<p>(173 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p>(10)「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(11)「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(172 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p>(10)「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(11)「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後 改 正 前

(174 適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

(173 適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による転廃業助成金等に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号	
令和 年 月 日	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目	〒 電話() - 〒 〒	
税務署長殿			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	〒 (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地		部 門
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期
	〒 代 表 者 住 所		業 種 番 号
	事 業 種 目		整 理 簿
			回 付 先
□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課			
適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、租税特別措置法第67条の4第7項の規定により下記のとおり届け出ます。			
記			
適格分割等に係る 分割承継法人等	適 格 分 割 等 法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名	適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資	
適 格 分 割 等 の 年 月 日		年 月 日	
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円	
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円	
転 廃 業 助 成 金 等	転 廃 業 助 成 金 の 金 額	特 別 勘 定 の 金 額 に 係 る も の 期 中 特 別 勘 定 の 金 額 に 係 る も の	円 円
	転 廃 業 助 成 金 等 の 名 称		
取得する見込み である固定資産		種 類 取 得 予 定 日	年 月 日
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認

04.03 改正

(規格 A 4)

適格分割等による転廃業助成金等に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号	
令和 年 月 日	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目	〒 電話() - 〒 〒	
税務署長殿			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	〒 (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地		部 門
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期
	〒 代 表 者 住 所		業 種 番 号
	事 業 種 目		整 理 簿
			回 付 先
□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課			
適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、租税特別措置法第67条の4第7項、第68条の102第8項の規定により下記のとおり届け出ます。			
記			
適格分割等に係る 分割承継法人等	適 格 分 割 等 法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名	適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資	
適 格 分 割 等 の 年 月 日		年 月 日	
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円	
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円	
転 廃 業 助 成 金 等	転 廃 業 助 成 金 の 金 額	特 別 勘 定 の 金 額 に 係 る も の 期 中 特 別 勘 定 の 金 額 に 係 る も の	円 円
	転 廃 業 助 成 金 等 の 名 称		
取得する見込み である固定資産		種 類 取 得 予 定 日	年 月 日
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(174 適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に転廃業助成金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、<u>租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 67 条の 4 第 7 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 102 第 8 項の規定により届け出る場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>（削 除）</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「<u>租税特別措置法第 67 条の 4 第 7 項の規定</u>」を「<u>令和 2 年旧措置法第 68 条の 102 第 8 項の規定</u>」と読み替えてください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 67 条の 4 第 6 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 102 第 7 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第 67 条の 4 第 6 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 102 第 7 項第 2 号に規定する適格分割の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 67 条の 4 第 6 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 102 第 7 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ<u>措置法第 67 条の 4 第 6 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 102 第 7 項第 2 号</u>に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 67 条の 4 第 6 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 102 第 7 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ<u>措置法第 67 条の 4 第 6 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 102 第 7 項第 2 号</u>に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「転廃業助成金等」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第 67 条の 4 第 6 項第 2 号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 102 第 7 項第 2 号に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである固定資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである固定資産の種類及び取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>（省 略）</p>	<p>(173 適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である<u>単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）</u>又は<u>連結親法人</u>が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に転廃業助成金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 67 条の 4 第 7 項又は第 68 条の 102 第 8 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p><u>（追 加）</u></p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 67 条の 4 第 6 項第 2 号・第 68 条の 102 第 7 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第 67 条の 4 第 6 項第 2 号・第 68 条の 102 第 7 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 67 条の 4 第 6 項・第 68 条の 102 第 7 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ<u>同項第 2 号</u>に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 67 条の 4 第 6 項・第 68 条の 102 第 7 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ<u>同項第 2 号</u>に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「転廃業助成金等」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第 67 条の 4 第 6 項第 2 号・第 68 条の 102 第 7 項第 2 号に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである固定資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである固定資産の種類及び取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>（同 左）</p>

改 正 後

(175 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話() -	
	(フリガナ) 法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目	業	
連 結 子 法 人 <small>(申請対象が特定子法人と場合限り記載)</small>	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号
	本店又は主たる事務所の所在地		部 門
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期
	代 表 者 住 所		業 種 番 号
	事 業 種 目		整 理 簿
	事 業 種 目		回 付 先
適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について 租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の7第11項（措置法第65条の8第16項において 準用する場合を含みます。）により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、 措置法第65条の8第3項により下記のとおり届け出を行い、措置法施行令第39条の7第42項により書類の 提出を行います。			
記			
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法 人 名 等		
	納 税 地		
	代 表 者 氏 名		
適 格 分 割 等 の 日 年 月 日			
譲渡資産	種 類		
	所 在 地		
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)		
	譲 渡 年 月 日	年 月 日	
買換資産又は取得見込資産	種 類		
	構 造		
	所 在 地		
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)		
	取 得 (予 定) 日	年 月 日	
減額した金額又は期中特別勘定の金額 円			
添付明細(別表等)			
その他参考となるべき事項			
提出書類(証明書等)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印
年 月 日	確 認		

(規格A4)

04.03 改正

改 正 前

(174 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話() -	
	(フリガナ) 法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目	業	
連 結 子 法 人 <small>(申請対象が連結子法人である場合限り記載)</small>	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号
	本店又は主たる事務所の所在地		部 門
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期
	代 表 者 住 所		業 種 番 号
	事 業 種 目		整 理 簿
	事 業 種 目		回 付 先
適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について 租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の7第11項（措置法第65条の8第16項において準用する場合を含みます。） 第68条の78第11項（措置法第68条の79第17項において準用する場合を含みます。）により 又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、措置法（第65条の8第3項 第68条の79第4項）により 下記のとおり届け出を行い、措置法施行令（第39条の7第46項 第39条の106第40項）により書類の提出を行います。			
記			
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法 人 名 等		
	納 税 地		
	代 表 者 氏 名		
適 格 分 割 等 の 日 年 月 日			
譲渡資産	種 類		
	所 在 地		
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)		
	譲 渡 年 月 日	年 月 日	
買換資産又は取得見込資産	種 類		
	構 造		
	所 在 地		
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)		
	取 得 (予 定) 日	年 月 日	
減額した金額又は期中特別勘定の金額 円			
添付明細(別表等)			
その他参考となるべき事項			
提出書類(証明書等)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印
年 月 日	確 認		

(規格A4)

03.06 改正

改 正 後

(175 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 法人が適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 39 条の 7 第 42 項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の措置法施行令（以下「令和 2 年旧措置法施行令」といいます。）第 39 条の 106 第 40 項の規定により提出すべき書類の届出を行う場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第 65 条の 7 第 9 項 (措置法第 65 条の 8 第 8 項) 措置法第 68 条の 78 第 9 項 (※) (措置法第 68 条の 79 第 9 項) (※)	措置法第 65 条の 7 第 11 項 (措置法第 65 条の 8 第 16 項) 措置法第 68 条の 78 第 11 項 (※) (措置法第 68 条の 79 第 17 項) (※)
(2) 特定資産の譲渡に伴い設定した期中特別勘定の届出	措置法第 65 条の 8 第 2 項 措置法第 68 条の 79 第 3 項 (※)	措置法第 65 条の 8 第 3 項 措置法第 68 条の 79 第 4 項 (※)

※ 所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
(削 除)

- (1) 「連結子法人」欄は、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「租税特別措置法第 65 条の 7 第 11 項（措置法第 65 条の 8 第 16 項において準用する場合を含みます。）を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 11 項（措置法第 68 条の 79 第 17 項において準用する場合を含みます。）」と、「措置法第 65 条の 8 第 3 項」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 4 項」と、「措置法施行令第 39 条の 7 第 42 項」を「令和 2 年旧措置法施行令第 39 条の 106 第 40 項」と、それぞれ読み替えてください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 9 項、措置法第 65 条の 8 第 8 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 9 項又は措置法第 65 条の 8 第 2 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 3 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
- (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 9 項、措置法第 65 条の 8 第 8 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 9 項又は措置法第 65 条の 8 第 2 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 3 項に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
- (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。（なお、取得見込資産が措置法第 65 条の 7 第 1 項の表又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 5 号の下欄に掲げる資産の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。）
また、「表の各号の該当区分」欄は、取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第 65 条の 7 第 1 項の表又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の区分を記載してください。
- (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項（同法第 65 条の 8 第 8 項において準用する場合を含みます。）若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 9 項（同法第 68 条の 79 第 9 項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第 65 条の 8 第 2 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 3 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- (8) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三(五) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (9) 「提出書類（証明書等）」欄は措置法施行令第 39 条の 7 第 42 項又は令和 2 年旧措置法施行令第 39 条の 106 第 40 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
- (10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (11) 「※」欄は、記載しないでください。

- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(174 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第 39 条の 7 第 46 項・第 39 条の 106 第 40 項の規定により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第 65 条の 7 第 9 項 (措置法第 65 条の 8 第 8 項) 措置法第 68 条の 78 第 9 項 (措置法第 68 条の 79 第 9 項)	措置法第 65 条の 7 第 11 項 (措置法第 65 条の 8 第 16 項) 措置法第 68 条の 78 第 11 項 (措置法第 68 条の 79 第 17 項)
(2) 特定資産の譲渡に伴い設定した期中特別勘定の届出	措置法第 65 条の 8 第 2 項 措置法第 68 条の 79 第 3 項	措置法第 65 条の 8 第 3 項 措置法第 68 条の 79 第 4 項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(追 加)

- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項・第 68 条の 78 第 9 項、第 65 条の 8 第 8 項・第 68 条の 79 第 9 項又は第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
- (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項・第 68 条の 78 第 9 項、第 65 条の 8 第 8 項・第 68 条の 79 第 9 項又は第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
- (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。（なお、取得見込資産が措置法第 65 条の 7 第 1 項の表・第 68 条の 78 第 1 項の表の第 5 号の下欄に掲げる資産の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。）
また、「表の各号の該当区分」欄は、取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第 65 条の 7 第 1 項の表・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の区分を記載してください。
- (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項（同法第 65 条の 8 第 8 項において準用する場合を含みます。）・同法第 68 条の 78 第 9 項（同法第 68 条の 79 第 9 項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- (8) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三(五) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (9) 「提出書類（証明書等）」欄は措置法施行令第 39 条の 7 第 46 項・第 39 条の 106 第 40 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
- (10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (11) 「※」欄は、記載しないでください。

- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(176 適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行う場合において、<u>租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 10 第 4 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 81 第 4 項の規定により交換取得資産の帳簿価額を減額したとき、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に、その法人（連結子法人にあつては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</u></p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 中段の本文欄について、<u>連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「租税特別措置法第 65 条の 10 第 6 項」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 81 第 6 項」と、「租税特別措置法施行令第 39 条の 8 第 6 項」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 107 第 6 項」とそれぞれ読み替えてください。</u></p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第 4 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 81 第 4 項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 10 第 4 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 81 第 4 項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「交換譲渡資産」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第 1 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 81 第 1 項に規定する譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「交換取得資産」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第 4 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 81 第 4 項に規定する取得資産の種類、所在地及び規模並びにその取得年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額」欄は、措置法第 65 条の 10 第 4 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 81 第 4 項の規定により損金の額に算入される<u>これらの規定</u>に規定する帳簿価額を減額した金額について記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（六）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第 22 条の 8 第 1 項又は法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年財務省令第 56 号）による改正前の租税特別措置法施行規則第 22 条の 70 第 1 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p>	<p>(175 適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>単体法人（連結申告法人以外の法人をいう。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 10 第 4 項又は第 68 条の 81 第 4 項の規定により交換取得資産の帳簿価額を減額したとき、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用</u>してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p><u>(追 加)</u></p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第 4 項又は第 68 条の 81 第 4 項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 10 第 4 項又は第 68 条の 81 第 4 項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「交換譲渡資産」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第 1 項又は第 68 条の 81 第 1 項に規定する譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「交換取得資産」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第 4 項又は第 68 条の 81 第 4 項に規定する取得資産の種類、所在地及び規模並びにその取得年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額」欄は、措置法第 65 条の 10 第 4 項又は第 68 条の 81 第 4 項の規定により損金の額に算入される<u>同項</u>に規定する帳簿価額を減額した金額について記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（六）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第 22 条の 8 第 1 項又は第 22 条の 70 第 1 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p>

改正後	改正前
<p>(176 適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	<p>(175 適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(177 適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
納 税 地 〒 (フリガナ)		電話() -	
法 人 名 等 (フリガナ)			
法 人 番 号 (フリガナ)			
代 表 者 氏 名			
代 表 者 住 所 〒			
事 業 種 目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	法 人 名 等		部 門
	本店又は主たる事務所の所在地		決 算 期
	(フリガナ)		整理番号
	代 表 者 氏 名		整 理 簿
	代 表 者 住 所 〒		回 付 先
事 業 種 目		業	
適格分割等を行う場合において、転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額をもって取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額の減額又は取得若しくは改良する見込みであるときに設けた期中特別勘定について、租税特別措置法第67条の4第17項又は第18項及び、租税特別措置法施行令第39条の27第14項により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。			
記			
適 格 分 割 等 に		法 人 名 等	
係る分割承継法人等		納 税 地	
		代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日 年 月 日			
転 廃 業 助 成 金	金 額 円		
	上記の金額に係る転廃業助成金等の名称		
取 得 (予 定)	種 類		
改 良 (予 定)	取得(予定)日又は改良(予定)日 年 月 日		
固 定 資 産	減額した金額又は期中特別勘定の金額 円		
添 付 明 細 (別 表 等)			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 (証 明 書 等)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(176 適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
納 税 地 〒 (フリガナ)		電話() -	
法 人 名 等 (フリガナ)			
法 人 番 号 (フリガナ)			
代 表 者 氏 名			
代 表 者 住 所 〒			
事 業 種 目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	法 人 名 等		部 門
	本店又は主たる事務所の所在地		決 算 期
	(フリガナ)		整理番号
	代 表 者 氏 名		整 理 簿
	代 表 者 住 所 〒		回 付 先
事 業 種 目		業	
適格分割等を行う場合において、転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額をもって取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額の減額又は取得若しくは改良する見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法 第67条の4第17項又は第18項 及び、 第68条の102第18項又は第19項 租税特別措置法施行令 第39条の27第15項 及び、 第39条の124第15項 により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。			
記			
適 格 分 割 等 に		法 人 名 等	
係る分割承継法人等		納 税 地	
		代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日 年 月 日			
転 廃 業 助 成 金	金 額 円		
	上記の金額に係る転廃業助成金等の名称		
取 得 (予 定)	種 類		
改 良 (予 定)	取得(予定)日又は改良(予定)日 年 月 日		
固 定 資 産	減額した金額又は期中特別勘定の金額 円		
添 付 明 細 (別 表 等)			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 (証 明 書 等)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(177 適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（その日以後に行われるものに限ります。）をいいます。以下同じ。）を行う場合において、<u>租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 67 条の 4 第 3 項（第 10 項において準用する場合を含みます。）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 102 第 3 項（第 11 項において準用する場合を含みます。）</u>により、転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額し、<u>又は措置法第 67 条の 4 第 5 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 102 第 6 項の規定（適格現物分配の場合を除きます。以下同じ。）</u>により期中特別勘定を設け、これらの金額等の届出を行う<u>ときに、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>（削 除）</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載</u>してください。</p> <p>(2) <u>中段の本文欄について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「租税特別措置法第 67 条の 4 第 17 項又は第 18 項」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 102 第 18 項又は第 19 項」と、「租税特別措置法施行令第 39 条の 27 第 14 項」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 124 第 15 項」とそれぞれ読み替えてください。</u></p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、<u>措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項に規定する分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人又は措置法第 67 条の 4 第 5 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 102 第 6 項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載</u>してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、<u>措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項若しくは第 5 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項若しくは第 6 項に規定する適格分割等の日を記載</u>してください。</p> <p>(5) 「転廃業助成金」の各欄は、<u>措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項若しくは第 5 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項若しくは第 6 項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載</u>してください。</p> <p>(6) 「取得（予定）又は改良（予定）固定資産」の各欄は、<u>取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載</u>してください。</p> <p>(7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、<u>措置法第 67 条の 4 第 3 項（第 10 項において準用する場合を含みます。）若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 102 第 3 項（第 11 項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第 67 条の 4 第 5 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 102 第 6 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特</u></p>	<p>(176 適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、転廃業助成金等の交付を受けた日を含む事業年度において、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（その日以後に行われるものに限ります。）をいいます。以下同じ。）</u>を行う場合において、<u>租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 67 条の 4 第 3 項（第 10 項において準用する場合を含みます。）・第 68 条の 102 第 3 項（第 11 項において準用する場合を含みます。）</u>により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は第 67 条の 4 第 5 項・<u>第 68 条の 102 第 6 項の規定（適格現物分配の場合を除きます。以下同じ。）</u>により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う<u>場合に使用</u>してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載</u>してください。</p> <p><u>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載</u>してください。</p> <p><u>（追 加）</u></p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、<u>措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項・第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人又は措置法第 67 条の 4 第 5 項・第 68 条の 102 第 6 項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載</u>してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、<u>措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項又は第 5 項・第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項又は第 6 項に規定する適格分割等の日を記載</u>してください。</p> <p>(5) 「転廃業助成金」の各欄は、<u>措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項又は第 5 項・第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項又は第 6 項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載</u>してください。</p> <p>(6) 「取得（予定）又は改良（予定）固定資産」の各欄は、<u>取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載</u>してください。</p> <p>(7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、<u>措置法第 67 条の 4 第 3 項（第 10 項において準用する場合を含みます。）・第 68 条の 102 第 3 項（第 11 項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第 67 条の 4 第 5 項・第 68 条の 102 第 6 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載</u>してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(177 適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p>別勘定の金額について記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細 (別表等)」欄は、別表十三 (十) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は、措置法施行令第 39 条の 27 第 14 項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第 207 号) による改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 124 第 15 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(176 適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p>(8) 「添付明細 (別表等)」欄は、別表十三 (十) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は、措置法施行令第 39 条の 27 第 15 項・第 39 条の 124 第 15 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(178 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等を行った場合の貸倒実績率 の特別な計算方法の承認申請書		※整理番号					
		納 税 地	〒	電話() -					
		(フリガナ)							
		法 人 名 等							
		法 人 番 号							
		(フリガナ)							
		代 表 者 氏 名							
		代 表 者 住 所	〒						
		事 業 種 目	業						
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号				
	法 人 名 等				部 門				
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期				
	(フリガナ)				業 種 番 号				
	代 表 者 氏 名				整 理 簿				
	代 表 者 住 所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。 記									
適格分割等に係る 分割法人等又は 分割承継法人等		法 人 名 等							
		納 税 地							
		代 表 者 氏 名							
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日							
採用しようとする貸倒 実績率の計算方法									
貸倒実績率の計算 の基礎となる 金額の明細									
貸倒実績率の特別な 計算方法を採用 しようとする理由									
(その他参考となるべき事項)									
税 理 士 署 名									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

04.03 改正

(規格A4)

改 正 前

(177 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等を行った場合の貸倒実績率 の特別な計算方法の承認申請書		※整理番号					
		納 税 地	〒	電話() -					
		(フリガナ)							
		法 人 名 等							
		法 人 番 号							
		(フリガナ)							
		代 表 者 氏 名							
		代 表 者 住 所	〒						
		事 業 種 目	業						
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号				
	法 人 名 等				部 門				
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期				
	(フリガナ)				業 種 番 号				
	代 表 者 氏 名				整 理 簿				
	代 表 者 住 所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。 記									
適格分割等に係る 分割法人等又は 分割承継法人等		法 人 名 等							
		納 税 地							
		代 表 者 氏 名							
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日							
採用しようとする貸倒 実績率の計算方法									
貸倒実績率の計算 の基礎となる 金額の明細									
貸倒実績率の特別な 計算方法を採用 しようとする理由									
(その他参考となるべき事項)									
税 理 士 署 名									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

03.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(178 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人である法人を、分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）が行われた場合において、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 97 条第 1 項の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は連結事業年度の翌連結事業年度開始の日以後 2 年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における貸倒実績率を当該適格分割等により移転する事業に係る貸倒れの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に、<u>その法人(連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人)</u>が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請に係る内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(4) 「採用しようとする貸倒実績率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法の内容を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(4)及び(5)の方法を採用しようとする理由を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(177 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいう。)又は連結親法人を、分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）が行われた場合において、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 97 条第 1 項又は第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は連結事業年度の翌連結事業年度開始の日以後 2 年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における貸倒実績率を当該適格分割等により移転する事業に係る貸倒れの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(5) 「採用しようとする貸倒実績率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法の内容を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(181 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書)

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		〒 納税地 (フリガナ) 電話() -	
(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 電話() -		〒 納税地 (フリガナ) 電話() -	
		〒 納税地 (フリガナ) 電話() -	
		〒 納税地 (フリガナ) 電話() -	
		〒 納税地 (フリガナ) 電話() -	
		〒 納税地 (フリガナ) 電話() -	
		〒 納税地 (フリガナ) 電話() -	
事業種目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等		※
	〒 (局 署) 電話() -		整理番号
	〒 (局 署) 電話() -		部 門
	〒 (局 署) 電話() -		決 算 期
	〒 (局 署) 電話() -		業 種 番 号
	〒 (局 署) 電話() -		整 理 簿
事業種目		業	回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。 記			
適格分割等に係る 分割法人等又は 分割承継法人等		法人名等	
		納税地	
		代表者氏名	
適格分割等の日		年 月 日	
採用しようとする 返品率の計算方法			
返品率の計算の 基礎となる金額の明細			
返品率の特別な 計算方法を採用 しようとする理由 (その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印
年 月 日	確 認		

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(180 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書)

令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		〒 納税地 (フリガナ) 電話() -	
(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 電話() -		〒 納税地 (フリガナ) 電話() -	
		〒 納税地 (フリガナ) 電話() -	
		〒 納税地 (フリガナ) 電話() -	
		〒 納税地 (フリガナ) 電話() -	
		〒 納税地 (フリガナ) 電話() -	
		〒 納税地 (フリガナ) 電話() -	
事業種目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等		※
	〒 (局 署) 電話() -		整理番号
	〒 (局 署) 電話() -		部 門
	〒 (局 署) 電話() -		決 算 期
	〒 (局 署) 電話() -		業 種 番 号
	〒 (局 署) 電話() -		整 理 簿
事業種目		業	回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。 記			
適格分割等に係る 分割法人等又は 分割承継法人等		法人名等	
		納税地	
		代表者氏名	
適格分割等の日		年 月 日	
採用しようとする 返品率の計算方法			
返品率の計算の 基礎となる金額の明細			
返品率の特別な 計算方法を採用 しようとする理由 (その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印
年 月 日	確 認		

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(181 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 を 行 っ た 場 合 の 返 品 率 の 特 別 な 計 算 方 法 の 承 認 申 請 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この申請書は、内国法人を分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）が行われた場合において、<u>法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第132号）による改正前の法人税法施行令第102条第1項の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日以後1年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に、その法人（<u>連結子法人</u>にあっては、<u>当該連結子法人に係る連結親法人</u>）が必要事項を記載して提出してください。</u></p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p><u>（削 除）</u></p> <p>(1) 「<u>連結子法人</u>」欄には、<u>この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 「<u>適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等</u>」の各欄には、<u>申請に係る内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</u></p> <p>(3) 「<u>適格分割等の日</u>」欄には、<u>適格分割等を行った日を記載してください。</u></p> <p>(4) 「<u>採用しようとする返品率の計算方法</u>」欄には、<u>採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください。</u> なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「<u>返品率の計算の基礎となる金額の明細</u>」欄には、<u>採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。</u> なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「<u>返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由</u>」欄には、<u>上記(4)及び(5)の方法を採用しようとする理由を記載してください。</u> なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「<u>税理士署名</u>」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「<u>※</u>」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(180 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 を 行 っ た 場 合 の 返 品 率 の 特 別 な 計 算 方 法 の 承 認 申 請 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この申請書は、内国法人を分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）が行われた場合において、平成30年改正前の法人税法施行令第102条第1項又は第155条の6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日以後1年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に、<u>単体法人（<u>連結申告法人を除く法人をいいます。</u>）又は<u>連結親法人</u>が必要事項を記載して提出してください。</u></p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「<u>提出法人</u>」欄には、<u>該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 「<u>連結子法人</u>」欄には、<u>当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(3) 「<u>適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等</u>」の各欄には、<u>申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</u></p> <p>(4) 「<u>適格分割等の日</u>」欄には、<u>適格分割等を行った日を記載してください。</u></p> <p>(5) 「<u>採用しようとする返品率の計算方法</u>」欄には、<u>採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください。</u> なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「<u>返品率の計算の基礎となる金額の明細</u>」欄には、<u>採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。</u> なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「<u>返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由</u>」欄には、<u>上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。</u> なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「<u>税理士署名</u>」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「<u>※</u>」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(184 適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書)

**適 格 分 割 等 に よ る
一 括 償 却 資 産 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書**

※整理番号

令和 年 月 日

納 税 地 電話() -

(フリガナ)
法 人 名 等

法 人 番 号

(フリガナ)
代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

事 業 種 目

税務署長殿

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)

(フリガナ)
法 人 名 等

本店又は主たる事務所の所在地

電話() -

(フリガナ)
代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

事 業 種 目

※ 税 務 署 処 理 欄

整 理 番 号

部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

回 付 先 親署 ⇒ 子署
 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による一括償却資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	

適 格 分 割 等 の 日 年 月 日

分 割 承 継 法 人 等 に 引 き 継 ぐ 一 括 償 却 資 産	一 括 償 却 資 産 を 事 業 の 用 に 供 し た 事 業 年 度	：	：	：	：
	帳 簿 価 額	円	円	円	円
	一 括 償 却 対 象 額	円	円	円	円

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	--------

(規格 A 4)

04.03 改正

改 正 前

(183 適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書)

**適 格 分 割 等 に よ る
一 括 償 却 資 産 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書**

※整理番号

※連結グループ整理番号

令和 年 月 日

納 税 地 電話() -

(フリガナ)
法 人 名 等

法 人 番 号

(フリガナ)
代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

事 業 種 目

税務署長殿

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)

提出法人

単 体 法 人

連 結 親 法 人

(フリガナ)
法 人 名 等

本店又は主たる事務所の所在地

電話() -

(フリガナ)
代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

事 業 種 目

※ 税 務 署 処 理 欄

整 理 番 号

部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

回 付 先 親署 ⇒ 子署
 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による一括償却資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	

適 格 分 割 等 の 日 年 月 日

分 割 承 継 法 人 等 に 引 き 継 ぐ 一 括 償 却 資 産	一 括 償 却 資 産 を 事 業 の 用 に 供 し た 事 業 年 度	：	：	：	：
	帳 簿 価 額	円	円	円	円
	一 括 償 却 対 象 額	円	円	円	円

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	--------

(規格 A 4)

03.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(184 適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 一 括 償 却 資 産 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（残余財産の最後の分配を除きます。）をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に一括償却資産を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 133 条の 2 第 8 項の規定により届け出る場合に、<u>その法人(連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人)が必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「分割承継法人等を引き継ぐ一括償却資産」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ法令第 133 条の 2 第 7 項第 2 号ロに規定する一括償却資産について、その一括償却資産が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(3) 「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(4) 「一括償却対象額」欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ一括償却資産に係る法令第 133 条の 2 第 1 項に規定する一括償却対象額(分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。)を記載してください。</p> <p>(5) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ一括償却資産が適格分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産に係るものであることの説明等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(183 適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 一 括 償 却 資 産 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（残余財産の最後の分配を除きます。）をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に一括償却資産を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 133 条の 2 第 8 項<u>《適格分割等による一括償却資産の引継ぎに係る届出》</u>又は法令第 155 条の 6 <u>《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》</u>の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等を引き継ぐ一括償却資産」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ法令第 133 条の 2 第 7 項第 2 号ロに規定する一括償却資産について、その一括償却資産が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(4) 「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(5) 「一括償却対象額」欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ一括償却資産に係る法令第 133 条の 2 第 1 項に規定する一括償却対象額(分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ一括償却資産が適格分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産に係るものであることの説明等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(185 適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書		※整理番号		
		納税地	〒	電話() -		
		(フリガナ)				
		法人名等				
		法人番号				
		(フリガナ)				
		代表者氏名				
		代表者住所	〒			
		事業種目	業			
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代表者氏名				整 理 簿	
	代表者住所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目	業					
適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。						
記						
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法人名等					
	納 税 地					
	代 表 者 氏 名					
適格分割等の日	年 月 日					
分 割 承 継 法 人 等 に 引 き 継 ぐ 繰 延 消 費 税 額 等	繰延消費税額等の発生事業年度	：	：	：	：	：
	引 き 継 ぐ 繰 延 消 費 税 額 等	円	円	円	円	円
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日	確 認		

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(184 適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書		※整理番号		
		納税地	〒	電話() -		
		(フリガナ)				
		法人名等				
		法人番号				
		(フリガナ)				
		代表者氏名				
		代表者住所	〒			
		事業種目	業			
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代表者氏名				整 理 簿	
	代表者住所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目	業					
適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。						
記						
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法人名等					
	納 税 地					
	代 表 者 氏 名					
適格分割等の日	年 月 日					
分 割 承 継 法 人 等 に 引 き 継 ぐ 繰 延 消 費 税 額 等	繰延消費税額等の発生事業年度	：	：	：	：	：
	引 き 継 ぐ 繰 延 消 費 税 額 等	円	円	円	円	円
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日	確 認		

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(185 適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ り 移 転 す る 資 産 に 係 る 繰 延 消 費 税 額 等 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する資産に係る繰延消費税額等を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 139 条の 4 第 13 項の規定により届け出る場合に、<u>その法人(連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人)が必要事項を記載して提出</u>してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「分割承継法人等を引き継ぐ繰延消費税額等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ繰延消費税額等について、その繰延消費税額等が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(3) 「引き継ぐ繰延消費税額等」欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ法令第 139 条の 4 第 12 項第 2 号ロに規定する繰延消費税額等（適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ同条第 3 項に規定する繰延消費税額等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた繰延消費税額等）から同条第 3 項、第 4 項及び第 7 項の規定により損金の額に算入された金額を除いた金額）を記載してください。</p> <p>(4) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ繰延消費税額等が適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることの説明等を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(184 適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ り 移 転 す る 資 産 に 係 る 繰 延 消 費 税 額 等 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である<u>単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)</u>又は<u>連結親法人</u>が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する資産に係る繰延消費税額等を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 139 条の 4 第 13 項 <u>《適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに係る届出》</u>又は法令第 155 条の 6 <u>《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》</u>の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等を引き継ぐ繰延消費税額等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ繰延消費税額等について、その繰延消費税額等が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(4) 「引き継ぐ繰延消費税額等」欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ法令第 139 条の 4 第 12 項第 2 号ロに規定する繰延消費税額等（適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ同条第 3 項に規定する繰延消費税額等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた繰延消費税額等）から同条第 3 項、第 4 項及び第 7 項の規定により損金の額に算入された金額を除いた金額）を記載してください。</p> <p>(5) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ繰延消費税額等が適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることの説明等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(186 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転試験研究費の額の 計算方法の認定申請書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿		納税地	〒
		(フリガナ)	
		法人名等	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	
代表者住所		〒	
事業種目			業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	本店又は主たる 事務所の所在地		部 門
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期
	代表者住所		業 種 番 号
	事業種目		整 理 簿
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
分割等による移転試験研究費の額の計算方法について、 租税特別措置法施行令〔 <input type="checkbox"/> 第27条の4第14項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第10項 〕の規定により下記のとおり申請します。			
記			
分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の日 年 月 日			
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由			
分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資 産		
	人 員	人	
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)			
添 付 書 類			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

04.03改正

(規格A4)

改 正 前

(185 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転試験研究費の額の 計算方法の認定申請書		※整理番号	
		※連絡グループ電話番号	
令和 年 月 日 税務署長殿		提出法人 <input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人	納税地
		(フリガナ)	
		法人名等	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	
代表者住所		〒	
事業種目			業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	本店又は主たる 事務所の所在地		部 門
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期
	代表者住所		業 種 番 号
	事業種目		整 理 簿
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
分割等による移転試験研究費の額の計算方法について、 租税特別措置法施行令〔 <input type="checkbox"/> 第27条の4第10項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第9項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第9項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第8項 〕の規定により下記のとおり申請します。			
記			
分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の日 年 月 日			
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由			
分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資 産		
	人 員	人	
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)			
添 付 書 類			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

03.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(186 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の比較試験研究費の額の計算方法について、分割法人等（分割法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人）が、<u>租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 14 項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の措置法施行令（以下「令和 2 年旧措置法施行令」といいます。）</u>第 27 条の 4 第 10 項若しくは第 39 条の 39 第 9 項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）の日以後 2 月以内（令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。 (削 除)</p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 申請本文の <u>〔<input type="checkbox"/> 第 27 条の 4 第 14 項 <input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 10 項</u>〕には、申請の内容に応じていずれか該当する<input type="checkbox"/>にレ印を付してください。</p> <p style="text-align: center;"><u>なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、〔<input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 10 項</u>〕を <u>〔<input type="checkbox"/> 旧第 39 条の 39 第 9 項</u>〕と読み替えてください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（その分割承継法人等が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。以下同じです。）及びその移転事業に係る試験研究並びにその移転事業とその試験研究とが関連する理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>○ 「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出 税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、措置法施行令第 27 条の 4 第 14 項又は令和 2 年旧措置法施行令第 27 条の 4 第 10 項若しくは第 39 条の 39 第 9 項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後 2 月以内（令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出する必要があります。</p>	<p>(185 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の比較試験研究費の額の計算方法について、分割法人等（分割法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人）が、<u>租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 10 項若しくは第 39 条の 39 第 9 項又は令和 3 年改正前の措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」といいます。）</u>第 27 条の 4 第 9 項若しくは第 39 条の 39 第 8 項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）の日以後 2 月以内（令和 3 年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、<u>該当する<input type="checkbox"/>にレ印を付すとともに、その提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、<u>その連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」</u>を記載してください。</p> <p>(3) 申請本文の <u>〔<input type="checkbox"/> 第 27 条の 4 第 10 項 <input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 9 項 <input type="checkbox"/> 第 39 条の 39 第 9 項 <input type="checkbox"/> 旧第 39 条の 39 第 8 項</u>〕には、申請の内容に応じていずれか該当する<input type="checkbox"/>にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（その分割承継法人等が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(5) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。以下同じです。）及びその移転事業に係る試験研究並びにその移転事業とその試験研究とが関連する理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>○ 「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出 税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、措置法施行令第 27 条の 4 第 10 項若しくは第 39 条の 39 第 9 項又は旧租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 9 項若しくは第 39 条の 39 第 8 項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後 2 月以内（令和 3 年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出する必要があります。</p>

改正後

(187 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名	法第 号	令和 年 月 日
	殿	

税務署長
財務事務官

㊟

分割等による移転試験研究費の
額の計算方法の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転試験研究費の
額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した 計算方法		
(処分の理由)		

(注) この通知は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法を認定したものです。
 なお、その計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第14項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第10項若しくは第39条の39第9項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内(令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

04.03 改正

(規格A4)

改正前

(186 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名	法第 号	令和 年 月 日
	殿	

税務署長
財務事務官

㊟

分割等による移転試験研究費の
額の計算方法の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転試験研究費の
額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した 計算方法		
(処分の理由)		

(注) この通知は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法を認定したものです。
 なお、その計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第10項若しくは第39条の39第9項又は令和3年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内(令和3年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

03.06 改正

(規格A4)

改正後

(188 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書		※整理番号	
		納税地	〒 電話() -		
(フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		(フリガナ)			
		本店又は主たる事務所の所在地			
		(フリガナ)			
		代表者氏名			
		代表者住所			
連 結 子 法 人		(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
		〒 (局 署) 電話() -			部 門
		(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期
		〒 代表者住所			業 種 番 号
		事 業 種 目			整 理 簿
		回 付 先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
分割等による試験研究費の額の区分について 租税特別措置法施行令 [<input type="checkbox"/> 第27条の4第14項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第10項] の規定により下記のとおり届け出ます。					
記					
分割法人等又は 分割承継法人等		法人名等			
		納税地等			
		代表者氏名			
分割等の年月日		年 月 日			
届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額		試験研究費の額		円	
				円	
				円	
				円	
				円	
		移転試験研究費の額		円	
				円	
				円	
				円	
				円	
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

04.03 改正

(規格 A 4)

改正前

(187 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書		※整理番号	
		納税地	〒 電話() -		
(フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		(フリガナ)			
		本店又は主たる事務所の所在地			
		(フリガナ)			
		代表者氏名			
		代表者住所			
連 結 子 法 人		(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
		〒 (局 署) 電話() -			部 門
		(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期
		〒 代表者住所			業 種 番 号
		事 業 種 目			整 理 簿
		回 付 先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
分割等による試験研究費の額の区分について 租税特別措置法施行令 [<input type="checkbox"/> 第27条の4第10項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第9項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第9項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第8項] の規定により下記のとおり届け出ます。					
記					
分割法人等又は 分割承継法人等		法人名等			
		納税地等			
		代表者氏名			
分割等の年月日		年 月 日			
届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額		試験研究費の額		円	
				円	
				円	
				円	
				円	
		移転試験研究費の額		円	
				円	
				円	
				円	
				円	
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(188 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の比較試験研究費の額の計算について、<u>租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 14 項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の措置法施行令（以下「令和 2 年旧措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 10 項若しくは第 39 条の 39 第 9 項の規定により分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額（措置法施行令第 27 条の 4 第 12 項又は令和 2 年旧措置法施行令第 27 条の 4 第 8 項若しくは第 39 条の 39 第 7 項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。）を移転試験研究費の額（分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）により分割承継法人等に移転する事業（以下「移転事業」といいます。）に係る試験研究費の額をいいます。以下同じです。）とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分し税務署長に届け出る場合に使用してください。</u></p> <p>（注）この届出書は、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後 2 月以内（令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p><u>（削 除）</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 届出本文の〔<input type="checkbox"/> 第 27 条の 4 第 14 項 <input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 10 項〕には、届出の内容に応じていずれか該当する<input type="checkbox"/>にレ印を付してください。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、〔<input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 10 項〕を〔<input type="checkbox"/> 旧第 39 条の 39 第 9 項〕と読み替えてください。</u></p> <p>(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（その相手先が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。</p> <p>イ <u>連結申告法人以外の法人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(i) <u>当該事業年度が令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）（以下「令和 2 年改正法」といいます。）附則第 14 条第 1 項に規定する旧事業年度（(ii)において「旧事業年度」といいます。）を除きます。）である場合</u></p>	<p>(187 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の比較試験研究費の額の計算について、<u>租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 10 項若しくは第 39 条の 39 第 9 項又は令和 3 年改正前の措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 9 項若しくは第 39 条の 39 第 8 項の規定により分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額（措置法施行令第 27 条の 4 第 8 項若しくは第 39 条の 39 第 7 項又は旧租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 7 項若しくは第 39 条の 39 第 6 項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。）を移転試験研究費の額（分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）により分割承継法人等に移転する事業（以下「移転事業」といいます。）に係る試験研究費の額をいいます。以下同じです。）とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分し税務署長に届け出る場合に使用してください。</u></p> <p>（注）この届出書は、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後 2 月以内（<u>令和 3 年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の</u>令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、<u>該当する<input type="checkbox"/>にレ印を付すとともに、その提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、<u>その連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(3) 届出本文の〔<input type="checkbox"/> 第 27 条の 4 第 10 項 <input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 9 項 <input type="checkbox"/> 第 39 条の 39 第 9 項 <input type="checkbox"/> 旧第 39 条の 39 第 8 項〕には、届出の内容に応じていずれか該当する<input type="checkbox"/>にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（その相手先が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。</p> <p>イ <u>単体法人</u></p> <p><u>（追 加）</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(188) 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p><u>分割法人等の分割等の日を含む事業年度（(イ)において「分割等事業年度」といいます。）開始の日（当該分割法人等が通算法人である場合（当該分割等事業年度終了の日が当該分割法人等に係る通算親法人の租税特別措置法第42条の4第1項又は第4項に規定する事業年度終了の日である場合に限り。）には、当該通算親法人の当該事業年度開始の日）から起算して3年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度（(ロ)において「分割承継等事業年度」といいます。）開始の日（当該分割承継法人等が通算法人である場合（当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の同条第1項又は第4項に規定する事業年度終了の日である場合に限り。）には、当該通算親法人の当該事業年度開始の日）から起算して3年前の日のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間（(イ)において「届出対象期間」といいます。）内の日を含む当該分割法人等の各事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額（分割等事業年度にあつては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限り。）</u></p> <p>㊦ <u>当該事業年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度（旧事業年度を含みます。）である場合</u></p> <p>分割法人等の分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。㊦において「分割等事業年度」といいます。）開始の日（その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度（令和2年改正法による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）開始の日）から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。㊦において「分割承継等事業年度」といいます。）開始の日（その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日）から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間（㊦において「届出対象期間」といいます。）内の日を含むその分割法人等の各事業年度（その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割法人等の連結事業年度）の試験研究費の額及び移転試験研究費の額（分割等事業年度にあつては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限り。）</p> <p>㊧ <u>連結申告法人</u></p> <p>分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日）から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日）から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間（㊧において「届出対象期間」といいます。）内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度（その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度）の試験研究費の額及び移転試験研究費の額（その分割等の日を含む連結事業年度（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度）にあつては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限り。）</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 (省 略)</p>	<p>(187) 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。㊥において「分割等事業年度」といいます。）開始の日（その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）開始の日）から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。㊥において「分割承継等事業年度」といいます。）開始の日（その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日）から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間（㊥において「届出対象期間」といいます。）内の日を含むその分割法人等の各事業年度（その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割法人等の連結事業年度）の試験研究費の額及び移転試験研究費の額（分割等事業年度にあつては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限り。）</p> <p>㊧ <u>連結法人</u></p> <p>分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日）から起算して3年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日）から起算して3年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間（㊧において「届出対象期間」といいます。）内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度（その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度）の試験研究費の額及び移転試験研究費の額（その分割等の日を含む連結事業年度（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度）にあつては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限り。）</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 (同 左)</p>

改 正 後

(189 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転売上金額 の計算方法の認定申請書		※整理番号			
令和 年 月 日		納税地	〒		
		(フリガナ)	電話() -		
		法人名等			
		法人番号			
		(フリガナ)			
		代表者氏名			
代表者住所		〒			
		事業種目	業		
税務署長殿					
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)	電話 () -		業 種 番 号	
	代表者氏名			整 理 簿	
	代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目	業				
分割等による移転売上金額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第37項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第31項 <input type="checkbox"/> の規定により下記のとおり申請します。					
記					
分割承継法人等		法人名等			
		納税地等			
		代表者氏名			
分割等の年月日		年 月 日			
移転事業及び当該移転事業に係る売上金額					
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員		資 産			
		人 員	人		
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)					
添 付 書 類					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整理簿 備考 通信 日付印 年 月 日 確認

04.03 改正

(規格A4)

改 正 前

(188 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転売上金額 の計算方法の認定申請書		※整理番号			
		※連結子法人整理番号			
令和 年 月 日		提出法人 <input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人	納税地	〒	
		(フリガナ)	電話() -		
		法人名等			
		法人番号			
		(フリガナ)			
		代表者氏名			
代表者住所		〒			
		事業種目	業		
税務署長殿					
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)	電話 () -		業 種 番 号	
	代表者氏名			整 理 簿	
	代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目	業				
分割等による移転売上金額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第31項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第24項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第30項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第23項 <input type="checkbox"/> の規定により下記のとおり申請します。					
記					
分割承継法人等		法人名等			
		納税地等			
		代表者氏名			
分割等の年月日		年 月 日			
移転事業及び当該移転事業に係る売上金額					
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員		資 産			
		人 員	人		
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)					
添 付 書 類					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整理簿 備考 通信 日付印 年 月 日 確認

03.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(189 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による移転売上金額の 計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の売上金額の計算方法について、分割法人等（分割法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人）が、<u>租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 37 項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の措置法施行令（以下「令和 2 年旧措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 31 項若しくは第 39 条の 39 第 30 項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</u></p> <p>2 この申請書は、分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）の日以後 2 月以内（令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p><u>（削 除）</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 申請本文の〔<input type="checkbox"/> 第 27 条の 4 第 37 項 <input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 31 項 〕には、申請の内容に応じて該当する<input type="checkbox"/>にレ印を付してください。</p> <p><u>なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、〔 <input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 31 項 〕を〔 <input type="checkbox"/> 旧第 39 条の 39 第 30 項 〕と読み替えてください。</u></p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（その分割承継法人等が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。以下同じです。）及びその移転事業に係る売上金額を記載してください（令和 3 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度又は連結事業年度については、その移転事業に係る売上金額の記載は不要です。）。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づ</p>	<p>(188 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による移転売上金額の 計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の売上金額の計算方法について、分割法人等（分割法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人）が、<u>租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 31 項若しくは第 39 条の 39 第 30 項又は令和 3 年改正前の措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 24 項若しくは第 39 条の 39 第 23 項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</u></p> <p>2 この申請書は、分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）の日以後 2 月以内（<u>令和 3 年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内</u>）に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する<input type="checkbox"/>にレ印を付すとともに、その提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、その連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 申請本文の〔<input type="checkbox"/> 第 27 条の 4 第 31 項 <input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 24 項 <input type="checkbox"/> 第 39 条の 39 第 30 項 <input type="checkbox"/> 旧第 39 条の 39 第 23 項 〕には、申請の内容に応じて該当する<input type="checkbox"/>にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（その分割承継法人等が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(5) 「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。以下同じです。）及びその移転事業に係る売上金額を記載してください（令和 3 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度又は連結事業年度については、その移転事業に係る売上金額の記載は不要です。）。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づ</p>

改正後	改正前
<p>(189 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)</p> <p>き税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p>○ 「分割等による売上金額の区分に関する届出書」の提出</p> <p>税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、措置法施行令第 27 条の 4 第 37 項又は令和 2 年旧措置法施行令第 27 条の 4 第 31 項若しくは第 39 条の 39 第 30 項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後 2 月以内（令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出する必要があります。</p>	<p>(188 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)</p> <p>き税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p>○ 「分割等による売上金額の区分に関する届出書」の提出</p> <p>税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、措置法施行令第 27 条の 4 第 31 項若しくは第 39 条の 39 第 30 項又は旧租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 24 項若しくは第 39 条の 39 第 23 項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後 2 月以内（令和 3 年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出する必要があります。</p>

改正後 改正前

(190 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

(189 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名		法第 号
		令和 年 月 日
	殿	

納税地 法人名等 代氏 表者名		法第 号
		令和 年 月 日
	殿	

税務署長
財務事務官

税務署長
財務事務官

㊟

㊟

分割等による移転売上金額
の計算方法の認定通知書

分割等による移転売上金額
の計算方法の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転売上金額
の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転売上金額
の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した計算方法		
(処分の理由)		

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した計算方法		
(処分の理由)		

(注) この通知は、分割等による移転売上金額の計算方法を認定したものです。
なお、その計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、租税特別措置法施行令第27の4第37項又は法人税法施行令第27条の4第31項若しくは第39条の39第30項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

(注) この通知は、分割等による移転売上金額の計算方法を認定したものです。
なお、その計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、租税特別措置法施行令第27の4第31項若しくは第39条の39第30項又は令和3年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第24項若しくは第39条の39第23項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（令和3年改正後の租税特別措置法施行令第27条の4第24項若しくは第39条の39第23項の規定の適用を受ける場合の令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

(規格A4)

改正後

(191 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

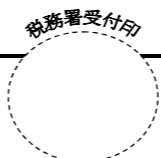
<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> </div>		分割等による売上金額 の区分に関する届出書		※整理番号		
		納税地	〒		電話()	-
		(フリガナ)				
		法人名等				
		法人番号				
		(フリガナ)				
代表者氏名						
代表者住所	〒					
事業種目				業		
税務署長殿						
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		
	法人名等			部 門		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期		
	(フリガナ)			業 種 番 号		
	代表者氏名			整 理 簿		
	代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事業種目		業				
分割等による売上金額の区分について 租税特別措置法施行令〔 <input type="checkbox"/> 第27条の4第31項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第31項 〕の規定により下記のとおり届け出ます。 記						
分割法人等又は分割承継法人等	法人名等		納税地等		代表者氏名	
分 割 等 の	年 月 日	年 月 日				
届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度の売上金額及び移転売上金額	売上金額	: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
	移転売上金額	: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
		: :	円			
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	
					備 考	
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認	

04.03改正

(規格A4)

改正前

(190 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> </div>		分割等による売上金額 の区分に関する届出書		※整理番号				
		提出法人 <input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人		納税地	〒		電話()	-
				(フリガナ)				
				法人名等				
				法人番号				
				(フリガナ)				
代表者氏名								
代表者住所	〒							
事業種目				業				
税務署長殿								
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号				
	法人名等			部 門				
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期				
	(フリガナ)			業 種 番 号				
	代表者氏名			整 理 簿				
	代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
事業種目		業						
分割等による売上金額の区分について 租税特別措置法施行令〔 <input type="checkbox"/> 第27条の4第31項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第24項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第30項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第23項 〕の規定により下記のとおり届け出ます。 記								
分割法人等又は分割承継法人等	法人名等		納税地等		代表者氏名			
分 割 等 の	年 月 日	年 月 日						
届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度の売上金額及び移転売上金額	売上金額	: :	円					
		: :	円					
		: :	円					
		: :	円					
		: :	円					
		: :	円					
	移転売上金額	: :	円					
		: :	円					
		: :	円					
		: :	円					
		: :	円					
		: :	円					
(その他参考となるべき事項)								
税 理 士 署 名								
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿			
					備 考			
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認			

03.06改正

改 正 後	改 正 前
<p>(191 分割等による売上金額の区分に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による売上金額の 区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の売上金額の計算について、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 37 項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の措置法施行令（以下「令和 2 年旧措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 31 項若しくは第 39 条の 39 第 30 項の規定により分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の措置法施行令第 27 条の 4 第 18 項又は令和 2 年旧措置法施行令第 27 条の 4 第 14 項若しくは第 39 条の 39 第 13 項に規定する売上金額（以下「売上金額」といいます。）を移転売上金額（分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）により分割承継法人等に移転する事業（以下「移転事業」といいます。）に係る売上金額をいいます。以下同じです。）とその移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分し税務署長に届け出る場合に使用してください。</p> <p>（注）この届出書は、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後 2 月以内（令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p><u>（削 除）</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（その相手先が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(3) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(4) 届出本文の〔<input type="checkbox"/> 第 27 条の 4 第 37 項 <input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 31 項〕には、届出の内容に応じて該当する<input type="checkbox"/> にレ印を付してください。</p> <p>なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、〔<input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 31 項〕を〔<input type="checkbox"/> 旧第 39 条の 39 第 30 項〕と読み替えてください。</p> <p>(5) 「届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、次の区分に応じをそれぞれ次の額を記載してください。</p> <p>イ <u>連結申告法人以外の法人</u></p> <p>(i) <u>当該事業年度が令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）（以下「令和 2 年改正法」といいます。）附則第 14 条第 1 項に規定する旧事業年度（ii）において「旧事業年度」といいます。）を除きます。）である場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;">分割法人等の分割等の日を含む事業年度（(i)において「分割等事業年度」といいます。）開始の日（当該分割法人等が通算法人である場合（当該分割等事業年度終了の日が当該分割法人等に係る通算親法人の租税特別</p>	<p>(190 分割等による売上金額の区分に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">分割等による売上金額の 区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の売上金額の計算について、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 31 項若しくは第 39 条の 39 第 30 項又は令和 3 年改正前の措置法施行令第 27 条の 4 第 24 項若しくは第 39 条の 39 第 23 項の規定により分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の措置法施行令第 27 条の 4 第 14 項又は第 39 条の 39 第 13 項に規定する売上金額（以下「売上金額」といいます。）を移転売上金額（分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）により分割承継法人等に移転する事業（以下「移転事業」といいます。）に係る売上金額をいいます。以下同じです。）とその移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分し税務署長に届け出る場合に使用してください。</p> <p>（注）この届出書は、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後 2 月以内（<u>令和 3 年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の</u>令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する<input type="checkbox"/> にレ印を付すとともに、その提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、その連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（その相手先が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 届出本文の〔<input type="checkbox"/> 第 27 条の 4 第 31 項 <input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 24 項 <input type="checkbox"/> 第 39 条の 39 第 30 項 <input type="checkbox"/> 旧第 39 条の 39 第 23 項〕には、届出の内容に応じて該当する<input type="checkbox"/> にレ印を付してください。</p> <p>(6) 「届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、次の区分に応じをそれぞれ次の額を記載してください。</p> <p>イ <u>単体法人</u></p> <p><u>（追 加）</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(191 分割等による売上金額の区分に関する届出書) <u>措置法第 42 条の 4 第 1 項又は第 4 項に規定する事業年度終了の日である場合に限り。</u>。)には、<u>当該通算親法人の当該事業年度開始の日) から起算して 3 年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度 ((i)において「分割承継等事業年度」といいます。)</u> 開始の日 (当該分割承継法人等が通算法人である場合 (当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の同条第 1 項又は第 4 項に規定する事業年度終了の日である場合に限り。))には、<u>当該通算親法人の当該事業年度開始の日) から起算して 3 年前の日のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間 ((i)において「届出対象期間」といいます。)</u> 内の日を含む<u>当該分割法人等の各事業年度の売上金額及び移転売上金額 (分割等事業年度にあつては、届出対象期間の売上金額及び移転売上金額に限り。)</u></p> <p>㊦ <u>当該事業年度が令和 4 年 4 月 1 日前に開始した事業年度 (旧事業年度を含みます。)</u>である場合</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。㊦において「分割等事業年度」といいます。) 開始の日 (その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度 (令和 2 年改正法による改正前の法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。) 開始の日) から起算して 3 年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。㊦において「分割承継等事業年度」といいます。) 開始の日 (その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日) から起算して 3 年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間 (㊦において「届出対象期間」といいます。) 内の日を含むその分割法人等の各事業年度 (その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割法人等の連結事業年度) の売上金額及び移転売上金額 (分割等事業年度にあつては、届出対象期間の売上金額及び移転売上金額に限り。)</p> <p>ロ 連結申告法人</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日) から起算して 3 年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日) から起算して 3 年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間 (ロにおいて「届出対象期間」といいます。) 内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度 (その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合にはその事業年度) の売上金額及び移転売上金額 (その分割等の日を含む連結事業年度 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度) にあつては、届出対象期間の売上金額及び移転売上金額に限り。)</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(190 分割等による売上金額の区分に関する届出書)</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。イにおいて「分割等事業年度」といいます。) 開始の日 (その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度 (法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。) 開始の日) から起算して 3 年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。イにおいて「分割承継等事業年度」といいます。) 開始の日 (その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日) から起算して 3 年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間 (イにおいて「届出対象期間」といいます。) 内の日を含むその分割法人等の各事業年度 (その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割法人等の連結事業年度) の売上金額及び移転売上金額 (分割等事業年度にあつては、届出対象期間の売上金額及び移転売上金額に限り。)</p> <p>ロ 連結法人</p> <p>分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日) から起算して 3 年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日) から起算して 3 年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間 (ロにおいて「届出対象期間」といいます。) 内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度 (その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合にはその事業年度) の売上金額及び移転売上金額 (その分割等の日を含む連結事業年度 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度) にあつては、届出対象期間の売上金額及び移転売上金額に限り。)</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>

改 正 後

(192 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <small>税務署受付印</small> </div>		基準事業年度等の分割等による移 転売上金額及び移転試験研究費の 額の計算方法の認定申請書		※整理番号	
令和 年 月 日		納 税 地	〒 電話() -		
		(フリガナ)			
		法 人 名 等			
		法 人 番 号			
		(フリガナ)			
		代 表 者 氏 名			
		代 表 者 住 所	〒		
税務署長殿		事 業 種 目	業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法 人 名 等			
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)	電話 () -		
	(フリガナ)	代 表 者 氏 名			
	代 表 者 住 所	〒			
	事 業 種 目	業			
			※ 税務署 処 理 欄	整理番号	
			部 門		
			決 算 期		
			業 種 番 号		
			整 理 簿		
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
<small>基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法について、 租税特別措置法施行令〔<input type="checkbox"/> 第27条の4第21項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第17項〕の規定により下記のとおり申請します。</small>					
記					
分割承継法人等		法人名等			
		納税地等			
		代表者氏名			
分 割 等 の 日		年 月 日			
移転事業及び当該移転事業に係る 試験研究並びに当該移転事業と 当該試験研究とが関連する理由					
分割承継法人等が 移転事業を行うために 当該分割等により 移転する資産及び人員		資 産			
		人 員	人		
分割承継法人等が移転事 業に係る試験研究を行う ために当該分割等により 移転する資産及び人員		資 産			
		人 員	人		
認定を受けようとする合理的な方法					
(その他参考となるべき事項)					
添 付 書 類					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(191 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <small>税務署受付印</small> </div>		基準事業年度等の分割等による移 転売上金額及び移転試験研究費の 額の計算方法の認定申請書		※整理番号	
令和 年 月 日		納 税 地	〒 電話() -		
		(フリガナ)			
		法 人 名 等			
		法 人 番 号			
		(フリガナ)			
		代 表 者 氏 名			
		代 表 者 住 所	〒		
税務署長殿		事 業 種 目	業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法 人 名 等			
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)	電話 () -		
	(フリガナ)	代 表 者 氏 名			
	代 表 者 住 所	〒			
	事 業 種 目	業			
			※ 税務署 処 理 欄	整理番号	
			部 門		
			決 算 期		
			業 種 番 号		
			整 理 簿		
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
<small>基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法について、 租税特別措置法施行令〔<input type="checkbox"/> 第27条の4第17項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第16項〕の規定により下記のとおり申請します。</small>					
記					
分割承継法人等		法人名等			
		納税地等			
		代表者氏名			
分 割 等 の 日		年 月 日			
移転事業及び当該移転事業に係る 試験研究並びに当該移転事業と 当該試験研究とが関連する理由					
分割承継法人等が 移転事業を行うために 当該分割等により 移転する資産及び人員		資 産			
		人 員	人		
分割承継法人等が移転事 業に係る試験研究を行う ために当該分割等により 移転する資産及び人員		資 産			
		人 員	人		
認定を受けようとする合理的な方法					
(その他参考となるべき事項)					
添 付 書 類					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(192 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び 移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 18 項若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の措置法施行令（以下「令和 2 年旧措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 14 項に規定する基準事業年度又は令和 2 年旧措置法施行令第 39 条の 39 第 13 項に規定する基準連結事業年度等の売上金額（措置法施行令第 27 条の 4 第 18 項又は令和 2 年旧措置法施行令第 27 条の 4 第 14 項若しくは第 39 条の 39 第 13 項に規定する売上金額をいいます。以下同じです。）及び試験研究費の額（措置法施行令第 27 条の 4 第 12 項又は令和 2 年旧措置法施行令第 27 条の 4 第 8 項若しくは第 39 条の 39 第 7 項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。）の計算方法について、分割法人等（分割法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人）が、措置法施行令第 27 条の 4 第 21 項又は令和 2 年旧措置法施行令第 27 条の 4 第 17 項若しくは第 39 条の 39 第 16 項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）の日以後 2 月以内（令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。 (削 除)</p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 申請本文の〔 <input type="checkbox"/> 第 27 条の 4 第 21 項 <input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 17 項 〕には、申請の内容に応じていずれか該当する<input type="checkbox"/>にレ印を付してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、〔 <input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 17 項 〕を〔 <input type="checkbox"/> 旧第 39 条の 39 第 16 項 〕と読み替えてください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（その分割承継法人等が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。以下同じです。）及びその移転事業に係る試験研究並びにその移転事業とその試験研究とが関連する理由を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p> <p>6 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 ○ 「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出 税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額（移転事業に係る売上金額をいいます。）及び移転試験研究費の額（移転事業に係る試験研究費の額をいいます。）に基づいて、措置法施行令第 27 条の 4 第 21 項 	<p>(191 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び 移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 14 項に規定する基準事業年度又は措置法施行令第 39 条の 39 第 13 項に規定する基準連結事業年度等の売上金額（措置法施行令第 27 条の 4 第 14 項又は第 39 条の 39 第 13 項に規定する売上金額をいいます。以下同じです。）及び試験研究費の額（措置法施行令第 27 条の 4 第 8 項又は第 39 条の 39 第 7 項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。）の計算方法について、分割法人等（分割法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人）が、措置法施行令第 27 条の 4 第 17 項又は第 39 条の 39 第 16 項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）の日以後 2 月以内（令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する<input type="checkbox"/>にレ印を付すとともに、その提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、その連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 申請本文の〔 <input type="checkbox"/> 第 27 条の 4 第 17 項 <input type="checkbox"/> 第 39 条の 39 第 16 項 〕には、申請の内容に応じていずれか該当する<input type="checkbox"/>にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（その分割承継法人等が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(5) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。以下同じです。）及びその移転事業に係る試験研究並びにその移転事業とその試験研究とが関連する理由を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(7) 「分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(8) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p> <p>6 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 ○ 「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出 税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額（移転事業に係る売上金額をいいます。）及び移転試験研究費の額（移転事業に係る試験研究費の額をいいます。）に基づいて、措置法施行令第 27 条の 4 第 17 項

改正後	改正前
<p>(192 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)</p> <p>又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項若しくは第39条の39第16項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内(令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出する必要があります。</p>	<p>(191 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)</p> <p>又は第39条の39第16項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内(令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出する必要があります。</p>

改 正 後

(193 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日

税 務 署 長
財務事務官

㊟

基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び
移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった基準事業年度等の分割等による
移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法については、下記のとおり認定した
ので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
認定した計算方法	
(処分の理由)	

(注) この通知は、基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法を認定したものです。

なお、その計算方法により算定した移転売上金額及び移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第21項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第17項若しくは第39条の39第16項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内(令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 前

(192 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日

税 務 署 長
財務事務官

㊟

基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び
移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった基準事業年度等の分割等による
移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法については、下記のとおり認定した
ので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
認定した計算方法	
(処分の理由)	

(注) この通知は、基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法を認定したものです。

なお、その計算方法により算定した移転売上金額及び移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第17項又は第39条の39第16項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内(令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 後

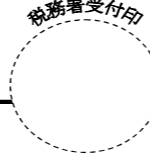
(194 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書</p> </div>		※整理番号	
令和 年 月 日		納 税 地	〒
		(フリガナ)	電話() -
		法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	
税務署長殿		代 表 者 住 所	〒
		事 業 種 目	業
連 結 子 法 人	(フリガナ)	※ 税務署処理欄	整理番号
	法 人 名 等		部 門
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	決 算 期
	(フリガナ)	電話() -	業 種 番 号
	代 表 者 氏 名		整 理 簿
	代 表 者 住 所	〒	回 付 先
事 業 種 目	業	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分について 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第21項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第17項 の規定により下記のとおり届け出ます。 <div style="text-align: center;">記</div>			
分割法人等又は分割承継法人等	法 人 名 等		
	納 税 地 等		
	代 表 者 氏 名		
分 割 等 の	年 月 日	年 月 日	
分割法人等の各事業年度の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額	売上金額	円	
		円	
		円	
	移転売上金額	円	
		円	
		円	
	試験研究費の額	円	
		円	
		円	
	移 転 試 験 研 究 費 の 額	円	
		円	
		円	
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名			
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認

(規格A4)

改 正 前

(193 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書</p> </div>		※整理番号		
		※連結グループ整理番号		
令和 年 月 日		提出法人 <input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人	納 税 地	〒
		(フリガナ)	電話() -	
		法 人 名 等		
		法 人 番 号		
		(フリガナ)		
		代 表 者 氏 名		
税務署長殿		代 表 者 住 所	〒	
		事 業 種 目	業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	※ 税務署処理欄	整理番号	
	法 人 名 等		部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	決 算 期	
	(フリガナ)	電話() -	業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名		整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒	回 付 先	
事 業 種 目	業	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分について 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第17項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第16項 の規定により下記のとおり届け出ます。 <div style="text-align: center;">記</div>				
分割法人等又は分割承継法人等	法 人 名 等			
	納 税 地 等			
	代 表 者 氏 名			
分 割 等 の	年 月 日	年 月 日		
分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額	売上金額	円		
		円		
		円		
	移転売上金額	円		
		円		
		円		
	試験研究費の額	円		
		円		
		円		
	移 転 試 験 研 究 費 の 額	円		
		円		
		円		
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名				
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	
			番 号	
			整 理 簿	
			備 考	
			通 信 日 付 印	
			年 月 日	
			確 認	

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(194 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">基準事業年度等の分割等による売上金額及び 試験研究費の額の区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 18 項若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の措置法施行令（以下「令和 2 年旧措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 14 項に規定する基準事業年度（以下「基準事業年度」といいます。）又は令和 2 年旧措置法施行令第 39 条の 39 第 13 項に規定する基準連結事業年度等（以下「基準連結事業年度等」といいます。）の売上金額（措置法施行令第 27 条の 4 第 18 項又は令和 2 年旧措置法施行令第 27 条の 4 第 14 項若しくは第 39 条の 39 第 13 項に規定する売上金額をいいます。以下同じです。）及び試験研究費の額（措置法施行第 27 条の 4 第 12 項又は令和 2 年旧措置法施行令第 27 条の 4 第 8 項若しくは第 39 条の 39 第 7 項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。）の計算について、措置法施行令第 27 条の 4 第 21 項又は令和 2 年旧措置法施行令第 27 条の 4 第 17 項若しくは第 39 条の 39 第 16 項の規定により分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び試験研究費の額を、移転売上金額（分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）により分割承継法人等に移転する事業（以下「移転事業」といいます。）に係る売上金額をいいます。以下同じです。）及び移転試験研究費の額（移転事業に係る試験研究費の額をいいます。以下同じです。）と、その移転事業以外の事業に係る売上金額及び試験研究費の額とに区分し税務署長に届け出る場合に使用してください。</p> <p>（注）この届出書は、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後 2 月以内（令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p><u>（削 除）</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 届出本文の〔<input type="checkbox"/>第 27 条の 4 第 21 項 <input type="checkbox"/>旧第 27 条の 4 第 17 項〕には、届出の内容に応じていずれか該当する<input type="checkbox"/>にレ印を付してください。</p> <p>なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、〔<input type="checkbox"/>旧第 27 条の 4 第 17 項〕を〔<input type="checkbox"/>旧第 39 条の 39 第 16 項〕と読み替えてください。</p> <p>(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（その相手先が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割法人等の各事業年度の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。</p> <p>イ <u>連結申告法人以外の法人</u></p> <p>(i) 当該事業年度が令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法</p>	<p>(193 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">基準事業年度等の分割等による売上金額及び 試験研究費の額の区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 14 項に規定する基準事業年度（以下「基準事業年度」といいます。）又は措置法施行令第 39 条の 39 第 13 項に規定する基準連結事業年度等（以下「基準連結事業年度等」といいます。）の売上金額（措置法施行令第 27 条の 4 第 14 項又は第 39 条の 39 第 13 項に規定する売上金額をいいます。以下同じです。）及び試験研究費の額（措置法施行第 27 条の 4 第 8 項又は第 39 条の 39 第 7 項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。）の計算について、措置法施行令第 27 条の 4 第 17 項又は第 39 条の 39 第 16 項の規定により分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び試験研究費の額を、移転売上金額（分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）により分割承継法人等に移転する事業（以下「移転事業」といいます。）に係る売上金額をいいます。以下同じです。）及び移転試験研究費の額（移転事業に係る試験研究費の額をいいます。以下同じです。）と、その移転事業以外の事業に係る売上金額及び試験研究費の額とに区分し税務署長に届け出る場合に使用してください。</p> <p>（注）この届出書は、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後 2 月以内（令和 3 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する<input type="checkbox"/>にレ印を付すとともに、その提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、その連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 届出本文の〔<input type="checkbox"/>第 27 条の 4 第 17 項 <input type="checkbox"/>第 39 条の 39 第 16 項〕には、届出の内容に応じていずれか該当する<input type="checkbox"/>にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（その相手先が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。</p> <p>イ <u>単体法人</u></p> <p><u>（追 加）</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(194 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p>律第8号) (以下「令和2年改正法」といいます。) 附則第14条第1項に規定する旧事業年度 (㊦)において「旧事業年度」といいます。) を除きます。) である場合</p> <p><u>分割法人等の基準事業年度開始の日又は分割承継法人等の基準事業年度開始の日のうちいずれか早い日からこれらの基準事業年度終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日を含む当該分割法人等の各事業年度の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額 (分割等の日を含む事業年度にあっては、当該分割等の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限りす。)</u></p> <p>㊦) 当該事業年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度 (旧事業年度を含みます。) である場合</p> <p>分割法人等の基準事業年度開始の日又は分割承継法人等の基準事業年度開始の日のうちいずれか早い日からこれらの基準事業年度終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日を含むその分割法人等の各事業年度 (その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割法人等の連結事業年度) の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額 (分割等の日を含む事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度) にあっては、その分割等の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限りす。)</p> <p>ロ 連結申告法人</p> <p>分割法人等の基準連結事業年度等の開始の日又は分割承継法人等の基準連結事業年度等の開始の日のうちいずれか早い日からこれらの基準連結事業年度等の終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度 (その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度) の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額 (分割等の日を含む連結事業年度 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度) にあっては、その分割等の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限りす。)</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(193 基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書)</p> <p>分割法人等の基準事業年度開始の日又は分割承継法人等の基準事業年度開始の日のうちいずれか早い日からこれらの基準事業年度終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日を含むその分割法人等の各事業年度 (その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割法人等の連結事業年度) の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額 (分割等の日を含む事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度) にあっては、その分割等の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限りす。)</p> <p>ロ 連結法人</p> <p>分割法人等の基準連結事業年度等の開始の日又は分割承継法人等の基準連結事業年度等の開始の日のうちいずれか早い日からこれらの基準連結事業年度等の終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度 (その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度) の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額 (分割等の日を含む連結事業年度 (その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度) にあっては、その分割等の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限りす。)</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(195 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 損 金 算 入 に 関 す る 届 出 書 及 び 提 出 書 類 の 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である法人又は連結申告法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条第 2 項第 6 号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 43 第 2 項第 6 号の特定株式等に移転する場合において、令和 2 年旧措置法第 55 条第 9 項若しくは第 68 条の 43 第 9 項及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の措置法施行令（以下「令和 2 年旧措置法施行令」といいます。）第 32 条の 2 第 10 項若しくは第 39 条の 72 第 7 項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出及び書類の提出をする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄は、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「租税特別措置法第 55 条第 9 項」を「租税特別措置法第 68 条の 43 第 9 項」と、「租税特別措置法施行令第 32 条の 2 第 10 項」を「租税特別措置法施行令第 39 条の 72 第 7 項」とそれぞれ読み替えてください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第 55 条第 8 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 43 第 8 項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「特定法人の名称」の欄は、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第 55 条第 1 項各号又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 43 第 1 項各号に掲げる法人を記載してください。</p> <p>(6) 「積立金額」欄は、措置法第 55 条第 8 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 43 第 8 項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。</p> <p>(7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(8) 「提出書類（認定書等）」欄は、措置法施行規則第 21 条第 7 項又は法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年財務省令第 56 号）による改正前の措置法施行規則第 22 条の 45 第 5 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(省 略)</p>	<p>(194 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 損 金 算 入 に 関 す る 届 出 書 及 び 提 出 書 類 の 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条第 2 項第 6 号・第 68 条の 43 第 2 項第 6 号の特定株式等に移転する場合において、措置法第 55 条第 10 項・第 68 条の 43 第 9 項及び措置法施行令第 32 条の 2 第 10 項・第 39 条の 72 第 7 項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出及び書類の提出をする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p><u>(追 加)</u></p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第 55 条第 9 項・第 68 条の 43 第 8 項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「特定法人の名称」の欄は、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号に掲げる法人を記載してください。</p> <p>(6) 「積立金額」欄は、措置法第 55 条第 9 項・第 68 条の 43 第 8 項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。</p> <p>(7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(8) 「提出書類（認定書等）」欄は、措置法施行規則第 21 条第 7 項・第 22 条の 45 第 5 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(196 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の 損金算入に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、青色申告書を提出する法人又は連結申告法人が、平成 31 年改正前の租税特別措置法（以下「改正前措置法」といいます。）第 55 条の 2 第 4 項又は第 68 条の 43 の 2 第 5 項に規定する株式の全部を適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する場合において、改正前措置法第 55 条の 2 第 5 項又は第 68 条の 43 の 2 第 6 項の規定により、新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出をする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(4) 「投資事業有限責任組合の名称」の欄には、改正前措置法第 55 条の 2 第 1 項又は第 68 条の 43 の 2 第 1 項に掲げる投資事業有限責任組合を記載してください。</p> <p>(注) 平成 31 年 3 月 31 日までに産業競争力強化法第 16 条第 1 項の認定を受けた投資事業有限責任組合のみ、適用の対象となります。</p> <p>(5) 「積立金額」欄には、改正前措置法第 55 条の 2 第 4 項又は第 68 条の 43 の 2 第 5 項に規定する新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額を記載してください。</p> <p>(6) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(三)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(7) 「添付書類（契約書等）」欄については、以下に該当する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>イ 改正前措置法第 55 条の 2 第 4 項の規定の適用に係る投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約の契約書の写し</p> <p>ロ 適格分割等の日の前日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間（適格分割等の日の前日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間。以下「適格分割等直前計算期間」といいます。）に係る実施状況報告書等の写し</p> <p>ハ 当該投資事業有限責任組合の次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>(イ) 適格分割等直前計算期間終了の時におけるその組合財産である各新事業開拓事業者の株式に係る当該各新事業開拓事業者の名称並びに当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該株式の数及び帳簿価額</p> <p>(ロ) 当該法人の当該適格分割等直前計算期間終了の時における当該投資事業有限責任組合の組合員の持分の割合</p>	<p>(195 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の 損金算入に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、青色申告書を提出する単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結法人が、平成 31 年改正前の租税特別措置法（以下「改正前措置法」といいます。）第 55 条の 2 第 4 項・第 68 条の 43 の 2 第 5 項に規定する株式の全部を適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する場合において、改正前措置法第 55 条の 2 第 5 項・第 68 条の 43 の 2 第 6 項の規定により、新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出をする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「投資事業有限責任組合の名称」の欄には、改正前措置法第 55 条の 2 第 1 項・第 68 条の 43 の 2 第 1 項に掲げる投資事業有限責任組合を記載してください。</p> <p>(注) 平成 31 年 3 月 31 日までに産業競争力強化法第 16 条第 1 項の認定を受けた投資事業有限責任組合のみ、適用の対象となります。</p> <p>(6) 「積立金額」欄には、改正前措置法第 55 条の 2 第 4 項・第 68 条の 43 の 2 第 5 項に規定する新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額を記載してください。</p> <p>(7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(三)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(8) 「添付書類（契約書等）」欄については、以下に該当する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>イ 改正前措置法第 55 条の 2 第 4 項の規定の適用に係る投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約の契約書の写し</p> <p>ロ 適格分割等の日の前日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間（適格分割等の日の前日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間。以下「適格分割等直前計算期間」といいます。）に係る実施状況報告書等の写し</p> <p>ハ 当該投資事業有限責任組合の次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>(イ) 適格分割等直前計算期間終了の時におけるその組合財産である各新事業開拓事業者の株式に係る当該各新事業開拓事業者の名称並びに当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該株式の数及び帳簿価額</p> <p>(ロ) 当該法人の当該適格分割等直前計算期間終了の時における当該投資事業有限責任組合の組合員の持分の割合</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(196 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)</p> <p>(ハ) 当該投資事業有限責任組合の組合財産である各新事業開拓事業者の株式につき次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に定める事項</p> <p>A 剰余金の配当があった場合</p> <p>次に掲げる剰余金の配当があった期間又は事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める事項</p> <p>(A) 当該適格分割等の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割等の前日までの期間</p> <p>a 当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称及び当該各新事業開拓事業者ごとに区分した当該剰余金の配当の額</p> <p>b 当該適格分割等直前計算期間終了の時ににおける当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者ごとに区分した当該各新事業開拓事業者の株式の数及び帳簿価額</p> <p>(B) 当該適格分割等の日を含む事業年度前の事業年度</p> <p>当該剰余金に配当をした各新事業開拓事業者の名称</p> <p>B 当該適格分割等直前計算期間（当該適格分割等直前計算期間が当該法人のその適格分割等の日の前日の直前に終了した計算期間である場合の当該適格分割等直前計算期間に限ります。）終了の日の翌日から当該適格分割等の日の前日までの間にその全部又は一部が当該投資事業有限責任組合の組合財産に該当しないこととなった場合</p> <p>各新事業開拓事業者ごとに区分をしたその該当しないこととなった株式の数及び当該適格分割等直前計算期間終了の時ににおける当該株式の帳簿価額</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(195 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)</p> <p>(ハ) 当該投資事業有限責任組合の組合財産である各新事業開拓事業者の株式につき次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に定める事項</p> <p>A 剰余金の配当があった場合</p> <p>次に掲げる剰余金の配当があった期間又は事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める事項</p> <p>(A) 当該適格分割等の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割等の前日までの期間</p> <p>a 当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称及び当該各新事業開拓事業者ごとに区分した当該剰余金の配当の額</p> <p>b 当該適格分割等直前計算期間終了の時ににおける当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者ごとに区分した当該各新事業開拓事業者の株式の数及び帳簿価額</p> <p>(B) 当該適格分割等の日を含む事業年度前の事業年度</p> <p>当該剰余金に配当をした各新事業開拓事業者の名称</p> <p>B 当該適格分割等直前計算期間（当該適格分割等直前計算期間が当該法人のその適格分割等の日の前日の直前に終了した計算期間である場合の当該適格分割等直前計算期間に限ります。）終了の日の翌日から当該適格分割等の日の前日までの間にその全部又は一部が当該投資事業有限責任組合の組合財産に該当しないこととなった場合</p> <p>各新事業開拓事業者ごとに区分をしたその該当しないこととなった株式の数及び当該適格分割等直前計算期間終了の時ににおける当該株式の帳簿価額</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>

改 正 後

(197 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)



 令和 年 月 日

税務署長殿

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号

納 税 地	〒	電話()	-
(フリガナ)			
法 人 名 等			
法 人 番 号			
(フリガナ)			
代 表 者 氏 名			
代 表 者 住 所	〒		
事 業 種 目			業

連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
		本店又は主たる事務所の所在地		部 門	
	(フリガナ)	代表者氏名		決 算 期	
		代表者住所		業 種 番 号	
		事業種目		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第2項の規定による適格分割等を行う場合の
 特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

措置法第65条の8第2項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額	円
---------------------------------------	---

当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする資産の内容	種 類					
	構 造					
	規 模					
	価 額	円	円	円	円	円
	所在地					

資産の取得 予 定 年 月 日
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名

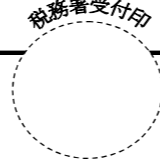
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(196 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)



 令和 年 月 日

税務署長殿

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号

※親署/子署

連 結 子 法 人	提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体結 法親 人法 人	納 税 地	〒	電話()	-
		(フリガナ)			
		法 人 名 等			
		法 人 番 号			
		(フリガナ)			
		代 表 者 氏 名			
		代 表 者 住 所	〒		
		事 業 種 目			業

連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
		本店又は主たる事務所の所在地		部 門	
	(フリガナ)	代表者氏名		決 算 期	
		代表者住所		業 種 番 号	
		事業種目		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第2項
第68条の79第3項の規定による適格分割等を行う場合の
 特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額	円
---------------------------------------------------	---

当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする資産の内容	種 類				
	構 造				
	規 模				
	価 額	円	円	円	円
	所在地				

資産の取得 予 定 年 月 日
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(197 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が対象期間内に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 第 1 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 79 第 1 項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）を行う場合において、措置法第 65 条の 8 第 2 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 3 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に、<u>その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</u></p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) <u>中段の本文欄について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「租税特別措置法第 65 条の 8 第 2 項」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 3 項」と読み替えてください。</u></p> <p>(3) 「措置法第 65 条の 8 第 2 項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第 65 条の 8 第 2 項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 <u>なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、当欄を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 3 項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額」欄と読み替えて、令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 3 項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</u></p> <p>(4) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第 65 条の 8 第 2 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 3 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第 65 条の 8 第 2 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 3 項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。 (以 下 省 略)</p>	<p>(196 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、<u>対象期間内に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 第 1 項・第 68 条の 79 第 1 項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）を行う場合において、措置法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</u></p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p><u>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p><u>(追 加)</u></p> <p>(3) 「措置法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。 (同 左)</p>

改 正 後

(198 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

令和 年 月 日 税務署長殿		適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
		納 税 地	〒		電話() -
令和 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 法 人 名 等		※ 税 務 署 処 理 欄 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
		法 人 番 号			
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
		代 表 者 住 所			
		〒			
		事 業 種 目			
業					
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法 人 名 等		(局 署)		※ 税 務 署 処 理 欄 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	本店又は主たる事務所の所在地		〒		
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		電話 () -		
	代 表 者 住 所		〒		
	事 業 種 目		業		
	業		業		
適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について、租税特別措置法施行令第39条の7第31項の規定により下記のとおり申請します。					
記 申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額 円					
取得する予定の資産の内容	種 類				
	構 造				
	規 模 <small>(土地等にあつてはその面積)</small>				
	取 得 価 額	円	円	円	円
	取得予定年月日
(やむを得ない事情の詳細) 認 定 を 受 け よ う と す る 日 年 月 日 (その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	通 信 日 付 印
					年 月 日 確 認

04.03 改正

(規格A4)

改 正 前

(197 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

令和 年 月 日 税務署長殿		適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
		納 税 地	〒		電話() -
令和 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 法 人 名 等		※ 税 務 署 処 理 欄 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
		法 人 番 号			
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
		代 表 者 住 所			
		〒			
		事 業 種 目			
業					
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法 人 名 等		(局 署)		※ 税 務 署 処 理 欄 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	本店又は主たる事務所の所在地		〒		
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		電話 () -		
	代 表 者 住 所		〒		
	事 業 種 目		業		
	業		業		
適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について、 租税特別措置法施行令 第39条の7第33項 第39条の106第29項 の規定により下記のとおり申請します。					
記 申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額 円					
取得する予定の資産の内容	種 類				
	構 造				
	規 模 <small>(土地等にあつてはその面積)</small>				
	取 得 価 額	円	円	円	円
	取得予定年月日
(やむを得ない事情の詳細) 認 定 を 受 け よ う と す る 日 年 月 日 (その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	通 信 日 付 印
					年 月 日 確 認

03.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(198 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 39 条の 7 第 <u>30</u> 項各号又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）（以下「令和 2 年改正政令」といいます。）による改正前の措置法施行令（以下「令和 2 年旧措置法施行令」といいます。）第 39 条の 106 第 28 項各号に規定する引継ぎを受けた日等以後に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 7 第 3 項又は<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 78 第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の 8 第 7 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 8 項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の下欄又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</u></p> <p>2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p><u>(2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「租税特別措置法施行令第 39 条の 7 第 31 項」を「令和 2 年旧措置法施行令第 39 条の 106 第 29 項（令和 2 年改正政令附則第 51 条第 13 項において準用する場合を含みます。）」と読み替えてください。</u></p> <p>(3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の 8 第 4 項又は<u>令和 2 年旧措置法第 68 条の 79 第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。</u></p> <p>(4) 「取得する予定の資産の内容」の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得する予定の資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、取得する予定の資産（建物、構築物等）の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得する予定の資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の資産の取得価額を記載してください。</p> <p>ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の下欄又は<u>令和 2 年旧措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。</u></p> <p>(6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の 7 第 <u>30</u> 項又は<u>令和 2 年旧措置法施行令第 39 条の 106 第 28 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</u></p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(以 下 省 略)</p>	<p>(197 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、</u>租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第 39 条の 7 第 <u>32</u> 項各号又は第 39 条の 106 第 28 項各号に規定する引継ぎを受けた日等以後に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 7 第 3 項又は第 68 条の 78 第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の 8 第 7 項又は第 68 条の 79 第 8 項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の下欄又は第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に<u>使用</u>してください。</p> <p>2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p><u>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p><u>(追 加)</u></p> <p>(3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の 8 第 4 項又は第 68 条の 79 第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「取得する予定の資産の内容」の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得する予定の資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、取得する予定の資産（建物、構築物等）の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得する予定の資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の資産の取得価額を記載してください。</p> <p>ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の下欄又は第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の 7 第 <u>32</u> 項又は第 39 条の 106 第 28 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後

(199 適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書		※整理番号		
		納税地	〒	電話() -		
(フリガナ)		法人名等				
法人番号						
(フリガナ)		代表者氏名				
代表者住所		〒				
事業種目		業				
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地			〒 (局 署)	部 門	
	代表者氏名			〒	決 算 期	
	代表者住所			〒	業 種 番 号	
	事業種目			業	整 理 簿	
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
適格分割等による特別償却準備金の損金算入について、租税特別措置法第52条の3第14項の規定により 下記のとおり届け出ます。						
記						
分割承継法人等	法人名等					
	納税地					
	代表者氏名					
適格分割等の年月日			年 月 日			
特別償却対象資産	種類					
	構造若しくは用途					
	細目又は設備の種類区分					
	耐用年数		年			
特別償却に関する規定の区分						
特別償却準備金の金額				円		
添付明細(別表等)						
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認	

04.03改正

(規格A4)

改 正 前

(198 適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書		※整理番号	
		納税地	〒	電話() -	
(フリガナ)		法人名等			
法人番号					
(フリガナ)		代表者氏名			
代表者住所		〒			
事業種目		業			
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	提出法人	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		
	単体法人		部 門		
	連結親法人		決 算 期		
			業 種 番 号		
			整 理 簿		
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
適格分割等による特別償却準備金の損金算入について、租税特別措置法 第52条の3第14項 第68条の41第14項 の規定により 下記のとおり届け出ます。					
記					
分割承継法人等	法人名等				
	納税地				
	代表者氏名				
適格分割等の年月日			年 月 日		
特別償却対象資産	種類				
	構造若しくは用途				
	細目又は設備の種類区分				
	耐用年数		年		
特別償却に関する規定の区分					
特別償却準備金の金額				円	
添付明細(別表等)					
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

03.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(199 適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 52 条の 3 第 14 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 41 第 14 項の規定により、適格分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「租税特別措置法第 52 条の 3 第 14 項」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 41 第 14 項」と読み替えてください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項若しくは第 12 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 41 第 11 項若しくは第 12 項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項若しくは第 12 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 41 第 11 項若しくは第 12 項に規定する適格分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「特別償却対象資産」の各欄には、措置法 52 条の 3 第 11 項若しくは第 12 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 41 第 11 項若しくは第 12 項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を記載してください。</p> <p>(6) 「特別償却に関する規定の区分」欄は、特別償却対象資産の措置法第 52 条の 3 第 11 項若しくは第 12 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 41 第 11 項若しくは第 12 項の規定の適用に係る措置法第 52 条の 3 第 11 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 41 第 11 項に規定する特別償却に関する規定の区分を記載してください。</p> <p>(7) 「特別償却準備金の金額」欄は、措置法第 52 条の 3 第 11 項若しくは第 12 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 41 第 11 項若しくは第 12 項の特別償却準備金として積み立てた金額を記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十六（九）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(198 適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 52 条の 3 第 14 項・第 68 条の 41 第 14 項の規定により、適格分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p><u>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p><u>(追 加)</u></p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項に規定する適格分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「特別償却対象資産」の各欄には、措置法 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を記載してください。</p> <p>(6) 「特別償却に関する規定の区分」欄は、特別償却対象資産の措置法第 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項の規定の適用に係る措置法第 52 条の 3 第 11 項・第 68 条の 41 第 11 項に規定する特別償却に関する規定の区分を記載してください。</p> <p>(7) 「特別償却準備金の金額」欄は、措置法第 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項の特別償却準備金として積み立てた金額を記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十六（九）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(200 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地 〒 電話() - (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 〒 事 業 種 目	※整理番号 〒
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	本店又は主たる 事務所の所在地 〒 (局 署) 電話() -		部 門
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期
	代 表 者 住 所 〒		業 種 番 号
	事 業 種 目		整 理 簿
			回 付 先
適格分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、 <u>租税特別措置法第66条第6項及び、租税特別措置法施行令第39条の10第4項</u> により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。			
記			
適 格 分 割 等 に 係る分割承継法人等	法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名		
適 格 分 割 等 の 日 年 月 日			
交 換 譲 渡 資 産	種 類		
	所 在 地 模		
	交 換 年 月 日	年 月 日	
交 換 取 得 資 産	所 在 地 模		
	規 模		
減 額 し た 金 額 円			
添 付 明 細 (別 表 等)			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 (証 明 書 等)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日 確 認

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(199 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地 〒 電話() - (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 〒 事 業 種 目	※整理番号 〒
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	本店又は主たる 事務所の所在地 〒 (局 署) 電話() -		部 門
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期
	代 表 者 住 所 〒		業 種 番 号
	事 業 種 目		整 理 簿
			回 付 先
適格分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、 <u>租税特別措置法第66条第6項及び、租税特別措置法施行令第39条の10第4項</u> により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。			
記			
適 格 分 割 等 に 係る分割承継法人等	法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名		
適 格 分 割 等 の 日 年 月 日			
交 換 譲 渡 資 産	種 類		
	所 在 地 模		
	交 換 年 月 日	年 月 日	
交 換 取 得 資 産	所 在 地 模		
	規 模		
減 額 し た 金 額 円			
添 付 明 細 (別 表 等)			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 (証 明 書 等)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日 確 認


03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(200 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条第 6 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 84 第 6 項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>（削 除）</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「租税特別措置法第 66 条第 6 項」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 84 第 6 項」と、「措置法施行令第 39 条の 10 第 4 項」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の措置法施行令第 39 条の 109 第 5 項」とそれぞれ読み替えてください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 66 条第 4 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 84 第 4 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第 66 条第 4 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 84 第 4 項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第 66 条第 1 項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第 66 条第 4 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 84 第 4 項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額」欄は、措置法第 66 条第 4 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 84 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（九）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第 22 条の 9 第 2 項又は法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年財務省令第 56 号）による改正前の措置法施行規則第 22 条の 72 第 2 項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。（以下省略）</p>	<p>(199 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）</u>又は<u>連結親法人</u>が、<u>適格分割等</u>（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条第 6 項・第 68 条の 84 第 6 項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に<u>使用</u>してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p><u>(2) 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p><u>（追 加）</u></p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 66 条第 4 項・第 68 条の 84 第 4 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第 66 条第 4 項・第 68 条の 84 第 4 項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第 66 条第 1 項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第 66 条第 4 項・第 68 条の 84 第 4 項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額」欄は、措置法第 66 条第 4 項・第 68 条の 84 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（九）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第 22 条の 9 第 2 項・第 22 条の 72 第 2 項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。（同 左）</p>

改正後

(201 適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書)


適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	電話()	-	※整理番号	
	(フリガナ)					
	法人名等					
	法人番号					
	(フリガナ)					
	代表者氏名					
代表者住所		〒				
事業種目						業

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	電話()		決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事業種目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置について、下記のとおり届け出ます。

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等		納税地		代表者氏名	
適格分割等の日	年 月 日					
未計上収益額	円	未計上費用額	円			
(「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎)						
移転未計上収益額	円	移転未計上費用額	円			
(「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎)						
残存未計上収益額	円	残存未計上費用額	円			
(「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の基礎)						
(「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の方法の内容)						
(その他参考となるべき事項)						

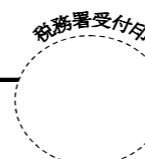
税 理 士 署 名									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

04.03 改正

(規格A4)

改正前

(200 適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書)


適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	電話()	-	※整理番号	
	(フリガナ)					
	法人名等					
	法人番号					
	(フリガナ)					
	代表者氏名					
代表者住所		〒				
事業種目						業

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	電話()		決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事業種目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置について、下記のとおり届け出ます。

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等		納税地		代表者氏名	
適格分割等の日	年 月 日					
未計上収益額	円	未計上費用額	円			
(「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎)						
移転未計上収益額	円	移転未計上費用額	円			
(「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎)						
残存未計上収益額	円	残存未計上費用額	円			
(「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の基礎)						
(「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の方法の内容)						
(その他参考となるべき事項)						

税 理 士 署 名									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

03.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(201 適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の 帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）<u>附則</u>（以下「改正法附則」といいます。）第 28 条第 3 項の規定の適用を受けた法人を分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下「分割法人等」といいます。）とする適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格分割等」といいます。）が行われた場合において、法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 132 号）<u>附則</u>（以下「改正令附則」といいます。）第 13 条第 6 項の規定の適用を受けることについて、同条第 7 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(1) 「連結子法人」欄には、<u>この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人について記載してください。</p> <p>(3) 「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄は、改正法附則第 28 条第 2 項に規定する「未計上収益額」及び「未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(4) 「「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(5) 「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄は、改正令附則第 13 条第 6 項第 1 号に規定する「移転未計上収益額」及び「移転未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(6) 「「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(7) 「残存未計上収益額」欄及び「残存未計上費用額」欄は、改正令附則第 13 条第 6 項第 1 号に規定する「残存未計上収益額」及び「残存未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(8) 「「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「残存未計上収益額」欄及び「残存未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(9) 「「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の方法の内容」欄は、改正令附則第 13 条第 6 項第 1 号に規定する「長期割賦契約に係る金銭債権の額のうちに適格分割等により移転しなかった長期割賦契約に係る金銭債権の額の占める割合」を用いて計算した場合には、「金銭債権の額を用いる方法」と簡記し、「その他合理的な方法」により計算した場合には、具体的な計算方法を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 (省 略)</p>	<p>(200 適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の 帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）（以下「改正法附則」といいます。）第 28 条第 3 項の規定の適用を受けた法人を分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下「分割法人等」といいます。）とする適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格分割等」といいます。）が行われた場合において、法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 132 号）（以下「改正令附則」といいます。）第 13 条第 6 項の規定の適用を受けることについて、同条第 7 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、<u>該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、<u>改正令附則第 19 条第 5 項の規定により連結親法人が連結法人について届出書の提出を行う場合に、当該連結法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</u></p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人について記載してください。</p> <p>(4) 「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄は、改正法附則第 28 条第 2 項に規定する「未計上収益額」及び「未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(5) 「「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(6) 「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄は、改正令附則第 13 条第 6 項第 1 号に規定する「移転未計上収益額」及び「移転未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(7) 「「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(8) 「残存未計上収益額」欄及び「残存未計上費用額」欄は、改正令附則第 13 条第 6 項第 1 号に規定する「残存未計上収益額」及び「残存未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(9) 「「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「残存未計上収益額」欄及び「残存未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(10) 「「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の方法の内容」欄は、改正令附則第 13 条第 6 項第 1 号に規定する「長期割賦契約に係る金銭債権の額のうちに適格分割等により移転しなかった長期割賦契約に係る金銭債権の額の占める割合」を用いて計算した場合には、「金銭債権の額を用いる方法」と簡記し、「その他合理的な方法」により計算した場合には、具体的な計算方法を記載してください。</p> <p>(11) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(12) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 (同 左)</p>

改 正 後

(202 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書 ※整理番号		〒	
		電話() -	
令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地	〒
		(フリガナ)	
		法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所	〒		
事 業 種 目	業		
連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	法 人 名 等		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -	
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目	業		
現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4 第16項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第12項 <input type="checkbox"/> 第27条の4 第23項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第19項 <input type="checkbox"/> 第27条の4 第38項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第32項 の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
現物分配法人	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
現物分配の年月日	年 月 日		
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号 番 号 整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(201 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書 ※整理番号 ※連続グループ整理番号		〒		
		電話() -		
令和 年 月 日 税務署長殿		提出法人 <input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人	納 税 地	〒
		(フリガナ)		
		法 人 名 等		
		法 人 番 号		
		(フリガナ)		
		代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒			
事 業 種 目	業			
連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
	法 人 名 等			
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		
	(フリガナ)			
	代 表 者 氏 名			
	代 表 者 住 所	〒		
事 業 種 目	業			
現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4 第12項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第11項 <input type="checkbox"/> 第27条の4 第19項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第32項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4 第26項 <input type="checkbox"/> 第39条の39 第11項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39 第10項 <input type="checkbox"/> 第39条の39 第18項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39 第25項 <input type="checkbox"/> 第39条の39 第31項 の規定により下記のとおり届け出ます。 記				
現物分配法人	法人名等			
	納税地等			
	代表者氏名			
現物分配の年月日	年 月 日			
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名				
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号 番 号 整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認	

03.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(202 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領

- 1 この届出書は、法人が現物分配（法人税法第2条第12号の5の2に規定する現物分配をいいます。以下同じです。）により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第16項、第23項若しくは第38項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の措置法施行令第27条の4第12項、第19項若しくは第32項若しくは第39条の39第11項、第18項若しくは第31項の規定により届出しようとする場合に、その法人（連結子法人にあつては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。
- 2 この届出書は、現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後2月以内（令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた現物分配にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。

(削除)

- (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

- (2) 届出本文の

<input type="checkbox"/> 第27条の4第16項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第12項
<input type="checkbox"/> 第27条の4第23項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第19項
<input type="checkbox"/> 第27条の4第38項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第32項

 には、届出の内容に応じて該当する□に

レ印を付してください。

なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、

<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第12項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第19項
<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第32項	

を

<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第11項	と読み替えてください。
<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第18項	
<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第31項	

- (3) 「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地（その現物分配法人が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

- (4) 「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。
- なお、その現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。

- (5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

(省 略)

改 正 前

(201 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領

- 1 この届出書は、法人が、現物分配（法人税法第2条第12号の5の2に規定する現物分配をいいます。以下同じです。）により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第12項、第19項若しくは第32項若しくは第39条の39第11項、第18項若しくは第31項又は令和3年改正前の措置法施行令第27条の4第11項若しくは第26項若しくは第39条の39第10項若しくは第25項の規定により届出しようとする場合に、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。
- 2 この届出書は、現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後2月以内（令和3年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた現物分配にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、その提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

- (2) 「連結子法人」欄には、その連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

- (3) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第27条の4第12項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第11項
<input type="checkbox"/> 第27条の4第19項	
<input type="checkbox"/> 第27条の4第32項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第26項
<input type="checkbox"/> 第39条の39第11項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第10項
<input type="checkbox"/> 第39条の39第18項	
<input type="checkbox"/> 第39条の39第31項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第25項

 には、申請の内容に応じて該当する□に

レ印を付してください。

- (4) 「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地（その現物分配法人が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

- (5) 「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。
- なお、その現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。

- (6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

(同 左)

改正後 改正前

(203 連結納税の承認の申請書(初葉))

(202 連結納税の承認の申請書(初葉))

連結納税の承認の申請書(初葉)

連結納税の承認の申請書(初葉)

※整理番号 ※連結グループ整理番号

※整理番号 ※連結グループ整理番号

3 通提出 (添付書類含む) 連結法人用

3 通提出 (添付書類含む)

納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 事業種目 資本金又は出資金の額 主要株主等の状況 国税庁長官 殿

納税地 (フリガナ) 法人名 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 事業種目 資本金又は出資金の額 主要株主等の状況 国税庁長官 殿

所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第4条の2の規定に基づき、連結親法人となる法人の自令和年月日事業年度を最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、令和2年旧法人税法第4条の3第1項の規定により申請します。

法人税法第4条の2の規定に基づき、連結親法人となる法人の自令和年月日事業年度を最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、同法第4条の3第1項の規定により申請します。

1 連結親法人となる法人が、令和2年旧法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日 令和年月日

1 連結親法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日 平成・令和年月日

2 上記1の処分の日等における法人名等及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。) 法人名等 納税地

2 上記1の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。) 法人名 納税地

3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況 帳名簿書類の称 仕訳帳 現金出納帳 売上帳 仕入帳 総勘定元帳 売掛金元帳 買掛金元帳 棚卸表 貸借対照表 損益計算書 売上伝票 仕入伝票 振替伝票 見積書 注文書 契約書 納品書 請求書 領収書

3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況 帳名簿書類の称 仕訳帳 現金出納帳 売上帳 仕入帳 総勘定元帳 売掛金元帳 買掛金元帳 棚卸表 貸借対照表 損益計算書 売上伝票 仕入伝票 振替伝票 見積書 注文書 契約書 納品書 請求書 領収書

4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項 令和2年旧法人税法第4条の3第6項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特例年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。 連結親法人となる法人の設立の日 令和年月日

4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項 次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。 □ 法人税法第4条の3第6項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特例年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。 連結親法人となる法人の設立の日 令和年月日

税理士署名

税理士署名

※税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 入力 備考 通信日付印 年月日 確認

※税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 入力 備考 通信日付印 年月日 確認

04.03 改正

03.06 改正

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(203 連結納税の承認の申請書(初葉))</p> <p style="text-align: center;">「連結納税の承認の申請書」の記載要領(1)</p> <p>この申請書(初葉及び次葉)は、<u>所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)(以下「令和2年改正法」といいます。)</u>による改正前の法人税法(以下「<u>令和2年旧法人税法</u>」<u>といいます。)</u>第4条の3の規定に基づく連結納税の承認の申請を行う場合に使用してください。</p> <p><u>なお、承認を受けようとする事業年度(自)が令和4年4月1日以降の場合には、この申請書ではなく「グループ通算制度の承認の申請書」を使用して申請してください。</u></p> <p><u>また、連結納税の承認を受けた場合、令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日において令和2年改正法附則第29条第1項の規定により、同日以後の事業年度はグループ通算制度が適用されます。</u></p> <p>1 提出期限等(設立事業年度の承認申請特例(令和2年旧法人税法第4条の3第6項))</p> <p><u>連結親法人となる法人の設立事業年度開始の日から1月を経過する日と当該設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日までに当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。</u></p> <p><u>なお、当該連結親法人となる法人は申請書等(初葉)を、連結納税を適用しようとする事業年度開始の時かつ申請時において連結親法人となる法人による完全支配関係がある全ての連結子法人となる法人は申請書(次葉)を使用して、これらの法人の全ての連名で提出してください。</u></p> <p><u>(注) 設立事業年度開始時から申請時までの中に、連結親法人となる法人との間に当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった法人(連結子法人となる法人)があるときには、その連結子法人については、申請書(次葉)には記載せず、申請書を提出した日以後遅滞なく「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類等を記載した書類」を提出する必要があります。</u></p> <p>2 添付書類</p> <p>申請書の提出に当たっては、次の書類を各3通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)</p> <p>(2) グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)</p> <p>(注)申請書(次葉)の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p> <p>(1) 連結親法人となる法人の法人名等は、申請書(初葉)に記載し、連結子法人となる法人の法人名等は当該連結子法人となる法人ごとに申請書(次葉)に記載してください。</p> <p>(2) 申請書(初葉)の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を「付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」に記載して申請書(初葉)に添付し、申請書(次葉)の「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載して申請書(次葉)に添付してください。</p> <p>(3) <u>申請書(初葉)の「1」欄及び申請書(次葉)の「6」欄について、該当する事由が複数ある場合には、適宜の様式に「該当する事由」と「日付」を記載の上、別紙として添付してください。</u></p>	<p>(202 連結納税の承認の申請書(初葉))</p> <p style="text-align: center;">「連結納税の承認の申請書」の記載要領(1)</p> <p>この申請書(初葉及び次葉)は、法人税法第4条の3の規定に基づく連結納税の承認の申請(<u>所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)(以下「令和2年改正法」といいます。)</u>附則第15条第1項の規定により、<u>令和2年改正法による改正後の法人税法第64条の9第2項の通算承認の申請とみなされるものを含みます。)</u>を行う場合に使用してください。</p> <p>なお、連結納税の承認を受けた場合、令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日において令和2年改正法附則第29条第1項の規定により、同日以後の事業年度はグループ通算制度が適用されます。</p> <p>1 提出期限等</p> <p>(1) 原則(法人税法第4条の3第1項)</p> <p><u>この申請書は、連結納税を適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日までに、当該連結親法人(通算承認を受けようとする場合には、通算親法人。以下同じです。)</u>となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。</p> <p><u>なお、連結親法人となる法人は申請書(初葉)を、当該申請書提出日における連結子法人(通算承認を受けようとする場合には、通算子法人。以下同じです。)</u>となる法人は申請書(次葉)を使用し、これらの法人の全ての連名で提出してください。</p> <p><u>(注) 下記の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける場合(連結納税を適用しようとする事業年度開始の時より前に申請書を提出する場合を除く。)</u>には、<u>連結納税を適用しようとする事業年度開始の時かつ申請時において連結親法人となる法人による完全支配関係がある全ての連結子法人となる法人を記載してください。</u>この場合、当該事業年度開始の時後、<u>連結子法人となる法人が連結親法人となる法人との間に当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなったときには「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を申請書を提出した日以後遅滞なく提出する必要があります。</u></p> <p>(2) 設立事業年度等の承認申請特例(法人税法第4条の3第6項)</p> <p><u>連結納税を適用しようとする事業年度が次の事業年度(連結申請特例年度)に該当するときには、次に掲げる日までに提出することができます。</u></p> <p>この場合、申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄に所要の事項を記載してください。</p> <p>イ <u>連結親法人の設立事業年度……設立事業年度開始の日から1月を経過する日と設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日</u></p> <p>ロ <u>連結親法人の設立事業年度の翌事業年度……設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日</u></p> <p>(3) 通算承認の申請(連結納税の承認の申請に関する経過措置(令和2年改正法附則第15条第1項))</p> <p><u>令和4年4月1日前にされた上記(1)の申請で、同日までに連結納税の承認(法人税法第4条の2)又は却下(法人税法第4条の3第2項)の処分がされていないものは、通算承認の申請とみなされます。</u></p> <p><u>(注) 連結親法人となる内国法人の連結申請特例年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度である場合におけるその内国法人及び他の内国法人(時価評価法人及び関連法人を除きます。)、他の内国法人の連結親法人との間に完全支配関係を有することとなった日(加入時期の特例の適用を受ける場合には、同日の属する月次決算期間の末日の翌日)が同月1日前に開始した連結親法人事業年度の期間内の日である場合における当該他の内国法人並びに他の内国法人(時価評価法人及び関連法人を除きます。)</u>の親法人との間に完全支配関係を有することとなった日(加入時期の特例の適用を受ける場合には、同日の属する月次決算期間の末日の翌日)が同月1日前に開始した連結申請特例年度の期間内の日である場合における当該他の内国法人に対する連結納税の承認については、上記(3)にかかわらず、それぞれ従来どおり適用されます(令和2年改正法附則第15条第2項)</p> <p>2 添付書類</p> <p>申請書の提出に当たっては、次の書類を各3通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)</p> <p>(2) グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)</p> <p>(注)申請書(次葉)の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p> <p>(1) 連結親法人となる法人の法人名等は、申請書(初葉)に記載し、連結子法人となる法人の法人名等は当該連結子法人となる法人ごとに申請書(次葉)に記載してください。</p> <p>(2) 申請書(初葉)の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を「付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」に記載して申請書(初葉)に添付し、申請書(次葉)の「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載して申請書(次葉)に添付してください。</p> <p><u>(追 加)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(203 連結納税の承認の申請書(初葉))</p> <p><u>(4) 「3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び「9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、備付け・保存している帳簿書類が該当する口にレ印を付してください。</u> また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄には「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。</p> <p><u>(5) 「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄は連結親法人となる法人の設立の日を記載してください。</u></p> <p><u>(6) 「5 添付書類」欄は、この申請書に添付した書類の番号を○で囲んでください。</u></p> <p><u>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</u></p> <p><u>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</u></p> <p>4 留意事項 次の事項に該当する場合には申請が却下されることがありますので留意してください。</p> <p>(1) 連結予定法人（連結親法人となる法人及び連結子法人となる法人）がその申請を行っていないこと。</p> <p>(2) 申請法人に連結予定法人以外の法人が含まれていること。</p> <p>(3) 連結所得金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。</p> <p>(4) 連結事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が令和2年旧法人税法第4条の4第1項若しくは法人税法第126条第1項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第1項、第2項若しくは第3項前段、第5条各項若しくは第7条のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従って行われることが見込まれないこと。</p> <p>(5) 令和2年旧法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消し又は同条第3項の取りやめの承認を受けた日以後5年以内に申請書を提出していること。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(6) 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。</p> <p>○ <u>法人課税信託の名称の併記</u> 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(202 連結納税の承認の申請書(初葉))</p> <p><u>(3) 「3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び「9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、備付け・保存している帳簿書類が該当する口にレ印を付してください。</u> また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄には「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。</p> <p><u>(追 加)</u></p> <p><u>(4) 「5 添付書類」欄は、この申請書に添付した書類の番号を○で囲んでください。</u></p> <p><u>(5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</u></p> <p><u>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</u></p> <p>4 留意事項 次の事項に該当する場合には申請が却下されることがありますので留意してください。</p> <p>(1) 連結予定法人（連結親法人となる法人及び連結子法人となる法人）又は通算予定法人（通算親法人となる法人及び通算子法人となる法人）のいずれかがその申請を行っていないこと。</p> <p>(2) 申請法人に連結予定法人又は通算予定法人以外の法人が含まれていること。</p> <p>(3) 連結所得金額若しくは連結欠損金額又は所得金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。</p> <p>(4) 連結事業年度又はグループ通算制度の適用を受けようとする事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第4条の4第1項若しくは法人税法第126条第1項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条各項、第5条各項若しくは第10条のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従って行われることが見込まれないこと。</p> <p>(5) 法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消し又は同条第3項の取りやめの承認を受けた日以後5年以内に申請書を提出していること。</p> <p><u>(6) 備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載し、又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があること（通算承認の申請とみなされる場合のみ）。</u></p> <p>(7) 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。</p> <p><u>(追 加)</u></p>

改 正 後

(204 連結納税の承認の申請書(次葉))

連結納税の承認の申請書(次葉)		※整理番号	子																														
連結子法人となる法人	納 税 地	〒 電話 () -	署 名																														
	(フリガナ)		部 門																														
	法 人 名 等		決 算 期																														
	法 人 番 号		業 種 番 号																														
	(フリガナ)		入 力																														
	代 表 者 氏 名		備 考																														
	事 業 種 目	業																															
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円																															
	発 行 済 株 式 等 の 状 況	付表2 (発行済株式等の状況) のとおり																															
<p>6 連結子法人となる法人が、令和2年旧法人税法第4条の5第1項又は第2項第5号の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日</p> <p style="text-align: right;">平成・令和 年 月 日</p> <p>7 上記6の処分の日等における法人名等及び納税地（本店又は主たる事務所の所在地を含む。）</p> <p>法人名等 _____ 納税地 _____</p> <p>8 令和2年旧法人税法第4条の3第9項の規定に基づく法人の区分等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>令和2年旧法人税法第4条の3第9項に規定する時価評価法人又は時価評価法人が発行済株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する連結子法人となる法人（以下「関連法人」といいます。）のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すと同時に、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間（以下「連結子法人適用開始年度」といいます。）を記載してください。</p> </div> <p>法 人 の 区 分 : <input type="checkbox"/> 時価評価法人 <input type="checkbox"/> 関連法人</p> <p>連結子法人適用開始年度 : 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日</p> <p>9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>帳名</td> <td><input type="checkbox"/> 仕 訳 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 売 上 伝 票</td> <td><input type="checkbox"/> 契 約 書</td> </tr> <tr> <td>簿</td> <td><input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票</td> <td><input type="checkbox"/> 納 品 書</td> </tr> <tr> <td>書</td> <td><input type="checkbox"/> 売 上 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 棚 卸 表</td> <td><input type="checkbox"/> 振 替 伝 票</td> <td><input type="checkbox"/> 請 求 書</td> </tr> <tr> <td>類</td> <td><input type="checkbox"/> 仕 入 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表</td> <td><input type="checkbox"/> 見 積 書</td> <td><input type="checkbox"/> 領 収 書</td> </tr> <tr> <td>の称</td> <td><input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書</td> <td><input type="checkbox"/> 注 文 書</td> <td><input type="checkbox"/> ()</td> </tr> <tr> <td>帳票形態</td> <td colspan="2"></td> <td>記帳時期</td> <td></td> </tr> </table>				帳名	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳	<input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 売 上 伝 票	<input type="checkbox"/> 契 約 書	簿	<input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳	<input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票	<input type="checkbox"/> 納 品 書	書	<input type="checkbox"/> 売 上 帳	<input type="checkbox"/> 棚 卸 表	<input type="checkbox"/> 振 替 伝 票	<input type="checkbox"/> 請 求 書	類	<input type="checkbox"/> 仕 入 帳	<input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表	<input type="checkbox"/> 見 積 書	<input type="checkbox"/> 領 収 書	の称	<input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳	<input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書	<input type="checkbox"/> 注 文 書	<input type="checkbox"/> ()	帳票形態			記帳時期	
帳名	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳	<input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 売 上 伝 票	<input type="checkbox"/> 契 約 書																													
簿	<input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳	<input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票	<input type="checkbox"/> 納 品 書																													
書	<input type="checkbox"/> 売 上 帳	<input type="checkbox"/> 棚 卸 表	<input type="checkbox"/> 振 替 伝 票	<input type="checkbox"/> 請 求 書																													
類	<input type="checkbox"/> 仕 入 帳	<input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表	<input type="checkbox"/> 見 積 書	<input type="checkbox"/> 領 収 書																													
の称	<input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳	<input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書	<input type="checkbox"/> 注 文 書	<input type="checkbox"/> ()																													
帳票形態			記帳時期																														

04.03 改正

(規格A4)

改 正 前

(203 連結納税の承認の申請書(次葉))

連結納税の承認の申請書(次葉)		※整理番号	子																														
連結子法人となる法人	納 税 地	〒 電話 () -	署 名																														
	(フリガナ)		部 門																														
	法 人 名		決 算 期																														
	法 人 番 号		業 種 番 号																														
	(フリガナ)		入 力																														
	代 表 者 氏 名		備 考																														
	事 業 種 目	業																															
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円																															
	発 行 済 株 式 等 の 状 況	付表2 (発行済株式等の状況) のとおり																															
<p>6 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項又は第2項第5号の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日</p> <p style="text-align: right;">平成・令和 年 月 日</p> <p>7 上記6の処分の日等における法人名及び納税地（本店又は主たる事務所の所在地を含む。）</p> <p>法人名 _____ 納税地 _____</p> <p>8 法人税法第4条の3第9項の規定に基づく法人の区分等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第4条の3第9項に規定する時価評価法人又は時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人（以下「関連法人」といいます。）のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すと同時に、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間（以下「連結子法人適用開始年度」といいます。）を記載してください。</p> </div> <p>法 人 の 区 分 : <input type="checkbox"/> 時価評価法人 <input type="checkbox"/> 関連法人</p> <p>連結子法人適用開始年度 : 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日</p> <p>9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>帳名</td> <td><input type="checkbox"/> 仕 訳 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 売 上 伝 票</td> <td><input type="checkbox"/> 契 約 書</td> </tr> <tr> <td>簿</td> <td><input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票</td> <td><input type="checkbox"/> 納 品 書</td> </tr> <tr> <td>書</td> <td><input type="checkbox"/> 売 上 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 棚 卸 表</td> <td><input type="checkbox"/> 振 替 伝 票</td> <td><input type="checkbox"/> 請 求 書</td> </tr> <tr> <td>類</td> <td><input type="checkbox"/> 仕 入 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表</td> <td><input type="checkbox"/> 見 積 書</td> <td><input type="checkbox"/> 領 収 書</td> </tr> <tr> <td>の称</td> <td><input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書</td> <td><input type="checkbox"/> 注 文 書</td> <td><input type="checkbox"/> ()</td> </tr> <tr> <td>帳票形態</td> <td colspan="2"></td> <td>記帳時期</td> <td></td> </tr> </table>				帳名	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳	<input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 売 上 伝 票	<input type="checkbox"/> 契 約 書	簿	<input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳	<input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票	<input type="checkbox"/> 納 品 書	書	<input type="checkbox"/> 売 上 帳	<input type="checkbox"/> 棚 卸 表	<input type="checkbox"/> 振 替 伝 票	<input type="checkbox"/> 請 求 書	類	<input type="checkbox"/> 仕 入 帳	<input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表	<input type="checkbox"/> 見 積 書	<input type="checkbox"/> 領 収 書	の称	<input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳	<input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書	<input type="checkbox"/> 注 文 書	<input type="checkbox"/> ()	帳票形態			記帳時期	
帳名	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳	<input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 売 上 伝 票	<input type="checkbox"/> 契 約 書																													
簿	<input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳	<input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票	<input type="checkbox"/> 納 品 書																													
書	<input type="checkbox"/> 売 上 帳	<input type="checkbox"/> 棚 卸 表	<input type="checkbox"/> 振 替 伝 票	<input type="checkbox"/> 請 求 書																													
類	<input type="checkbox"/> 仕 入 帳	<input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表	<input type="checkbox"/> 見 積 書	<input type="checkbox"/> 領 収 書																													
の称	<input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳	<input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書	<input type="checkbox"/> 注 文 書	<input type="checkbox"/> ()																													
帳票形態			記帳時期																														

03.06 改正

(規格A4)

改正後

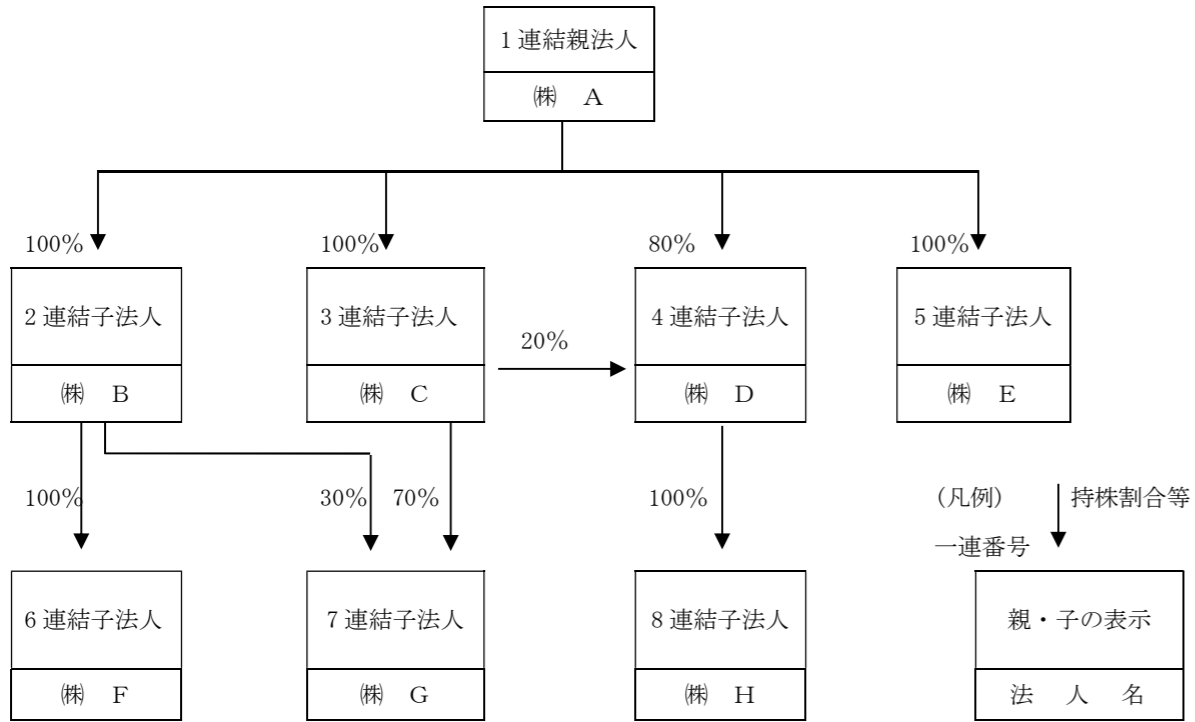
(204 連結納税の承認の申請書(次葉))

「連結納税の承認の申請書」の記載要領 (2)

5 添付書類の作成例

(1) 出資関係図

令和XX年X月XX日現在



(注) 申請書に記載した全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

令和XX年X月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考
1	麹町	(株) A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	(株) B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) 1 一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。
 2 持株割合が100%であるが、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法第4条の2又は第4条の3第2項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。

改正前

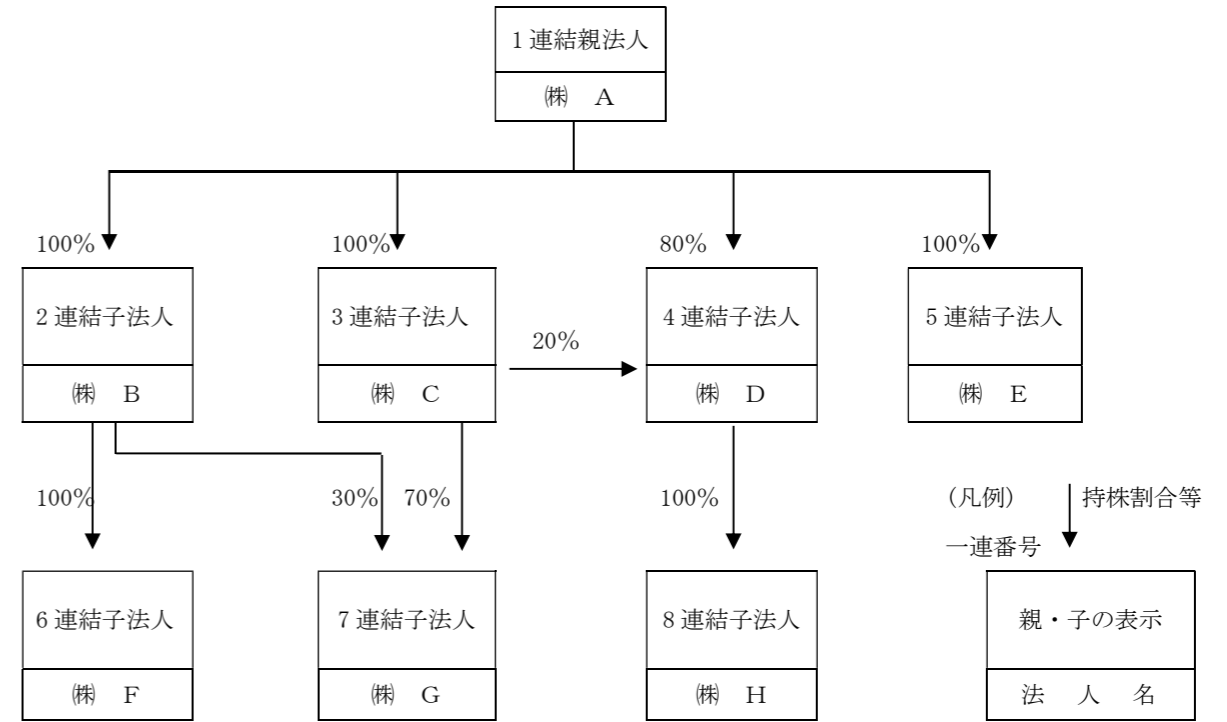
(203 連結納税の承認の申請書(次葉))

「連結納税の承認の申請書」の記載要領 (2)

5 添付書類の作成例

(1) 出資関係図

令和XX年X月XX日現在



(注) 申請書に記載した全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

令和XX年X月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考
1	麹町	(株) A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	(株) B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) 1 一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。
 2 持株割合が100%であるが、法人税法第4条の2又は第4条の3第2項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。
 また、対象外となった理由を「備考」欄に、「取消有」等と簡記してください。

改 正 後

(204 連結納税の承認の申請書(次葉))

また、対象外となった理由を「備考」欄に、「連結取消通知有」、「外国法人」等と簡記してください。

6 その他事項

連結子法人となる法人が連結親法人となる法人との間に当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合など、連結子法人となる法人に異動が生じた場合には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

改 正 前

(203 連結納税の承認の申請書(次葉))

6 その他事項

平成30年改正前の法人税法施行令第14条の7第4項若しくは法人税法施行令第14条の7第3項又は同令第14条の9第2項の規定により、連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合など、連結子法人となる法人に異動が生じた場合には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="71 153 759 184">(205 付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況))</p> <p data-bbox="320 239 1228 275">「付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」の記載要領</p> <p data-bbox="62 375 1472 480">この付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況)は<u>連結親法人となる法人の法人税法施行規則等の一部を改正する省令 (令和 2 年財務省令第 56 号) による改正前の法人税法施行規則第 8 条の 3 の 3 第 1 項第 3 号に規定する申請時における主要な株主等の氏名等及び保有株式数等の事項を記載する場合に使用してください。</u></p> <p data-bbox="62 487 1472 554">なお、「連結親法人となる法人の主要株主等の株式数等」欄は、発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の多い上位 10 株主等に係る氏名等を記載してください。</p> <p data-bbox="106 560 1050 592">(注) この付表 1 は、「連結納税の承認の申請書 (初葉)」に添付してください。</p> <p data-bbox="62 632 436 663">○ <u>法人課税信託の名称の併記</u></p> <p data-bbox="62 663 1472 751"><u>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u></p>	<p data-bbox="1498 153 2187 184">(204 付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況))</p> <p data-bbox="1762 239 2668 275">「付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」の記載要領</p> <p data-bbox="1498 375 2908 480">この付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況)は法人税法施行規則第 8 条の 3 の 3 第 1 項第 3 号に規定する<u>連結親法人となる法人の申請時における主要な株主等の氏名等及び保有株式数等の事項を記載する場合に使用してください。</u></p> <p data-bbox="1498 487 2908 554">なお、「連結親法人となる法人の主要株主等の株式数等」欄は、発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の多い上位 10 株主等に係る氏名等を記載してください。</p> <p data-bbox="1543 560 2487 592">(注) この付表 1 は、「連結納税の承認の申請書 (初葉)」に添付してください。</p> <p data-bbox="1528 632 1650 663"><u>(追 加)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(206 付表 2 (発行済株式等の状況))</p> <p style="text-align: center;">「付表 2 (発行済株式等の状況)」の記載要領</p> <p>1 この付表 2 (発行済株式等の状況) は、<u>連結子法人となる法人について次に掲げる区分により発行済株式の総数、自己の株式数、従業員持株会が有する株式数等の事項を記載する場合に使用してください。</u></p> <p>(1) <u>法人税法施行規則等の一部を改正する省令 (令和 2 年財務省令第 56 号) による改正前の法人税法施行規則 (以下「令和 2 年旧法人税法施行規則」といいます。)</u> 第 8 条の 3 の 3 第 1 項第 4 号に規定する当該連結子法人となる法人の申請時における発行済株式の総数等を記載し、「連結納税の承認の申請書 (次葉)」又は「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」に添付してください。</p> <p>(2) <u>令和 2 年旧法人税法施行規則第 8 条の 3 の 3 第 3 項第 3 号</u>に規定する完全支配関係を有することとなった日における当該連結子法人となる法人の発行済株式の総数等を記載し、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」に添付してください。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>(1) 「4 従業員持株会が有する株式数」欄は、<u>法人税法施行令等の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第 207 号) による改正前の法人税法施行令 (以下「令和 2 年旧法人税法施行令」といいます。)</u> 第 14 条の 6 第 2 項により読み替えられた<u>令和 2 年旧法人税法施行令第 4 条の 2 第 2 項第 1 号</u>に規定する株式数を記載してください。</p> <p>(2) 「5 法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した連結子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数」欄は、<u>令和 2 年旧法人税法施行令第 14 条の 6 第 2 項</u>により読み替えられた<u>令和 2 年旧法人税法施行令第 4 条の 2 第 2 項第 2 号</u>に規定する株式数を記載してください。</p> <p>(3) 「10 区分」欄は、連結子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人が連結親法人となる法人又は連結子法人となる法人のいずれに該当するかにより「親法人」又は「子法人」と記載してください。</p> <p>(4) 「13 出資関係図における一連番号」欄は、「連結納税の承認の申請書」の添付書類「出資関係図」に付した一連番号を記載してください。</p> <p>3 留意事項</p> <p>○ <u>法人課税信託の名称の併記</u></p> <p><u>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u></p>	<p>(205 付表 2 (発行済株式等の状況))</p> <p style="text-align: center;">「付表 2 (発行済株式等の状況)」の記載要領</p> <p>1 この付表 2 (発行済株式等の状況) は、次に掲げる区分により<u>連結子法人となる法人の発行済株式の総数、自己の株式数、従業員持株会が有する株式数等の事項を記載する場合に使用してください。</u></p> <p>(1) 法人税法施行規則第 8 条の 3 の 3 第 1 項第 4 号に規定する当該連結子法人となる法人の申請時における発行済株式の総数等を記載し、「連結納税の承認の申請書 (次葉)」又は「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」に添付してください。</p> <p>(2) <u>同条第 3 項第 2 号</u>に規定する完全支配関係を有することとなった日における当該連結子法人となる法人の発行済株式の総数等を記載し、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」に添付してください。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>(1) 「4 従業員持株会が有する株式数」欄は、法人税法施行令第 14 条の 6 第 2 項により読み替えられた第 4 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する株式数を記載してください。</p> <p>(2) 「5 法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した連結子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数」欄は、法人税法施行令第 14 条の 6 第 2 項により読み替えられた第 4 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する株式数を記載してください。</p> <p>(3) 「10 区分」欄は、連結子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人が連結親法人となる法人又は連結子法人となる法人のいずれに該当するかにより「親法人」又は「子法人」と記載してください。</p> <p>(4) 「13 出資関係図における一連番号」欄は、「連結納税の承認の申請書」<u>又は「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」</u>の添付書類「出資関係図」に付した一連番号を記載してください。</p> <p><u>(追 加)</u></p>

改 正 後 改 正 前

(207 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(初葉))

(206 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(初葉))

連結法人用

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類 (初葉)

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類 (初葉)

Form for document 207: Includes fields for tax office name, date, taxpayer details, and business information.

Form for document 206: Includes fields for tax office name, date, taxpayer details, and business information.

法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の法人税法施行令第14条の7第3項の規定に基づき完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。

法人税法施行令第14条の7第3項の規定に基づき完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。

完全支配関係の区分

完全支配関係の区分

完全支配関係を有することとなった日(加入日)

完全支配関係を有することとなった日(加入日)

連結納税への加入時期の特例の適用を受ける場合

連結納税への加入時期の特例の適用を受ける場合

Form for document 207: Includes fields for representative name, address, business type, and capital amount.

Form for document 206: Includes fields for representative name, address, business type, and capital amount.

税理士署名

税理士署名

Table with 12 columns: Tax office, department, fiscal year, business type, number, input, preparation, communication date, year/month/day, application status, 1-3 status, confirmation.

Table with 12 columns: Tax office, department, fiscal year, business type, number, input, preparation, communication date, year/month/day, application status, 1-3 status, confirmation.

04.03改正

03.06改正

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(207 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(初葉))</p> <p style="text-align: center;">「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」の記載要領(1)</p> <p>1 この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。 なお、連結子法人となる法人ごとに作成してください。</p> <p>(1) 完全支配関係(完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。))4の3㉔、法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の法令14の7㉓) ◇提出法人:当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ◇提出期限:完全支配関係を有することとなった日以後遅滞なく ◇提出先:当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数:3通 ◇添付書類:① 出資関係図(この書類の提出時における連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図) ② グループ一覧(この書類の提出時における連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表) (注) 「連結納税の承認の申請書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>(2) 加入時期の特例(連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合) 連結子法人となる法人が、連結親法人事業年度又は連結申請特例年度の間において連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合で連結納税への加入時期の特例を適用する場合(令和2年旧法14㉔) ◇提出法人:当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ◇提出期限:当該連結子法人となる法人の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限 ◇提出先:当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数:1通(当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人が調査課所管である場合は2通)</p> <p>上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。 なお、同時に提出する場合は、書類(初葉)の標題の両方の口にレ印を付してください。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>(1) 書類(初葉)の上欄の「提出法人」、「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する口にレ印を付すとともに、当該法人(連結親法人又は連結親法人となる法人)の法人名等を記載し、書類(次葉)の「法人名等」欄には、提出法人(連結親法人又は連結親法人となる法人)の法人名等を記載してください。</p> <p>(2) 標題は、提出する書類の該当する口にレ印を付してください。</p> <p>(3) 「完全支配関係の区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する口にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「完全支配関係を有することとなった日(加入日)」欄は、完全支配関係を有することとなった日を記載してください。</p> <p>(5) 「加入日の前日の属する月次決算期間」及び「連結子法人適用開始年度」の各欄は、上記1(2)の連結納税への加入時期の特例の適用を受けようとする場合に、連結子法人となる法人の状況を記載してください。</p> <p>(6) 書類(初葉)の下欄(「連結子法人となる法人」欄)の「納税地」欄は、令和2年旧法人税法第4条の2の承認を受けた後にある場合は、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(7) 「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(206 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(初葉))</p> <p style="text-align: center;">「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」の記載要領(1)</p> <p>1 この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。 なお、連結子法人となる法人ごとに作成してください。</p> <p>(1) 完全支配関係(完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合(法4の3㉔、法令14の7㉓) ◇提出法人:当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ◇提出期限:完全支配関係を有することとなった日以後遅滞なく ◇提出先:当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数:3通 ◇添付書類:① 出資関係図(この書類の提出時における連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図) ② グループ一覧(この書類の提出時における連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表) (注) 「連結納税の承認の申請書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>(2) 加入時期の特例(連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合) 連結子法人となる法人が、連結親法人事業年度又は連結申請特例年度の間において連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合で連結納税への加入時期の特例を適用する場合(法14㉔) ◇提出法人:当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ◇提出期限:当該連結子法人となる法人の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限 ◇提出先:当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数:1通(当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人が調査課所管である場合は2通)</p> <p>上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。 なお、同時に提出する場合は、書類(初葉)の標題の両方の口にレ印を付してください。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>(1) 書類(初葉)の上欄の「提出法人」、「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する口にレ印を付すとともに、当該法人(連結親法人又は連結親法人となる法人)の法人名等を記載し、書類(次葉)の「法人名」欄には、提出法人(連結親法人又は連結親法人となる法人)の法人名を記載してください。</p> <p>(2) 標題は、提出する書類の該当する口にレ印を付してください。</p> <p>(3) 「完全支配関係の区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する口にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「完全支配関係を有することとなった日(加入日)」欄は、完全支配関係を有することとなった日を記載してください。</p> <p>(5) 「加入日の前日の属する月次決算期間」及び「連結子法人適用開始年度」の各欄は、上記1(2)の連結納税への加入時期の特例の適用を受けようとする場合に、連結子法人となる法人の状況を記載してください。</p> <p>(6) 書類(初葉)の下欄(「連結子法人となる法人」欄)の「納税地」欄は、法人税法第4条の2の承認を受けた後にある場合は、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(7) 「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後

(208 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類(次葉))

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類(次葉)

法人名等 (加入)

1 連結子法人となる法人が、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成・令和 年 月 日

2 連結子法人となる法人が、令和2年旧法人税法第4条の5第2項第5号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地

平成・令和 年 月 日

法人名等 納税地

3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

Table with columns for account types (e.g., 仕訳帳, 現金出納帳, 売上帳) and checkboxes for their presence.

4 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

5 その他参考事項(連結子法人となる法人の区分等)

令和2年旧法人税法第4条の3第6項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生ずる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分: □ 時価評価法人(令和2年旧法人税法第4条の3第9項又は第11項) □ 関連法人(時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人)

連結子法人適用開始年度: 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

(規格A4)

改 正 前

(207 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類(次葉))

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類(次葉)

法人名 (加入)

1 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成・令和 年 月 日

2 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第2項第5号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地

平成・令和 年 月 日

法人名 納税地

3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

Table with columns for account types (e.g., 仕訳帳, 現金出納帳, 売上帳) and checkboxes for their presence.

4 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

5 その他参考事項(連結子法人となる法人の区分等)

法人税法第4条の3第6項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生ずる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分: □ 時価評価法人(法人税法第4条の3第9項又は第11項) □ 関連法人(時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人)

連結子法人適用開始年度: 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

(規格A4)

改 正 後

(208 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類(次葉))

「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類」の記載要領(2)

1 「3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄は、備付け・保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付してください。また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄は「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄は「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。

2 「4 添付書類」欄は、この書類に添付した書類の番号を○で囲んでください。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(207 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類(次葉))

「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類」の記載要領(2)

1 「3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄は、備付け・保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付してください。また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄は「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄は「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。

2 「4 添付書類」欄は、この書類に添付した書類の番号を○で囲んでください。

(追加)

(209 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

※整理番号
※連結グループ整理番号

離脱

税務署受付印

3 連結提出人用 (添付書類含む)

提出法人
納税地
法人名等
法人番号
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額

法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の法人税法施行令第14条の9第2項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第132号)による改正前の法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由
連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合
連結完全支配関係を有しなくなった日
令和 年 月 日

事由の発生となった事実
解散
合併による解散
破産手続開始決定
残余財産確定
その他

その他参考事項等

連結子法人又は連結子法人となる法人の主要株主等の状況
付表3(連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり

法人名等
納税地
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額
※ 税務署処理欄
署名
整理番号
部門
決算期
業種番号
備考

税理士署名

※税務署処理欄
部門
決算期
業種番号
番号
入力
適用状態
1 連結申請中
2 連結承認
3 取りやめ
備考

(規格A4)

04.03 改正

(208 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

※整理番号
※連結グループ整理番号

離脱

税務署受付印

3 通提出 (添付書類含む)

提出法人
納税地
法人名等
法人番号
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額

法人税法施行令第14条の9第2項又は旧法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由
連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合
連結完全支配関係を有しなくなった日
令和 年 月 日

事由の発生となった事実
解散
合併による解散
破産手続開始決定
残余財産確定
その他
連結親法人
連結親法人となる法人
連結子法人
(法人名)
連結子法人となる法人
(法人名)

その他参考事項等

連結子法人又は連結子法人となる法人の主要株主等の状況
付表3(連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり

法人名等
納税地
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額
※ 税務署処理欄
署名
整理番号
部門
決算期
業種番号
備考

税理士署名

※税務署処理欄
部門
決算期
業種番号
番号
入力
適用状態
1 連結申請中
2 連結承認
3 取りやめ
備考

(規格A4)

03.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(209 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類) 「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領</p> <p>1 この書類は、<u>法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）</u>による改正前の法人税法施行令（以下「<u>令和2年旧法人税法施行令</u>」といいます。）第14条の9第2項又は<u>法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第132号）</u>による改正前の法人税法施行令（以下「<u>平成30年旧法人税法施行令</u>」といいます。）第14条の9第2項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分の通知を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合があります。</p> <p>なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。</p> <p>(1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（<u>令和2年旧法人税法施行令14の9②一</u>、<u>平成30年旧法人税法施行令14の9②一</u>）</p> <p>◇提出法人：当該連結親法人及び当該連結子法人 （注）平成31年4月1日以後に連結完全支配関係を有しなくなった場合には、連結子法人については、この書類を提出する必要はありません。</p> <p>◇提出期限：連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：① 当該連結親法人の納税地の所轄税務署長 ② 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通（連結子法人が提出する場合には、1通（当該連結子法人が調査課所管である場合には、2通））</p> <p>(2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（<u>令和2年旧法人税法施行令14の9②二</u>、<u>平成30年旧法人税法施行令14の9②二</u>）</p> <p>◇提出法人：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ② 当該連結子法人となる法人 （注）平成31年4月1日以後に完全支配関係を有しなくなった場合には、連結子法人となる法人については、この書類を提出する必要はありません。</p> <p>◇提出期限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：それぞれの法人の納税地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通（連結子法人となる法人が提出する場合には、1通（当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、2通））</p> <p>(3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（<u>令和2年旧法人税法施行令14の9②三</u>）</p> <p>◇提出法人：当該連結親法人 ◇提出期限：連結子法人がなくなった日以後遅滞なく ◇提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数：3通</p> <p>2 添付書類 この書類の提出が上記1(1)及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各3通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）</p> <p>(2) グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表） （注）「<u>連結納税の承認の申請書（次葉）</u>」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p> <p>(1) この書類の上欄の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。 （注）1 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人にあっては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 2 連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。</p> <p>(1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合 （連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合） 「<u>連結完全支配関係等の相手方</u>」の「<u>法人名等</u>」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」 「<u>事由の発生の基因となった事実</u>」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「<u>法人名等</u>」、「<u>納税地</u>」及び「<u>代表者氏名</u>」 （合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合） 「<u>提出法人</u>」の「<u>法人名等</u>」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」 「<u>事由の発生の基因となった事実</u>」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「<u>法人名等</u>」、「<u>納税地</u>」及び「<u>代表者氏名</u>」</p> <p>(2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合 （連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合） 「<u>連結完全支配関係等の相手方</u>」の「<u>法人名等</u>」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」 「<u>事由の発生の基因となった事実</u>」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」、同法人に係る「<u>法人名等</u>」、「<u>納税地</u>」及び「<u>代表者氏名</u>」 （被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合） 「<u>提出法人</u>」の「<u>法人名等</u>」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」 「<u>事由の発生の基因となった事実</u>」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「<u>法人名等</u>」、「<u>納税地</u>」及び「<u>代表者氏名</u>」</p> <p>(2) 「<u>事由の発生の基因となった事実</u>」欄 イ 「<u>事実</u>」欄は該当する□にレ印を付すとともに、「その他」に該当する場合は理由を記載してください。 ロ 「<u>当該事実が発生した法人</u>」欄は該当する□にレ印を付すとともに、「<u>連結子法人</u>」又は「<u>連結子法人となる法人</u>」に該当する場合は、その<u>法人名等</u>を記載してください。</p>	<p>(208 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類) 「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領</p> <p>1 この書類は、法人税法施行令第14条の9第2項又は平成30年改正前の法人税法施行令第14条の9第2項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分の通知を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。</p> <p>(1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（令14の9②一、旧令14の9②一）</p> <p>◇提出法人：当該連結親法人及び当該連結子法人 （注）平成31年4月1日以後に連結完全支配関係を有しなくなった場合には、連結子法人については、この書類を提出する必要はありません。</p> <p>◇提出期限：連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：① 当該連結親法人の納税地の所轄税務署長 ② 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通（連結子法人が提出する場合には、1通（当該連結子法人が調査課所管である場合には、2通））</p> <p>(2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（令14の9②二、旧令14の9②二）</p> <p>◇提出法人：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ② 当該連結子法人となる法人 （注）平成31年4月1日以後に完全支配関係を有しなくなった場合には、連結子法人となる法人については、この書類を提出する必要はありません。</p> <p>◇提出期限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p>◇提出先：それぞれの法人の納税地の所轄税務署長</p> <p>◇提出部数：3通（連結子法人となる法人が提出する場合には、1通（当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、2通））</p> <p>(3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（令14の9②三）</p> <p>◇提出法人：当該連結親法人 ◇提出期限：連結子法人がなくなった日以後遅滞なく ◇提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数：3通</p> <p>2 添付書類 この書類の提出が上記1(1)及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各3通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）</p> <p>(2) グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表） （注）「<u>連結納税の承認の申請書（次葉）</u>」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p> <p>(1) この書類の上欄の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。 （注）1 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人にあっては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 2 連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。</p> <p>(1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合 （連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合） 「<u>連結完全支配関係等の相手方</u>」の「<u>法人名</u>」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」 「<u>事由の発生の基因となった事実</u>」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「<u>法人名</u>」、「<u>納税地</u>」及び「<u>代表者氏名</u>」 （合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合） 「<u>提出法人</u>」の「<u>法人名</u>」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」 「<u>事由の発生の基因となった事実</u>」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「<u>法人名</u>」、「<u>納税地</u>」及び「<u>代表者氏名</u>」</p> <p>(2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合 （連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合） 「<u>連結完全支配関係等の相手方</u>」の「<u>法人名</u>」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」 「<u>事由の発生の基因となった事実</u>」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」、同法人に係る「<u>法人名</u>」、「<u>納税地</u>」及び「<u>代表者氏名</u>」 （被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合） 「<u>提出法人</u>」の「<u>法人名</u>」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」 「<u>事由の発生の基因となった事実</u>」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「<u>法人名</u>」、「<u>納税地</u>」及び「<u>代表者氏名</u>」</p> <p>(2) 「<u>事由の発生の基因となった事実</u>」欄 イ 「<u>事実</u>」欄は該当する□にレ印を付すとともに、「その他」に該当する場合は理由を記載してください。 ロ 「<u>当該事実が発生した法人</u>」欄は該当する□にレ印を付すとともに、「<u>連結子法人</u>」又は「<u>連結子法人となる法人</u>」に該当する場合は、その<u>法人名</u>を記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(209 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)</p> <p>ハ 「その他参考事項等」欄は、上記イの事実の参考となる事項（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。</p> <p>また、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表3（連結子法人等の主要株主等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。</p> <p>(3) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。</p> <p>(4) この書類の下欄の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。</p> <p>なお、上記1(3)による提出の場合には記載不要です。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ <u>法人課税信託の名称の併記</u></p> <p><u>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</u></p>	<p>(208 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)</p> <p>ハ 「その他参考事項等」欄は、上記イの事実の参考となる事項（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。</p> <p>また、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表3（連結子法人等の主要株主等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。</p> <p>(3) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。</p> <p>(4) この書類の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。</p> <p>なお、上記1(3)による提出の場合には記載不要です。</p> <p>(5) 「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p><u>(追 加)</u></p>

改正後

(212 連結納税の承認の取消通知書)

納所 税在 地地		(記 号 番 号)
		令和 年 月 日
法 人 名		
代 氏 表 者 名	殿	

国 税 庁 長 官

連 結 納 税 の 承 認 の 取 消 通 知 書

貴法人について、次のとおり所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第4条の5第1項第 号に掲げる事実があることから、同項の規定に基づき連結納税の承認を取り消したので通知します。

(取消処分の基因となった事実)

04.03 改正

(規格 A 4)

改正前

(211 連結納税の承認の取消通知書)

納所 税在 地地		(記 号 番 号)
		令和 年 月 日
法 人 名		
代 氏 表 者 名	殿	

国 税 庁 長 官

連 結 納 税 の 承 認 の 取 消 通 知 書

貴法人について、次のとおり法人税法第4条の5第1項第 号に掲げる事実があることから、同項の規定に基づき連結納税の承認を取り消したので通知します。

(取消処分の基因となった事実)

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(220 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類 e-Tax による申告の特例に係る届出書 (初葉)

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類
及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する
旨を記載した書類
e-Tax による申告の特例に係る届出書 (初葉)

※ 整理番号	
※ 通算グループ整理番号	

加入

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> 通算子法人 <input type="checkbox"/> 通算親税法人となる法人	(フリガナ)	電話 () -
		法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名		

- 法人税法施行令第 131 条の 12 第 3 項の規定に基づき、完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。
また、法人税法第 75 条の 4 第 1 項及び地方税法第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定法人に該当し、納税申告書について e-Tax による申告を行う必要があるため届け出ます。
- 法人税法第 14 条第 8 項 (グループ通算制度への加入時期の特例) の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。

完全支配関係の区分	<input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった日又は特例決算期間の末日の翌日から効力が生ずる場合 法人税法第 64 条の 9 第 11 項 (同条第 13 項) <input type="checkbox"/> 申請特例年度において完全支配関係を有することとなった場合 法人税法第 64 条の 9 第 12 項 (同条第 13 項)
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

完全支配関係を有することとなった日 (加入日)	令和 年 月 日
-------------------------	----------

グループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合	加入日の前日の属する特例決算期間	初日令和 年 月 日 末日令和 年 月 日
	加入日の前日から特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日
	通算子法人最初通算事業年度	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日

通算子法人となる法人	(フリガナ)	※ 税務署処理欄	署 名
	法 人 名 等		整 理 番 号
	納 税 地		部 門
	(フリガナ)		決 算 期
	代 表 者 氏 名		備 考
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額		円
発行済株式等の状況	付表 2 (発行済株式等の状況) のとおり		
<input type="checkbox"/> 法人税法第 14 条第 8 項第 1 号に規定する「他の内国法人」			

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	適 用 状 態	1 通算申請中 2 通算承認 3 取りやめ	確 認
---------	-----	-------	---------	-----	-----	-----	-----------	-------	---------	-----------------------------	-----

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(219 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類 e-Tax による申告の特例に係る届出書 (初葉)

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類
及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する
旨を記載した書類
e-Tax による申告の特例に係る届出書 (初葉)

※ 整理番号	
※ 通算グループ整理番号	

加入

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> 通算子法人 <input type="checkbox"/> 通算親税法人となる法人	(フリガナ)	電話 () -
		法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名		

- 法人税法施行令第 131 条の 12 第 3 項の規定に基づき、完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。
また、法人税法第 75 条の 4 第 1 項及び地方税法第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定法人に該当し、納税申告書について e-Tax による申告を行う必要があるため届け出ます。
- 法人税法第 14 条第 8 項 (グループ通算制度への加入時期の特例) の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。

完全支配関係の区分	<input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった日又は特例決算期間の末日の翌日から効力が生ずる場合 法人税法第 64 条の 9 第 11 項 (同条第 13 項) <input type="checkbox"/> 申請特例年度において完全支配関係を有することとなった場合 法人税法第 64 条の 9 第 12 項 (同条第 13 項)
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

完全支配関係を有することとなった日 (加入日)	令和 年 月 日
-------------------------	----------

グループ通算制度への加入時期の特例の適用を受ける場合	加入日の前日の属する特例決算期間	初日令和 年 月 日 末日令和 年 月 日
	加入日の前日から特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日
	通算子法人最初通算事業年度	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日

通算子法人となる法人	(フリガナ)	※ 税務署処理欄	署 名
	法 人 名 等		整 理 番 号
	納 税 地		部 門
	(フリガナ)		決 算 期
	代 表 者 氏 名		備 考
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額		円
発行済株式等の状況	付表 2 (発行済株式等の状況) のとおり		
<input type="checkbox"/> 法人税法第 14 条第 8 項第 1 号に規定する「他の内国法人」			

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	適 用 状 態	1 通算申請中 2 通算承認 3 取りやめ	確 認
---------	-----	-------	---------	-----	-----	-----	-----------	-------	---------	-----------------------------	-----

(規格 A 4)

改 正 後

改 正 前

(224 グループ通算制度の承認申請の承認・却下通知書)

(新 規)

(新 規)

(記 号 番 号)
令和 年 月 日

納
税
地

法
人
名

代
表
者
名

殿

国 税 庁 長 官

グループ通算制度の承認申請の承認
却下 通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされたグループ通算制度の承認申請につい
ては、調査したところ 相 当 と認められるので、これを 承認 したか
以下の理由により不相当 却下
ら通知します。

(処分の理由)

(224 グループ通算制度の承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(新 規)

(新 規)

(224 グループ通算制度の承認申請の承認・却下通知書)

(新 規)

グループ通算制度の承認申請の承認・却下通知書

1 使用目的

「グループ通算制度の承認申請の承認通知書」は、グループ通算制度の承認申請について承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
表 題 及 び 本 文	グループ通算制度の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について、申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(新 規)

改正後

改正前

(227 グループ通算制度の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

(新規)

(新規)

納 税 地	
法 人 名	
代 表 者 名	殿

(記 号 番 号)
令和 年 月 日

国 税 庁 長 官

承認
通知書
却 下

グループ通算制度の取りやめの承認申請の

貴法人から令和 年 月 日付でされたグループ通算制度の取りやめの承認申
請については、調査したところ 相 当 承認
以下の理由により不相当 と認められるので、これを 却下
したから通知します。

(処分の理由)

(227 グループ通算制度の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(新 規)

(新 規)

(227 グループ通算制度の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

(新 規)

青色申告の承認の取消通知書（通算法人用）

(新 規)

1 使用目的

「青色申告の承認の取消通知書（通算法人用）」は、通算法人へ青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「法人税法第 127 条第 1 項第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実該当する号数を記載する。また、該当する号数が 2 以上ある場合は、主な取消理由の号数のみを記載する。
取消処分の基因となった事実	青色申告の承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(228 グループ通算制度へ移行しない旨の届出書)

グループ通算制度へ移行しない旨の届出書

※整理番号 ※連結グループ整理番号			
令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人(連結親法人)	納税地	〒
		(フリガナ)	電話() -
		法人名	
		法人番号	
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度以降、グループ通算制度へ移行しないので、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則第29条第2項の規定により届け出ます。 ※ この届出書の提出によりグループ通算制度へ移行しない連結親法人又は連結子法人で最終の連結事業年度終了の日の翌日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないものは、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則第29条第3項の規定により、法人税法第64条の9第1項第3号に掲げる法人とみなされ、その期間は通算親法人又は通算子法人になることができません。			
【その他参考事項】			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号
			番 号
			入 力
			備 考
		通 信 日付印	年 月 日
			確 認

(注意事項)

- この届出書は、連結法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度からグループ通算制度へ移行しない場合に使用してください。
- 提出期限等については以下のとおりです。
 - ◇ 提出法人：連結親法人
 - ◇ 提出期限：当該連結親法人の令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日
 - ◇ 提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
 - ◇ 提出部数：1通(調査課所管法人については2通)
- 「その他参考事項」欄には参考となる事項を記載してください。
- 「税理士署名」欄には、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 「※税務署処理欄」は記載しないでください。

04.03 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(225 グループ通算制度へ移行しない旨の届出書)

グループ通算制度へ移行しない旨の届出書

※整理番号 ※連結グループ整理番号			
令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人(連結親法人)	納税地	〒
		(フリガナ)	電話() -
		法人名	
		法人番号	
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度以降、グループ通算制度へ移行しないので、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則第29条第2項の規定により届け出ます。 ※ この届出書の提出によりグループ通算制度へ移行しない連結親法人又は連結子法人で最終の連結事業年度終了の日の翌日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないものは、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)(以下「令和2年改正法」といいます。)附則第29条第3項の規定により、令和2年改正法による改正後の法人税法第64条の9第1項第3号に掲げる法人とみなされ、その期間は通算親法人又は通算子法人になることができません。			
【その他参考事項】			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号
			番 号
			入 力
			備 考
		通 信 日付印	年 月 日
			確 認

(注意事項)

- この届出書は、連結法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度からグループ通算制度へ移行しない場合に使用してください。
- 提出期限等については以下のとおりです。
 - ◇ 提出法人：連結親法人
 - ◇ 提出期限：当該連結親法人の令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日
 - ◇ 提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
 - ◇ 提出部数：1通(調査課所管法人については2通)
- 「その他参考事項」欄には参考となる事項を記載してください。
- 「税理士署名」欄には、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 「※税務署処理欄」は記載しないでください。

03.06 改正

(規格 A 4)

改正後

(232) 更正の請求書(連結申告用)(平成30年4月1日前終了連結事業年度分)

更正の請求書 (連結申告用) header section including tax authority stamp, date, and recipient information.

国税通則法第23条...の規定に基づき 自平成 年 月 日 [連結事業年度の連結確定申告]に係る 至平成 年 月 日 [課税事業年度の地方法人税確定申告]に係る

Main table for tax calculation with columns for 'この請求前の金額' and '更正の請求金額'. Rows include '法人税額', '地方法人税額', and '差引'.

Footer section for the 'After' form, including '更正の請求をする理由等', submission dates, and tax agent information.

Bottom header section for the 'After' form, including '税理士署名' and administrative fields.

04.03 改正 (平成30年4月1日前終了連結事業年度分)

(規格A4)

改正前

(229) 更正の請求書(連結申告用)(平成30年4月1日前終了連結事業年度分)

更正の請求書 (連結申告用) header section including tax authority stamp, date, and recipient information.

国税通則法第23条...の規定に基づき 自平成 年 月 日 [連結事業年度の連結確定申告]に係る 至平成 年 月 日 [課税事業年度の地方法人税確定申告]に係る

Main table for tax calculation with columns for 'この請求前の金額' and '更正の請求金額'. Rows include '法人税額', '地方法人税額', and '差引'.

Footer section for the 'Before' form, including '更正の請求をする理由等', submission dates, and tax agent information.

Bottom header section for the 'Before' form, including '税理士署名' and administrative fields.

03.06 改正 (平成30年4月1日前終了連結事業年度分)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前																				
<p>(232 更正の請求書(連結申告用)(平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分))</p> <p>更正の請求書（連結申告用）の記載要領等</p> <p>【平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分】</p>	<p>(229 更正の請求書(連結申告用)(平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分))</p> <p>更正の請求書（連結申告用）の記載要領等</p> <p>【平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分】</p>																				
<p>1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第82条、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の地方法人税法（以下「令和 2 年旧地方法人税法」といいます。）第24条又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第 6 号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成31年旧措置法」といいます。）第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</u></p> <p>(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度又は課税事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）</p>	<p>1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）</p>																				
<p>2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提 出 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する<u>延長の処分があった</u>場合は、その<u>延長後の</u>申告期限）から 5 年以内(注)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実^イに該当した日の翌日から起算して 2 月以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3) <u>令和 2 年旧法人税法第 82 条又は令和 2 年旧地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合</u></td> <td>請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(4) <u>平成 31 年旧措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合</u></td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する<u>延長の処分があった</u>場合は、その<u>延長後の</u>申告期限）から 6 年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	提 出 期 限	(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった</u> 場合は、その <u>延長後の</u> 申告期限）から 5 年以内(注)	(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内	(3) <u>令和 2 年旧法人税法第 82 条又は令和 2 年旧地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内	(4) <u>平成 31 年旧措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった</u> 場合は、その <u>延長後の</u> 申告期限）から 6 年以内	<p>2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提 出 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する<u>承認がある</u>場合は、その<u>承認申告期限</u>）から 5 年以内(注)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実^イに該当した日の翌日から起算して 2 月以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(4) <u>租税特別措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合</u></td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する<u>承認がある</u>場合は、その<u>承認申告期限</u>）から 6 年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	提 出 期 限	(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>承認がある</u> 場合は、その <u>承認申告期限</u> ）から 5 年以内(注)	(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内	(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内	(4) <u>租税特別措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>承認がある</u> 場合は、その <u>承認申告期限</u> ）から 6 年以内
区 分	提 出 期 限																				
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった</u> 場合は、その <u>延長後の</u> 申告期限）から 5 年以内(注)																				
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内																				
(3) <u>令和 2 年旧法人税法第 82 条又は令和 2 年旧地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内																				
(4) <u>平成 31 年旧措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった</u> 場合は、その <u>延長後の</u> 申告期限）から 6 年以内																				
区 分	提 出 期 限																				
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>承認がある</u> 場合は、その <u>承認申告期限</u> ）から 5 年以内(注)																				
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内																				
(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内																				
(4) <u>租税特別措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>承認がある</u> 場合は、その <u>承認申告期限</u> ）から 6 年以内																				
<p>(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年以内となります。 <u>(削除)</u></p>	<p>(注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年以内となります。<u>（純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成 24 年 3 月 31 日までの間の適用については、7 年以内となります。）。</u> 2 <u>平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来する申告については 1 年以内となります。</u></p>																				
<p>3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>4 この請求書は、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。</p> <p>5 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書（これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。</p> <p>(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。</p> <p>また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。</p> <p>(4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、<u>令和 2 年旧法人税法第82条又は令和 2 年旧地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。</u></p>	<p>3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>4 この請求書は、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。</p> <p>5 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書（これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。</p> <p>(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。</p> <p>また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。</p> <p>(4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。</p>																				

改正後	改正前
<p>(232 更正の請求書(連結申告用)(平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分))</p> <p>(5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(229 更正の請求書(連結申告用)(平成 30 年 4 月 1 日前終了連結事業年度分))</p> <p>(5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改正後

(233 更正の請求書(連結申告用)(平成30年4月1日以後終了事業年度分))

更正の請求書 (連結申告用) header section including tax office stamp, date, and recipient information.

国税通則法第23条...の規定に基づき 自平成 年 月 日(連結事業年度の連結確定申告)に係る 課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

Main table for tax correction with columns for 'この請求前の金額' and '更正の請求金額'. Includes rows for '法人税額' and '地方法人税額'.

Reasons for correction section with fields for submission date, receipt date, and delivery method.

Tax officer signature and stamp section.

04.03 改正 (平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した連結事業年度分)

(規格A4)

改正前

(230 更正の請求書(連結申告用)(平成30年4月1日以後終了事業年度分))

更正の請求書 (連結申告用) header section including tax office stamp, date, and recipient information.

国税通則法第23条...の規定に基づき 自平成 年 月 日(連結事業年度の連結確定申告)に係る 課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

Main table for tax correction with columns for 'この請求前の金額' and '更正の請求金額'. Includes rows for '法人税額' and '地方法人税額'.

Reasons for correction section with fields for submission date, receipt date, and delivery method.

Tax officer signature and stamp section.

03.06 改正 (平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した連結事業年度分)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前																				
<p>(233 更正の請求書(連結申告用)(平成30年4月1日以後終了事業年度分))</p> <p>更正の請求書(連結申告用)の記載要領等</p> <p>【平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した連結事業年度分】</p>	<p>(230 更正の請求書(連結申告用)(平成30年4月1日以後終了事業年度分))</p> <p>更正の請求書(連結申告用)の記載要領等</p> <p>【平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した連結事業年度分】</p>																				
<p>1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、<u>所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)</u>による<u>改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)</u>第82条、<u>所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)</u>による<u>改正前の地方法人税法(以下「令和2年旧地方法人税法」といいます。)</u>第24条又は<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)</u>による<u>改正前の租税特別措置法(以下「平成31年旧措置法」といいます。)</u>第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。)</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度又は課税事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合(還付金額については過少となる場合)</p>	<p>1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。)</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合(還付金額については過少となる場合)</p>																				
<p>2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提 出 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する<u>延長の処分があった</u>場合は、その<u>延長後の</u>申告期限)から5年以内(注)</td> </tr> <tr> <td>(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実^イに該当した日の翌日から起算して2月以内</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>令和2年旧法人税法</u>第82条又は<u>令和2年旧地方法人税法</u>第24条の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内</td> </tr> <tr> <td>(4) <u>平成31年旧措置法</u>第68条の88第21項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する<u>延長の処分があった</u>場合は、その<u>延長後の</u>申告期限)から6年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	提 出 期 限	(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった</u> 場合は、その <u>延長後の</u> 申告期限)から5年以内(注)	(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内	(3) <u>令和2年旧法人税法</u> 第82条又は <u>令和2年旧地方法人税法</u> 第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内	(4) <u>平成31年旧措置法</u> 第68条の88第21項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった</u> 場合は、その <u>延長後の</u> 申告期限)から6年以内	<p>2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提 出 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する<u>承認がある</u>場合は、その<u>承認</u>申告期限)から5年以内(注)</td> </tr> <tr> <td>(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実^イに該当した日の翌日から起算して2月以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内</td> </tr> <tr> <td>(4) <u>租税特別措置法</u>第68条の88第21項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する<u>承認がある</u>場合は、その<u>承認</u>申告期限)から6年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	提 出 期 限	(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する <u>承認がある</u> 場合は、その <u>承認</u> 申告期限)から5年以内(注)	(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内	(3) 法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内	(4) <u>租税特別措置法</u> 第68条の88第21項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する <u>承認がある</u> 場合は、その <u>承認</u> 申告期限)から6年以内
区 分	提 出 期 限																				
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった</u> 場合は、その <u>延長後の</u> 申告期限)から5年以内(注)																				
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内																				
(3) <u>令和2年旧法人税法</u> 第82条又は <u>令和2年旧地方法人税法</u> 第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内																				
(4) <u>平成31年旧措置法</u> 第68条の88第21項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった</u> 場合は、その <u>延長後の</u> 申告期限)から6年以内																				
区 分	提 出 期 限																				
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する <u>承認がある</u> 場合は、その <u>承認</u> 申告期限)から5年以内(注)																				
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内																				
(3) 法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内																				
(4) <u>租税特別措置法</u> 第68条の88第21項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する <u>承認がある</u> 場合は、その <u>承認</u> 申告期限)から6年以内																				
<p>(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、<u>10年(平成30年3月31日以前に開始した連結事業年度又は課税事業年度分)</u>については<u>9年</u>以内となります。</p>	<p>(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、<u>9年(平成30年4月1日以後に開始する事業年度)</u>については<u>10年</u>以内となります。</p>																				
<p>3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>4 この請求書は、1通(調査課所管法人の場合は2通)作成して提出してください。</p> <p>5 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書(これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。</p> <p>(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。</p> <p>また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。</p> <p>(4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、<u>令和2年旧法人税法</u>第82条又は<u>令和2年旧地方法人税法</u>第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。</p> <p>(5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取</p>	<p>3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>4 この請求書は、1通(調査課所管法人の場合は2通)作成して提出してください。</p> <p>5 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書(これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。</p> <p>(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。</p> <p>また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。</p> <p>(4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。</p> <p>(5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取</p>																				

改正後	改正前
<p>(233 更正の請求書(連結申告用)(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p>引銀行等の名称等 (該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(230 更正の請求書(連結申告用)(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p>引銀行等の名称等 (該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改正後

(234 更正の請求書(連結申告用)(平成31年4月1日以後終了事業年度分))

更正の請求書 (連結申告用)

※整理番号 ※連結グループ整理番号

納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目

令和 年 月 日 税務署長殿 国税通則法第23条 旧法人税法第82条 旧地方法人税法第24条 旧租税特別措置法第68条の88

記 区分 この請求前の金額 更正の請求金額 連 結 所得 連 結 所得金額又は連結欠損金額 1 円 2 円 3 円 4 円 5 円 6 円 7 円 8 円 9 円 10 円 11 円 12 円 13 円 14 円 15 円 16 円 17 円 18 円 19 円 20 円 21 円 22 円 23 円 24 円 25 円 26 円 27 円 28 円 29 円 30 円 31 円 32 円 33 円 34 円 35 円

(更正の請求をする理由等) 修正申告書提出年月日 平成・令和 年 月 日 更正決定通知書受理年月日 平成・令和 年 月 日 添付書類 1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合

税理士署名 ※税務署 処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 通信日付印 確認

04.03 改正 (平成31年4月1日以後終了連結事業年度分)

改正前

(231 更正の請求書(連結申告用)(平成31年4月1日以後終了事業年度分))

更正の請求書 (連結申告用)

※整理番号 ※連結グループ整理番号

納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目

令和 年 月 日 税務署長殿 国税通則法第23条 法人税法第82条 地方法人税法第24条 租税特別措置法第68条の88

記 区分 この請求前の金額 更正の請求金額 連 結 所得 連 結 所得金額又は連結欠損金額 1 円 2 円 3 円 4 円 5 円 6 円 7 円 8 円 9 円 10 円 11 円 12 円 13 円 14 円 15 円 16 円 17 円 18 円 19 円 20 円 21 円 22 円 23 円 24 円 25 円 26 円 27 円 28 円 29 円 30 円 31 円 32 円 33 円 34 円 35 円

(更正の請求をする理由等) 修正申告書提出年月日 平成・令和 年 月 日 更正決定通知書受理年月日 平成・令和 年 月 日 添付書類 1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合

税理士署名 ※税務署 処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 整理簿 通信日付印 確認

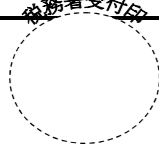
03.06 改正 (平成31年4月1日以後終了連結事業年度分)

改 正 後	改 正 前																				
<p>(234 更正の請求書(連結申告用)(平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p>更正の請求書（連結申告用）の記載要領等</p> <p>【平成 31 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分】</p>	<p>(231 更正の請求書(連結申告用)(平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p>更正の請求書（連結申告用）の記載要領等</p> <p>【平成 31 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分】</p>																				
<p>1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第82条、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の地方法人税法（以下「令和 2 年旧地方法人税法」といいます。）第24条又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第68条の88第27項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</u></p> <p>(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度又は課税事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）</p>	<p>1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第27項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）</p>																				
<p>2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提 出 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する<u>延長の処分があった</u>場合は、その<u>延長後の</u>申告期限）から 5 年以内（注 1）</td> </tr> <tr> <td>(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実^イに該当した日の翌日から起算して 2 月以内</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>令和 2 年旧法人税法第 82 条又は令和 2 年旧地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合</u></td> <td>請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内</td> </tr> <tr> <td>(4) <u>令和 2 年旧措置法第 68 条の 88 第 27 項の規定に基づいて提出する場合</u></td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する<u>延長の処分があった</u>場合は、その<u>延長後の</u>申告期限）から <u>7</u>年以内（注 2）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	提 出 期 限	(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった</u> 場合は、その <u>延長後の</u> 申告期限）から 5 年以内（注 1）	(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内	(3) <u>令和 2 年旧法人税法第 82 条又は令和 2 年旧地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内	(4) <u>令和 2 年旧措置法第 68 条の 88 第 27 項の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった</u> 場合は、その <u>延長後の</u> 申告期限）から <u>7</u> 年以内（注 2）	<p>2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提 出 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する<u>承認がある</u>場合は、その<u>承認</u>申告期限）から 5 年以内（注 1）</td> </tr> <tr> <td>(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実^イに該当した日の翌日から起算して 2 月以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内</td> </tr> <tr> <td>(4) <u>租税特別措置法第 68 条の 88 第 27 項の規定に基づいて提出する場合</u></td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する<u>承認がある</u>場合は、その<u>承認</u>申告期限）から <u>6</u>年以内（注 2）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	提 出 期 限	(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>承認がある</u> 場合は、その <u>承認</u> 申告期限）から 5 年以内（注 1）	(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内	(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内	(4) <u>租税特別措置法第 68 条の 88 第 27 項の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>承認がある</u> 場合は、その <u>承認</u> 申告期限）から <u>6</u> 年以内（注 2）
区 分	提 出 期 限																				
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった</u> 場合は、その <u>延長後の</u> 申告期限）から 5 年以内（注 1）																				
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内																				
(3) <u>令和 2 年旧法人税法第 82 条又は令和 2 年旧地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内																				
(4) <u>令和 2 年旧措置法第 68 条の 88 第 27 項の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>延長の処分があった</u> 場合は、その <u>延長後の</u> 申告期限）から <u>7</u> 年以内（注 2）																				
区 分	提 出 期 限																				
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>承認がある</u> 場合は、その <u>承認</u> 申告期限）から 5 年以内（注 1）																				
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内																				
(3) 法人税法第 82 条又は地方法人税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内																				
(4) <u>租税特別措置法第 68 条の 88 第 27 項の規定に基づいて提出する場合</u>	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する <u>承認がある</u> 場合は、その <u>承認</u> 申告期限）から <u>6</u> 年以内（注 2）																				
<p>(注 1) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10 年以内となります。</p> <p>(注 2) 令和 2 年 3 月 31 日以前に開始した連結事業年度又は課税事業年度分については、<u>6</u> 年以内となります。</p>	<p>(注 1) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10 年以内となります。</p> <p>(注 2) 令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分については、<u>7</u> 年以内となります。</p>																				
<p>3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>4 この請求書は、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。</p> <p>5 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書（これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。</p> <p>(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。</p> <p>また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。</p> <p>(4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、<u>令和 2 年旧法人税法第82条又は令和 2 年旧地方法人税法第24 条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。</u></p> <p>(5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取</p>	<p>3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>4 この請求書は、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。</p> <p>5 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書（これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。</p> <p>(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。</p> <p>また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。</p> <p>(4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。</p> <p>(5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取</p>																				

改 正 後	改 正 前
<p>(234 更正の請求書(連結申告用)(平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p>引銀行等の名称等 (該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(231 更正の請求書(連結申告用)(平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))</p> <p>引銀行等の名称等 (該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改正後

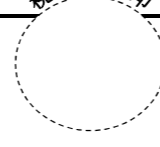
(243) 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書

 令和 年 月 日		※整理番号 ※連結グループ整理番号	
		連結欠損金の繰戻しによる還付請求書	
納税地 〒 (フリガナ) 法人名 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 〒 事業種目 業		〒 電話() -	
所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。			
記			
欠損連結事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日	還付所得連結事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日
区 分		請求金額	※金額
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連結欠損金額 (1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 (2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額 (3)		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引連結所得金額((3)-(4)) (5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控除税額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
差引法人税額((12)-(13)) (14)			
還付金額((14)×(2)/(5)) (15)			
請求期限	令和 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
	この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合には、連結確定申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 令和2年旧法人税法第81条の31第4項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則第105条第2項に規定する特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し		
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認

04.03 改正

改正前

(240) 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書

 令和 年 月 日		※整理番号 ※連結グループ整理番号	
		連結欠損金の繰戻しによる還付請求書	
納税地 〒 (フリガナ) 法人名 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 〒 事業種目 業		〒 電話() -	
法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。			
記			
欠損連結事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日	還付所得連結事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日
区 分		請求金額	※金額
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連結欠損金額 (1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 (2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額 (3)		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引連結所得金額((3)-(4)) (5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控除税額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
差引法人税額((12)-(13)) (14)			
還付金額((14)×(2)/(5)) (15)			
請求期限	令和 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
	この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合には、連結確定申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第81条の31第4項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 租税特別措置法第68条の98第2項の設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し		
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認

03.06 改正

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(243 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) <u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）（以下「令和2年改正法」といいます。）</u>による改正前の法人税法（以下「<u>令和2年旧法</u>」）といいます。）第81条の31第1項の規定により、各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注)平成14年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、次の①又は②のみが対象となりますので、ご注意ください。</p> <p>① <u>連結親法人（次のイ又はロに掲げるものに限り、また、その連結親法人（以下「受託法人」といいます。）を除きます。）の連結欠損金額（新型コロナ特税法第8条、令和2年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の97）</u></p> <p>イ 普通法人（<u>令和2年旧法第4条の7</u>に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）を除きます。）である連結親法人のうち、その連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円（令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各連結事業年度（以下「特例連結事業年度」といいます。）については、10億円）以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第2条第5項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）を除きます。）</p> <p>(i) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(ii) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上（特例連結事業年度については、10億円超）である法人</p> <p>(iii) 相互会社及び保険業法第2条第10項に規定する外国相互会社</p> <p>(iv) 受託法人</p> <p>(v) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 協同組合等である連結親法人</p> <p>② 次のイからハまでに掲げる要件を満たす連結欠損金額（特定設備廃棄等欠損金額）（令和2年改正法附則第105条）</p> <p>イ 連結親法人（①に掲げる法人を除きます。）又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第19条第1項に規定する認定事業再編事業者（同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第18条第1項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和2年3月31日以前に同条第1項の認定を受けたものに限り、また、その連結親法人（以下「受託法人」といいます。）を除きます。）であること。</p> <p>ロ 平成29年8月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額であること。</p> <p>ハ ロのうち、連結親法人又はその連結子法人（<u>令和2年旧措置法第68条の33並びに同条の規定に係る同法第68条の40第1項及び第4項並びに同法第68条の41第1項から第3項まで、第11項及び第12項の規定の適用を受ける連結法人を除きます。）</u>が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第2条第7項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの連結事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第19条第1項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額の合計額であること。</p> <p>(2) <u>令和2年旧法第81条の31第4項の規定により、連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）</u>が生じた場合に、その事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 更生手続の開始</p> <p>ハ 再生手続開始の決定</p> <p>2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、その連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限りて請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は、2通）提出してください。この場合において、還付所得連結事業年度が2以上あるときには、別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 上記1(1)の場合（<u>令和2年旧法第81条の31第1項の規定により提出する場合</u>） 欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出時</p> <p>上記の欠損連結事業年度の連結確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によって欠損連結事業年度の連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていきますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p>	<p>(240 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定により、各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>(注)平成14年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、次の①又は②のみが対象となりますので、ご注意ください。</p> <p>① <u>連結親法人（次のイ又はロに掲げるものに限り、また、その連結親法人（以下「受託法人」といいます。）を除きます。）の連結欠損金額（新型コロナ特税法第8条、租税特別措置法第68条の97、令2法律第8号改正法による改正前の租税特別措置法第68条の98）</u></p> <p>イ 普通法人（法第4条の7に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）を除きます。）である連結親法人のうち、その連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円（令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各連結事業年度（以下「特例連結事業年度」といいます。）については、10億円）以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第2条第5項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）を除きます。）</p> <p>(i) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>(ii) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上（特例連結事業年度については、10億円超）である法人</p> <p>(iii) 相互会社及び保険業法第2条第10項に規定する外国相互会社</p> <p>(iv) 受託法人</p> <p>(v) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</p> <p>ロ 協同組合等である連結親法人</p> <p>② 次のイからハまでに掲げる要件を満たす連結欠損金額（設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額）（<u>令2法律第8号改正法による改正前の租税特別措置法第68条の98、令2法律第8号改正法附則第105条</u>）</p> <p>イ 連結親法人（①に掲げる法人を除きます。）又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第19条第1項に規定する認定事業再編事業者（同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第18条第1項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和2年3月31日以前に同条第1項の認定を受けたものに限り、また、その連結親法人（以下「受託法人」といいます。）を除きます。）であること。</p> <p>ロ 平成29年8月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額であること。</p> <p>ハ ロのうち、連結親法人又はその連結子法人（<u>租税特別措置法第68条の33並びに同条の規定に係る同法第68条の40第1項及び第4項並びに同法第68条の41第1項から第3項まで、第11項及び第12項の規定の適用を受ける連結法人を除きます。）</u>が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第2条第7項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの連結事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第19条第1項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額の合計額であること。</p> <p>(2) 法第81条の31第4項の規定により、連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合</p> <p>イ 解散（適格合併による解散を除きます。）</p> <p>ロ 更生手続の開始</p> <p>ハ 再生手続開始の決定</p> <p>2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、その連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限りて請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は、2通）提出してください。この場合において、還付所得連結事業年度が2以上あるときには、別葉に作成して提出してください。</p> <p>(1) 上記1(1)の場合（<u>法第81条の31第1項の規定により提出する場合</u>） 欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出時</p> <p>上記の欠損連結事業年度の連結確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によって欠損連結事業年度の連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていきますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p><u>なお、特例連結事業年度である欠損連結事業年度の連結確定申告書を令和2年7月1日以前に提出した連結親法人（その欠損連結事業年度が特例連結事業年度でない連結事業年度であると仮定した場合における上記1(1)(注)①イ及びロに掲げる連結親法人を除きます。）については、令和2年7月31日が請求書の提出期限となります（新型コロナ特税法附則第5条）。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(243 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>(2) 上記1(2)の場合(令和2年旧法第81条の31条第4項の規定により提出する場合) 解散等の事実が生じた日以後1年以内(連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。)</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額(申告書別表一の二の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、その欠損連結事業年度において生じた災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)②の特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損連結事業年度の連結欠損金額(災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額を除いた金額)のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額(申告書別表一の二の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、<u>令和2年旧措置法第68条の67第1項</u>(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、<u>令和2年旧措置法第3章第18節</u>(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金</p>	<p>(240 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>(2) 上記1(2)の場合(法第81条の31条第4項の規定により提出する場合) 解散等の事実が生じた日以後1年以内(連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。)</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額(申告書別表一の二(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)、別表一の二(二)又は別表一の二(三))の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、その欠損連結事業年度において生じた災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)②の設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損連結事業年度の連結欠損金額(災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額を除いた金額)のうち当該設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額(申告書別表一の二(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)、別表一の二(二)又は別表一の二(三))の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄)の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、<u>租税特別措置法第68条の67第1項</u>(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、<u>租税特別措置法第3章第18節</u>(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)、別表一の二(二)又は別表一の二(三))</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(243 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>額を記載してください。</p> <p>ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$((14) \times (2) / (5))$ の算式によって計算した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 地方法人税の額の還付</p> <p>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3（令和元年9月30日以前に開始した還付所得連結事業年度については100分の4.4）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（令和2年改正法による改正前の地方法人税法第23条第1項）。</p>	<p>(240 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$((14) \times (2) / (5))$ の算式によって計算した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 地方法人税の額の還付</p> <p>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の4.4（令和元年10月1日以後に開始する還付所得連結事業年度については100分の10.3）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第23条第1項）。</p>

改正後

(245 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号 _____
※連結グループ整理番号 _____

令和 年 月 日

納税地 〒 _____
(フリガナ) _____
電話() _____

法人名 _____
法人番号 _____
(フリガナ) _____
代表者氏名 _____
代表者住所 〒 _____
事業種目 _____業

税務署長殿

所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

災害欠損連結事業年度	自平成・令和 年 月 日(確定申告書)	還付所得連結事業年度	自平成・令和 年 月 日
災害のあった日	平成・令和 年 月 日	災害の詳細	

区分		請求金額	※金額
災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額	災害損失欠損金額 (1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額 (2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額 (3)		
	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引連結所得金額((3)-(4)) (5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)		00
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控除税額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)		00
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)			
差引法人税額((12)-(13)) (14)			
還付金額((14)×(2)/(5)) (15)			

請求期限	令和 年 月 日	連結確定申告書等提出年月日	平成・令和 年 月 日
------	----------	---------------	-------------

還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号 _____	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____	3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等 _____
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------	--------------------------------------

税理士署名 _____

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業 種 番号	番 号	整 理 簿	備 考	通信 日付印	年 月 日	確 認
----------	-----	------	--------	-----	-------	-----	--------	-------	-----

(規格A4)

04.03改正

改正前

(242 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号 _____
※連結グループ整理番号 _____

令和 年 月 日

納税地 〒 _____
(フリガナ) _____
電話() _____

法人名 _____
法人番号 _____
(フリガナ) _____
代表者氏名 _____
代表者住所 〒 _____
事業種目 _____業

税務署長殿

法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

災害欠損連結事業年度	自平成・令和 年 月 日(確定申告書)	還付所得連結事業年度	自平成・令和 年 月 日
災害のあった日	平成・令和 年 月 日	災害の詳細	

区分		請求金額	※金額
災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額	災害損失欠損金額 (1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額 (2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額 (3)		
	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引連結所得金額((3)-(4)) (5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)		00
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控除税額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)		00
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)			
差引法人税額((12)-(13)) (14)			
還付金額((14)×(2)/(5)) (15)			

請求期限	令和 年 月 日	連結確定申告書等提出年月日	平成・令和 年 月 日
------	----------	---------------	-------------

還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号 _____	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____	3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等 _____
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------	--------------------------------------

税理士署名 _____

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業 種 番号	番 号	整 理 簿	備 考	通信 日付印	年 月 日	確 認
----------	-----	------	--------	-----	-------	-----	--------	-------	-----

(規格A4)

03.06改正

改 正 後	改 正 前
<p>(245 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <h3 style="text-align: center;">連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方</h3> <p>1 この還付請求書は、連結親法人が<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）</u>（以下「<u>令和2年改正法</u>」といいます。）による<u>改正前</u>の法人税法第81条の31の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第81条の20第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「<u>中間期間</u>」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下「<u>災害欠損連結事業年度</u>」といいます。）開始の前日2年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。</p> <p>なお、この請求書には「<u>連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書（付表）</u>」を添付して提出してください。</p> <p>2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、連結親法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「<u>還付所得連結事業年度</u>」といいます。）から、災害欠損連結事業年度の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限り、請求をすることができます。</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損連結事業年度の連結確定申告書等の提出と同時に（仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の連結中間申告書の提出期限までに、その仮決算の連結中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。</p> <p>なお、2以上の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得連結事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「<u>災害欠損連結事業年度</u>」には、この還付請求が仮決算の連結中間申告によるものである場合は、その仮決算の連結中間申告に係る中間期間を記載します。</p> <p>また「（確定・中間 申告書）」には、この還付請求が連結確定申告又は仮決算の連結中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。</p> <p>(3) 「<u>災害の詳細</u>」欄には、その災害の生じた場所、種類（震災、風水害、火災等）など災害の内容を具体的に記載してください。</p> <p>なお、災害の呼称がある場合は、その災害の呼称を記載してください。</p> <p>(4) 「<u>災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額</u>」の各欄</p> <p>イ 「<u>災害損失欠損金額(1)</u>」欄には、「<u>連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書（付表）</u>」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>ロ 「<u>同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)</u>」欄には、災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を「<u>差引連結所得金額(5)</u>」欄の金額を限度として記載してください。</p> <p>(注) この還付請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。</p> <p>(5) 「<u>還付所得連結事業年度の連結所得金額</u>」の各欄</p> <p>イ 「<u>連結所得金額(3)</u>」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「1」欄に記載された連結所得金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「<u>連結所得金額又は連結欠損金額</u>」欄に記載された更正後の連結所得金額を記載します。</p> <p>ロ 「<u>既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)</u>」欄には、還付所得連結事業年度について、既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った災害損失欠損金額又は連結欠損金額を記載してください。</p> <p>(6) 「<u>還付所得連結事業年度の法人税額</u>」の各欄</p> <p>イ 「<u>納付の確定した法人税額(6)</u>」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「<u>差引連結所得に対する法人税額</u>」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「<u>差引連結所得に対する法人税額</u>」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「<u>仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)</u>」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「<u>控除税額(8)</u>」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載します。</p> <p>なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんので注意してください。</p> <p>ニ 「<u>使途秘匿金額に対する税額(9)</u>」欄には、<u>令和2年改正法第16条</u>の規定による<u>改正前の租税特別措置法第68条</u>の67第1項の規定</p>	<p>(242 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <h3 style="text-align: center;">連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方</h3> <p>1 この還付請求書は、連結親法人が法人税法第81条の31(<u>連結法人の災害損失の繰戻しによる法人税額の還付</u>)の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第81条の20第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「<u>中間期間</u>」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下「<u>災害欠損連結事業年度</u>」といいます。）開始の前日2年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。</p> <p>なお、この請求書には「<u>連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書（付表）</u>」を添付して提出してください。</p> <p>2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、連結親法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「<u>還付所得連結事業年度</u>」といいます。）から、災害欠損連結事業年度の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限り、請求をすることができます。</p> <p>3 この還付請求書は、災害欠損連結事業年度の連結確定申告書等の提出と同時に（仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の連結中間申告書の提出期限までに、その仮決算の連結中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。</p> <p>なお、2以上の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得連結事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。</p> <p>4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「<u>災害欠損連結事業年度</u>」には、この還付請求が仮決算の連結中間申告によるものである場合は、その仮決算の連結中間申告に係る中間期間を記載します。</p> <p>また「（確定・中間 申告書）」には、この還付請求が連結確定申告又は仮決算の連結中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。</p> <p>(追 加)</p> <p>(3) 「<u>災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額</u>」の各欄</p> <p>イ 「<u>災害損失欠損金額(1)</u>」欄には、「<u>連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書（付表）</u>」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。</p> <p>ロ 「<u>同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)</u>」欄には、災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を「<u>差引連結所得金額(5)</u>」欄の金額を限度として記載してください。</p> <p>(注) この還付請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。</p> <p>(4) 「<u>還付所得連結事業年度の連結所得金額</u>」の各欄</p> <p>イ 「<u>連結所得金額(3)</u>」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二 (<u>平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)、別表一の二(二)又は別表一の二(三)</u>)の「1」欄に記載された連結所得金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「<u>連結所得金額又は連結欠損金額</u>」欄に記載された更正後の連結所得金額を記載します。</p> <p>ロ 「<u>既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)</u>」欄には、還付所得連結事業年度について、既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った災害損失欠損金額又は連結欠損金額を記載してください。</p> <p>(5) 「<u>還付所得連結事業年度の法人税額</u>」の各欄</p> <p>イ 「<u>納付の確定した法人税額(6)</u>」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「<u>差引連結所得に対する法人税額</u>」欄 (<u>平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄</u>)の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「<u>差引連結所得に対する法人税額</u>」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「<u>仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)</u>」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「<u>控除税額(8)</u>」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載します。</p> <p>なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんので注意してください。</p> <p>ニ 「<u>使途秘匿金額に対する税額(9)</u>」欄には、<u>租税特別措置法第68条</u>の67第1項(<u>使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例</u>)の規定</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(245 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、<u>令和2年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第3章第18節</u>の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>へ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「<u>連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額</u>」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。</p> <p>(7) 「還付金額(15)」欄には、$(14) \times \frac{(2)}{(5)}$ の算式によって計算した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。</p> <p>(8) 「請求期限」欄には、仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の連結中間申告書の提出期限を記載してください。 （注）各連結事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(9) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字を○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 地方法人税の額の還付</p> <p>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3（令和元年9月30日以前に開始した還付所得連結事業年度については100分の4.4）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（<u>令和2年改正法による改正前の地方法人税法第23条第1項</u>）。</p>	<p>(242 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、<u>租税特別措置法第3章第18節《連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率》</u>の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>へ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二（平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二（一）、別表一の二（二）又は別表一の二（三））の「<u>連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額</u>」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$(14) \times \frac{(2)}{(5)}$ の算式によって計算した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。</p> <p>(7) 「請求期限」欄には、仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の連結中間申告書の提出期限を記載してください。 （注）各連結事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(8) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字を○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 地方法人税の額の還付</p> <p>地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の4.4（令和元年10月1日以後に開始する還付所得連結事業年度については100分の10.3）を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第23条第1項）。</p>

改 正 後

(246 連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書)

連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の31の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第81条の20第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下「災害欠損連結事業年度」といいます。）開始の日前2年以内に開始したいずれかの連結事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
- 2 「災害損失欠損金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額の計算」欄の「(8)」欄の金額を記載してください。
 - (2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰り戻す金額(2)」欄には、「(1)」欄のうち当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得連結事業年度（以下「前2年以内還付所得連結事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額を限度として記載してください。
 (注) 前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得について、当該連結事業年度前に既に法人税法第81条の31（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けている場合、この「(2)」欄の金額は、前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額からこれらの規定の適用を受けた部分の連結所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
 - (3) 「繰り戻す災害損失欠損金額(3)」には、「(2)」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得連結事業年度の各還付所得連結事業年度に災害損失欠損金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。
- 3 「災害損失欠損金額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「連結欠損金額(4)」欄には、別表四の二の「連結所得金額又は連結欠損金額 55 の①」欄の金額を記載してください。
 - (2) 「各連結法人の差引災害により生じた損失の額の合計額(5)」欄には、各連結法人ごとに記載した「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の欄の「差引災害により生じた損失の額(14)」欄に記載した金額の合計額を記載してください。
 - (3) 「仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額(6)」欄には、連結中間申告において災害損失金額の繰戻しをした場合のその災害損失金額を記載してください。
- 4 「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の各欄は、棚卸資産と固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含みます。）とに区分して、次により記載しますが、申告書別表七の二付表三（平成29年4月1日前終了事業年度分については、申告書別表七（一）の「災害により生じた損失の額の計算」）の各欄を記載し、当該明細書を添付している場合には、重ねて記載する必要はありません。
 なお、連結法人が2以上の場合には、各連結法人ごとに記載してください。
 - (1) 「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額(9)」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少によるその資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。）を記載してください。
 - (2) 「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額(10)」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日の前日までに支出する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用に係る損失の額を記載してください。
 (以下省略)

改 正 前

(243 連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書)

連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が法人税法第81条の31(連結法人の災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第81条の20第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下「災害欠損連結事業年度」といいます。）開始の日前2年以内に開始したいずれかの連結事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
- 2 「災害損失欠損金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額の計算」欄の「(8)」欄の金額を記載してください。
 - (2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰り戻す金額(2)」欄には、「(1)」欄のうち当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得連結事業年度（以下「前2年以内還付所得連結事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額を限度として記載してください。
 (注) 前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得について、当該連結事業年度前に既に法人税法第81条の31（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けている場合、この「(2)」欄の金額は、前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額からこれらの規定の適用を受けた部分の連結所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
 - (3) 「繰り戻す災害損失欠損金額(3)」には、「(2)」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得連結事業年度の各還付所得連結事業年度に災害損失欠損金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。
- 3 「災害損失欠損金額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「連結欠損金額(4)」欄には、別表四の二の「連結所得金額又は連結欠損金額 55 の①」欄の金額を記載してください。
 - (2) 「各連結法人の差引災害により生じた損失の額の合計額(5)」欄には、各連結法人ごとに記載した「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の欄の「差引災害により生じた損失の額(14)」欄に記載した金額の合計額を記載してください。
 - (3) 「仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額(6)」欄には、連結中間申告において災害損失金額の繰戻しをした場合のその災害損失金額を記載してください。
- 4 「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の各欄は、棚卸資産と固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含みます。）とに区分して、次により記載しますが、申告書別表七の二付表三（平成29年4月1日前終了事業年度分については、申告書別表七（一）の「災害により生じた損失の額の計算」）の各欄を記載し、当該明細書を添付している場合には、重ねて記載する必要はありません。
 なお、連結法人が2以上の場合には、各連結法人ごとに記載してください。
 - (1) 「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額(9)」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少によるその資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。）を記載してください。
 - (2) 「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額(10)」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日の前日までに支出する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用に係る損失の額を記載してください。
 (同左)

改 正 後

(277 e-Taxによる申告の特例に係る届出書(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用))

税務署受付印 e-Taxによる申告の特例に係る届出書 (法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用)		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒	
	(フリガナ)	電話() -	
	名 称		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
代 表 者 氏 名			
代 表 者 住 所	〒		
		電話() -	
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 地方法人税法第19条の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の2第1項 に規定する特定法人に該当し、納税申告書についてe-Taxによる申告を行う必要 があるので届け出ます。			
適用開始 事業年度等	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
該 当 条 項	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第2項第 号 <input type="checkbox"/> 地方法人税法第19条の3第2項第 号 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の2第2項第 号		資本金又は出資金の額 円 設立年月日等 令和 年 月 日
	参 考 事 項		
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	法 量 期	業 種 番 号
			番 号
			入 力
			名 簿
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認

04.03 改正

(規格A4)

改 正 前

(274 e-Taxによる申告の特例に係る届出書(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用))

税務署受付印 e-Taxによる申告の特例に係る届出書 (法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用)		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒	
	(フリガナ)	電話() -	
	名 称		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
代 表 者 氏 名			
代 表 者 住 所	〒		
		電話() -	
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の3第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の2第1項 <input type="checkbox"/> 地方法人税法第19条の2第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の2第1項 に規定する特定法人に該当し、納税申告書についてe-Taxによる申告を行う必要 があるので届け出ます。			
適用開始 事業年度等	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
該 当 条 項	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の3第2項第 号 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の2第2項第 号 <input type="checkbox"/> 地方法人税法第19条の2第2項第 号 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の2第2項第 号		資本金又は出資金の額 円 設立年月日等 令和 年 月 日
	参 考 事 項		
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	法 量 期	業 種 番 号
			番 号
			入 力
			名 簿
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認

03.06 改正

(規格A4)

改 正 後

(277 e-Taxによる申告の特例に係る届出書(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用))

e - Taxによる申告の特例に係る届出書（法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用）の記載要領等

1 この届出書は、法人税法第75条の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の24の2第1項、地方法人税法第19条の3第1項又は消費税法第46条の2第1項の規定により電子情報処理組織による申告の特例の対象となる内国法人等（以下「特定法人」といいます。）が、電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用して中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）及び納税申告書の添付書類を提供する場合に、使用してください。

2 この届出書は、以下の特定法人に該当する場合に、以下の提出期限内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

	特定法人の区分	提出期限
①	事業年度等の開始の時ににおける内国法人の資本金又は出資金の額（以下「 <u>資本金の額等</u> 」 <u>と</u> いいます。）が1億円を超えることとなった法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時ににおける資本金の額等で判定します。	資本金の額等が1億円を超えることとなった日から1月以内
	新たに設立された法人でその設立の時ににおける資本金の額等が1億円を超える法人（法人税法第75条の4第1項、令和2年旧法人税法第81条の24の2第1項及び地方法人税法第19条の3第1項に係る届出（以下「 <u>法人税関係届出</u> 」 <u>と</u> いいます。）にあっては、公益法人等を除きます。）	設立の日から2月以内
②	通算法人 （①に掲げる法人を除きます。）	通算承認の効力が生じた日等から1月以内
③	相互会社 （②に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
④	投資法人 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
⑤	特定目的会社 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
⑥	国又は地方公共団体（注1）	設立の日（特別会計の会計年度が開始した日）から2月以内
⑦	法人税関係届出の場合で、新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時ににおける資本金の額等が1億円を超える法人	その開始した日から2月以内
⑧	法人税関係届出の場合で、公益法人等（収益事業を行っていないものに限りま	その該当することとなった日から2月以内

（注1） 国又は地方公共団体は消費税法第46条の2第1項に係る届出（以下「消費税関係届出」といいます。）のみ行う必要があります。

（注2） 消費税について、免税事業者に該当する事業者は、上記提出要件に該当する場合であっても、消費税関係届出は不要です。
なお、上記提出要件とは別に、消費税の免税事業者が課税事業者となる場合には、その課税事業者となる課税期間の初日から1月以内に消費税関係届出を行う必要があります。

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「法人番号」欄には法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。

(2) 届出本文の

<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 地方法人税法第19条の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の2第1項	には、該当する□にレ印を付してください。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

なお、連結親法人が、特定法人（令和2年旧法人税法第81条の24の2第1項に規定する特定法人に限りま

(3) 「適用開始事業年度等」欄には、上記(2)の規定に基づき e-Taxによる申告を開始する事業年度等を記載してください。
(4) 「該当条項」欄には、特定法人に該当することとなった条項の□にレ印を付した上で、該当する号数を記載してください。

	特定法人の区分	記載すべき号数	該当条項
①	事業年度等の開始の時ににおける資本金の額等が1億円を超える法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時ににおける資本金の額等で判定します。	1	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項 消費税法第46条の2第2項

改 正 前

(274 e-Taxによる申告の特例に係る届出書(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用))

e - Taxによる申告の特例に係る届出書（法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用）の記載要領等

1 この届出書は、法人税法第75条の3第1項、同法第81条の24の2第1項、地方法人税法第19条の2第1項又は消費税法第46条の2第1項に規定する電子情報処理組織による申告の特例の対象となる内国法人等（以下「特定法人」といいます。）が、電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用して中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）及び納税申告書の添付書類を提供する場合に、使用してください。

2 この届出書は、内国法人の資本金又は出資金の額（以下「資本金の額等」といいます。）が1億円を超えることとなった日から1月以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

なお、令和2年3月31日以前に設立された法人で、令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度、連結事業年度、課税事業年度又は課税期間（以下「事業年度等」といいます。）において特定法人に該当する場合には、事業年度等開始の日から1月以内に提出してください。

ただし、次の(1)から(3)までに記載する法人等については、それぞれ次に掲げる日から2月以内に提出してください。

- (1) 新たに設立された次の法人等については、その設立の日
 イ 設立の時ににおける資本金の額等が1億円を超える法人（法人税法第75条の3第1項、同法第81条の24の2第1項及び地方法人税法第19条の2第1項に係る届出（以下「法人税関係届出」といいます。）にあっては、公益法人等を除きます。）
 ロ 相互会社
 ハ 投資法人
 ニ 特定目的会社
 ホ 国又は地方公共団体の特別会計等（消費税法第46条の2第1項に係る届出（以下「消費税関係届出」といいます。）のみ行う必要があります。）
 (2) 法人税関係届出の場合で、新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時ににおける資本金の額等が1億円を超える法人については、その開始した日
 (3) 法人税関係届出の場合で、公益法人等（収益事業を行っていないものに限りま

することとなった時における出資金の額が1億円を超える場合における当該協同組合等については、その該当することとなった日

（追 加）

（注） 消費税について、免税事業者に該当する事業者は、上記提出要件に該当する場合であっても、消費税関係届出は不要です。
なお、上記提出要件とは別に、消費税の免税事業者が課税事業者となる場合には、その課税事業者となる課税期間の初日から1月以内に消費税関係届出を行う必要があります。

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「法人番号」欄には法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。

(2) 届出本文の

<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の3第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の2第1項 <input type="checkbox"/> 地方法人税法第19条の2第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の2第1項	には、該当する□にレ印を付してください。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

(3) 「適用開始事業年度等」欄には、上記(2)の規定に基づき e-Taxによる申告を開始する事業年度等を記載してください。
(4) 「該当条項」欄には、特定法人に該当することとなった条項の□にレ印を付した上で、該当する号数を記載してください。

	特定法人の区分	記載すべき号数	該当条項
①	事業年度等の開始の時ににおける資本金の額等が1億円を超える法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時ににおける資本金の額等で判定します。	1	法人税法第75条の3第2項 法人税法第81条の24の2第2項 地方法人税法第19条の2第2項 消費税法第46条の2第2項

改 正 後

(277 e-Tax による申告の特例に係る届出書(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用))

②	通算法人 (①に掲げる法人を除きます。)	2	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項
③	相互会社 (②に掲げる法人を除きます。)	3	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項
		2	消費税法第46条の2第2項
④	投資法人 (①に掲げる法人を除きます。)	4	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項
		3	消費税法第46条の2第2項
⑤	特定目的会社 (①に掲げる法人を除きます。)	5	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項
		4	消費税法第46条の2第2項
⑥	国又は地方公共団体	5	消費税法第46条の2第2項

(注) なお、連結法人が、令和2年旧法人税法第81条の24の2第1項に規定する特定法人に該当することによりこの届出書を提出する場合は、「法人税法第75条の4第2項」を「令和2年旧法人税法第81条の24の2第2項」と、「地方法人税法第19条の3第2項」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の地方法人税法第19条の2第2項」と、それぞれ読み替えてください。

- (5) 「資本金又は出資金の額」欄には、上記(3)で記載した事業年度等の開始の時点における資本金の額等を記載してください。
- (6) 「設立年月日等」欄には、上記2に記載された当該届出書の提出を行うべき事実が発生した日(資本金の額等が1億円を超えることとなった日又は設立の日等)を記載してください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(274 e-Tax による申告の特例に係る届出書(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用))

	(追 加)		
②	相互会社	2	法人税法第75条の3第2項 法人税法第81条の24の2第2項 地方法人税法第19条の2第2項 消費税法第46条の2第2項
③	投資法人 (①に掲げる法人を除きます。)	3	法人税法第75条の3第2項 地方法人税法第19条の2第2項 消費税法第46条の2第2項
④	特定目的会社 (①に掲げる法人を除きます。)	4	法人税法第75条の3第2項 地方法人税法第19条の2第2項 消費税法第46条の2第2項
⑤	国又は地方公共団体	5	消費税法第46条の2第2項

(追 加)

- (5) 「資本金又は出資金の額」欄には、上記(3)で記載した事業年度等の開始の時点における資本金の額等を記載してください。
- (6) 「設立年月日等」欄には、上記2に記載された当該届出書の提出を行うべき事実が発生した日(資本金の額等が1億円を超えることとなった日又は設立の日等)を記載してください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後 改 正 前

(278 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書(取りやめの届出書)(法人税・消費税用))

(275 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書(取りやめの届出書)(法人税・消費税用))

税務署受付印 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 (法人税・消費税用)		※整理番号
令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 _____ 電話() - _____
	(フリガナ)	
	名 称	
	法 人 番 号	_____
	(フリガナ)	
代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒 _____ 電話() - _____	
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の5第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項		
]に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である 場合の特例を申請します。		
申 請 内 容	特例の適用を受けることが必要となった理由	
	特例の指定を受けようとする期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日	令和 年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類	
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の5第8項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項		
]の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめます ので届け出ます。		
届 出 内 容	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日	令和 年 月 日
	特例の適用を受けることをやめようとする理由	
その他の参考事項		
税 理 士 署 名		
※税務署 処理欄	部 門	法 期
業種 番号	番 号	入 力
名 簿	通 信 日付印	年 月 日
確 認		

税務署受付印 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 (法人税・消費税用)		※整理番号
		※連結グループ整理番号
令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 _____ 電話() - _____
	(フリガナ)	
	名 称	
	法 人 番 号	_____
	(フリガナ)	
代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒 _____ 電話() - _____	
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項		
]に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である 場合の特例を申請します。		
申 請 内 容	特例の適用を受けることが必要となった理由	
	特例の指定を受けようとする期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日	令和 年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類	
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第8項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第2項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項		
]の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめます ので届け出ます。		
届 出 内 容	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日	令和 年 月 日
	特例の適用を受けることをやめようとする理由	
その他の参考事項		
税 理 士 署 名		
※税務署 処理欄	部 門	法 期
業種 番号	番 号	入 力
名 簿	通 信 日付印	年 月 日
確 認		

04.03 改正

03.06 改正

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前								
<p>(278 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書(取りやめの届出書)(法人税・消費税用))</p> <p style="text-align: center;">e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書(法人税・消費税用)及び e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書(法人税・消費税用)の記載要領等</p> <p>1 この申請書及び届出書は、次の場合に使用してください。</p> <p>(1) 電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織(以下「e-Tax」といいます。)を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、書面により中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書(以下「納税申告書」といいます。)の提出をすることができると認められるときに、法人税法第75条の5第1項、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第81条の24の3第1項又は消費税法第46条の3第1項の規定により、書面により納税申告書及び納税申告書に添付すべきものとされている書類を提出すること(以下「特例」といいます。)についての承認を受けようとする場合 なお、地方法人税については、地方法人税法第19条の4の規定により、法人税法の承認を受けることで、特例を適用することができます。</p> <p>(2) 特例の適用を受けることをやめることについて届け出る場合</p> <p>2 この様式を「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」として使用する場合には、特例の指定を受けようとする期間の開始の日の15日前までに、添付書類を添えて、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 なお、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日が、納税申告書の提出期限の15日前の日以後であり、当該提出期限が特例の指定を受けようとする期間内の日であるときは、その指定を受けようとする期間の開始の日が提出期限となります。 (注) この特例の適用を受けようとするためには、申請書は提出期限までに納税地の所轄税務署へ到達する必要があります(平成18年国税庁告示第7号)。</p> <p>3 特例の適用をやめようとするときは、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」として、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) この様式の使用目的に応じて、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」又は「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」の文言を抹消してください。</p> <p>(2) 申請本文の <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の5第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項 </td> <td style="padding: 0 10px;">には、該当する□にレ印を付してください。</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">なお、連結法人が、<u>令和2年旧法人税法第81条の24の3第1項の規定によりこの申請書を提出する場合は、「法人税法第75条の5第1項」を「令和2年旧法人税法第81条の24の3第1項」と読み替えてレ印を付してください。</u></p> <p>(3) 「特例の適用を受けることが必要となった理由」欄には、e-Taxを使用することが困難となった電気通信回線の故障又は災害等の事情をできるだけ詳細に記載してください。</p> <p>(4) 「特例の指定を受けようとする期間」欄には、書面で納税申告書を提出する期間を記載してください。</p> <p>(5) 「電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日」欄には、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日を記載してください。</p> <p>(6) 「添付書類」欄は、上記(3)の事情を明らかにする書類を添付した上で、□にレ印を付してください。</p> <p>(7) 届出本文の <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の5第8項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項 </td> <td style="padding: 0 10px;">には、該当する□にレ印を付してください。</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">なお、連結法人が、<u>令和2年旧法人税法第81条の24の3第2項の規定によりこの届出書を提出する場合は、「法人税法第75条の5第8項」を「令和2年旧法人税法第81条の24の3第2項」と読み替えてレ印を付してください。</u></p> <p>(8) 「特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、納税地の所轄税務署長から、法人税法第75条の5第4項、<u>令和2年旧法人税法第81条の24の3第2項</u>又は消費税法第46条の3第4項の規定に基づき書面により通知された特例の承認を受けた日又は法人税法第75条の5第5項、<u>令和2年旧法人税法第81条の24の3第2項</u>又は消費税法第46条の3第5項の規定により特例の承認があったものとみなされた日を記載してください。</p> <p>(9) 「特例の適用を受けることをやめようとする理由」欄には、特例の適用を受けることをやめようとする理由を具体的に記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄は、この申請書及び届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> </p></p>	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の5第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項	には、該当する□にレ印を付してください。	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の5第8項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項	には、該当する□にレ印を付してください。	<p>(275 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書(取りやめの届出書)(法人税・消費税用))</p> <p style="text-align: center;">e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書(法人税・消費税用)及び e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書(法人税・消費税用)の記載要領等</p> <p>1 この申請書及び届出書は、次の場合に使用してください。</p> <p>(1) 電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織(以下「e-Tax」といいます。)を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、書面により中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書(以下「納税申告書」といいます。)の提出をすることができると認められるときに、法人税法第75条の4第1項、<u>同法第81条の24の3第1項</u>又は消費税法第46条の3第1項の規定により、書面により納税申告書及び納税申告書に添付すべきものとされている書類を提出すること(以下「特例」といいます。)についての承認を受けようとする場合 なお、地方法人税については、地方法人税法第19条の<u>3</u>の規定により、法人税法の承認を受けることで、特例を適用することができます。</p> <p>(2) 特例の適用を受けることをやめることについて届け出る場合</p> <p>2 この様式を「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」として使用する場合には、特例の指定を受けようとする期間の開始の日の15日前までに、添付書類を添えて、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 なお、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日が、納税申告書の提出期限の15日前の日以後であり、当該提出期限が特例の指定を受けようとする期間内の日であるときは、その指定を受けようとする期間の開始の日が提出期限となります。 (注) この特例の適用を受けようとするためには、申請書は提出期限までに納税地の所轄税務署へ到達する必要があります(平成18年国税庁告示第7号)。</p> <p>3 特例の適用をやめようとするときは、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」として、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) この様式の使用目的に応じて、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」又は「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」の文言を抹消してください。</p> <p>(2) 申請本文の <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項 </td> <td style="padding: 0 10px;">には、該当する□にレ印を付してください。</td> </tr> </table> <p>(3) 「特例の適用を受けることが必要となった理由」欄には、e-Taxを使用することが困難となった電気通信回線の故障又は災害等の事情をできるだけ詳細に記載してください。</p> <p>(4) 「特例の指定を受けようとする期間」欄には、書面で納税申告書を提出する期間を記載してください。</p> <p>(5) 「電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日」欄には、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日を記載してください。</p> <p>(6) 「添付書類」欄は、上記(3)の事情を明らかにする書類を添付した上で、□にレ印を付してください。</p> <p>(7) 届出本文の <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第8項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第2項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項 </td> <td style="padding: 0 10px;">には、該当する□にレ印を付してください。</td> </tr> </table> <p>(8) 「特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、納税地の所轄税務署長から、法人税法第75条の4第4項、<u>同法第81条の24の3第2項</u>又は消費税法第46条の3第4項の規定に基づき書面により通知された特例の承認を受けた日又は法人税法第75条の4第5項、<u>同法第81条の24の3第2項</u>又は消費税法第46条の3第5項の規定により特例の承認があったものとみなされた日を記載してください。</p> <p>(9) 「特例の適用を受けることをやめようとする理由」欄には、特例の適用を受けることをやめようとする理由を具体的に記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄は、この申請書及び届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> </p></p>	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項	には、該当する□にレ印を付してください。	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第8項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第2項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項	には、該当する□にレ印を付してください。
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の5第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項	には、該当する□にレ印を付してください。								
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の5第8項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項	には、該当する□にレ印を付してください。								
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項	には、該当する□にレ印を付してください。								
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第8項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第2項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項	には、該当する□にレ印を付してください。								